

特別史跡

尖石石器時代遺跡保存管理計畫書



平成28年3月
茅野市教育委員会



尖石さま



復元された縄文集落（与助尾根遺跡）



豎穴住居址の発掘につながる2つの炉址と床面の確認(昭和11年)

はじめに

—特別史跡「尖石石器時代遺跡」を今にいかし、未来へつなげるために—

茅野市は「縄文のみやこ」と称されるほど、豊かな縄文文化が花開いた地です。中でも八ヶ岳西麓にある特別史跡「^{とがりいし}尖石石器時代遺跡」は、その代表的な遺跡として、また、「縄文時代集落研究の原点」として、古くから調査・研究の対象として取り上げられ、多大な成果を世に送り出してきました。

これらの研究は多くの先学の労苦によるものです。特に宮坂英^{ふさかず}式先生の尖石遺跡を舞台に、生涯をかけた縄文時代のムラの探求と、その姿を復元しようとした試みは、考古学の域を超え、人間の生きざまをも学ぶことができます。

^{たくいまれ}類稀なる繁栄を築いた縄文時代中期の文化。そしてムラを支えたものは、八ヶ岳の麓に広がる豊かな自然といわれています。クリやコナラ等の落葉広葉樹林に囲まれた台地が、伏流水の湧く谷を間に並列する姿は、縄文時代中期の景観を彷彿とさせるのに十分であり、こうした環境が尖石石器時代遺跡の周辺には奇跡的に遺されています。縄文人が眺めたであろう山、利用したであろう水が流れ、私たちが当時を追体験できる場として今につながっていることを大切に考え、これらを遺していくことが重要であると考えます。

ただ、自然環境を遺すことは、単に自然の営みに任せておけば維持できるものではありません。縄文人が豊かな自然を巧みに利用したように、有用植物の育成等の自然への働きかけが、縄文の森を後世につなげていく大切な役割を果たすこととなります。また、自然からの恵みを最大限にいかした縄文人のように、森から得られる英知こそ、私たちが縄文人から学び今後に伝えていかななくてはならないことです。その舞台として尖石石器時代遺跡がいかされていくことが必要です。

また、「縄文時代集落研究の原点」として蓄積された情報を今日の学問的な視座に立ち、見直し、縄文時代のムラの研究を再構築すること、このような検証を繰り返すことが可能な遺跡として、情報の収集・整理・研究を継続していかなくてはなりません。それが宮坂先生をはじめ先学から脈々と受け継がれてきた学問の継続性であり、尖石石器時代遺跡をいかすことにつながります。

豊かな自然と一体となり、それを最大限にいかした縄文時代。そこには、私たちが失いつつある節度と共存・共栄する姿があります。この保存管理計画により、尖石石器時代遺跡が自然と一体となった縄文時代のムラであることを識り、^し体感し、学習する場としていかされていくことを目指します。

平成 28 年 3 月

茅野市教育委員会
教育長 牛山 英彦

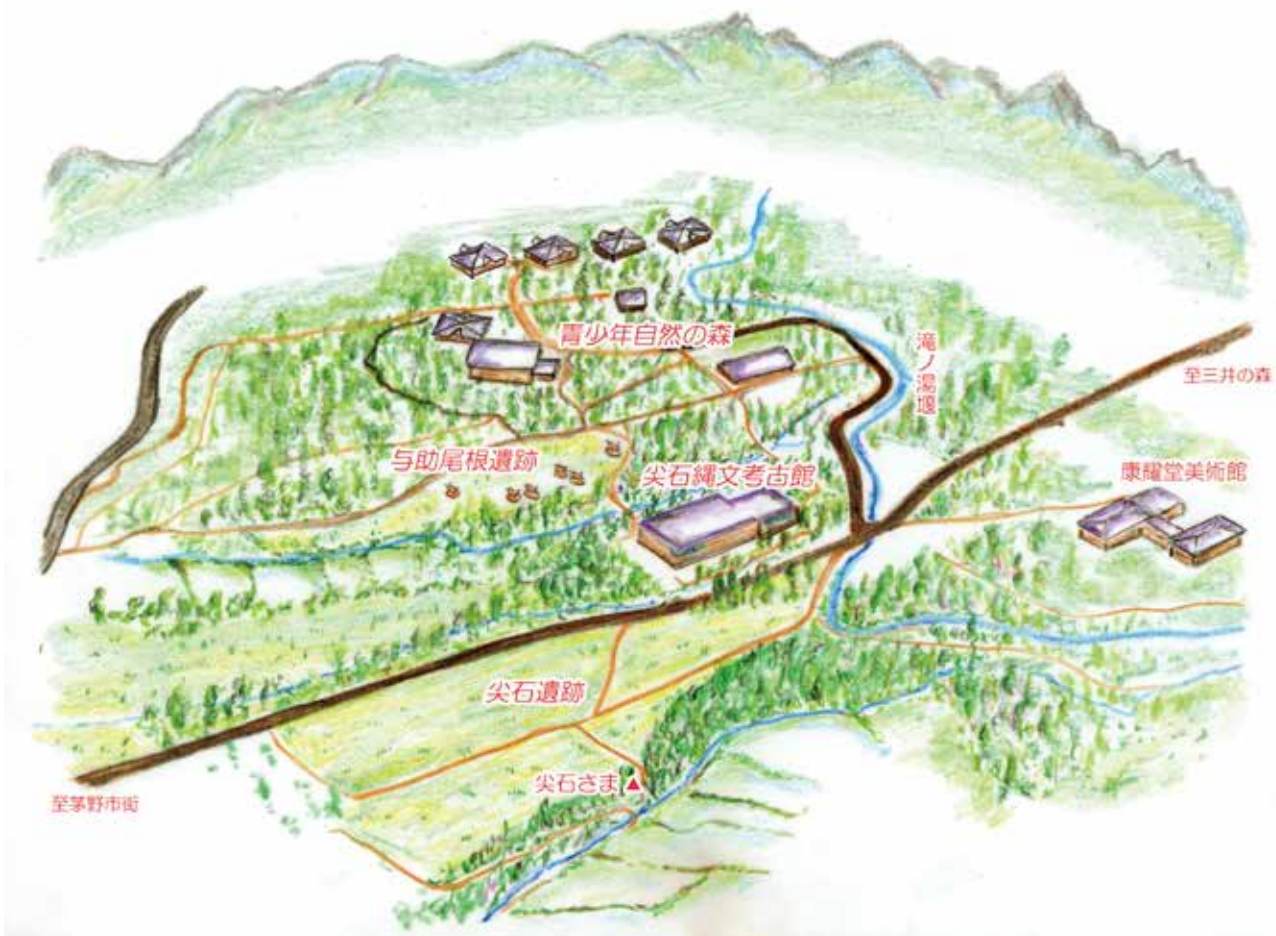
例 言

- 1 本書は、長野県茅野市豊平東嶽他に所在する「特別史跡 尖石石器時代遺跡（とくべつしせき とがりいしせっきじだいせき）」の保存管理計画書である。
- 2 尖石石器時代遺跡保存管理計画策定事業は、茅野市が国庫補助金及び長野県費補助の交付を受けて、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 ヶ年をかけて実施した。
- 3 本事業は、尖石石器時代遺跡保存管理計画策定委員会の指導のもと、茅野市教育委員会に事務局を置き実施した。事業の実施にあたっては、文化庁文化財部記念物課、長野県教育委員会文化財・生涯学習課の指導・助言を得た。
- 4 本書の執筆及び編集は、茅野市教育委員会 文化財課 尖石縄文考古館の守矢昌文と小池岳史が行った。
- 5 本書の史跡指定地及びその周辺の詳細地形図は、平成 25 年度に新日本航業株式会社に委託し作成したものである。
- 6 本書の図版・表の一部及び第 4 章第 2 節の植生・動物相・水文環境、別編の記述については、平成 25 年度に株式会社パスコに委託して実施した情報処理等委託業務の現地調査及び成果報告書、平成 26・27 年度に株式会社ワイドに委託して実施した計画策定総合支援委託業務の成果を基に、事務局が編集し掲載した。
- 7 本書の作成にあたり、参考文献を第 4 章中に掲載した。必要に応じて、本文及び図中で「刊行者 / 筆者・刊行年・文献」として注釈した。
- 8 基本的用語は以下のとおりである。
昭和 17 年に「尖石石器時代遺跡」の名称で史跡指定された当史跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地である尖石遺跡（遺跡番号 87）、与助尾根遺跡（遺跡番号 85）、与助尾根南遺跡（遺跡番号 86）の一部から構成される。本書では、文脈・内容に応じて、史跡の名称と周知の埋蔵文化財包蔵地の名称を適宜使い分けた。また、特別史跡を史跡と表記した。
- 9 本書において策定した内容は、今後の史跡を取り巻く社会的環境等の変化により、再検討や修正の必要が生じた場合に、見直しを行うこととする。

特別史跡 尖石石器時代遺跡保存管理計画書 目次

第1章 計画策定の沿革と目的.....	1
第1節 計画策定の沿革.....	1
第2節 計画の目的と基本方針.....	3
第3節 計画の位置づけ.....	4
第4節 史跡整備事業の経過.....	6
第5節 計画策定事業の経過.....	8
第2章 史跡の現況と課題.....	10
第1節 史跡の現況と課題の整理.....	10
第2節 史跡の現況.....	10
第3節 史跡の課題.....	18
第4節 史跡公園の活用の現状と課題.....	19
第3章 史跡の概要.....	20
第1節 茅野市と史跡の位置.....	20
第2節 史跡の位置.....	27
第3節 指定に至る経緯.....	30
第4節 史跡指定の変遷と理由.....	32
第5節 史跡の状況.....	33
第4章 史跡を取り巻く環境と調査の成果.....	36
第1節 史跡の位置する台地と土層.....	36
第2節 史跡の植生・動物相・水文環境.....	40
第3節 史跡の歴史的環境.....	45
第4節 史跡の調査成果.....	50
第5節 環境調査と自然科学分析.....	74
第6節 史跡周辺の関連遺跡群と文化財群.....	81
第5章 史跡の価値.....	85
第1節 史跡の価値の整理.....	85
第2節 史跡の構成要素.....	88
第6章 史跡の保存と管理.....	90
第1節 基本方針.....	90
第2節 史跡指定地の保存管理のための地区区分と現状変更等の取扱い基準.....	90
第3節 現状変更に伴う許可申請区分.....	96
第4節 史跡指定地の公有地化の方針.....	97
第5節 追加指定の方針.....	97
第6節 出土品の保存と管理.....	97
第7節 史跡と周辺環境の一体的な保全の推進.....	99

第7章 史跡の整備と活用.....	100
第1節 基本方針.....	100
第2節 整備活用のための環境整備構想.....	100
第3節 史跡の整備.....	102
第4節 史跡と周辺環境の整備.....	107
第5節 史跡の活用.....	109
第6節 整備活用に向けた課題の整理.....	114
第8章 史跡の管理運営体制.....	115
第1節 管理運営体制.....	115
第2節 管理運営のための条例・規則等の制定.....	116
別 編.....	117



特別史跡尖石石器時代遺跡鳥瞰図

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

茅野市には、戦前から集落跡の調査が行われ「縄文時代集落研究の原点」といわれる特別史跡「尖石石器時代遺跡」、縄文時代終末期における「東西文化交流上の拠点」とされる史跡「^{うえのだん}上之段石器時代遺跡」、本州最大の黒曜石原産地を背後に抱え「黒曜石供給の拠点」とされる史跡「^{こまがた}駒形遺跡」があります。

史跡とは、文化財保護法で規定されている国が指定する文化財です。文化財保護法第109条では、史跡天然記念物の指定について、「文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。」とし、第2項で「文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下、「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。」とされています。また、その指定基準について、史跡は「(略) 我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの」とし、特別史跡は「史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの」〔特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）〕とされています。

尖石遺跡は明治26年に学会へ報告され、広くその名が知られることとなり、地元の歴史研究者らによる遺物採集を目的とする調査が行われました。その後、昭和4年の伏見宮殿下の発掘調査を契機に、昭和5年から17年まで宮坂英弑氏による本格的な発掘調査が行われ、その発掘資料から日本ではじめて縄文時代の集落の構成が示されました。

昭和17年10月14日に史跡に指定された後、昭和27年3月29日に縄文時代の遺跡として最初の特別史跡に指定され、平成5年4月6日に^{よすけおね}与助尾根遺跡の範囲が追加指定されました。



図 1-1 尖石石器時代遺跡整備基本計画鳥瞰図（茅野市・茅野市教委 1994 『特別史跡尖石遺跡整備基本計画』）

茅野市では郷土の貴重な文化遺産の公開と活用を図るため、与助尾根遺跡の公有地化と史跡公園（復元家屋の建設による縄文集落の復元）の整備、与助尾根南遺跡への尖石考古館の建設を進めてきましたが、尖石遺跡は未整備の状態でした。

そこで、平成5年には、尖石遺跡を核に与助尾根遺跡を含めた尖石石器時代遺跡とその周辺を、「八ヶ岳山麓の縄文文化を感じとり、体験できる場として整備する」ことを目的とする『特別史跡尖石遺跡整備基本計画』（以下『基本計画』とする）を策定しました。

この『基本計画』に基づき、平成12年の尖石縄文考古館のリニューアルにあわせ、平成10年度から平成20年度まで史跡整備が行われましたが、事業の開始から15年が経過する中で、史跡の保存管理及び整備活用をめぐるさまざまな課題が生じてきました。

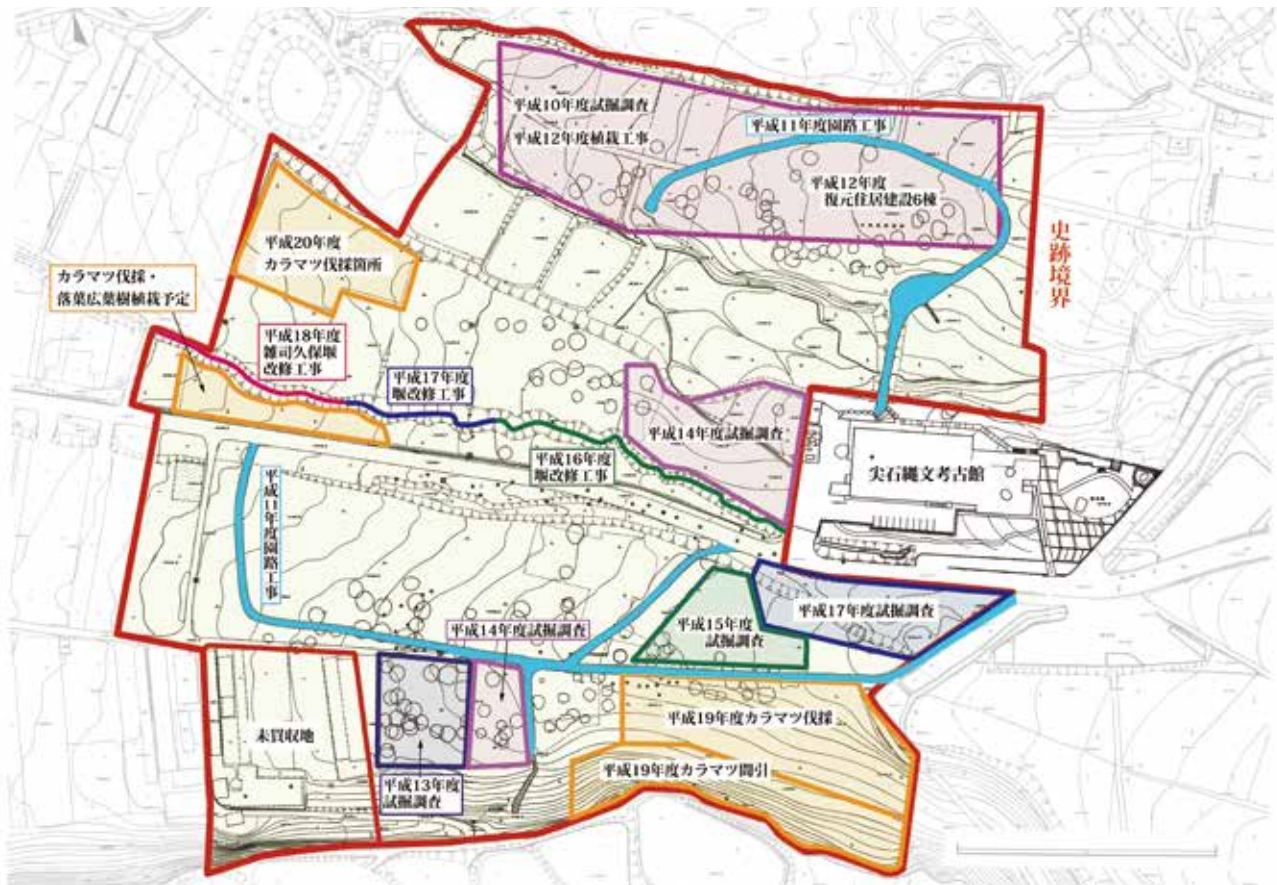


図 1-2 年度別尖石史跡公園整備図（茅野市教委 2009 『尖石遺跡整備報告書(3)』）

表 1-1 史跡整備の実施状況（茅野市教委 2009 『尖石遺跡整備報告書(3)』）

事業内容	実施内容	実施場所	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
遺構範囲確認調査		与助尾根地区	■										
史跡整備 (一部市費による)	園路工事	与助尾根地区		■									
	復元住居建設工事	与助尾根地区			■								
	植栽工事	与助尾根地区			■								
遺構範囲確認調査		尖石遺跡南側				■							
		尖石遺跡南側					■						
		尖石遺跡南東						■					
史跡整備	堰改修工事	雑司久保堰							■				
	堰改修工事	雑司久保堰								■			
遺構範囲確認調査		尖石遺跡南東								■			
史跡整備	堰改修工事	雑司久保堰									■		
	人工林カラマツ伐採・間引き	尖石遺跡南東										■	
	人工林カラマツ伐採	尖石遺跡北西											■
報告書作成	史跡整備報告書作成	与助尾根地区											
	尖石地区試掘調査報告書	尖石地区				■							
	史跡整備報告書	尖石地区											■

茅野市並びに茅野市教育委員会では、こうしたさまざまな課題を解決し、史跡を適切に保存するとともに、まちづくりやひとづくりに活用する方針と方法を具体的に示すため、尖石石器時代遺跡保存管理計画を策定することとし、平成25年度から平成27年度の3カ年をかけて、国庫補助金及び長野県費補助の交付を受けて、尖石石器時代遺跡保存管理計画策定事業を実施しました。

第2節 計画の目的と基本方針

この計画は尖石石器時代遺跡を適切に保存するための方策と、今後の活用についての指針となるものです。

史跡の保護は保存と活用の両輪から成り立ちます。史跡を適切に保存することで、史跡の活用が可能となります。また、史跡を活用し、その価値を広く知ってもらうことで、将来にわたり保存していくことができます。

特別史跡に指定された尖石石器時代遺跡は、66,933.405㎡の面積を有します。公有地化された62,990.405㎡（約94%）の内、1,079.785㎡が道路・水路で、これらの土地を除く範囲が史跡公園として整備され一般に公開されています。残る3,943㎡の土地は民有地で、畑地等に利用されています。また、史跡指定地を囲むように、北に青少年自然の森、東に尖石縄文考古館、南に尖石遺跡の一部として遺跡登録され、水田等に利用されている約7,400㎡の民有地があります。

このように史跡指定地と周辺の土地の利用状況は多岐に及んでいます。特に史跡指定地を含む埋蔵文化財包蔵地に対しては、文化財保護法による土地の現状を変更する行為に対しての制限事項が設けられています。

史跡指定地を適切に保存管理し、次世代に継承するためには、史跡の価値、土地の現状、法的な事項を整理し、土地の現状変更等について基本的な方針を定めた上で、具体的な取扱い基準を定めることが必要となります。

また、今後の史跡の整備活用について検討し、方針を定めることは、史跡の価値や魅力を広く市民に伝えるために必要な作業であり、他に縄文時代の国史跡を2カ所、国宝を2箇所所有する当市の恵まれた歴史的資産をまちづくり・ひとづくりにいかすためにも必要です。



史跡「上之段石器時代遺跡」(北山湯川)



史跡「駒形遺跡」(米沢北大塩)



国宝「土偶」(縄文のビーナス)
棚畑遺跡出土



国宝「土偶」(仮面の女神)
中ッ原遺跡出土

さらに、尖石石器時代遺跡と周辺に関連する縄文時代遺跡を一体的に保存するとともに、他の国史跡や文化財群と関連づけた広域的な活用も課題となっています。そして、これらを推進するための、市民と行政による体制の整備の検討も必要となります。

以上をふまえ、計画策定の基本方針を次のとおりとします。

計画の基本方針

1 史跡が抱える課題の明確化とその解決方法の提示

尖石石器時代遺跡が抱えるさまざまな課題を整理し、具体的な解決策を示します。(第2・7章)

2 史跡の価値に基づく適切な保存と管理

これまでの調査成果から、尖石石器時代遺跡の価値を明らかにし、保存管理に反映します。(第3・4・5・6章)

3 史跡の特徴をいかした整備と活用

尖石石器時代遺跡の価値と特徴をいかした整備活用を図ります。(第7章)

4 史跡の保護とまちづくり

尖石石器時代遺跡を、他の史跡や周辺の文化財群の保存と活用を図るための拠点と位置づけ、歴史的な環境を一体的に保全します。(第6・7章)

5 縄文プロジェクトの核としての取組

尖石石器時代遺跡を、普段の生活の中で「縄文」を意識し、まちづくり・ひとづくりにいかしていくとする「縄文プロジェクト」の核として活用します。この取組を推進するための市民と行政の連携・体制の強化を図ります。(第7・8章)

第3節 計画の位置づけ

茅野市民憲章 茅野市では、昭和57年に「茅野市民憲章」を制定し、目指すべきまちづくりや住民像の基本理念を定めています。「わたくしたちの茅野市は、八ヶ岳連峰に象徴される美しい自然に恵まれ、縄文文化以来の長い歴史をもつ、未来に羽ばたく青年都市です」とし、縄文時代から築き上げてきた長い歴史と、これを支え育んだ八ヶ岳山麓の豊かな自然を大切に受け継ぎ、まちづくり・ひとづくりにいかしていくとしています。

茅野市民プラン 『茅野市民プラン』（第4次茅野市総合計画）は、市民憲章を基本理念に長期10カ年（平成20年度～29年度）の行政計画を策定したものです。この計画では、目指すまちの姿を「人も自然も元気で豊か 躍動する高原都市」と定めています。この将来像を現実にしていくために、柱となる8つの政策が掲げられ、これを包括的・分野横断的に貫くキーワードを「ひとの輝き」、「みどりの輝き」、「まちの輝き」として、市民・民間と行政が対等な立場にたつ市民参加によるまちづくり（パートナーシップのまちづくり）を進めています。

『茅野市民プラン』に示された、目指すまちの姿の原型は、八ヶ岳連峰や蓼科山などの雄大な自然に抱かれて、5000年の昔にこの地で栄えた特別史跡「尖石石器時代遺跡」をはじめ、史跡「上之段石器時代遺跡」、「駒形遺跡」等の日本を代表する集落遺跡にみることができま。約10000年の長きにわたり自然と共存・共栄した縄文文化の精神性を学び、まちづくり・ひとづくりにいかすとする縄文プロジェクトの推進が位置づけられています。

縄文プロジェクト 茅野市が世界に誇る質の高い縄文文化を、『茅野市民プラン』に基づくまちづくりにいかすため、そのより力強い推進に向けて、平成22年度に『縄文プロジェクト構想』を策定しました。平成25年度からプロジェクトの理念の見直しと、プロジェクトの目的の実行のための実行案を検討し、平成26年度に『縄文プロジェクト』改定版を策定しました。この中で「縄文」を識る、広める、産み出す、楽しむ、守るの5つの取組から構成される「縄文」の価値をいかしたまちづくりの戦略が示され、平成27年度から本格的に動き始めました。

この『縄文プロジェクト』には、茅野市が目指すまちの姿の原型である尖石石器時代遺跡、上之段石器時代遺跡、駒形遺跡を次世代に継承するとともに、史跡公園として整備を行い、活用していくことが、「縄文」を守る取組の中に位置づけられています。

縄文の里史跡整備・活用基本構想 この基本構想は、『縄文プロジェクト』にしたがい、公有地として永久に保存される3つの史跡を整備して、「縄文の里」の基礎を整え、これらの史跡を多様な市民生活にいかすことで、当市のまちづくり・ひとづくりを進めようとするものです。平成28年度の策定・刊行を目指し作業を進めています。



図 1-3『縄文プロジェクト』改定版（茅野市 2014）

第4節 史跡整備事業の経過

『史跡整備構想・計画』と指定地の公有地化 茅野市では、郷土の貴重な文化遺産の公開と活用を図るため、昭和27年に与助尾根遺跡の一部を公有地化しましたが、史跡指定地（尖石遺跡）については個人所有地が大半を占め未整備の状態でした。

昭和50年代後半に、史跡指定地内の農地に大規模な機械が導入され、この深耕に伴う史跡の損壊が懸念されました。そこで、昭和62年から平成元年の3カ年にわたり、史跡指定地の公有地化が進められました。これにあわせ、史跡指定地とその周辺を八ヶ岳山麓の縄文文化が体感できる場として一体的に整備することを目的に、昭和62年に『特別史跡尖石遺跡整備基本計画書』が策定されました。平成3年3月に「特別史跡尖石石器時代遺跡整備委員会」が設置され、平成4年に『特別史跡尖石遺跡整備基本構想』が策定、これを基に協議を重ね、平成5年に『基本計画』が策定されました。この計画に基づき、同年、与助尾根遺跡が史跡に追加指定され、翌年、この追加指定地が公有地化されました。

表1-2 史跡整備構想・計画と公有地化

実施年	事業名	実施内容・成果
1980年代	深耕による包蔵地損壊の懸念	
1987年（昭62）3月	整備基本計画書の策定	『特別史跡尖石遺跡整備基本計画書』 ○整備の基本方針 ・範囲－尖石遺跡と与助尾根遺跡を一体とした整備 ・現状保存、都市公園的な整備はしない ・縄文文化、生活を体験するゾーンの設置 ・縄文時代中期の植生に合った植栽 ・寒冷地に適応した整備 ・整備後の管理と運営が容易な整備
1987年（昭62）～ 1989年（平元）	史跡指定地の公有地化	史跡指定地の約91%、35,116.62㎡を公有地化
1991年（平3）3月	尖石遺跡整備委員会の設置	
1992年（平4）	整備基本構想の策定	『特別史跡尖石遺跡整備基本構想』 ○整備の基本的な考え方 ・人間が活動した場所全てに遺跡が形作られる ・遺跡の保全には必要以上の配慮が必要 ・眺望・地勢・水利・気象・植生・動物相・隣接遺跡等、全てが総合的に保存される ・遺跡保護は放置であってはならない。縄文時代の植生復元、縄文人の生活空間の整備。 ・野外博物館としての整備、研究や実験の行える場 ・多くの人に親しまれる場
1993年（平5）	整備基本計画の策定	『特別史跡尖石遺跡整備基本計画』 ○整備の基本理念 ・縄文時代の姿を把握できる整備。時間の重み、文化財の大切さが感じられる整備。野外博物館としての整備。発掘史・学史への貢献がわかる整備。考え・推測・研究させる整備。特別史跡の範囲（拡がり）がわかる整備。自然環境の保護。広く一般に親しまれ、楽しめる整備。 ○整備の基本方針 ・自然と一体となった縄文集落の姿 ・生きた研究・活用の場 ・縄文文化の生活文化を総合的に体験する場
1993年（平5）4月6日	史跡の追加指定	与助尾根遺跡と谷部、24,656.785㎡が追加指定
1994年（平6）	追加指定地の公有地化	
2002年（平14）～ 2005年（平17）	森林計画地の公有地化	史跡指定地隣接地の青少年自然の森西側森林範囲の公有地化

史跡整備の状況 『基本計画』に基づき、平成 10 年度から国庫補助金・県費補助を受け、与助尾根遺跡では復元家屋の建設、縄文時代の植生の復元、園路の整備等が行われました。一方、尖石遺跡では園路の整備、第 33 号住居址の表示、説明板、案内板の設置等が行われました。平成 12 年には史跡のガイダンス施設の役割を担うとともに、尖石遺跡及び与助尾根遺跡の出土遺物をはじめ、市内の各遺跡から出土した縄文時代の遺物を展示し、縄文文化を体感できる場、市民と共に縄文文化を学ぶ場として、尖石縄文考古館がリニューアルオープンしました。

表 1-3 史跡整備の状況

実施年	事業名	実施内容・成果
1949年(昭24)10月	宮坂英弑・尖石を守る会復元家屋の建設	与助尾根7号住居址に堀口捨己設計の復元家屋を建設
1950年(昭25)7月	宮坂英弑・尖石を守る会復元家屋の建設	与助尾根8号住居址に復元家屋建設
1951年(昭26)8月	宮坂英弑氏「尖石館」設立	自宅を改築し、「尖石館」を設立、出土遺物を展示
1952年(昭27)6月	豊平村による与助尾根遺跡の公有地化と遺跡公園整備	与助尾根台地東嶽4734-242番・3086番・3087番・3089番・3395番の3,893㎡が、遺跡公園として公有地化
1952年(昭27)6月19日	豊平村・豊平青年会による史跡整備	史跡標柱、案内図、住居址表示標札等の設置
1954年(昭29)	茅野町による史跡整備	尖石33号住居址に被覆家屋を建設し、遺構を露出展示
1955年(昭30)11月3日	茅野町による考古館建設	尖石考古館が南大塩に開館
1982年(昭57)7月2日	茅野市による史跡隣接地への考古館移転新築	与助尾根南遺跡に新考古館を移転新築
1991年(平3)～1993年(平5)	茅野市による史跡隣接地への青少年自然の森の建設	豊かな自然環境を最大限に活用した、青少年の原体験の場としての施設を建設
1990年(平2)～1996年(平8)・1998年(平10)・2001年(平13)～2003年(平15)・2005年(平17)	史跡整備に伴う確認調査	○尖石遺跡 ・遺跡西側限界は18号住居址 ・遺跡北側に住居址群が展開 ・遺跡南西側に住居址が密集 ・宮坂氏の調査結果を再確認(竪穴群・列石群等) ・水場遺構は未検出 ・旧石器、縄文中期初頭から中期後半の遺物 ○与助尾根遺跡 ・新たに住居址11 ・縄文中期後半の遺物
1999年(平11)	与助尾根遺跡の史跡整備	ハリエンジュの伐採、従来展示の復元家屋の埋め戻し、盛土、園路工事、芝張り
2000年(平12)7月	茅野市による考古館のリニューアル(尖石縄文考古館の建設)	縄文文化の研究や体験の充実、国宝「土偶」(縄文のビーナス)の展示施設、史跡のガイダンス施設として、また、市内遺跡の埋蔵文化財センターとしての役割をもつ施設として、尖石縄文考古館と改名しリニューアル
2000年(平12)	与助尾根遺跡の史跡整備	復元家屋6棟建設、植栽工事
	尖石遺跡の史跡整備	史跡内構造物の撤去(33号住居址被覆家屋他)、園路土盛整備、33号住居址の表示、説明板、案内板、植栽工事
2004年(平16)～2006年(平18)	雑司久保堰の整備	堰壁の石積み工整備
2007年(平19)～2008年(平20)	尖石遺跡の史跡整備	人工林カラマツ林の伐採
2002年(平14)～2005年(平17)	森林計画地の公有地化	史跡指定地隣接地の青少年自然の森西側森林範囲の公有地化

第5節 計画策定事業の経過

第4節で述べたとおり、史跡及び施設の整備が図られてきましたが、今後の史跡の保存と活用の方針を示すため、平成25年度から27年度まで、国庫補助金と県費補助（平成25年度）による尖石石器時代遺跡保存管理計画策定事業を実施しました。

事業の実施にあたり、平成26年度に専門有識者等で構成する「尖石石器時代遺跡保存管理計画策定委員会」を設置し、計5回の委員会を開催して、本計画の必要事項について審議・検討を行いました。

この他、平成25年度には、史跡指定地とその周辺の現状を正確に把握するため、航空写真測量による詳細地形図(1/1000)の作成を新日本航業株式会社に委託して実施しました。また、同年に、史跡指定地と周辺の植生・動物相・水文環境の調査と、その結果の情報処理等を株式会社パスコに委託して実施しました。平成26・27年度には、本計画に関する策定を支援する業務を、株式会社ワイドに委託して実施しました。

また、本計画について広く意見を集め内容に反映させるため、平成27年12月と平成28年1月に庁内政策調整会議、2月に庁内地域経営会議を開催し、3月に市議会全員協議会へ報告を行い、3月末に『特別史跡尖石石器時代遺跡保存管理計画書』を刊行しました。

表 1-4 尖石石器時代遺跡保存管理計画策定委員会委員等名簿

区分	氏名	専門分野	所属
委員 専門有識者	小林 達雄	考古・歴史	國學院大學名誉教授
	勅使河原 彰	考古・歴史	文化財保存全国協議会常任委員
	土田 勝義	植生	信州大学名誉教授
	内川 隆志	博物館学	國學院大學教授
オブザーバー	佐藤 正知	行政	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官（史跡部門）
事務局指導	平林 彰（H25・26） 櫻井 秀雄（H27）	行政	長野県教育委員会文化財・生涯学習課 主任指導主事・指導主事
事務局	茅野市教育委員会文化財課尖石縄文考古館 教育長/牛山 英彦、部長/小池 冲麿（H25）、木川 亮一（H26～）、 文化財課長・考古館長/鶴飼 幸雄（H25）、守矢 昌文（H26～）、 考古館係長/中村 浩明（H25）、小池 岳史（H26～）、史跡担当/功力 司（H25・26）、 学芸員/山科 哲、事務/守矢 美空（H25）、大月 三千代（H26～）		

表 1-5 尖石石器時代遺跡保存管理計画策定委員会の経過

委員会	開催日	場所	審議事項
第1回	平成27年3月25日(水)	尖石縄文考古館	審議事項と全体のスケジュール 計画策定の目的と基本方針 史跡の現況と課題の整理 史跡を取り巻く環境と調査の成果 館内・現地視察
第2回	平成27年5月27日(水)	尖石縄文考古館	計画の位置づけ 保存管理の基本方針 整備活用の基本方針
第3回	平成27年9月30日(水)	尖石縄文考古館	史跡の価値の整理 整備活用の基本構想 整備の概要 活用の概要
第4回	平成27年11月9日(月)	尖石縄文考古館	現状変更等の取扱い基準 活用の概要 管理運営体制
第5回	平成27年12月16日(水)	尖石縄文考古館	計画書の内容



策定委員会



策定委員会 現地視察



策定委員会 現地視察



策定委員会 現地視察

第2章 史跡の現況と課題

第1節 史跡の現況と課題の整理

平成5年策定の『基本計画』に基づき、史跡の保存と活用を図ってきましたが、史跡整備の開始から15年が経過する中でさまざまな課題が生じています。また、平成2年から断続的に行われた確認調査で多くの成果が得られましたが、史跡の整備と活用に十分いかすことができていません。

ここでは、今までどおり史跡を適切に保存管理し、次世代へ継承するとともに、今以上に史跡の価値や魅力をいかした整備活用を図るために、遺跡（史跡の価値を構成する要素）、史跡公園（史跡整備等によって付加され、史跡を理解する上で有効な要素、史跡の価値に密接に関わる要素）、改善が必要な諸環境（史跡を保存・活用する上で有効でない要素）の3つの視点から、現況とその問題点を整理し、課題を明示します。あわせて、史跡公園の活用の現状と課題について述べます。

第2節 史跡の現況

（1）遺跡の現況

① 集落の構成 昭和5年に始まる宮坂英弉氏による尖石遺跡の発掘調査、及び平成2年以降の茅野市教育委員会による確認調査によって、尖石遺跡と与助尾根遺跡の縄文時代中期後半の集落が、広場を中心にして竪穴住居がつくられる、いわゆる「環状」ないし「馬蹄形」集落であることが確認されました。尖石遺跡では中期前半から集落が営まれますが、その一部が史跡指定地西側の民有地に重なるため、集落の形態や構成に不明な点があります。また、尖石遺跡と与助尾根遺跡を分ける谷部が史跡に指定されていますが、集落と水場の関係がはっきりしていません。そのために、中期全般の集落の構成と変遷を総合的に示すことができていません。

② 遺跡（史跡）の範囲 史跡指定地西側の民有地に重なるよう、中期前半集落の一部が埋もれていますが、未調査のため、この時期の集落の西側境界（史跡の西側境界）が把握できていません。また、平成13年に史跡指定地の南に続く谷部に発見、登録された尖石遺跡拡大範囲の実態が不明である他、この谷部に続く、かつて炉址が発見された南斜面の様子もはっきりしていません。そのために、遺跡及び史跡の外縁部と台地上にある尖石集落との関係に言及することができていません。



① -1 中期前半集落のある尖石遺跡西側を望む



① -2 尖石遺跡と与助尾根遺跡を分ける谷部



②-1 史跡指定地内の私有地の現況



②-2 尖石遺跡拡大範囲（私有地）の現況

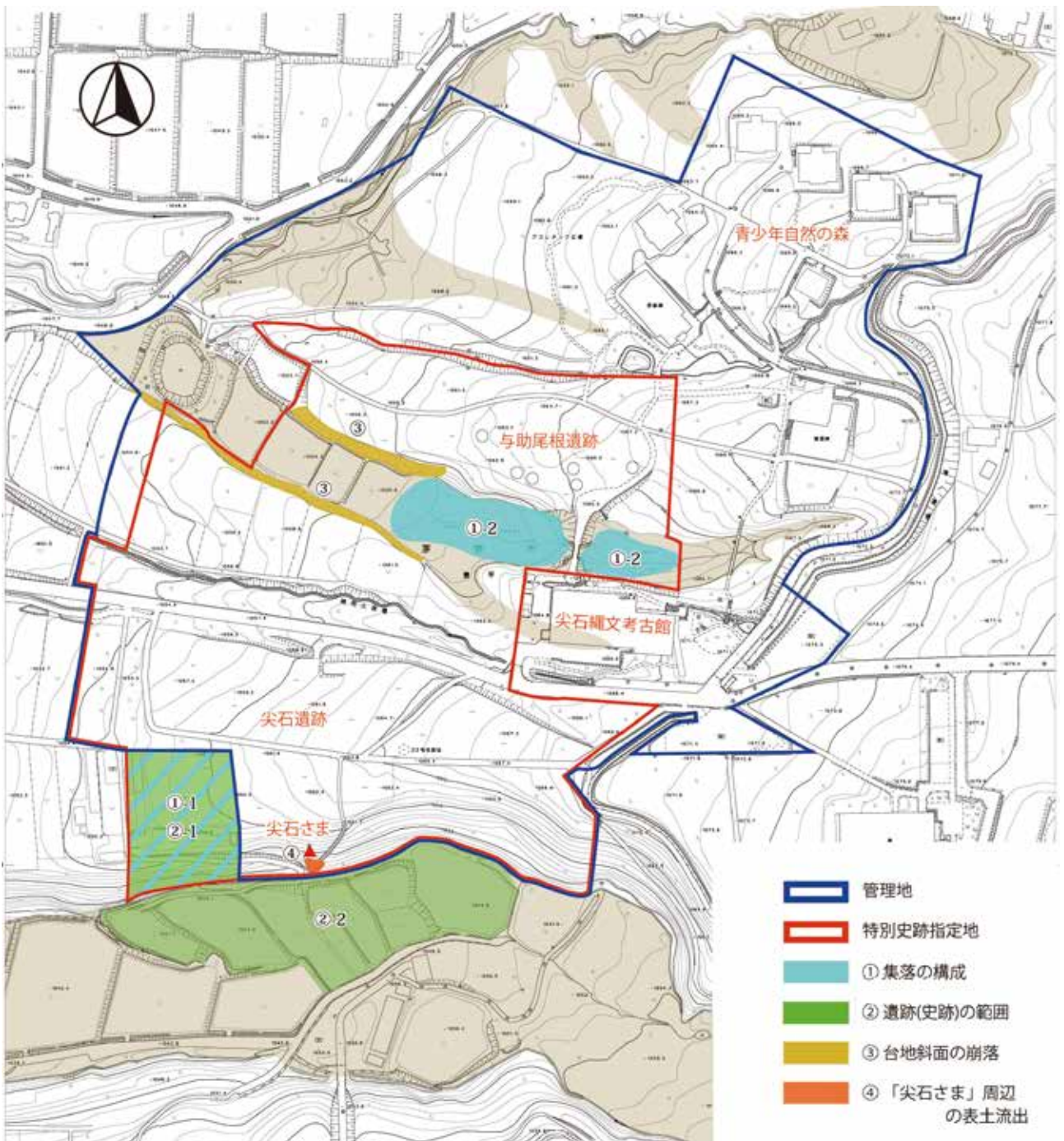


図 2-1 遺跡の現況



③ 与助尾根遺跡南斜面の崩落



④ 「尖石さま」の現況

③ 台地斜面の崩落 尖石遺跡と与助尾根遺跡を分ける谷部に面した南・北の台地の斜面は、その裾を流れる小川の浸食、冬季の凍結と解凍の繰り返しによって、地山の露出した崖となり、縄文時代の台地の形状が失われつつあります。特に与助尾根台地の南斜面で崩落が進み、その土砂が下流にある青少年自然の森地の調整池を埋め尽くしています。

④ 「尖石さま」周辺の表土流出 尖石台地の南斜面「尖石さま」付近でも、集中豪雨や天然カラマツの根張り等による表土の流失が進んでいます。このまま放置した場合、遺跡名の由来となった「尖石さま」の現況が損なわれる可能性も考えられます。

(2) 史跡公園の現況

① 尖石集落の未整備 縄文時代中期後半に尖石遺跡から分かれた集団の集落とされる与助尾根遺跡には、6棟の復元家屋が建設されています。しかし、母村といえる尖石遺跡にこの時期の復元家屋が建設されていないため、谷部を挟んで並ぶ2つの集落が姿がわからない状態となっています。

② 復元家屋の仕様 平成12年の史跡整備で与助尾根遺跡に建設された復元家屋は、その構造研究における先駆的な事例とされる昭和24年の堀口捨己^{すてみ}氏の設計を採用しています。建設にかかる時間と費用等の関係から、柱に杉、屋根材の一部に竹を使用しました。また、屋根に葺いたカヤ(茅)を、金属製の鋏を使い、近世の茅葺き屋根のようにきれいに切り揃えました。そのため、これまでの考古学的な研究とその成果をいかした建築仕様でない箇所が随所にみられます。



① -1 与助尾根遺跡の現況



① -2 尖石遺跡の現況

③ 復元家屋の老朽化 復元家屋は木造建築物であるため、茅葺き屋根及び柱等の老朽化が進行しています。特に大木の下にある復元家屋の屋根、日の当たりにくい屋根の北側で腐朽が進んでいます。



② 平成 12 年建設の復元家屋



③ 復元家屋の現況

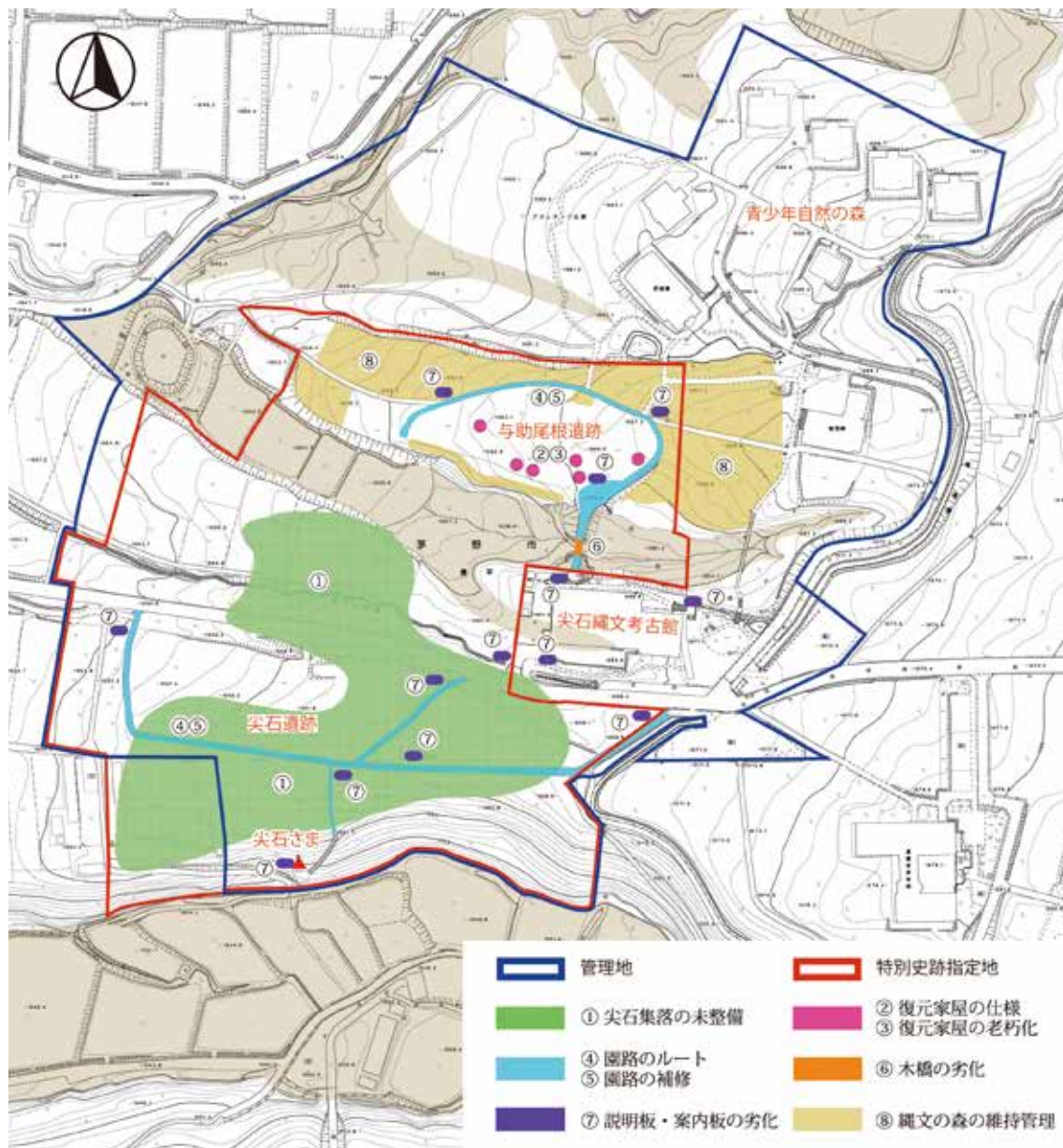


図 2-2 史跡公園の現況



④・⑤ 尖石遺跡の仮園路



④・⑤ 与助尾根遺跡の園路

④ 園路のルート 尖石遺跡内に当初計画された園路は、宮坂英弐氏が調査を行い、多数の竪穴住居址が確認された地点を避け、南へ大きく迂回するルートとなっていました。平成12年の尖石縄文考古館の開館までに整備する予定でしたが、進行中の確認調査等との兼ね合いや西側にある民有地との関係から、竪穴住居址がないとみられる東西ルートの両端を除き、計画された園路の脇に仮設園路をつくることとなりました。その後、園路計画地を調査したところ、予想を上回る数の竪穴住居址が発見されたため、計画どおり園路が整備できなくなり、仮設園路がそのまま残されることとなりました。この園路は、史跡公園にそぐわない盛土による直線的な形状であるため、史跡の景観を大きく損ねています。また、平成11年に設置された与助尾根遺跡の園路も、まるで現代的な道のようにあり、復元された縄文集落及び縄文の森の雰囲気損ねている側面もあります。

⑤ 園路の補修 与助尾根遺跡内の園路は、利用者に負担をかけないように、山砂を使用し、土質改良をしながら整備しました。しかし、高冷地ゆえの冬季の凍み上がりや、多発傾向にある夏季の集中豪雨によって、山砂が流れ、園路がデコボコとなり、かえって歩きにくい道となりました。

⑥ 木橋の劣化 尖石遺跡と与助尾根遺跡を分ける谷部に、園路に続く橋が架けられています。橋桁はH形鋼ですが、景観への配慮から床版と欄干は木製です。防腐剤を含浸させた木材を使用しましたが、10年を経過した頃から傷みが目立ち始め、15年を経過した今では芯の近くまで腐朽した箇所があります。



⑥ 木橋の劣化



⑦ 案内板の劣化



⑧ -1 平成 12 年植栽の落葉広葉樹



⑧ -2 縄文の森の現況

⑦ 説明板と案内板の劣化 史跡公園には、遺跡の説明板と施設の案内板が設置されています。多くが平成 12 年に設置されたままであり、退色や塗装の剥落が進んでいます。また、設置場所が適当でない案内板があり、来訪者に誤解を与える恐れがあります。

⑧ 縄文の森の維持管理 縄文集落を取り巻く縄文時代の森を復元するため、平成のはじめに、与助尾根遺跡の周辺にクリの木が植栽されました。その後、平成 7・8 年の植生調査及び土壌調査の結果に基づき、与助尾根遺跡の西側を中心にクリ・コナラ等が植栽されました。あまり人の手が入っていない縄文の森の復元を目指してきましたが、樹木の成長に伴う樹冠の広がりによって、有用植物となる草本種や低木種等の生育しない薄暗い森となり、思い描いた姿とかけ離れた縄文の森が形成されました。

(3) 改善が必要な諸環境の現況

① 史跡を分断する市道 尖石遺跡の中央を、林道を改修した市道 1 級 26 号線〔南大塩線（甲 1 号）、以下「甲 1 号」とする〕が東西に通じ、尖石台地に広がる縄文集落を南北に分断しています。一体感のある縄文集落を復元することができず、「縄文時代集落研究の原点」とされる史跡の本質的な価値を大きく損ねるだけでなく、頻繁な車の往来が史跡の景観を損ねています。尖石縄文考古館及び与助尾根遺跡から「尖石さま」を見学する場合、この市道の横断が必要です。



① 史跡を分断する市道

② 市道・私道と園路の交差 史跡指定地には、尖石台地の中央を東西に通じる市道のほかに、周辺の民有地（農地）に続く市道が5本、私道が1本あり、ここを農耕車が通行しています。道路の一部が園路と重なるため、しばしば来訪者の歩行を妨げています。



②-1 史跡指定地内にある市道



②-2 史跡指定地内にある私道

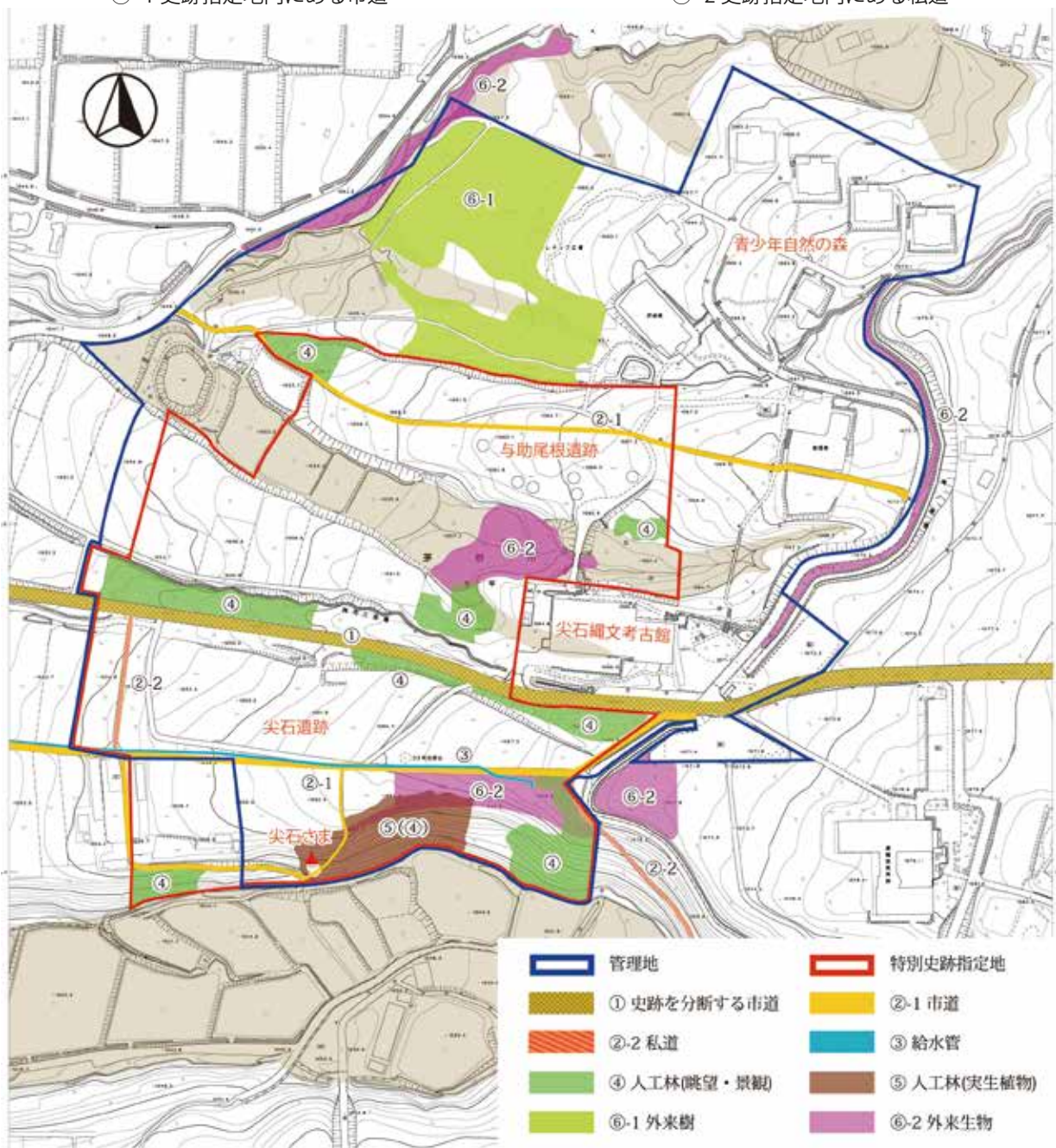


図 2-3 改善が必要な諸環境の現況



④ 与助尾根遺跡の眺望を妨げるカラマツ



④ 八ヶ岳連峰の眺望を妨げるアカマツ

③ 給水管の漏水による遺跡の冠水 尖石遺跡内に設置した東西方向の仮園路に沿って、農業用の給水管（畑灌^{はたかん}）が地下に埋設されています。ごく稀に発生する漏水によって、史跡指定地の一部が冠水し、史跡の保存管理に支障がでています。

④ 人工林による眺望と景観の阻害 史跡指定地には、植林された針葉樹が群落を形成していません。市道（甲1号）沿いにあるカラマツ群落が尖石台地から与助尾根集落の眺望を、史跡指定地東端にあるアカマツ群落が八ヶ岳連峰の眺望を妨げており、文化的・自然的な景観を阻害する要因となっています。

⑤ 人工林による実生植物の生育阻害 尖石遺跡では、史跡公園で採集したクリ・コナラ等の実から苗木を育て、これを植栽し、落葉広葉樹からなる縄文の森の復元を目指してきました。しかし、南側にある植林されたカラマツ群落や下草の影響により、成長が芳しくありません。また、落葉広葉樹と植林された針葉樹から構成される森の形成が進んでおり、史跡にふさわしい縄文の森を思うように創出することができていません。

⑥ 外来樹・外来生物の繁茂 与助尾根遺跡に縄文の森を復元する際に、ハリエンジュ（通称ニセアカシア）を伐採しました。その数は多く、すべてを一度に伐採してしまうと、森の中にたたずむ縄文集落のイメージが損なわれると考え、その一部を残しクリ・コナラ等を植栽しました。その結果、一部にハリエンジュの森に戻る可能性のある場所がでてきました。この植栽地の北側にある森林計画地にもハリエンジュが繁茂し、植林されたカラマツと群落を形成しています。ハリエンジュは30年が経過すると根の腐朽が進むとされており、大雨や強風による倒木がしばしば発生しています。自然状態の森を観察できる場所として公開していますが、倒木によって園路が



⑤ 落葉広葉樹の実生の苗木



⑤ 落葉広葉樹の苗木と植林されたカラマツ



⑥-1 ハリエンジュ



⑥-2 オオハンゴンソウ

ふさがれ、歩行が妨げられることがあります。また、史跡指定地のいたる箇所で、特定外来生物に指定されたオオハンゴンソウの繁茂が見られるようになり、縄文の森のイメージを損なう景観が形成されつつあります。

第3節 史跡の課題

(1) 遺跡の課題

① 集落構成の把握 尖石遺跡に営まれた中期前半集落の形態や構成、尖石集落並びに与助尾根集落と水場の関係を明らかにして、中期全般の集落の構成と変遷や、縄文時代の人々の生活を総合的に示すことが必要です。

② 遺跡（史跡）範囲の明確化 未調査のままである史跡指定地西側の民有地と尖石遺跡拡大範囲の南谷部、及び情報の少ない尖石遺跡の南斜面など、尖石遺跡の外縁部の実態を明らかにして、遺跡（史跡）範囲を明確にする必要があります。

③ 台地斜面の崩落防止 地山の露出した崖部分は、草の種を吹き付けるなどの崩落防止対策が必要です。

④ 「尖石さま」周辺の環境維持 「尖石さま」付近は、森の中にたたずむ縄文時代の集落遺跡のイメージにふさわしい地形の保全や適切な樹木の管理を図るなど、環境を整える必要があります。

(2) 史跡公園の課題

① 2つの集落の関係性の表示 尖石遺跡と与助尾根遺跡につくられた中期後半集落が、谷部を挟んで並ぶ姿がわかるよう、尖石遺跡に中期後半の復元家屋を建設することが必要です。

② 考古学的な成果をいかした復元家屋の補修等 現在の研究成果を踏まえた、適切な素材と建築仕様で復元することが必要です。

③ 園路ルート of 改善 史跡の景観にそぐわない園路について、撤去を含めた見直しが必要です。

④ 園路の改修 凍上や集中豪雨で劣化した与助尾根遺跡内の園路の改修、又は撤去を含めた見直しが必要です。

⑤ 木橋の改修 合成木材や擬木等の耐久性のある素材への変更、又は撤去を含めた見直しが必要です。

⑥ 説明板と案内板の見直し等 退色や塗装の剥落が進む表示部の補修、設置場所の見直し、増加が予想される外国人来訪者に対応できるよう多言語化を検討する必要があります。

⑦ 縄文の森の維持管理 有用植物となる草本種や低木種が生育しやすい環境を保全するため、適度な維持管理が必要です。

(3) 改善が必要な諸環境の課題

① 市道の付け替え 一体感のある縄文集落の復元など、縄文時代のたたずまいを再現するために、史跡を分断する市道の付け替えを検討します。

②・③ 史跡指定地内の道路及び地下埋設給水管の撤去等 来訪者の安全、史跡にふさわしい景観を保全するため、史跡指定地内にある道路及び地下に埋設された給水管について、撤去若しくは付け替えを含め検討する必要があります。

④ 間伐等による眺望と景観の保全 継続的かつ計画的な間伐や枝払いにより、眺望と文化的・自然的な景観を保全することが必要です。

⑤ 実生植物の生育と保全 実生植物からなる本来の森を復元するため、生育を阻害する樹木や下草等を除去するなどの管理が必要です。

⑥ 外来樹・外来生物の伐採・駆除 ハリエンジュ、及び特定外来生物に指定されたオオハングソウなどの外来樹・外来生物を、継続的かつ計画的に伐採、駆除し、縄文の森のイメージを保全することが大切です。

第4節 史跡公園の活用の現状と課題

(1) 現状

史跡公園を会場に、マラソン大会や縄文まつり等の市民参加によるイベントが開催されてきました。しかし、史跡の価値や特徴をいかした活動は十分とはいえず、史跡公園で拾ったクリ・コナラ等の実から苗木を育て、これを植栽し、縄文の森の復元を目指す活動や、青少年自然の森を会場とする野外活動や自然観察会等による活用にとどまっています。

(2) 課題

これらの活動に加え、尖石石器時代遺跡ならではの考古学的な価値をいかした活動が展開できるよう史跡公園の環境を整え、尖石縄文考古館並びに青少年自然の森と一体となる幅広い活用とその強化が求められます。また、周辺に史跡の活用を補うとともに、日常生活の一部として利用できる多目的広場を設置するなど、史跡公園の利活用につながる空間整備を検討する必要があります。



八ヶ岳縄文の里マラソン大会



茅野市 5000年尖石縄文まつり

第3章 史跡の概要

第1節 茅野市と史跡の位置

(1) 茅野市の概況

茅野市の位置 茅野市は、日本列島のほぼ中央、長野県南東部の諏訪地域に位置します。

諏訪地域は、北から岡谷市、下諏訪町、諏訪市、茅野市、原村、富士見町の3市2町1村からなり、東は県東部の佐久・上田地域、北は県中部の松本平、西は県南部の伊那谷、南は山梨県の北部地域と山や峠を境に接しています。北部地域は、諏訪湖（759 m）を中心に「湖盆（こぼん）」と呼ばれる平地が広がりますが、南部地域は八ヶ岳、蓼科山、霧ヶ峰山塊の麓に発達した緩やかな傾斜をもつ台地・扇状地・谷などの複雑な地形からなる山地となります。

諏訪地域のほぼ中央に位置する茅野市は、「湖盆」から続く平地の一部と、山地からなる風光明媚な高原都市です。東—西 23.55km、南—北 20.55km、周囲 96kmで、市域の総面積は 265.88km²です。東に赤岳（2899 m）を最高峰とする 2000 m級の山々が連なる八ヶ岳と蓼科山（2530 m）、北に主峰車山（1925 m）から西へ続く霧ヶ峰と永明寺山（1119 m）の山塊、西に赤石山脈（南アルプス）の北に続く守屋山（1650 m）・入笠山（1955 m）がそびえ、三方を山並みに囲まれています。これらの山並みの中腹に発する湧水を集め、諏訪湖に注ぐ一級河川の上川と宮川は、JR 中



図 3-1 茅野市の地勢

中央線茅野駅付近で距離を狭め、標高 800 m 前後の平地を形成します。ここを中心に茅野市の市街地が広がります。市の庁舎は、北緯 35° 59′、東経 138° 09′ に位置し、標高 801 m と全国にある市の庁舎の中で最高地点にあります。

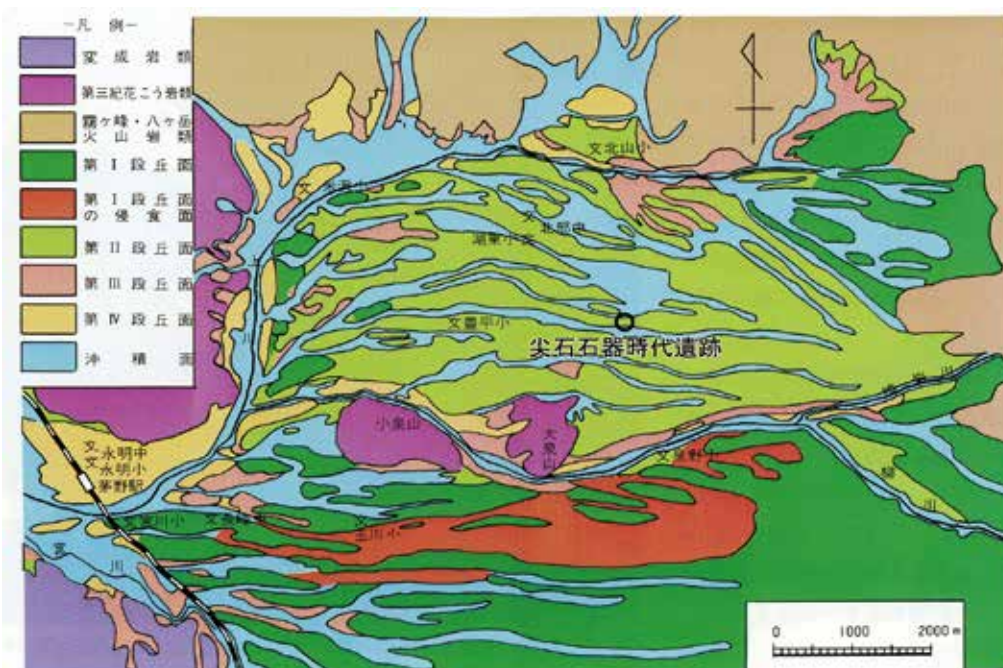
主要な道路や交通機関として、市域の西側を国道 20 号（甲州街道）、中央自動車道、JR 中央東線が南北に並走し、関東圏および中京圏を結んでいます。また、県東部と県南部を結ぶ主要な道路に国道 152 号があり、市街地で交差しています。このような交通の要所となる地理的環境が、近・現代の製糸、寒天、精密等の主要な産業を支えてきましたが、この地域に多くの縄文時代の遺跡や優れた遺物が残されたことと関係があると考えられています。

（2）地質

地質構造 茅野市域の地質は、形成の年代と要因から、大きく赤石山脈（南アルプス山系）に含まれる「守屋・入笠山麓」の西側地域と、「霧ヶ峰・蓼科山・八ヶ岳山麓」の東側地域に分けることができます。諏訪湖から南と北へ伸びている、日本列島を西南日本と東北日本に分ける糸魚川―静岡構造線（以下、「糸静線」という）と呼ばれる大断層が、東西の 2 つの異なる地質の境界となっています。

「守屋・入笠山麓」は、守屋山が第三紀、入笠山が中生代から古生代の非常に古い地層が隆起したものです。この基盤となる地層は、かつて海であり、守屋山では海に生きた貝類や植物の化石がみられます。守屋山は砂岩・れき岩・泥岩・緑色凝灰岩（グリーンタフ）、入笠山は緑色岩類・蛇紋岩・粘板岩・チャート等からできています。

これに対し、「霧ヶ峰・蓼科山・八ヶ岳山麓」は、「糸静線」を西縁とする「フォッサ・マグナ（大地溝帯）」に噴出した、第三紀末から第四紀の火山に伴う火砕流が基盤となります。霧ヶ峰に続いて、蓼科山・八ヶ岳が噴火しましたが、八ヶ岳のほぼ中央に位置する天狗岳（2646 m）から硫黄岳（2760 m）方面から西へ流れた約 24000～25000 年前の「大塩火砕流」をもって、これらの火山活動が終息をむかえます。なお、一番新しい噴火は、更新世末（10000 年前頃）の北横岳（2480 m）です。玄武岩・輝石安山岩・角閃石安山岩・デイサイト等からできていますが、北八ヶ岳と霧ヶ



尖石石器時代遺跡のある豊平地区は、北八ヶ岳の火山活動に伴う火砕流を基盤とする、東西方向に細長い尾根状台地に立地します。柳川を境に南八ヶ岳の火山活動により形成された台地と接しています。

図 3-2 八ヶ岳西麓の地形面区分（茅野市 1986『茅野市史』別巻自然編に加筆）

峰には、流紋岩質マグマの噴出による黒曜石（黒曜岩）がみられます。

この他、地下深くに発生したマグマが、地表面に上昇してつくられた山があります。市域の北側にある永明寺山と朝倉山（1086 m）、八ヶ岳山麓に突き出すようにそびえる小泉山（1069 m）と大泉山（1114 m）で、霧ヶ峰・蓼科山・八ヶ岳の噴火より前に形づくられました。永明寺山は花崗閃緑岩、朝倉山・小泉山・大泉山は主に輝緑岩からできています。

（3）各地域の地理的・歴史的環境の概要

茅野市域の地形は、大きく霧ヶ峰・蓼科山・八ヶ岳等の山岳部、及び台地・扇状地等の山麓部からなる山地と、これに囲まれた平地に分けることができます。主に山麓部と平地が、旧石器時代又は縄文時代から現在に至るまで、生活の舞台に利用されてきました。それぞれ特徴のある地形が形成されていますが、このことが人々の生活にさまざまな影響を与えてきました。

ここでは、基盤となる地質の違いや地形上の特徴から、3つに分けられるうちの「山麓部」と、これに囲まれた「平地」について、地理的・歴史的な環境を概観します。

山麓部① 北部地域 北部地域は「霧ヶ峰南麓・蓼科山麓」と呼ばれ、扇状地や崖錐地が発達しています。北に山を背負う南向きの緩やかな斜面であるため、冬でも過ごしやすい土地です。また、水資源に恵まれた土地であり、水量豊富な幾筋もの小河川が南流するほか、扇状地の末端付近に市域有数の湧水量を誇る「おおしみず大清水」・「おいでがわ追出川」等の水源地があります。さらに、小河川や尾根筋を7～10kmほど北上すれば、石器の材料に最適な星ヶ台・星ヶ塔・星糞峠等の霧ヶ峰産の黒曜石原産地にたどり着くことができます。

このような環境にある当地域には、長期間営まれた縄文時代の遺跡がたくさん残されています。霧ヶ峰南麓にある史跡「駒形遺跡」、国宝「土偶」（縄文のビーナス）の出土したたなぼたけ棚畑遺跡、蓼科山麓にある史跡「上之段石器時代遺跡」は、その代表的な遺跡です。霧ヶ峰南麓の扇状地では、縄文時代の遺跡に重なり平安時代の遺跡も見つかっています。

この地域では、市花のリンドウをはじめカーネーションやアルストロメリアなどのかき花卉栽培が盛んです。また、霧ヶ峰南麓では、扇状地の前面に肥沃な土地が広がり、「米沢」の地区の名に由来する米づくりも盛んです。

山麓部② 東部・南部地域 東部と南部地域は、標高 1200 mをおおよその境として、東側が八ヶ岳の急峻な斜面となり、南側が原村、富士見町の北西部に続く緩やかな裾野となります。この裾



霧ヶ峰南麓の扇状地



茅野市最大の水源地「大清水」

野が、茅野市における縄文時代最大の生活の舞台となった「八ヶ岳西麓」です。

八ヶ岳西麓は、八ヶ岳の噴出物を基盤とし、その上に御嶽山（3067 m）や乗鞍岳（3026 m）などを起源とする火山灰（テフラ）が厚く覆っています。八ヶ岳の中腹や標高 1100 m前後に発する湧水による大小無数の河川によって、火山麓に特有の「必縦谷」が放射状に刻まれた結果、西麓は帯状に分割され、東西に細長い長峰状の台地ができあがりました。

台地上には、縄文時代中期に営まれた尖石石器時代遺跡をはじめ、国宝「土偶」（仮面の女神）が出土した中ッ原遺跡^{なかつぼら}や聖石遺跡^{ひじりいし}・長峯遺跡^{ながみね}のような、縄文時代中期から後期前半まで継続する遺跡が色濃く残されています。しかし、平坦な土地が少なく高冷地であるため、弥生時代以降、奈良時代までの遺跡はほとんど残されていません。平安時代に入り再び遺跡がつくられるようになり、集落を形成しますが、中世に続く集落は多くありません。また、中世から現在の集落につながる「古村」もありますが、現在の集落形態がほぼ整うのは江戸時代初期のことです。

現在、農地の宅地化が進み、市域を囲む山並みが一望できる環境も相まって、人口が急増しています。また、早くから避暑地や別荘地に利用されてきた「蓼科高原」を擁することから、夏季を中心に賑わいをみせています。

冷涼な気候をいかしたセロリ・レタス・キャベツ等の葉菜類や大根等の根菜類が栽培されている他、近年では休耕地を利用した蕎麦づくりが行われています。



八ヶ岳西麓の台地と谷部



発掘された中ッ原遺跡を上空から望む

山麓部③ 西部地域 西部地域は「守屋・入笠山麓」と呼ばれ、他の地域にくらべ、基盤となる地形が最も早くできあがりました。これらの山裾を「糸静線」が南北に走っていますが、この断層活動と隆起によって、山裾は急な斜面となります。また、西に山が迫るため、他の地域より日照時間が短くなっています。

このような環境下にありながら、縄文時代から現在まで集落が連綿と続き、特に諏訪地方最古級の古墳や「諏訪大社上社の発祥の地」といわれる諏訪大社上社前宮が鎮座するなど、古代以降の諏訪の歴史や信仰を語る上で重要な文化財が点在します。

日照時間が短く、八ヶ岳の吹き下ろしが当たらない地理的な環境をいかし、冬季の角寒天・凍餅^{こおりもち}・凍豆腐^{しみ}づくりが盛んです。



諏訪大社上社前宮（十間廊・若御子社）



冬の風物詩 角寒天づくり

山麓部に囲まれた平地 以上の3つの山麓部に囲まれた市域の北西部には、上川と宮川が運んだ土砂による平地が広がり、ここに市街地が形成されています。この一帯が「上川・宮川沖積地」と呼ばれる地域です。なお、茅野市役所や茅野駅のある面を「沖積段丘面」、断層活動で落ち込んだ中央自動車道諏訪インターチェンジのある面を「沖積低地」と呼び分けています。

この地域では、断続しながらも、縄文時代から江戸時代まで続く遺跡がいくつも見つかります。特に弥生時代から平安時代までの大きな集落遺跡が残されているため、古くから「古代茅野の中心地」といわれてきました。特に沖積低地では、市域においてほとんど知られていない縄文時代の末から弥生時代のはじめ頃の集落遺跡が見つかります。断層崖下に湧き出す豊富な水と、一面に広がる湿地を背景に、弥生時代の中頃には水稻耕作を営む集落遺跡が出現し、以来、微高地が集落、湿地が水田に利用されてきました。今では、土地区画整理事業による宅地化が進み、市街地の西部地域を形成しています。



平地に広がる市街地



断層崖下にある家下遺跡

（4）気象

年間気温の概要 茅野市の気候は、年間を通じて晴天が多く、湿度は低い傾向にあります。日中は比較的高温で、夜間は冷える内陸性気候です。史跡は標高 1000 m を超す高冷地に位置することもあり、冬期気温がマイナス 10 度以下になることも珍しくありません。

年間降水量の概要 史跡に近い原村気象観測所の過去5年間のデータによると、特に降水量のばらつきが目立っていますが、梅雨時と秋雨時に150mm前後の雨量が記録されています。特に近年は「ゲリラ豪雨」とされる特徴的な雨の降り方がみられるようになりました。

年間日照時間の概要 日照時間は地形の特性にもよりますが、終日、日の当たる環境の良い場所にあります。

(5) 植物

植生分布 茅野市の植生は、標高の高い地域から低い地域にかけて、標高に応じて変化が見られます。八ヶ岳では、標高2500m以上の高山帯にツンドラ帯が広がり、ハイマツやお花畑がみられる森林限界となっています。標高2500mから1500mの亜高山帯は、シラビソ・コメツガ・カラマツ等の針葉樹林帯となります。標高1500m以下の低山帯には、標高1000m前後を境にして、上部がミズナラ、下部がコナラ・クリ等の落葉広葉樹林帯が広がっています。

低山帯の植生は、八ヶ岳山麓にひろがる低山帯の落葉広葉樹林を基本的な植物垂直層としますが、カラマツ植林等の二次植生の人工林となります。

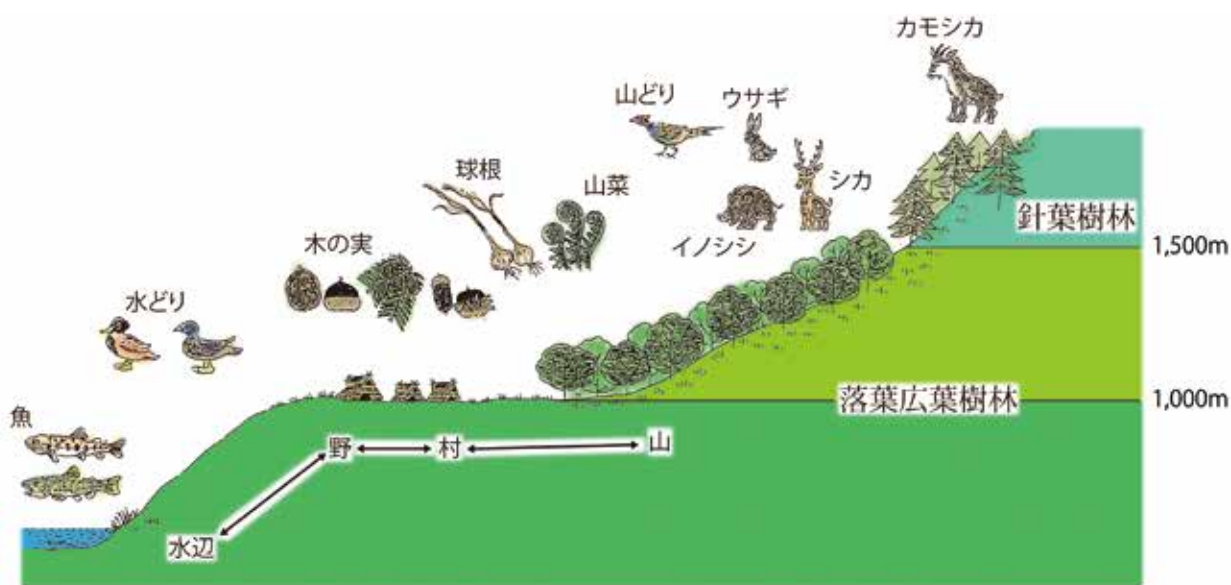


図 3-3 八ヶ岳西麓の植生と哺乳動物の分布

(6) 動物

動物相 山岳地域である茅野市では、標高による植生帯を細かく見ると、草原や人工林等、多様な環境があり、環境を構成する植生ごとに異なる動物が見られます。

標高2500m以上の高山帯は、厳しい環境と単純な植生であるため、生息する動物もごく限られた種類となっています。

車山から白樺湖周辺の亜高山帯には、約20km²の草原が広がっています。この草原は半自然草原です。草原を代表する哺乳類は、ハタネズミです。これを捕食するキツネやトビ・ノスリ・チョウゲンボウ等の鳥類が多く見られ独特の生態系が見られます。一方、針葉樹林が広がる亜高山帯では、林床は苔むし、夏は涼しく冬は寒冷な環境です。ここにはカモシカ等の大型哺乳類や、オコジョ・ヤマネ等が生息しています。鳥類は北八ヶ岳のメボソムシクイ・ヒガラ・ルリビタキ等が代表種で、樹林の中部・上部に生息するもの、下ばえに分布するものなど植物環境を立体的に棲み分けていることが特徴です。

低山帯の人工林である山地針葉樹林帯では、樹種がカラマツ林・アカマツ林等、単一の樹種で構成されています。植生が単純な林では、動物相も偏り、種類・量ともに貧弱なものとなります。これに対し、低山帯のもう一つの植生であるシラカバ・ミズナラ・コナラ・クリ等からなる山地広葉樹林帯には、動物が豊富に生息しています。現在、史跡指定地周辺はシカによる食害がみられ課題となっています。

縄文時代の動物相 市内で自然遺物が良好な状態で残されていた栃窪岩陰遺跡の動物遺体を列記すると、シカ・イノシシ・サル・タヌキ・ノウサギ・オオカミ・クマが確認されています。宮坂英弐氏は、遺跡出土の炭化した木の実とともにイノシシ・シカの獣骨に注目し、山麓部の縄文文化の繁栄をもたらした食生活にふれています（1952「石器時代の食生活―八ヶ岳西山麓出土資料の検討―」『諏訪教育』2号）。



栃窪岩陰遺跡出土の動物遺体



八ヶ岳西麓のシカ

第2節 史跡の位置

尖石石器時代遺跡は、茅野市の東部、豊平地区に位置します。北につづく湖東・北山地区とともに、八ヶ岳西麓の北側を占めるこの地域は、古くから「北山浦」と呼ばれてきました。

平成28年3月現在、茅野市では、北山浦を中心に230カ所以上の縄文時代の遺跡が確認されています。その数を時期別にみると、1つの遺跡が複数の時期にわたる例もありますが、中期の遺跡が170カ所余りと全体の約70%を占めています。その中期を代表する遺跡が尖石石器時代遺跡です。

尖石石器時代遺跡は、茅野駅から東へ約2.5kmで茅野市街地を抜け、北八ヶ岳を水源とする一級河川上川を渡り、正面に八ヶ岳の山並みを見ながら、火山麓に特有の長峰状台地の頂部を東に約5.5km上った高原にあります。標高は1050～1070mと、茅野市にある縄文時代の集落遺跡の中で、最も標高の高い場所にあります。

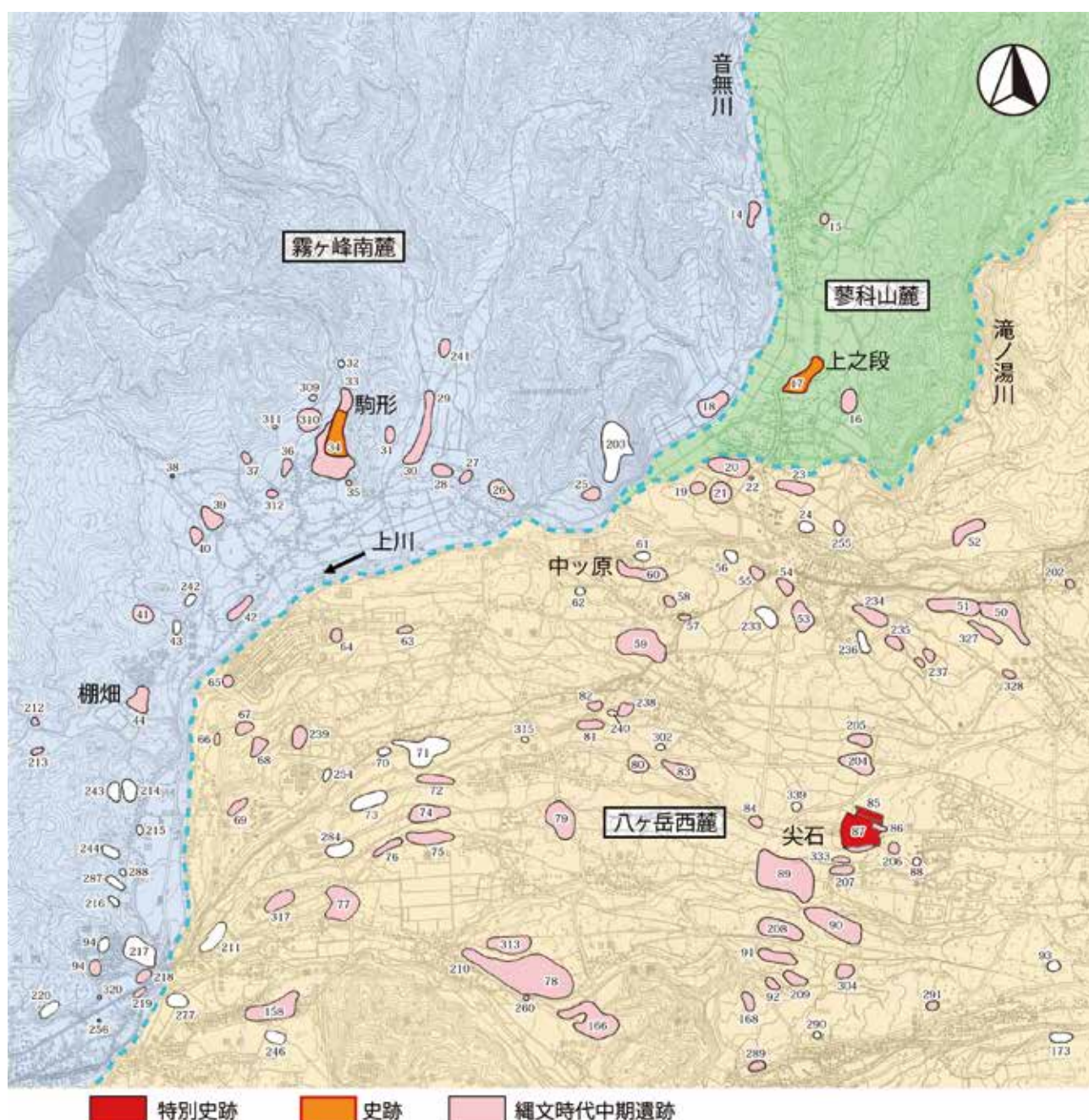


図3-4 霧ヶ峰南麓・蓼科山麓・八ヶ岳西麓の遺跡（『茅野市遺跡分布図』に加筆）

表 3-1 霧ヶ峰南麓・蓼科山麓・八ヶ岳西麓の遺跡（1）

（遺跡番号は図 3-4 に対応）

遺跡番号	遺跡名	ふりがな	所在地	遺跡の種類	時代・時期
14	上の棚	うえのたな	北山柏原	集落跡	縄文早期・縄文前期・縄文中期、弥生
15	キツネ原	きつねつばら	北山柏原	集落跡	縄文中期
16	矢の口	やのくち	北山湯川	集落跡	縄文前期・縄文中期、平安
17	上之段	うえのだん	北山湯川	集落跡	縄文早期・縄文前期・縄文中期・縄文後期・縄文晩期、弥生、平安
18	高風呂	たかぶろ	北山湯川	集落跡	縄文早期・縄文前期・縄文中期
19	窪田	くぼた	北山湯川	集落跡	縄文中期
20	枌形	ますがた	北山湯川	集落跡・城館跡	縄文前期・縄文中期、平安、中世
21	上の平	うえのひら	北山湯川	集落跡	縄文中期
22	湯川経塚	ゆがわきょうづか	北山湯川	経塚	中世
23	イモリ沢	いもりざわ	北山湯川	集落跡	縄文前期・縄文中期
24	上ゲ溝	あげみぞ	北山芹ヶ沢	集落跡	縄文
25	横山	よこやま	米沢塩沢	集落跡	縄文前期・縄文中期
26	上の平	うえのひら	米沢塩沢	散布地・集落跡・生産遺跡	旧石器、縄文前期・縄文中期・縄文後期、中世
27	丸山	まるやま	米沢塩沢	集落跡	縄文前期・縄文中期
28	よせの台	よせのだい	米沢塩沢	集落跡	縄文早期・縄文前期・縄文中期・縄文後期
29	芝ノ木	しばのき	米沢塩沢・北大塩	集落跡	旧石器、縄文早期・縄文中期・縄文後期・縄文晩期、弥生後期、平安
30	一ノ瀬	いちのせ	米沢塩沢・北大塩	散布地・集落跡	旧石器、縄文前期・縄文中期・縄文後期・縄文晩期、平安、近世
31	鳥の窪	とりのかぼ	米沢北大塩	集落跡	縄文前期・縄文中期、中世
32	大六殿上	だいろくでんうえ	米沢北大塩	集落跡	平安
33	大六殿	だいろくでん	米沢北大塩	集落跡	縄文中期・縄文後期、平安
34	駒形	こまがた	米沢北大塩	散布地・集落跡	旧石器、縄文早期・縄文前期・縄文中期・縄文後期・縄文晩期、平安
35	大清水	おおしみず	米沢北大塩	散布地	縄文中期
36	上の山	うえのやま	米沢北大塩	集落跡	縄文中期
37	向林	むかいばやし	米沢北大塩	集落跡	縄文早期・縄文前期・縄文中期、平安
38	三軒屋	さんげんや	米沢北大塩	集落跡	縄文前期
39	大桜	おおざくら	米沢北大塩	集落跡	縄文早期・縄文前期・縄文中期・縄文後期、弥生後期、平安
40	八幡坂	はちまんざか	米沢北大塩	集落跡	縄文早期・縄文前期・縄文中期・縄文後期、中世
41	中ノ平	なかのひら	米沢鋳物師屋	集落跡	縄文中期・縄文後期
42	丸山	まるやま	米沢北大塩	集落跡	縄文早期・縄文前期・縄文中期
43	蛇石	へびいし	米沢鋳物師屋	集落跡	縄文
44	棚畑	たなはたけ	米沢塩原田	散布地・集落跡	旧石器、縄文早期・縄文前期・縄文中期・縄文後期・縄文晩期、平安、近世
50	長峯	ながみね	北山芹ヶ沢・糸萱	散布地・集落跡	旧石器、縄文中期・縄文後期
51	聖石	ひじりいし	北山芹ヶ沢	散布地・集落跡・生産遺跡	旧石器、縄文中期・縄文後期、平安
52	滝之脇	たきのわき	北山芹ヶ沢	集落跡	縄文早期・縄文中期
53	神ノ木	かみのき	北山芹ヶ沢	集落跡	縄文前期・縄文中期
54	上ッ原	うわつばら	北山芹ヶ沢	集落跡	縄文中期
55	下ッ原	しもつばら	北山芹ヶ沢	集落跡	縄文前期・縄文中期、中世
56	下島	しもじま	北山芹ヶ沢	集落跡	縄文前期、弥生後期
57	松原	まつばら	湖東山口	集落跡	縄文中期
58	山口	やまくち	湖東山口	集落跡	縄文中期
59	新井下	あらいた	湖東新井	集落跡	縄文前期・縄文中期・縄文後期、平安
60	中ッ原	なかつばら	湖東山口	集落跡	縄文前期・縄文中期・縄文後期
61	花時	はなとき	湖東花時	集落跡	縄文後期・縄文晩期
62	辻屋	つじや	湖東中村	集落跡	縄文前期
63	中村	なかむら	湖東中村	集落跡	縄文早期・縄文前期
64	下菅沢	しもすげさわ	中大塩	集落跡	縄文早期・縄文前期
65	高尾戸	たかおど	中大塩	集落跡	平安
66	上半田	かみはんた	豊平福沢	集落跡	弥生、平安
67	子の神	ねのかみ	豊平福沢	集落跡	縄文中期
68	中原	なかつばら	豊平福沢・下菅沢	集落跡	縄文中期・縄文後期
69	宮の上	みやのうえ	豊平福沢	集落跡	縄文前期・縄文中期・縄文後期、弥生
70	八幡社前	はちまんしゃまえ	豊平山寺	集落跡	平安
71	山寺	やまでら	豊平山寺	集落跡	平安、中世
72	経塚	きょうづか	豊平南大塩	集落跡	縄文中期、中世
73	権現林	ごんげんばやし	豊平南大塩	集落跡	縄文、平安
74	日向上	ひなたうえ	豊平塩之目	集落跡	縄文前期・縄文中期・縄文後期、平安、中世
75	塩之目尻	しおのめじり	豊平塩之目	集落跡	縄文中期・縄文後期、弥生、平安
76	中ツルネ	なかつるね	豊平塩之目	集落跡	縄文中期・縄文後期、弥生後期、平安
77	梨ノ木	なしのき	豊平下古田	集落跡・生産遺跡	縄文前期・縄文中期、平安、中世、近世
78	師岡平	もろおかひら	豊平上古田	集落跡・生産遺跡	縄文早期・縄文前期・縄文中期・縄文後期、平安、中世、近世以降
79	向原	むかいづばら	豊平南大塩	散布地・集落跡	旧石器、縄文前期・縄文中期・縄文後期、中世
80	立石	たていし	豊平南大塩	集落跡	縄文前期・縄文中期・縄文後期、平安
81	城	じょう	豊平南大塩	集落跡	縄文早期・縄文前期・縄文中期、平安
82	水尻	みずじり	豊平南大塩	集落跡	縄文早期・縄文中期
83	中ッ原A	なかつばらえー	豊平南大塩	集落跡	縄文前期・縄文中期・縄文後期、平安
84	神立林	かんだちばやし	豊平南大塩	集落跡	縄文前期・縄文中期、平安
85	与助尾根	よすけおね	豊平広見	集落跡	縄文草創期・縄文前期・縄文中期、平安
86	与助尾根南	よすけおねみなみ	豊平広見	集落跡・生産遺跡	縄文早期・縄文前期・縄文中期、平安
87	尖石	とがりいし	豊平広見	集落跡	旧石器、縄文早期・縄文中期
88	竜神平	りゅうじんひら	豊平広見	集落跡	縄文早期・縄文前期、平安
89	新水掛A	しんみずかけえー	豊平上場沢	集落跡	縄文前期・縄文中期・縄文後期

表 3-2 霧ヶ峰南麓・蓼科山麓・八ヶ岳西麓の遺跡（2）

遺跡番号	遺跡名	ふりがな	所在地	遺跡の種類	時代・時期
90	鴨田	かもだ	豊平上場沢	散布地・集落跡	旧石器、縄文前期・縄文中期・縄文後期、平安
91	稗田頭A	ひえだがしらえー	泉野下槻木	散布地・集落跡	旧石器、縄文早期・縄文前期・縄文中期・縄文後期、弥生、平安
92	中原	なかつばら	泉野下槻木	集落跡	縄文早期・縄文前期・縄文中期
93	細沢	ほそざわ	泉野上槻木	集落跡	縄文
94	棚畑	たなばた	ちの城山	集落跡	縄文早期・縄文前期・縄文中期、弥生中期、平安
158	茅野和田	ちのわだ	玉川小泉	集落跡	縄文前期・縄文中期・縄文後期・縄文晩期、古墳前期、平安
166	上の平	うえのだいら	豊平御作田	集落跡	縄文前期・縄文中期、平安、中世
168	上見	あげみ	泉野下槻木	散布地・集落跡・生産遺跡	旧石器、縄文前期・縄文中期
173	城山城跡	じょうやまじょうせき	泉野小屋場	集落跡・城館跡	中世
202	糸萱	いとがや	北山糸萱	集落跡	縄文中期・縄文後期
203	朝倉城跡	あさくらじょうせき	北山湯川	城館跡	中世
204	菖蒲沢A	しょうぶざわえー	湖東堀	集落跡	縄文早期・縄文前期・縄文中期・縄文後期、平安、近代
205	菖蒲沢B	しょうぶざわびー	湖東堀	集落跡	縄文中期
206	竜神平下	りゅうじんだいらした	豊平広見	集落跡	縄文中期
207	新水掛B	しんみずかけびー	豊平上場沢	集落跡	縄文中期
208	金堀場	かなほりば	豊平上場沢	集落跡	縄文草創期・縄文早期・縄文前期・縄文中期・縄文後期
209	稗田頭B	ひえだがしらびー	泉野下槻木	散布地・集落跡・生産遺跡	旧石器、縄文早期・縄文中期
210	威力不動尊東	いりきふどうそんひがし	豊平上古田	集落跡・生産遺跡	縄文前期・縄文中期、近代
211	古田城跡	ふったじょうせき	豊平下古田	散布地・生産遺跡	旧石器、縄文早期、中世
212	尼御前	あまごぜん	米沢埴原田	集落跡	縄文中期
213	田部石	たんべいし	米沢埴原田	集落跡	縄文中期
214	埴原田城跡	はいばらだじょうせき	米沢埴原田	集落跡・城館跡	中世
215	埴原田	はいばらだ	米沢埴原田	集落跡	縄文
216	李久保	すもくぼ	米沢埴原田	集落跡	縄文
217	鬼場城跡	おにばじょうせき	米沢埴原田	城館跡	中世
218	土佐屋敷	とさやしき	ちの本町	集落跡	縄文前期・縄文中期・縄文後期、奈良、平安、中世、近世
219	御座石神社	ございしんじや	ちの本町	集落跡	縄文中期、中世、近世
220	齡松山城跡	れいしょうざんじょうせき	ちの本町	集落跡・城館跡	中世
233	矢倉田	やぐらだ	北山芹ヶ沢	散布地	縄文前期
234	山之神沢	やまのかみさわ	北山芹ヶ沢	散布地	縄文早期・縄文中期
235	北山菖蒲沢A	きたやましょうぶざわえー	北山芹ヶ沢	集落跡	縄文早期・縄文前期・縄文中期、平安
236	広井出	ひろいで	湖東金山	散布地・集落跡	旧石器、縄文早期・縄文前期・縄文後期
237	北山菖蒲沢B	きたやましょうぶざわびー	北山芹ヶ沢	散布地・集落跡	旧石器、縄文早期・縄文前期・縄文中期、平安
238	珍部坂A	ちんべざかえー	湖東堀	集落跡	縄文中期
239	帯原	ほうきつばら	湖東下菅沢	散布地	縄文中期
240	珍部坂B	ちんべざかびー	湖東堀	散布地	不明
241	牛ノ見	うしのこ	米沢塩沢	集落跡	縄文中期、平安
242	間久保	はざまくぼ	米沢鋳物師屋	集落跡	不明
243	姫御前	ひめごぜん	米沢埴原田	集落跡	不明
244	桂入	かつらいり	米沢埴原田	集落跡	縄文早期、中世
246	中島	なかじま	玉川栗沢	集落跡	縄文晩期
254	石塔坂	せきとうざか	豊平南大塩	集落跡	不明
255	上ノ棚	うえのたな	北山芹ヶ沢	集落跡	不明
256	中ヤヅカ古墳	なかやづかこふん	ちの本町	古墳	古墳
260	藤右衛門前	ふじえもんまえ	豊平上古田	集落跡	縄文中期
277	広畑	ひろはた	玉川栗沢	散布地	旧石器、縄文草創期
284	日向前	ひなたまえ	豊平塩之目	集落跡	縄文
287	平十郎久保	へいじゅうろうくぼ	米沢埴原田	集落跡	縄文前期
288	小久保	こくぼ	米沢埴原田	集落跡	縄文、平安
289	越道上	こえどうえ	泉野下槻木	集落跡	縄文中期、中世
290	塚	つか	泉野下槻木	その他の墓	近世
291	梵天原	ぼんでんばら	泉野上槻木	集落跡・生産遺跡	縄文草創期・縄文早期・縄文前期・縄文中期
302	中ッ原B	なかつばらびー	豊平南大塩	散布地	縄文、中世、近世
304	稗田頭C	ひえだがしらしー	泉野下槻木	集落跡	縄文前期・縄文中期、平安
309	菖蒲沢	しょうぶざわ	米沢北大塩	集落跡	縄文
310	大田苅	だいたがり	米沢北大塩	集落跡	縄文前期・縄文中期・縄文後期、平安
311	出ノ脇	いでのわき	米沢北大塩	集落跡	縄文
312	買地	かいち	米沢北大塩	集落跡	縄文早期・縄文前期・縄文中期、平安、近世
313	久保御堂	くぼおどう	豊平上古田	集落跡・生産遺跡	縄文早期・縄文中期、平安、中世
315	中尾	なかお	豊平南大塩	集落跡	縄文、中世
317	トクアミ	とくあみ	豊平下古田	集落跡・生産遺跡	縄文中期、平安、中世、近世
320	スナアラ古墳	すなあらこふん	ちの本町	古墳	古墳
327	別田沢	べったざわ	北山芹ヶ沢	集落跡	縄文中期・縄文後期
328	町道下	まちみちした	湖東須栗平	集落跡	縄文中期
333	尖石南	とがりいしみなみ	豊平広見	散布地	縄文中期
339	南堀東	みなみほりひがし	豊平	散布地	縄文

第3節 指定に至る経緯

明治時代から昭和初期の調査 尖石遺跡のある一帯は、地元南大塩区の共同採草地として利用されていましたが、養蚕業の普及によって明治25年頃から桑畑として開墾されることになりました。その際に縄文土器や黒曜石が多量に出土し、世に知られるところとなりました。

その尖石遺跡をはじめて考古学界に紹介したのは、東京高等師範学校の学生であった小平^{こへいじ}小平治氏です。当時は「南大塩ノ遺跡」あるいは、この地域一帯をさす「広見」の名前が用いられていましたが、その後、遺跡の南斜面にある「尖石さま」と呼ばれる三角錐状の石の名前をとり、尖石遺跡と呼ばれるようになりました。



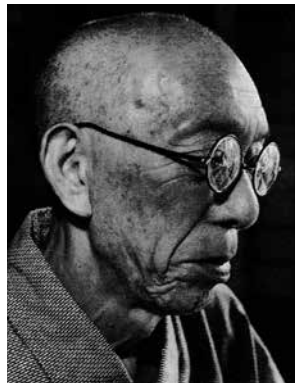
尖石さま



往時の尖石遺跡（昭和16年）



小平小平治氏



小平雪人氏



伏見宮博英王殿下

昭和4年7月、「考古学の宮様」と呼ばれる学習院大学在学中の伏見宮博英王殿下が、諏訪地方の考古学調査に訪れ、茅野市内では尖石遺跡をはじめ、上之段遺跡や中ッ原遺跡等で調査を行いました。その調査の案内役を務めたのが、小平雪人^{せつじん}氏です。俳人として活躍していましたが、兄、小平小平治氏の影響か、考古学にも大変関心がありました。その小平雪人氏の俳句の弟子でもある宮坂英弑氏が、尖石遺跡の調査を手伝いました。

宮坂英弑氏の調査 宮坂氏は、この調査で、地中から出土する縄文土器に驚き、土の中に文化が眠っていることに感動するとともに、考古学に興味を持ち、昭和5年から尖石遺跡で調査を始めます。その後、小学校勤務の傍ら、休日を利用して、尖石遺跡の発掘や遺物の採集を重ねながら、多くの論文や報告を発表しました。

宮坂氏による尖石遺跡の調査は、遺物の発掘、炉址の発掘、竪穴住居址の発掘と進められ、昭和15年からは本格的に縄文時代の集落の発掘を目的に調査が行われました。こうした調査は、「尖石石器時代遺跡」として史跡に指定される昭和17年まで続きます。その間、東京の大学の先生に指導を受けるなど、常に最新の調査方法を学びながら進められました。やがて調査の成果は考古学界で注目され、学界をリードする考古学者が調査に参加することに発展します。

宮坂氏は尖石遺跡から発掘した竪穴住居址等の資料から、日本ではじめて縄文時代の集落構成に言及しました。その舞台となった尖石遺跡は、「高原地における石器時代の集落地を示すものとして著名である」ことから、昭和17年に史跡、昭和27年に縄文時代の遺跡として最初の特別史跡に指定されました。今日では、「縄文時代集落研究の原点」として日本考古学史の中で高い評価が与えられています。



宮坂英弑氏



尖石4号住居址にて

第4節 史跡指定の変遷と理由

指定年月日 史 跡 昭和 17 年 10 月 14 日（官報告示第 4730 号文部省告示第 604 号）
 特別史跡 昭和 27 年 3 月 29 日（官報第 7967 号文化財保護委員会告示第 68 号）
 追加指定 平成 5 年 4 月 6 日（官報第 1130 号文部省告示第 52 号）
 指定名称 尖石石器時代遺跡（とがりいしせっきじだいいせき）
 所在地 長野県茅野市豊平東嶽^{ひがしだけ} 4734-3423 他
 指定面積 66,933.405㎡
 管理団体 茅野市

指定説明

「八ヶ嶽ノ西山麓海拔約一、千米ノ丘陵上ニアリ 廣汎ナル地域ニ互リテ石鏃、石斧、石錐、石匙、石皿等ノ石器竝ニ縄紋土器及土偶、滑車形土製耳飾等ノ土製品等出土ス 本遺蹟ニハ住居跡存在シ從來調査セラレシモノ約三十餘基ヲ数フ是等ノ多クハ徑約十三尺乃至二十尺ノ圓形又ハ隅丸ノ方形ノ竪穴ヲナシ表土下約二尺乃至三尺ニ床アリ 其ノ中央ニ扁平石ノ組合セニ依ル方形又ハ略々■圓形ノ爐跡ヲ存シ周圍ニ柱跡アリ高原地ニ於ケル石器時代ノ聚落地ヲ示スモノトシテ著名ナリ 尚区域内ニ古クヨリ尖石ト称セラレ信仰ノ對象トナレル三角錐狀ノ巨石アリ 此ノ地一帯ニ於ケル尖石ノ地名モ之ニ由来セリ」

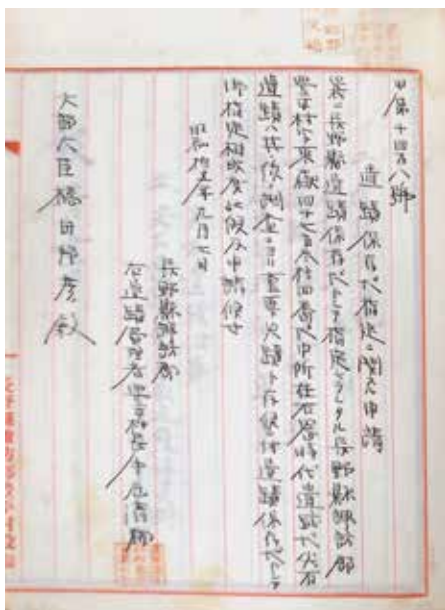
（文化庁『国指定文化財等データベース』）

（八ヶ嶽の西山麓、海拔 1,000 米の丘陵上にあり、広汎な地域にわたって石鏃・石斧・石錐・石匙・石皿等の石器、並に縄文土器、及び土偶・滑車形土製耳飾等の土製品等を出土している。この遺跡には多数の住居跡が存在し、従来調査されたものは約三十余基を数える。是等の多くは、径約十三尺乃至二十尺の円形、又は隅丸の方形の竪穴をなし、表土下約二尺乃至三尺に床があり、その中央に扁平石の組合せによる方形、又はほぼ円形の炉跡を存し、周囲に柱跡がある。高原地における石器時代の聚落地を示すものとして著名である。尚、区域内に古くから尖石と呼ばれる信仰の対象となった三角錐状の巨石があり、この一帯に於ける尖石の地名もこれに由来する。）

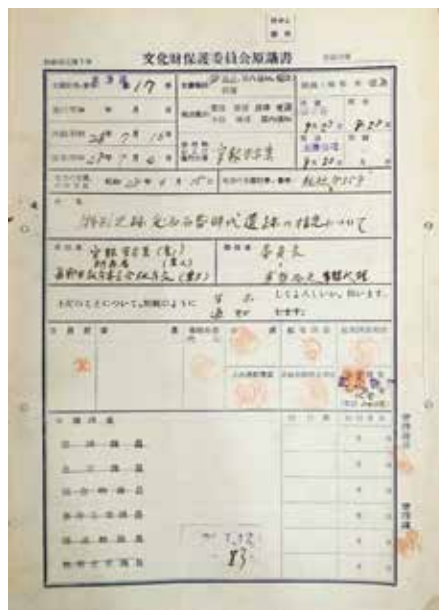
追加指定説明

「尖石石器時代遺跡は、八ヶ岳西山麓の標高約 1000 メートルの台地上に所在し、縄文時代中期を中心とする大規模な集落遺跡としてわが国を代表するものであり、昭和 17 年 10 月 14 日に史跡に指定され、昭和 27 年 3 月 29 日に特別史跡に指定された。今回追加指定しようとするのは、既指定地の北に隣接する与助尾根を含む地域であり、この地が尖石石器時代遺跡の範囲に含まれることが明らかとなっているので、追加指定し保存を図ろうとするものである。」

（文化庁 1992 『月刊文化財』 12 月号）



史跡指定の申請書（昭和15年）



特別史跡指定の原議書（昭和28年）
（提供 文化庁）

表 3-3 史跡指定地 地籍一覧

指定日	名称	地名	地番
文部省告示第604号 昭和17年10月14日	尖石石器時代遺跡	長野県諏訪郡豊平村東嶽	4734番ノ122号内実測3段8畝25歩、同番ノ125号、同番ノ131号、同番ノ143号、同番ノ248号、同番ノ255号、同番ノ264号、自同番ノ2898号至同番ノ2911号、自同番ノ2956号至同番ノ2958号、自同番ノ2959号至同番ノ2964号、自同番ノ3007号至同番ノ3009号、同番ノ3013号、自同番ノ3015号至同番ノ3018号、同番ノ3060号、同番ノ3064号、自同番ノ34110号至同番ノ3435号 右地域内二介在スル道路敷及水路敷ヲ含ム
文部省告示第52号 平成5年4月6日	尖石石器時代遺跡	長野県茅野市豊平字細見山 長野県茅野市豊平字東嶽	4400番ノ1、4400番ノ2、4400番ノ3、4401番、4402番、4403番、4404番、4405番、4406番 4734番ノ134、4734番ノ135、4734番ノ242、4734番ノ243、2734番ノ244、4734番ノ247、4734番ノ3014、4734番ノ3079、4734番ノ3080、4734番ノ3081、4734番ノ3082、4734番ノ3083、4734番ノ3084、4734番ノ3085、4734番ノ3086、4734番ノ3087、4734番ノ3088、4734番ノ3089、4734番ノ3090、4734番ノ3137、4734番ノ3395 右の地域内に介在する道路敷及び水路敷並びに4734番ノ247に再接する道路敷及び水路敷を含む

第5節 史跡の状況

史跡の現況 尖石石器時代遺跡は豊平東嶽4734-3423他と市道（甲1号）等の道路、^{どうじくぼせぎ}雑司久保堰等の水路により構成されます。

史跡指定地の登記地目をみると、雑種地・山林・畑・水田・原野・道路等となり、畑・山林が多くを占めています。公有地化から20数年が経過しており、地目で畑や水田となっている土地の一部が森林化しつつあります。

史跡指定地内の既設埋設物 史跡指定地に設置された東西方向の仮園路に沿って、大河原堰から取水した水を西側の畑に供給する給水管が埋設されています。



現況空中写真

(平成25年12月撮影)

表 3-4 平成27年度現在の史跡指定地公有地化の状況

史跡指定地	66,933.405 m ²	昭和27年特別史跡指定地 42,276.620m ² 、平成5年追加指定地 24,656.785m ²
公有地	61,910.620 m ²	追加指定地内の道路・水路 1,079.785m ² は含んでいない
私有地	3,943.000 m ²	公有地化率 94%

表 3-5 平成 27 年度現在の史跡指定地等の保存・活用を目的とした公有地等

活用目的	面積	所有	備考
史跡指定地	61,910.620 m ²	公有地 民有地	民有地 3,943.000m ² を含む 道路・水路 1,079.785m ² は除く
尖石縄文考古館敷地	1,282.000 m ²	公有地	旧考古館敷地
	1,526.000 m ²	借地	
青少年自然の森	39,751.000 m ²	公有地	青少年宿泊研修・原体験施設建設(市単) 史跡指定地内 6,122.000m ² (市単) 合計 45,873.000m ²
	9,004.000 m ²	借地	
森林計画地	15,699.250 m ²	公有地	
駐車場(常用)	1,573.000 m ²	公有地	北側駐車場 南側駐車場
	1,646.000 m ²	借地	
5000年祭臨時駐車場	4,343.000 m ²	借地	
バッファ・ゾーン	1,447.000 m ²	公有地	史跡指定地南側隣接地
合計	138,181.870 m ²		公有地化率 88% (公有地 121,662.870m ² ・借地 16,519.000m ²)



図 3-5 史跡と青少年自然の森

第4章 史跡を取り巻く環境と調査の成果

第1節 史跡の位置する台地と土層

史跡の環境 尖石石器時代遺跡は、昭和17年に史跡、昭和27年に特別史跡に指定された尖石遺跡（遺跡番号87）、その北に隣接する与助尾根南遺跡（遺跡番号86）の一部、並びに最大幅30m、比高3～5mの湧水のある浅い谷部とともに平成5年に追加指定された与助尾根遺跡（遺跡番号85）から構成されます。

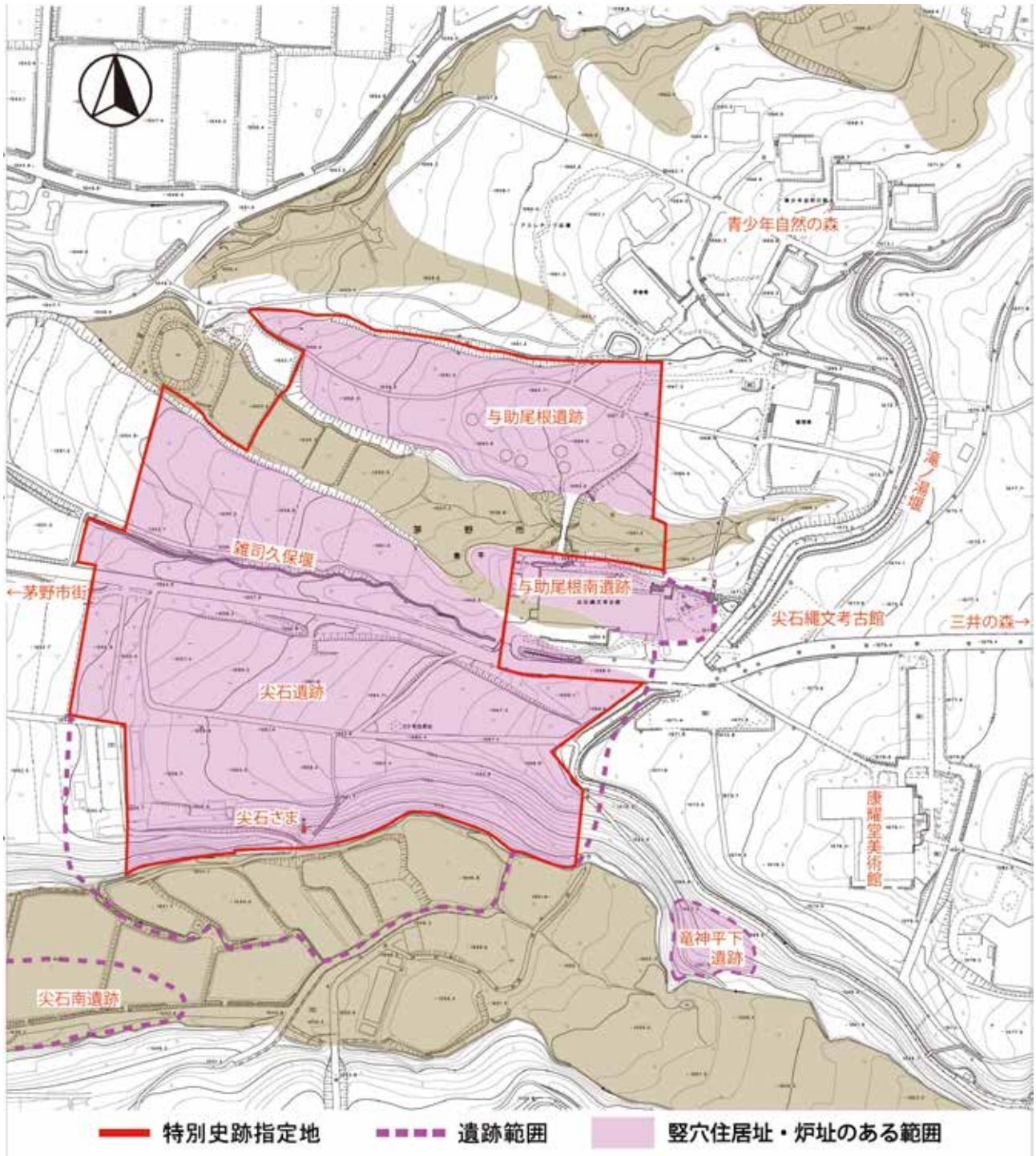


図4-1 史跡のある台地

尖石遺跡のある台地（以下、尖石台地という）は、遺跡付近で急激に台地の幅を広げ、撥のような形となります。縄文時代の集落は東西 300 m、最大幅 250 m の範囲に広がります。尖石台地の中央を市道（甲 1 号）が東西に通じ、これに沿うように、北に江戸時代の用水路である雑司久保堰、南に同じく用水路に使われた時期不明の空堀^{からぼり}があります。「尖石さま」の直下に広がる南谷部は、特に湧水量が多く、比高 15 m 前後の深い谷となりますが、尖石集落の水場であった可能性があります。平成 13 年の現地踏査によって、史跡指定地に続くこの谷部から縄文土器と黒曜石が発見され、尖石遺跡の範囲が拡大することとなりました。また、同年、この拡大範囲の南から縄文土器と黒曜石が発見され、尖石南遺跡（遺跡番号 333）として新たに遺跡登録されました。

一方、与助尾根遺跡のある台地（以下、与助尾根台地という）は、尖石台地と対照的な最大幅が 90 m の尾根状の高まりです。台地の幅が最も広い地点を中心に、東西 270 m の範囲に縄文時代の集落がつくられています。

尖石遺跡と与助尾根遺跡を分ける谷部の東に、幅 50 m の小さな台地が舌状に張り出し、ここに与助尾根南遺跡が位置します。昭和 53・54 年の旧尖石考古館移転新築工事に伴う発掘調査以降、数次の調査が行われました。現在の尖石縄文考古館は、この台地の上に所在します。

尖石台地の東方、約 300 m の地点に、縄文時代中期の竪穴住居址が発見された竜神平下遺跡（遺跡番号 206）があります。尖石遺跡から離れた場所にありますが、これより東（上方）に中期の遺跡が知られていないため、尖石遺跡、与助尾根遺跡、与助尾根南遺跡とともに遺跡群（尖石遺跡群）を形成していたと考えられています。

史跡周辺的环境 与助尾根遺跡の北には、縄文文化を育んだ豊かな自然環境をいかし、「縄文の里茅野・ふれあい体験の森」をテーマに、次世代を担う青少年の原体験施設として各種の活動が展開できる青少年自然の森があります。宿泊棟・研修棟・炊飯棟・キャンプ広場・アスレチック場・キャンプファイアー場があり、隣接する尖石縄文考古館と一体的に運営されています。また、自然状態の森を観察するための森林計画地、民有地と史跡指定地の緩衝地帯（バッファゾーン）があります。これらの約 56,000㎡の土地は、史跡整備事業の計画範囲に取り込まれており、約 80% が公有地化されています。その他、周辺の主だった構築物には、尖石遺跡の南谷部の対岸に別荘地用の下水道処理施設、尖石縄文考古館から南東へ約 150 m の地点に京都造形芸術大学附属^{こうようどう}康耀堂美術館、その東に別荘地三井の森が広がります。



尖石縄文考古館



青少年自然の森



尖石遺跡



与助尾根遺跡

史跡の位置する台地 尖石石器時代遺跡をはじめ、縄文時代中期を中心とする集落遺跡が色濃く残された八ヶ岳西麓は、定住に適した地理的条件が揃っていました。東西に細長い台地を刻む湧水による小川は、飲料水の確保や食料の加工等に利用されるだけでなく、隣り合う集落との境界を示す役目を果たしていたと考えられています。

八ヶ岳西麓において、このような地理的条件を満たす台地は、標高 1100 m 付近が上限とされています。現在、この標高を超える場所から縄文時代の大きな集落遺跡は発見されていないため、尖石石器時代遺跡は八ヶ岳西麓の最も東に奥まった場所にある遺跡のひとつとなります。

史跡の位置する台地は、大きくみて、市道（甲 1 号）を挟み南・北に広がる幅のある尖石台地と、北にある浅い谷部を挟み、幅の狭い与助尾根台地から構成されます。ただし、尖石台地の等高線を詳細にみると、市道や空堀の走る台地の中央部が、雨水の水道等^{みずみち}によって皿状に大きく窪んでおり、緩やかな起伏のある台地であることがわかります。この窪地内に、市道付近を頂部とする馬の背状の高まりがあるように見えますが、中期前半の竪穴住居址の分布状況からみて、皿状の大きな窪地と南・北にあるの 2 つの高まり（微高地）から構成される台地と考えるのがよいと思われます（図 4-2）。また、尖石遺跡と与助尾根遺跡を分ける浅い谷部の東側に、与助尾根南遺跡のある幅の狭い小さな台地があり、谷部に向かって舌状に張り出しています。

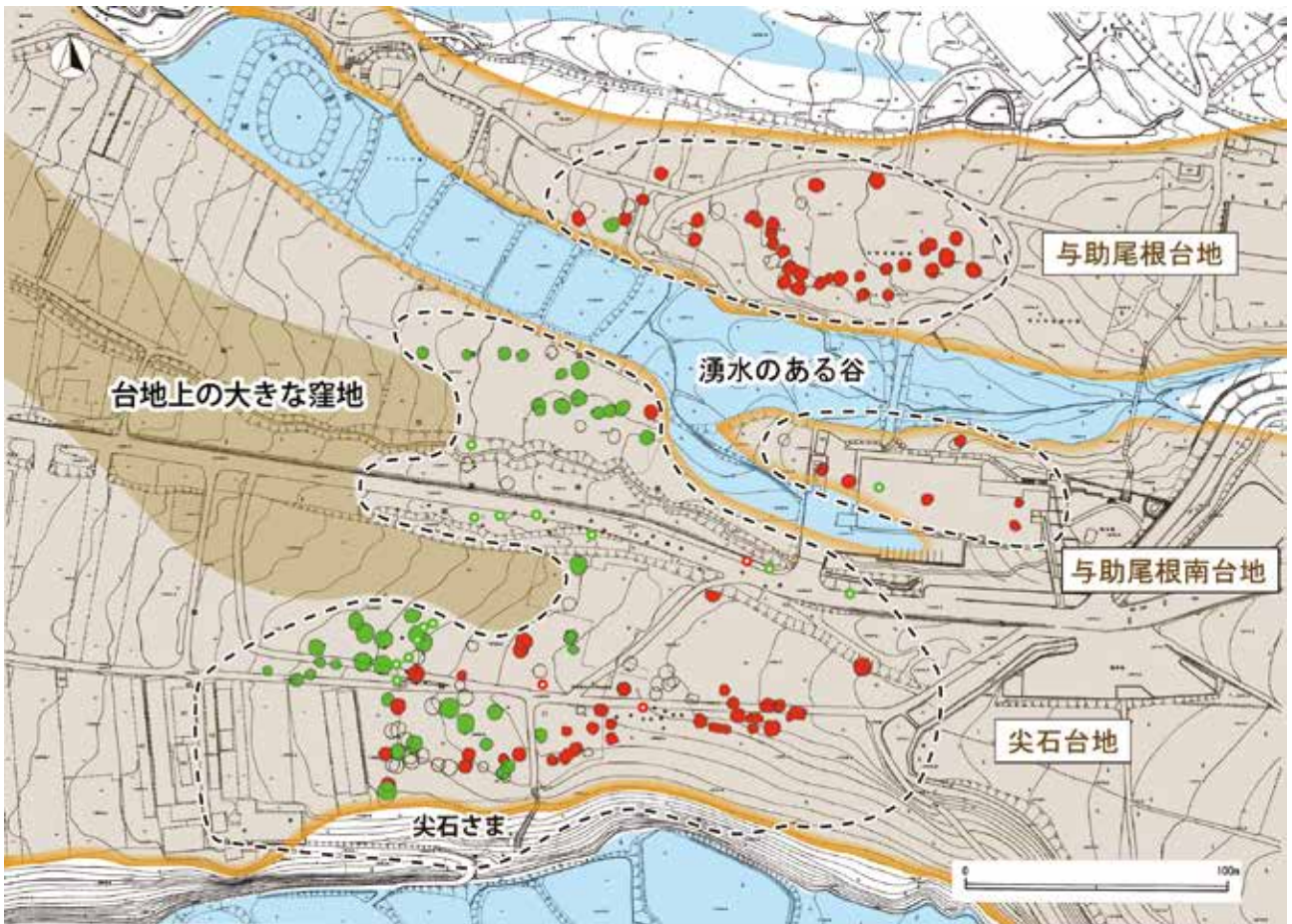
このように、史跡とその周辺には、標高 1100 m 付近に発する湧水や雨水の水道等の浸食によって、変化に富んだ形状の台地が形成されました。



起伏のある尖石遺跡の台地

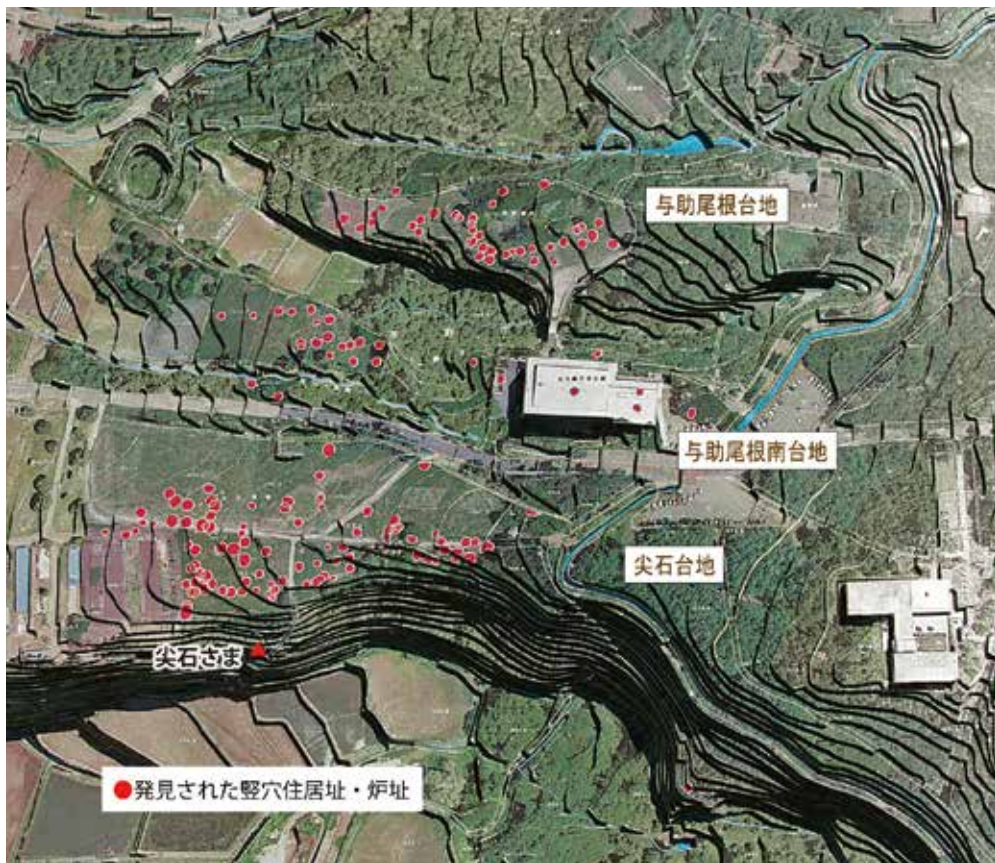


谷部を流れる湧水による小川



--- 竪穴住居址・炉址分布範囲 ● 縄文時代中期前半 竪穴住居址・炉址 ● 縄文時代中期後半 竪穴住居址・炉址

図 4-2 縄文集落と地形



尖石石器時代遺跡と周辺の地形（地形模型）

史跡の土層 史跡のある台地の標準的な土層は、平成2年に始まる確認調査の中で示されていますが、今後の調査における各層の同定を容易にするため、平成4年の調査時に『新版 標準土色帳』による土色の統一が図られました。

その際、第4層の下の土層については触れられていませんが、第5層は明黄褐色土（10YR6/6）（ローム層：新期テフラ上層）となり、その下が火砕流（約24000～25000年前の大塩火砕流）となります。

これらの土層は、通常、台地の頂部ほど薄く、谷部に向かって厚さを増していきます。縄文時代の地表面又は遺物包含層と考えられる第2層から第3層上層は、尖石遺跡の東側（平成4年調査のⅢ区、平成15・17年調査）と、空堀の南に沿う皿状の大きな窪地にかけて残されていました。このような保存状態のよい土層がみられる箇所がある一方で、尖石遺跡の西側及び与助尾根遺跡の台地頂部付近では、耕作土である第1層の下の第4層又は第5層となり、長年の耕作で縄文時代の遺物包含層そのものが削り取られていることが確認されました。



基本層序（平成4年調査Ⅲ区P3b5グリッド東壁）

- 第1a層 暗褐色土（10YR3/3）耕作土
- 第1b層 褐色土（10YR4/4）耕作土
- 第2層 黒褐色土（10YR2/2）遺物包含層？
- 第3層 黒褐色土（10YR2/3）遺物包含層
- 第4層 暗褐色土（10YR3/4）ローム漸移層

第2節 史跡の植生・動物相・水文環境

史跡指定地と青少年自然の森は、約130,000㎡あります。史跡指定地では縄文集落の景観復元を目指しています。平成12年度に、与助尾根遺跡に盛土工事を行い、尖石遺跡及び与助尾根遺跡で確認された竪穴住居址のうち、最も確認数が多い曾利Ⅱ式期の復元家屋6棟を建設し、周囲には当時の森林を再現する植栽を行いました。平成12年の考古館リニューアル以来、植栽した樹木が育ち、八ヶ岳西麓の豊かな自然に育まれた縄文文化を体感できるようになってきました。

また、史跡指定地と青少年自然の森の隣接地に、自然状態の森を観察するためのエリアとして、森林計画地（森林地区）を購入しました。このエリアは、買い上げ以後、森林内に手を加えていないため、森林の低木・草本まで観察できるようになっています。

そこで、現時点での史跡指定地と周辺の植生・動物相・水文環境等を調査し、今後の整備又は維持管理を行う際に、留意すべき点を確認するため、史跡指定地、青少年自然の森地、森林計画地の自然環境調査を委託業務として実施しました。

(1) 植物

史跡指定地には91科342種、青少年自然の森地では95科348種、森林計画地では77科235種、合計103科469種の植物種が確認されています。

史跡指定地とその周辺は古くから牧草地（草刈り場）、植林地及び薪炭林、耕作地として利用されてきました。台地上から台地の肩部には、カラマツ・アカマツ等の植林種とともに、落葉広葉樹のクリ・コナラ等が繁茂します。斜面部にはケヤキやミズキ、尖石遺跡と与助尾根遺跡を分ける谷部にはハンノキを中心とした樹林が形成されています。森林計画地には植林されたカラマツやハリエンジュの群落がみられます。

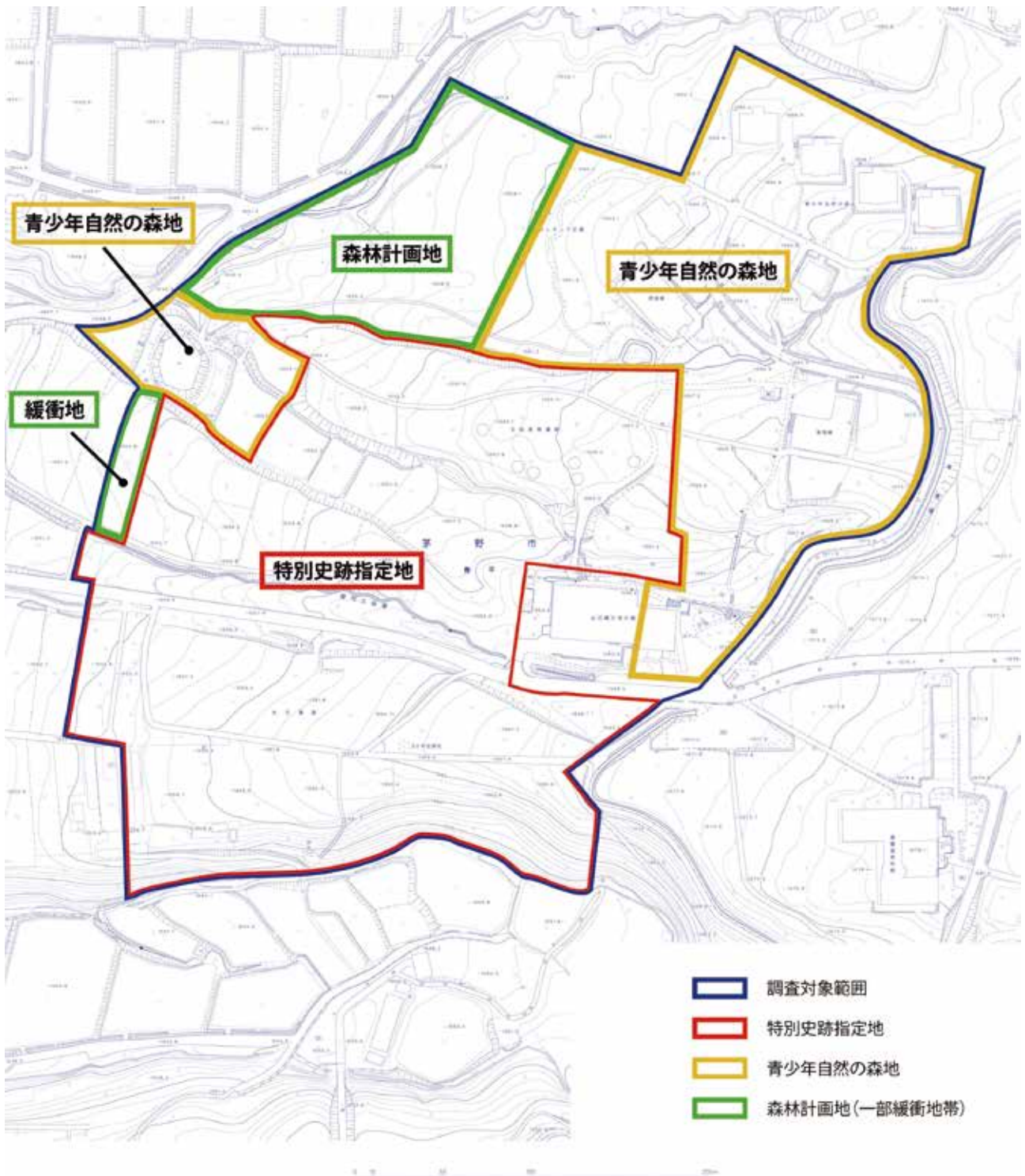


図 4-3 調査対象範囲

現在、尖石遺跡及び与助尾根遺跡のある台地の平坦面には、草刈り管理によってできた人工草地が広がります。シバを中心に、ハルジオンやメヒシバ等のキク科やイネ科の植物が繁茂し、オニウシノケグサやオオハンゴンソウ等の外来種も確認されます。与助尾根遺跡周辺には史跡整備に伴い植栽されたクリ・コナラ・ヤマボウシ・アカシデ等が群落を形成していますが、古くからあるクリ・ヤマザクラ等の大木も島状に残っています。青少年自然の森地の施設周辺には、ヨーロッパパトウヒ等の植栽種がみられます。

自生種では、谷部のハンノキ群落周辺でツリフネソウ・ゴマナ・クモキリソウ等が、青少年自然の森地の台地部でクリーコナラ群落周辺にケマルバスミレ・ツルリンドウ・フユノハナワラビ等が確認されています。これらの植物は群落を形成しています。

希少植物として、エンコウソウ（長野県絶滅危惧Ⅰ類）が確認されています。

（2）動物

史跡指定地と周辺に生息する両生類・爬虫類・哺乳類・鳥類・昆虫類の詳細については別編に記載されています。この場所に特有の動物は生息していませんが、クリーコナラ群落等のいわゆる落葉広葉樹に生息するさまざまな動物が確認されています。動物相が多様であることは、生息を支える豊かな自然環境が維持されているからに他なりません。しかし、シカの増加に伴う食害と獣トレイルによる掘り返し、アナグマによる土手への巣作り等の問題も生じています。

希少動物として、鳥類ではサンショウクイ（絶滅危惧Ⅱ類）、ハチクマ・ハイタカ・オオタカ（準絶滅危惧）、昆虫類ではコオイムシ・ギンボシツツビケラ・ヒメシジミ本州・九州亜種・クロマルハナバチ（準絶滅危惧）、スジグロチャバネセセリ・ジュウロクホシテントウ（長野県絶滅危惧Ⅱ類）等が確認されています。

（3）水文

史跡指定地に縄文時代の集落がつくられた背景を考える場合、尖石遺跡と与助尾根遺跡を分ける浅い谷部を流れる水は重要です。この水の水源が、東を流れる滝ノ湯堰から漏れた水ではないかとの指摘を受け、水質調査を行った結果、堰の漏水でないことが判明しました。調査の詳細は別編にあります。例えば生活に適した水質であるのかなどの問題は、集落の存続に深く関わることで考えられます。また、水場の環境は人間だけでなく、その周辺に生息する動植物にとっても重要な役割を果たしていることがわかりました。

（4）今後の植生管理

史跡指定地とその周辺をいくつかの地区に区分し、目標植生を設定し、これに沿って管理の方針を定めていかななくてはなりません。

1 尖石地区

目標植生 現状は、縄文時代の居住域である台地を中心に、人工の草地となっています。この草地を維持しながら、これを取り巻くように縄文時代の人々が利用したであろうカヤ（ススキ）原、有用植物、低木層、台地の縁辺や斜面に潜在自然植生と考えられる落葉広葉樹の森を目標植生とします。

管理方針 尖石地区には6群の樹林群が分布していますが、その多くが二次林です。特に植樹林の代表であるカラマツについては伐採し、クリ・コナラ・オニグルミ等の植栽を行います。その周辺にカヤ、有用植物、低木を補栽し、これらが混合する環境を創出し、維持管理していきます。

遺跡中心部の草地は高茎草地とならないよう草刈管理を行っていきませんが、草地性のヒメシジミ本州・九州亜種の生息も確認されているため、適切な草地管理が求められます。また、高木や密集林は周辺地への影響を考慮し、枝払いや間伐による管理を随時行っていきます。

2 与助尾根地区

目標植生 現状は、史跡整備に伴う植栽を中心とする中径のクリーコナラ群落の二次林です。樹冠が閉じ、樹下が暗く下草が生育しないため、適度な間伐等により光の入る樹林とする必要があります。大径のクリーコナラ群落を育成するとともに、低木層や草本層が混合する落葉広葉樹林を目標植生とし、例えば、現況では少ない昆虫類の生息数の増加が期待できる落葉広葉樹林を目指します。

管理方針 植栽された中径のクリーコナラ群落を間伐し、大径のクリーコナラ群落としていきます。また、枝払いにより、林床に光が射す環境を整え、低木層や草本層の育成と管理を行っていきます。

3 谷部地区

目標植生 現状のハンノキ群落とその下層に湿地性植物が繁茂する自然植生を維持していきます。特に、エンコウソウの群生は貴重なものであり、水辺の植生として保存を図る必要があります。なお、この地区は冬季になるとヤマシギの生息地となります。

管理方針 現状を維持していきませんが、老木化に伴い風倒の恐れがあるハンノキは、湧水地に生息する動植物に配慮しながら、伐採を行っていきます。

4 青少年自然の森地区

目標植生 植林されたカラマツが中心となりますが、大径と中径のクリーコナラ群落、ハンノキ群落、ケヤキ・ミズキの亜高木層、コブシ・ウワミズザクラの低木層があります。特に大径のクリーコナラ群落は、群落を構成する低木層や草本層も豊かであり、当群落の見本となるものです。現状を維持していきませんが、老木を伐採し、多様な植物が繁茂する多層構造の樹林とし、季節を問わず、さまざまな花木・草本を楽しむことのできる明るい森を目標植生とします。

管理方針 現状を維持していきませんが、カラマツの老木については伐採を行っていきます。その際、オオタカやムササビの繁殖に留意し、大きな環境変化が生じないように配慮しながら管理を行っていきます。

5 森林計画地

目標植生 現状のカラマツ植林とハリエンジュ群落を基本とします。ハリエンジュ群落の駆除により、ケヤキ・ミズキ群落、クリーコナラ群落へ遷移していく可能性があります。ただし、ハリエンジュは再生力が強いため、駆除方法を検討する必要があります。

管理方針 現状を維持しながら、倒木の恐れのある樹木や老木の伐採を行っていきます。



尖石地区 人工草地



尖石地区 アカマツ群落(植林)



与助尾根地区 クリーコナラ群落(植栽)



青少年自然の森地区 クリーコナラ群落



谷部地区 ミズキ群落



谷部地区 ハンノキ群落



森林計画地 カラマツ群落(植林)



森林計画地 ハリエンジュ群落

第3節 史跡の歴史的環境

(1) 旧石器時代

尖石遺跡の遺物 茅野市の旧石器時代の遺跡としては、蓼科山麓の標高 1600 m の高所にある渋川遺跡が著名ですが、八ヶ岳西麓でもこの時代の黒曜石製のナイフ形石器や槍先形尖頭器の発見が数例報告されています。

尖石遺跡から黒曜石製のナイフ形石器と尖頭器が 1 点ずつ出土しており、旧石器時代の生活の痕跡を認めることができます。

(2) 縄文時代草創期・早期・前期

与助尾根遺跡の草創期の遺物 土器の発見はありませんが、草創期に属する有舌尖頭器が与助尾根遺跡から 1 点採集されています。また、史跡の南西約 900 m にある金堀場遺跡（遺跡番号 208）でも有舌尖頭器が 1 点採集されています。

このような有舌尖頭器だけが採集される遺跡が、八ヶ岳西麓で 4 カ所確認されています。狩猟等に伴う小規模な生活の痕跡と考えることができます。



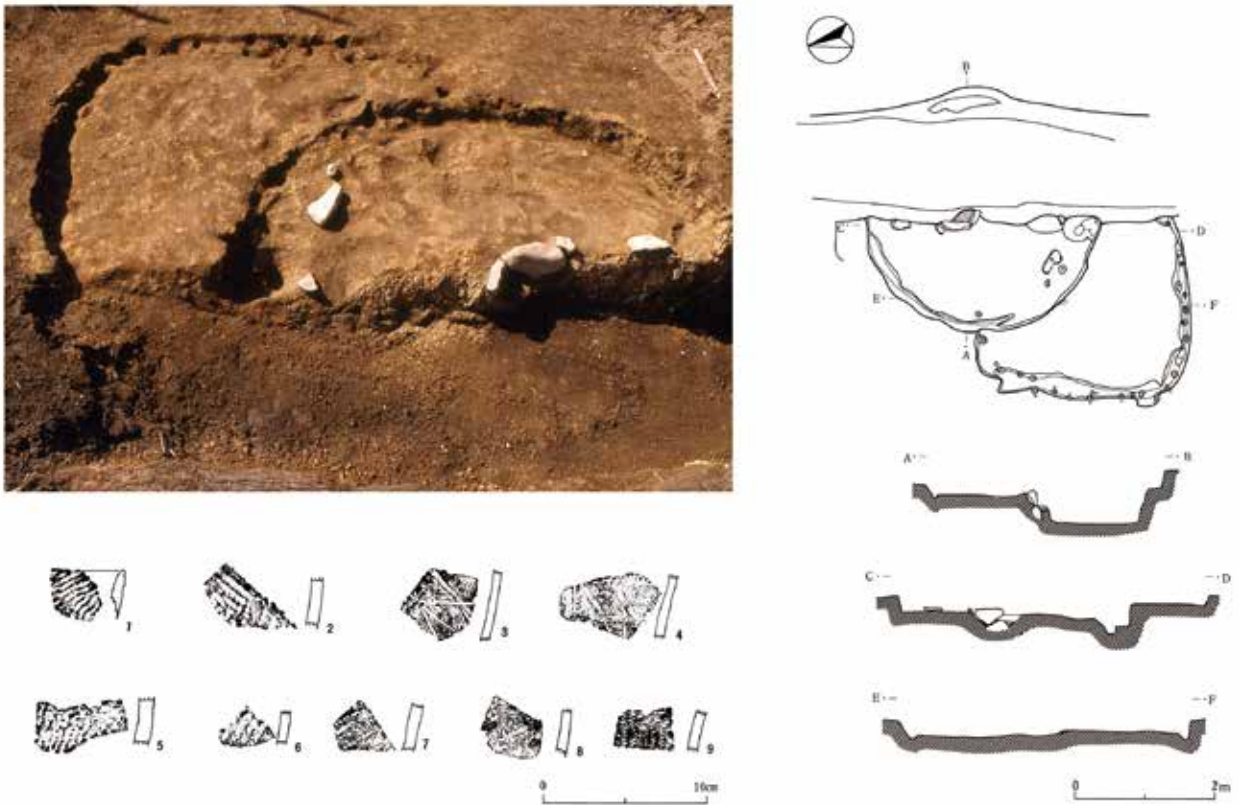
図 4-4 与助尾根遺跡（左）、金堀場遺跡（右）の有舌尖頭器（守矢 2008 『長野県考古学会誌』 124 号）

尖石遺跡・与助尾根遺跡の早期の遺物 早期の押型文土器の破片が出土していますが、竪穴住居址等が発見されていないため、草創期と同様に狩猟等に関わる小規模な生活の痕跡と思われます。

与助尾根南遺跡の前期の竪穴住居址 竪穴住居址等のしっかりした生活の痕跡が認められるのは、前期の前半からです。

およそ 2 × 3 m の大きさの隅丸方形の竪穴住居址が与助尾根南遺跡の台地北側の縁辺から 1 カ所発見されています。このように前期前半の竪穴住居址が単独で見つかる事例は、史跡の西約 1.4 km にある中ッ原 A 遺跡（遺跡番号 83）にみることができます。

これらの遺跡に竪穴住居址が残された理由を積極的に解釈するならば、狩猟等の生業に関わるベースキャンプと捉えることができそうです。なお、与助尾根南遺跡の東にある竜神平下遺跡では、時期の特定はできていませんが、落とし穴が確認されています。この狩猟に関わる遺構は、当遺跡の前期前半の竪穴住居址と関連づけられるかもしれません。



与助尾根南 5号住居址 (昭和 53 年)

図 4-5 与助尾根南遺跡の縄文時代前期前半の竪穴住居址と出土遺物 (茅野市教委 1980『与助尾根南遺跡』)

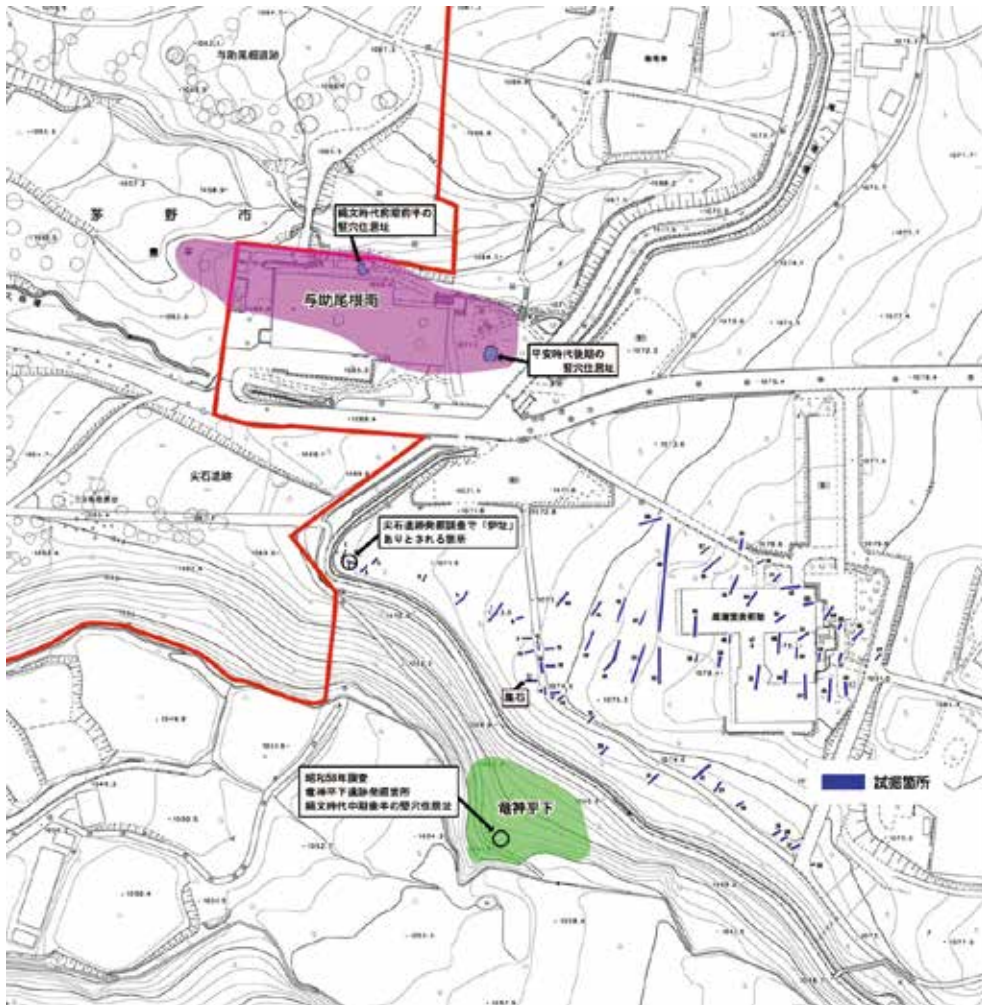


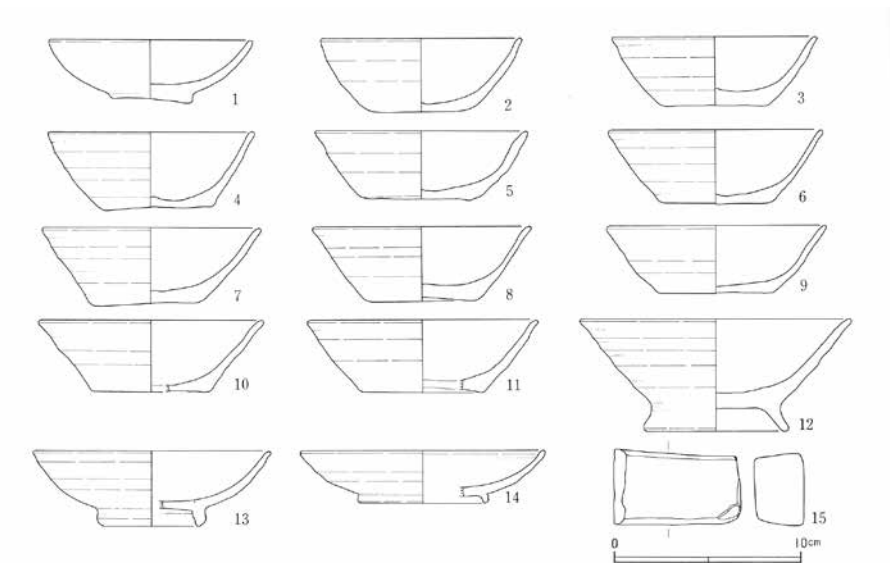
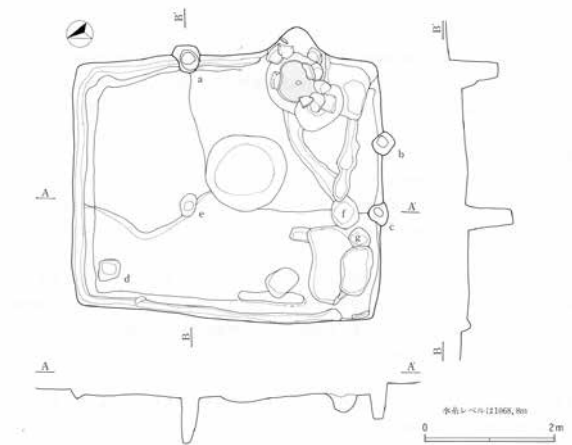
図 4-6 与助尾根南遺跡と竜神平下遺跡の調査状況

(3) 古墳時代・平安時代

与助尾根遺跡・与助尾根南遺跡の古墳・平安時代の遺物 標高が1000mを超える高地から、古墳・平安時代の遺物が出土しています。与助尾根南遺跡では平安時代後半の竪穴住居址が1カ所発見され、砥石や鉄滓の出土から鉄製品を持った山棲みの居住が考えられます。なお、前後する弥生時代・奈良時代・中世の遺物は発見されていません。



与助尾根 28号住居址 (昭和 27年)
与助尾根遺跡の古墳時代の土師器



与助尾根南 6号住居址 (平成 2年)

図 4-7 与助尾根南遺跡の平安時代後期の竪穴住居址と出土遺物 (茅野市教委 1994 『与助尾根南遺跡』)

(4) 江戸時代

八ヶ岳山麓の開発 八ヶ岳山麓には、天明・寛政期（1781－1801）に開削された15本ほどの堰（用水路）があります[※]。水量の多い北部（蓼科山麓）の川から南部（八ヶ岳南麓）の川に堰を通し、水を送る「繰越堰」と、これから水を取り入れて西へ送る「開削堰」がありますが、これらの堰によって八ヶ岳山麓の新田開発が進められました。史跡指定地のすぐ東を流れる滝ノ湯堰、これから取水し、史跡指定地を西へ流れる雑司久保堰も、山麓部の開発を支えた堰のひとつです。なお、明治26年の小平小平治氏の調査は、この雑司久保堰の斜面を利用して行われました。

また、市道（甲1号）に沿うように「空堀」と呼ばれる開削堰の跡が残されています。平成2年に行われた確認調査では、砂礫の堆積や磨滅した土器片が認められるなど、水路の痕跡が確認されました。地元の古老によると、「下方の南大塩集落まで引水されていたが、水質悪化のために廃絶した」と言い伝えられているとのこと。

江戸時代中期の周辺の様子を、享保18年（1733）の『諏訪藩主手元絵図』から探ることができます。それによると史跡とその周辺は「原」、南谷部には「田」の記載があり、今とほぼ同じ土地の利用が認められます。なお、尖石遺跡と与助尾根遺跡に挟まれた谷部は、現在、ハンノキの林となっていますが、公図地目によると「田」と記載されており、湧水を利用した谷戸水田に利用されていたことがわかります。また、台地に沿った形でマツを主体とした風除け林が作られ、そのうち「芹ヶ沢風除けの松」^{かぜよ}、「豊平風除けの松」が現在でも残っています。



滝ノ湯堰



雑司久保堰

※八ヶ岳西麓には東西方向に流れる上川水系・柳川水系の河川がありますが、水田耕地を拡大するため、高島藩では八ヶ岳西麓を南北に横断する堰の開削を進めました。特に天明5年（1785）坂本養川^{ようせん}の滝ノ湯堰は繰越堰として著名です。なお、近世文献等では、堰を「汐」と表記しています。



空堀



谷戸水田



図 4-8 諏訪藩主手元絵図

明治時代以降 江戸時代まで史跡のある台地は、共有地の「原」であったようです。明治10年代以降、諏訪地域では製糸業が盛んとなり、この発展に伴い桑作が奨励されました。このような社会情勢により、台地の上も桑畑に開墾されました。

その後、昭和恐慌による蚕糸業の衰退に伴い、桑の掘り抜きが行われ、食糧増産政策も相まって畑地へ変わっていきました。黒色土が厚く堆積する特徴をいかし、戦後は高原野菜をはじめ大根や種苗が行われてきました。

第4節 史跡の調査成果

(1) 尖石遺跡・与助尾根遺跡の発掘調査の歴史

1 尖石遺跡の調査歴等の概要

尖石遺跡に関する最も古い記録は、明治26年の小平小平治氏の東京人類学雑誌への資料紹介です。その後、研究者や地元住民らによる遺物採集目的の調査が続きますが、昭和4年の伏見宮博英王殿下の本格的な調査を契機に、昭和5年から宮坂英弑氏が発掘を開始します。

宮坂英弑氏の発掘は、4人の息子たちをはじめ家族の献身的な協力、発掘作業・測量図作成・写真撮影を行う数人の協力者の手伝いがあったものの、ほぼ独力で続けられました。

やがて、八幡一郎氏、今井登志喜氏をはじめ大学の先生の指導と支援、学術団体の調査への参加を得て、「遺物、炉址、住居址、集落址」の発掘と段階的に進められ、昭和17年までに32カ所の竪穴住居址、54カ所の炉址、竪穴群・列石群・独立土器等を発掘しました。

戦後、宮坂氏は発掘した遺構の位置関係等を整理し、尖石遺跡につくられた縄文時代の集落が、南北2つの「住居地区」とこれに挟まれた竪穴群・列石群・独立土器等のある「社会的地区」から構成されていると考えました。

こうした縄文時代の集落構成に言及した宮坂氏の研究は日本ではじめてのものでした。そのために研究の舞台となった尖石遺跡は、「縄文時代集落研究の原点」と評価されています。

昭和29年には、三笠宮殿下とともに発掘した33号住居址を建物で覆い、そのままの状態で見学できるように整備しました。

表4-1 宮坂英弑氏調査以前の尖石遺跡の調査歴

調査年・発表年	調査者・発表者	調査・報告の概要	報告掲載誌
1893年(明26)	小平小平治	半日の調査で数十の石器・土器を発見、「豊平村南大塩ノ遺跡」として尖石遺跡を紹介	小平小平治「長野県下佐久郡古墳及諏訪郡石器時代遺物」『東京人類学会雑誌』第91号
1920年(大9)	鳥居龍蔵	『諏訪史』第1巻編纂に伴う実地調査、八幡一郎小発掘、小学生発見の土器を東京大学人類学教室がもらい受ける	
1922年(大11)3月	八幡一郎	125番を小発掘、成果を得られず	
1922年(大11)4月	宮坂春三	264番を発掘、ほぼ完形の土偶を発見	
1922年(大11)5月	小松真一	1920年にもらい受けた土器を紹介	小松真一「伊豆海岸の石器時代遺跡に就いて」『人類学雑誌』第37巻第5号
1922年(大11)8月	八幡一郎	宮坂春三採集の土偶について紹介	八幡一郎「信濃諏訪郡豊平村広見発見の土偶」『人類学雑誌』第37巻第8号
1929年(昭4)4月	小平雪人	上羽貞幸の実地調査の案内	
1929年(昭4)7月	伏見宮博英	発掘調査に伴い、多くの遺物が出土	



炉址・遺物が発見された林道



尖石1号炉址(昭和5年)



宮坂英弑氏と息子たち(昭和17年)



尖石 1 号住居址 (昭和 15 年)



東京考古学会第 17 回例会 (昭和 15 年)



大山史前学研究所の発掘 (昭和 15 年)



尖石 19 号住居址の発掘 (昭和 16 年)

表 4-2 宮坂英弼氏の尖石遺跡の調査歴 (1)

調査年・発表年	調査者・発表者	調査・報告の概要	報告掲載誌
1930 年 (昭 5) 6 月	宮坂英弼・小平幸衛	2960 番で桑畑改植に伴い、炉址 9 を発掘	
1930 年 (昭 5) 7 月	宮坂英弼・小平幸衛	堂自久保塚 (雑司久保塚) 脇 2 地点から多量の遺物が出土、道脇から石囲炉址 22 を発掘 7 月 28 日から豊平小学校教員今井広亀他 3 名が参加	
1930 年 (昭 5) 9 月	宮坂英弼・宮坂吉久雄	南作場道を発掘、石器出土	
1930 年 (昭 5) 10 月	今井弘樹 (広亀)	7 月の調査概要等まとめ報告	今井弘樹『尖石遺跡発掘記』
1930 年 (昭 5) 11 月	宮坂英弼・小平幸衛	「尖石さま」西約 10 m、崖の崩れた土から顔面把手等を発掘	宮坂英弼「顔面把手発掘記」『信濃考古学会誌』3 年 1 輯 1932 年
1933 年 (昭 8) 7 月～9 月	宮坂英弼	7 月から尖石林道改修に先立つ発掘 8 月に蛇体把手付土器・環状把手付小型筒形土器出土、石囲炉址 2 を発掘 8 月に 2903 番を発掘、石囲炉址 8 を発見	宮坂英弼「長野県尖石遺跡発掘手記」『ドルメン』3 巻 1 号 1934 年
1935 年 (昭 10) 1 月	宮坂英弼・宮坂吉久雄	尖石南崖部から石囲炉址 1 を発見	
1935 年 (昭 10) 6 月	宮坂英弼	4734-3084 番 (与助尾根東嶽) 開墾中に石囲炉址 1 を発見	
1935 年 (昭 10) 10 月	大山 柏	大山史前学研究所の調査	
1936 年 (昭 11) 8 月	宮坂英弼	2903 番脇南作場道から炉址 2 を発掘	
1936 年 (昭 11) 10 月	東伏見邦英	8 月、宮坂調査地点の東側で住居址を調査	
	宮坂英弼		宮坂英弼「八ヶ岳山麓尖石遺跡発掘炉の二型式」『考古学』7 巻 10 号
	宮坂英弼		宮坂英弼「八ヶ岳山麓信濃尖石遺跡に於ける住居址」『中部考古学会彙報』1 年 3 報

表 4-3 宮坂英弑氏の尖石遺跡の調査歴（2）

調査年・発表年	調査者・発表者	調査・報告の概要	報告掲載誌
1940年（昭15）1月	宮坂英弑	2901番・2905番から本格的な発掘調査を実施	
1940年（昭15）4月	宮坂英弑	2901番で1号住居址を発掘	
1940年（昭15）6月	宮坂英弑	2901番で東京考古学会の第17回例会を開催、後藤守一・杉原荘介・藤森栄一・和島誠一・神林淳雄・岡本健児・佐野大和等、2号住居址から4号住居址を発掘	藤森栄一「信州尖石行ー東京第17回例会の記ー」『考古学』7巻11号
1940年（昭15）7・8月	宮坂英弑	2905番で5号住居址から12号住居址を発掘、トロッコを導入した調査の実施	宮坂英弑「石器時代の住居址ー長野県尖石遺跡の発掘ー」『科学画報』29巻7号
1940年（昭15）10月	宮坂英弑	大山史前学研究所と13号住居址から16号住居址を発掘	宮坂英弑「石器時代の大集落ー長野県諏訪郡を訪ねてー」『科学画報』30巻5号
1941年（昭16）5月	宮坂英弑	2905番西端で17号住居址を発掘	
1941年（昭16）6月	宮坂英弑	2901番・2903番境界で19号住居址、2901番東端で20号住居址、2958番で18号住居址を発掘	
1941年（昭16）7～10月	宮坂英弑	2963番・2964番で39ヵ所の埋没住居址を確認	
1942年（昭17）4～9月	宮坂英弑	2963番ほかで21号住居址から32号住居址、竪穴群・列石群・独立土器を発掘	宮坂英弑「石器時代の謎を語るー我々の祖先はそこで如何なる生活を営んでいたかー」『科学画報』31巻11号
1942年（昭17）8月	宮坂英弑	大山史前学研究所と28号・29号住居址を調査	
1942年（昭17）4月・8月		文部省宗教局斎藤忠、史跡指定調査に来跡	
1942年（昭17）9月23日		史跡名勝天然記念物調査会総会で史跡に指定	

2 与助尾根遺跡の調査歴等の概要

宮坂英弑氏が尖石遺跡で目指した縄文集落の完全な発掘は、昭和17年の史跡指定や第2次大戦による社会情勢の悪化により、中断せざるを得ない状況にありました。

戦後、学校に新しい教科として社会科が設置、科学的な歴史教育の必要性が求められ、考古学が脚光を浴び始めました。こうした状況の中で、尖石遺跡の発掘の実績をもつ宮坂英弑氏に、学校が遺跡発掘の実習を求めてきました。これが与助尾根遺跡の発掘調査の始まりです。

昭和21年から調査が開始されましたが、戦後の苦しい経済情勢の中で調査を続けることは容易ではありませんでした。調査は地元考古学者の藤森栄一氏の呼びかけで結成された「尖石を守る会」の支援を得ながら進められ、昭和27年までに28ヵ所の竪穴住居址を発掘し、縄文時代中期後半の集落のほぼ全容が明らかとなりました。

宮坂氏は、竪穴住居址の重複や炉石の有無から集落の形成過程を時間的に捉え、屋内にあるさまざまな施設に着目し、住居内での生活に言及するなど、集落研究を深めていきます。

与助尾根遺跡の調査成果は、昭和24年の堀口捨己氏による復元家屋の設計にいかされ、同年の上屋の建設によって、雑木林にたたずむ縄文時代の集落が復元されました。また、昭和27年には豊平村が遺跡のほぼ中央にある5筆の畑（3,893㎡）を公有地化して、案内板や住居址表示板を設置しました。このような遺跡の整備は、尖石石器時代遺跡における「第1次史跡整備」といえるもので、これを踏襲する形で平成11・12年の史跡整備が行われました。

昭和38年には、水野正好氏による与助尾根集落を舞台とする斬新な集落論が発表され、以後の集落研究に新たな視点をもたらすと同時に多大な影響を与えました。



与助尾根遺跡の発掘に参加した諏訪の中学・高校生



復元された縄文集落

表 4-4 宮坂英弼氏の尖石遺跡・与助尾根遺跡・与助尾根南遺跡の調査歴と遺跡の保存・活用

調査年・発表年	調査者・発表者	調査・報告の概要	報告掲載誌
1946年(昭21)10・11月	宮坂英弼・諏訪史談会(細野正夫・矢崎孟伯)	3082番で豊平国民学校生徒と1号・2号住居址を調査	宮坂英弼「尖石先史聚落址の研究(梗概)―日本石器時代中部山岳地帯文化―」『諏訪史談会々報』3
1946年(昭21)10月	諏訪史談会	諏訪史談会委員約200名、原田淑人講演会と見学会	
1947年(昭22)4～9月	宮坂英弼・諏訪史談会	3082番で豊平国民学校生徒と、3号住居址から5号住居址を発掘	
1948年(昭23)8月	宮坂英弼		宮坂英弼『原住民族の遺跡』諏訪教育会
1948年(昭23)10月	宮坂英弼・岡谷東高等学校等	3086番で岡谷東高・諏訪清陵高・諏訪二葉高生等と6号住居址を発掘	
1949年(昭24)4月		尖石を守る会結成	
1949年(昭24)4～10月	宮坂英弼・尖石を守る会	3087番・3395番で7号住居址から16号住居址を発掘	
1949年(昭24)10月	宮坂英弼・尖石を守る会	3087番の7号住居址に堀口捨己設計の復元家屋を建設	
1950年(昭25)4～10月	宮坂英弼・尖石を守る会	3809番・3086番で17号住居址から22号住居址を調査	
1950年(昭25)5月	宮坂英弼	尖石・与助尾根台地の中間台地(与助尾根南台地)で石囲炉址を発見	
1950年(昭25)7月	宮坂英弼・豊平青年会	8号住居址に復元家屋を建設	宮坂英弼「八ヶ岳岳麓与助尾根先史聚落の形成について」『考古学雑誌』36巻3号・4号
1951年(昭26)8月	宮坂英弼	自宅を改築し「尖石館」を設立し、出土遺物を展示	宮坂英弼「長野県諏訪郡与助尾根遺跡」『日本考古学年報』1
1952年(昭27)3月29日		尖石遺跡が特別史跡に指定	
1952年(昭27)5～10月	宮坂英弼・尖石を守る会	242番・3395番・3089番で23号住居址から28号住居址を発掘	
1952年(昭27)6月19日	豊平青年会	史跡標柱、標札、案内図、住居址指示標札等設置	
1952年(昭27)6月21日	長野県教育委員会・豊平村	尖石遺跡特別史跡指定記念「古代文化大学講座」開講 講師 藤田亮策、八幡一郎、斎藤忠、小林行雄、黒板昌夫、宮坂英弼	
1952年(昭27)6月	豊平村	与助尾根東嶽4734-242番・3086番・3087番・3089番・3395番の3,893㎡を遺跡公園として公有地化	
1953年(昭28)6月	豊平村	第2回「尖石大学講座」開講、講師 八幡一郎	
1954年(昭29)6月	豊平村	第3回「尖石大学講座」開講、講師 八幡一郎、斎藤忠、黒板昌夫	
1954年(昭29)7月	茅野町	三笠宮殿下、2962番で尖石33号住居址を調査	
1954年(昭29)	茅野町	尖石33号住居址に被覆家屋を建設、遺構を露出展示	
1955年(昭30)11月3日	茅野町	尖石考古館が南大塩に開館	
1957年(昭32)12月	茅野町教育委員会		宮坂英弼『尖石』刊行

表 4-5 茅野市教育委員会の尖石器時代遺跡の調査歴

調査年	調査機関	調査・報告の概要	報告書
1990年(平2)	茅野市教育委員会	指定地西側境界付近の18号住居址の再確認と、台地南北方向の横断土層堆積状況の確認 1941年(昭16)、宮坂氏調査の「未完掘住居址」を再確認、34号住居址とする 今回の調査区は縄文中期前半が中心	『尖石遺跡－保存整備事業に係る試掘調査報告書－』1991年
1991年(平3)	茅野市教育委員会	遺跡北西端の遺構範囲確認、住居址2、土坑4を検出し、北西側に縄文中期前半の集落展開を把握、中期初頭の土器出土	『尖石遺跡－保存整備事業に係る試掘調査報告書－』1992年
1992年(平4)	茅野市教育委員会	遺跡東側範囲と集落中央広場と想定される範囲の確認	『尖石遺跡－保存整備事業に係る試掘調査報告書－』1993年
1993年(平5)	茅野市教育委員会	遺跡北東端の遺構確認、住居址18、土坑を検出、縄文中期前半～中期後半の集落展開把握	『尖石遺跡－保存整備事業に係る試掘調査報告書－』1994年
1994年(平6)	茅野市教育委員会	遺跡東西南方向市道(甲1号)北側の遺構確認、住居址2、土坑を検出、縄文中期前半の集落展開把握、中期初頭の土器出土	『特別史跡 尖石遺跡－平成6年度保存修理事業(環境整備)に係る試掘調査報告書－』1995年
1995年(平7)	茅野市教育委員会	遺跡中央部の遺構確認、住居址9、広場範囲の確認、尖石遺跡と与助尾根遺跡の間の谷部調査で古環境復元のデータ採取	『特別史跡 尖石遺跡－平成7年度保存修理事業(環境整備)に係る試掘調査報告書－』1996年
1996年(平8)	茅野市教育委員会	遺跡中央部西側(南作場道沿い)の遺構の確認、住居址11の確認	『特別史跡 尖石遺跡－平成8年度保存修理事業(環境整備)に係る試掘調査報告書－』1997年
1996年(平8)	茅野市教育委員会	縄文時代の植生復元や修景緑化等の植栽計画策定に関わる基礎資料	『特別史跡 尖石遺跡－特別史跡尖石遺跡整備基本計画の植栽計画にかかわる植生調査報告書－』1997年
1998年(平10)	茅野市教育委員会	与助尾根遺跡の整備に係る確認調査、宮坂氏調査住居の他に住居址11を確認	『特別史跡 尖石遺跡－平成10年度保存修理事業(環境整備)に係る試掘調査報告書－』1999年
2001年(平13)	茅野市教育委員会	遺跡南西の遺構確認、住居址23と重複の著しい範囲、縄文中期前半～後半	『特別史跡 尖石遺跡－平成13年度保存修理事業(環境整備)に係る試掘調査報告書－』2002年
2002年(平14)	茅野市教育委員会	遺跡南西の遺構確認、住居址8と重複の著しい範囲、与助尾根南遺跡西側(台地先端部)の調査、縄文中期後半住居址1	『尖石遺跡－平成14年度保存修理事業(環境整備)に係る試掘調査報告書－』2003年
2003年(平15)	茅野市教育委員会	遺跡南東、宮坂氏が1942年(昭17)に調査した竪穴群・列石群の再調査、住居址1	『尖石遺跡－平成15年度保存修理事業(環境整備)に係る試掘調査報告書－』2004年
2005年(平17)	茅野市教育委員会	2003年(平15)調査区を北側に拡張、住居址1	『尖石遺跡－平成17年度保存修理事業(環境整備)に係る試掘調査報告書－』2006年

保存整備
に関
わる
調査

史跡整備に伴う茅野市教育委員会の確認調査(左:平成10年与助尾根、右:平成15年尖石)

(2) 尖石遺跡・与助尾根遺跡の調査成果の概要

宮坂英弑氏が調査した竪穴住居址は、尖石遺跡で33カ所(昭和29年調査の33号住居址を含む)、与助尾根遺跡で28カ所あります。また、尖石遺跡で54カ所、隣接する与助尾根南遺跡で1カ所の炉址を調査又は発見しています。

その後、茅野市教育委員会による尖石考古館移転新築及び考古館駐車場建設に伴う与助尾根南遺跡の調査で竪穴住居址が9カ所(縄文時代前期1カ所・平安時代1カ所を含む)、尖石遺跡東方の道路開設に伴う竜神平下遺跡の調査で竪穴住居址が1カ所発見されました。さらに、茅野市教育委員会は、平成2年度から平成17年度まで史跡整備のための確認調査を行い、尖石遺跡から82カ所、与助尾根遺跡から11カ所の竪穴住居址を新たに確認しました。

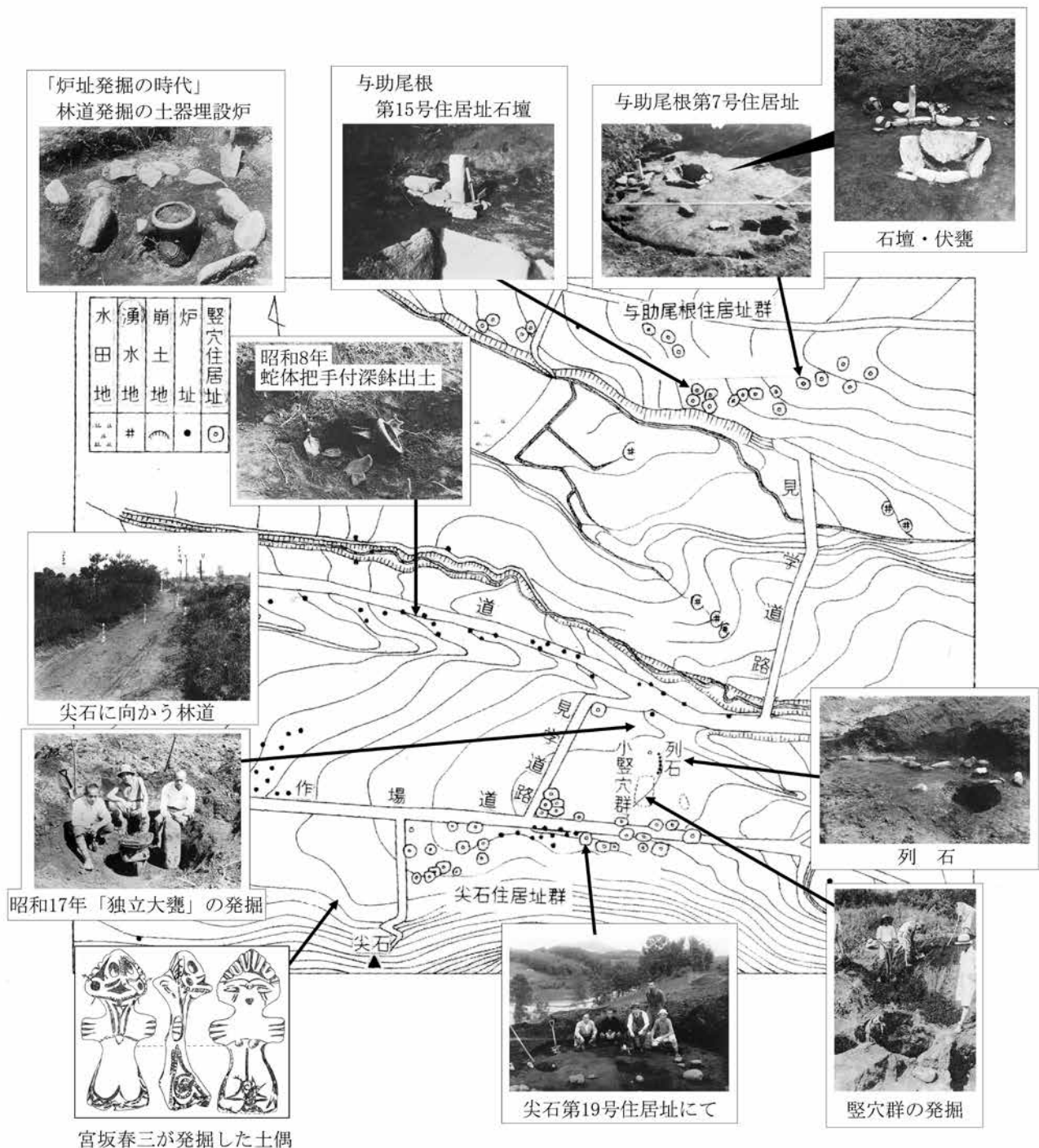


図 4-9 尖石石器時代遺跡における宮坂英弑氏の発掘の軌跡

宮坂英弐氏の調査以降、現在まで、尖石石器時代遺跡とその周辺遺跡から、縄文時代の竪穴住居址（炉址を含む）が218カ所、平安時代の竪穴住居址が1カ所、あわせて219カ所の竪穴住居址が発見されたこととなります。

なお、平成2年に始まる史跡指定地における確認調査の総面積は3,630㎡で、指定地面積の約5%となります。尖石遺跡西側の一部（指定地内の民有地）、及び「尖石さま」のある南斜面（公有地）から南谷部（民有地）の実態が不明ですが、台地上につくられた竪穴住居址の分布状況はおおよそ把握することができました。

表 4-6 尖石石器時代遺跡と周辺遺跡（尖石遺跡群）発見の竪穴住居址

調査年	調査主体者	遺 跡	旧石器	縄文	平安	時 期	
				住居址	炉址		住居址
1930年（昭5）～ 1942年（昭17）・ 1954年（昭29）	宮坂英弐	尖 石		33	54	縄文中期前半～中期後半	
1990年（平2）～ 2005年（平17）	茅野市教育委員会		○	82		旧石器、縄文中期前半～中期後半	
1946年（昭21） ～1950年（昭25）	宮坂英弐	与助尾根		28		縄文中期初頭・中期後半	
1998年（平10）	茅野市教育委員会			11		縄文中期後半	
1950年（昭25）	宮坂英弐	与助尾根南			1		
1978年（昭53）	茅野市教育委員会			5		縄文前期・中期後半	
1993年（平5）				3	1	縄文中期後半、平安	
1983年（昭58）	茅野市教育委員会	竜神平下		1		縄文中期後半	
				163	55	1	

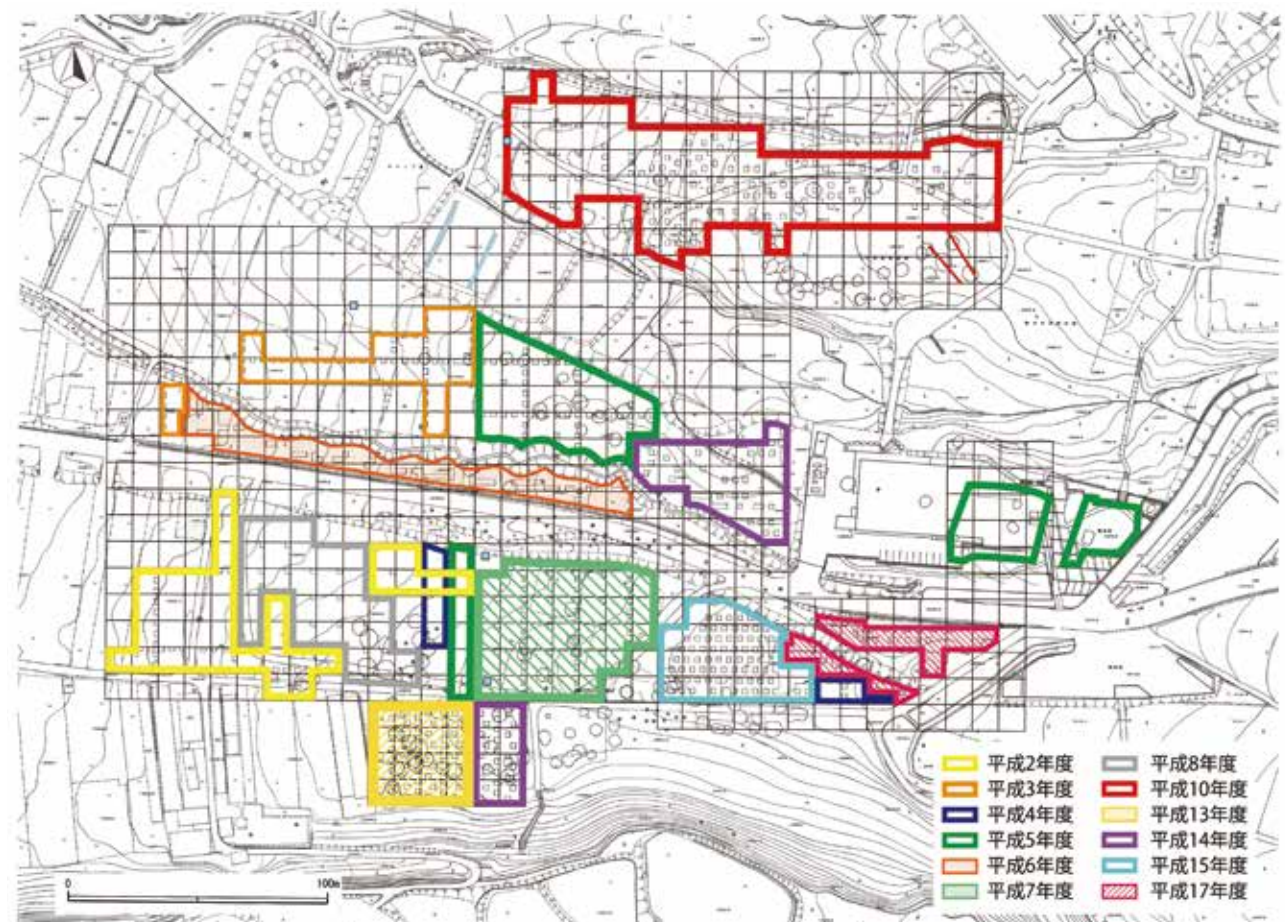


図 4-10 史跡整備に伴う年度別確認調査範囲（平成2年度以降）



図 4-11 発見された竪穴住居址・炉址 (1) (茅野市教委 2007 『尖石遺跡整備報告書』(2))

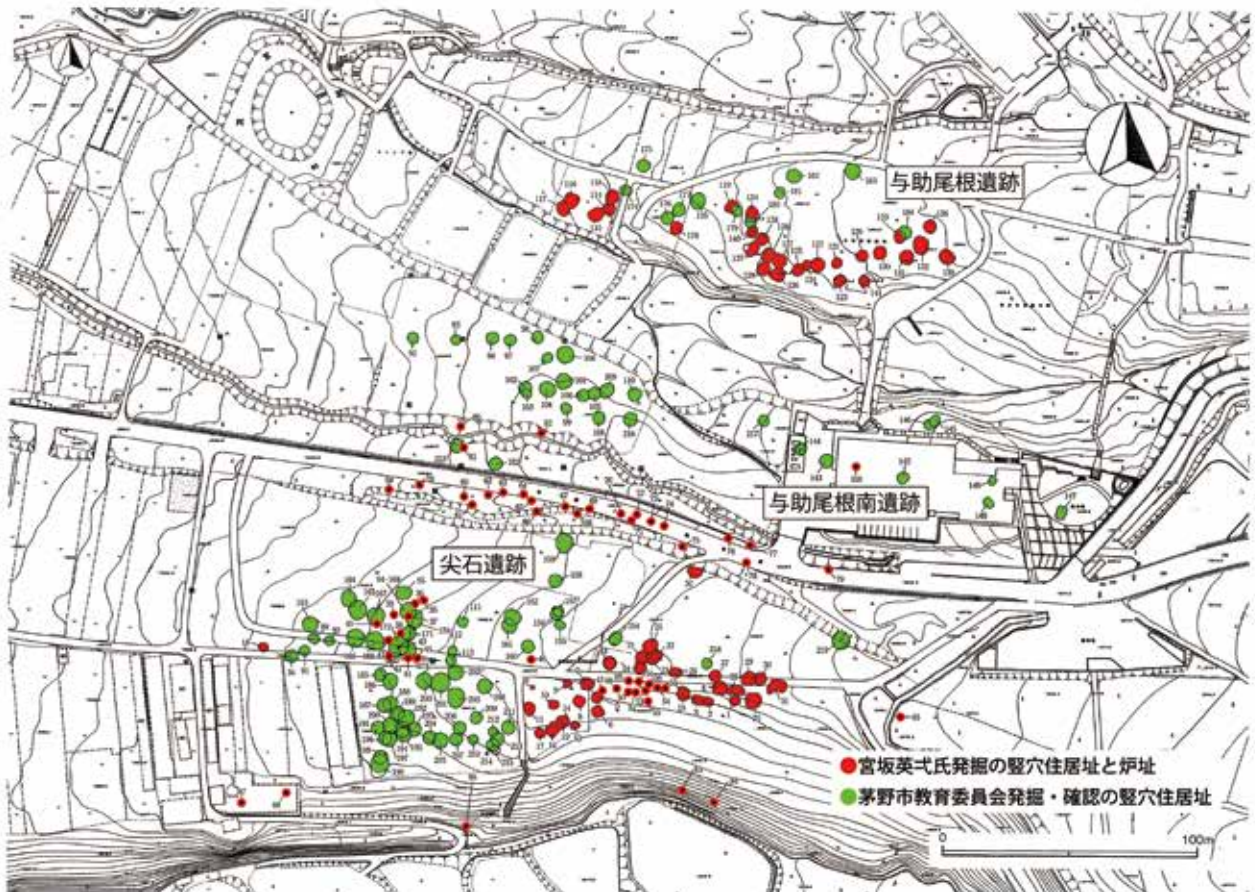


図 4-12 発見された竪穴住居址・炉址 (2) (茅野市教委 2007 『尖石遺跡整備報告書』(2) に加筆)

表 4-7 尖石器時代遺跡と周辺遺跡の竪穴住居址（1）

番号	遺跡名	遺構	調査番号	時期	調査時期	地点
1	尖石	住居址	1	曾利Ⅳ	1940年(昭15-4)	2901番地
2	"	住居址	2	曾利Ⅱ	1940年(昭15-6)	2901番地
3	"	住居址	3	曾利Ⅱ	1940年(昭15-6)	2901番地
4	"	住居址	4	曾利Ⅴ	1940年(昭15-6)	2901番地
5	"	住居址	5	曾利Ⅳ	1940年(昭15-7)	2905番地
6	"	住居址	6	曾利Ⅱ?	1940年(昭15-7)	2905番地
7	"	住居址	7	曾利Ⅱ	1940年(昭15-7)	2905番地
8	"	住居址	8	曾利Ⅱ(Ⅲ)	1940年(昭15-8)	2905番地
9	"	住居址	9	不明	1940年(昭15-8)	2905番地
10	"	住居址	10	曾利Ⅱ(Ⅲ)	1940年(昭15-8)	2905番地
11	"	住居址	11	藤内Ⅰ	1940年(昭15-9)	2905番地
12	"	住居址	12	不明	1940年(昭15-9)	2905番地
13	"	住居址	13	不明	1940年(昭15-10)	2905番地
14	"	住居址	14	曾利Ⅳ	1940年(昭15-10・11)	2905番地
15	"	住居址	15	曾利Ⅳ	1940年(昭15-10・11)	2905番地
16	"	住居址	16	曾利Ⅲ	1940年(昭15-10・11)	2905番地
17	"	住居址	17	曾利Ⅳ	1941年(昭16-5・6)	2905番地
18	"	住居址	18	狹沢・新道	1941年(昭16-6)	2958番地
19	"	住居址	19	曾利Ⅲ	1941年(昭16-6)	2903番地
20	"	住居址	20	曾利Ⅳ	1941年(昭16-6・7)	2901番地
21	"	住居址	21	不明	1942年(昭17-4)	2963番地
22	"	住居址	22	不明	1942年(昭17-4・5)	2963番地
23	"	住居址	23	不明	1942年(昭17-4・5)	2963番地
24	"	住居址	24	不明	1942年(昭17-5)	2963番地
25	"	住居址	25	不明	1942年(昭17-6)	2963番地
26	"	住居址	26	不明	1942年(昭17-6)	2963番地
27	"	住居址	27	曾利Ⅲ	1942年(昭17-6)	2963番地
28	"	住居址	28	曾利Ⅲ	1942年(昭17-6)	2901番地
29	"	住居址	29	曾利後半	1942年(昭17-6)	2964番地
30	"	住居址	30	曾利Ⅱ	1942年(昭17-9)	2964番地
31	"	住居址	31	曾利Ⅱ	1942年(昭17-4・9)	2964・3064番地
32	"	住居址	32	曾利後半	1942年(昭17-9)	2963番地
33	"	住居址	33	曾利Ⅱ	1954年(昭29-7)	2962番地
34	"	住居址	34	中期中葉	1941年(昭16-6) 1990年(平2-10)	2958番地
35	"	炉	1	曾利Ⅰ	1930年(昭5)	2960番地1
36	"	炉	2	曾利Ⅰ	1930年(昭5)	2960番地2
37	"	炉	3	井戸尻	1930年(昭5)	2960番地3
38	"	炉	4	井戸尻	1930年(昭5)	2960番地4
39	"	炉	5		1930年(昭5)	2960番地5
40	"	炉	6		1930年(昭5)	2960番地6
41	"	炉	7	井戸尻	1930年(昭5)	2960番地7
42	"	炉	8	井戸尻	1930年(昭5)	2960番地8
43	"	炉	9		1930年(昭5)	2960番地9
44	"	炉	10		1930年(昭5)	2960番地10
45	"	炉	11		1930年(昭5)	2960番地11
46	"	炉	12	曾利Ⅲ		125番地
47	"	炉	13		1933年(昭8.1)	2903番地
48	"	炉	14		1933年(昭8.2)	2903番地
49	"	炉	15	曾利Ⅴ	1936年(昭11.7)	作場道一
50	"	炉	16		1933年(昭8.3)	2903番地
51	"	炉	17		1936年(昭11.7)	作場道二
52	"	炉	18		1933年(昭8.4)	2903番地
53	"	炉	19		1933年(昭8.6)	2903番地
54	"	炉	20		1933年(昭8.8)	2903番地
55	"	炉	21		1933年(昭8.5)	2903番地
56	"	炉	22		1933年(昭8.7)	2903番地
57	"	炉	23		1933年(昭8.9)	2903番地
58	"	炉	24		1930年(昭5)	122番地
59	"	炉	25		1930年(昭5)	122番地
60	"	炉	26	井戸尻	1930年(昭5)	122番地
61	"	炉	27		1930年(昭5)	122番地
62	"	炉	28	曾利Ⅰ	1930年(昭5)	122番地
63	"	炉	29		1930年(昭5)	122番地
64	"	炉	30	井戸尻	1930年(昭5)	122番地
65	"	炉	31		1930年(昭5)	122番地
66	"	炉	32		1930年(昭5)	122番地
67	"	炉	33		1930年(昭5)	122番地
68	"	炉	34	井戸尻	1930年(昭5)	122番地
69	"	炉	35		1930年(昭5)	122番地
70	"	炉	36		1930年(昭5)	林道沿い11
71	"	炉	37		1930年(昭5)	林道沿い12
72	"	炉	38		1930年(昭5)	林道沿い13

表 4-8 尖石石器時代遺跡と周辺遺跡の竪穴住居址（2）

番号	遺跡名	遺構	調査番号	時期	調査時期	地点
73	尖石	炉	39		1930年(昭5)	林道沿い14
74	"	炉	40		1930年(昭5)	林道沿い15
75	"	炉	41		1930年(昭5)	122番地
76	"	炉	42		1930年(昭5)	林道沿い17
77	"	炉	43	藤内	1930年(昭5)	林道沿い18
78	"	炉	44		1930年(昭5)	林道沿い19
79	"	炉	45	藤内	1930年(昭5)	林道沿い20
80	"	炉	46	藤内		3562番地
81	"	炉	47			3009番地
82	"	炉	48			3562番地
83	"	炉	49			2900番地
84	"	炉	50			2900番地
85	"	炉	51			215番地
86	"	炉	52			3427番地
87	"	炉	53			3432番地
88	"	炉	54		1937年(昭12)	3430番地
89	"	遺構	2	藤内I	1990年(平2-10)	2959番地
90	"	遺構	3	藤内II~井戸尻I	1990年(平2-10)	2959番地
91	"	遺構	4	中期中葉	1990年(平2-10)	2959番地
92	"	住居址	1	狹沢・新道	1991年(平3-9)	131番地
93	"	住居址	2	狹沢・新道	1991年(平3-9)	131番地
94	"	遺構	1	藤内I	1992年(平4-9)	2960番地
95	"	遺構	2	中期中葉	1992年(平4-9)	2960番地
96	"	住居址	1	藤内II	1993年(平5-6)	3015番地
97	"	住居址	2	藤内II	1993年(平5-6)	3015番地
98	"	住居址	3	不明	1993年(平5-6)	3015番地
99	"	住居址	4	不明	1993年(平5-6)	248番地
100	"	住居址	5	藤内II	1993年(平5-6)	248番地
101	"	住居址	6	曾利I	1993年(平5-6)	248番地
102	"	住居址	7	井戸尻I・II	1993年(平5-6)	3015番地
103	"	住居址	8	井戸尻III~曾利I	1993年(平5-6)	3015番地
104	"	住居址	9	曾利I	1993年(平5-6)	248番地
105	"	住居址	10	曾利I	1993年(平5-6)	248番地
106	"	住居址	11	井戸尻I・II	1993年(平5-6)	248番地
107	"	住居址	12	藤内I	1993年(平5-6)	248・3015番地
108	"	住居址	13	不明I	1993年(平5-6)	248番地
109	"	住居址	14	藤内I	1993年(平5-6)	248番地
110	"	住居址	15	曾利IV	1993年(平5-6)	248番地
111	"	住居址	16	不明	1993年(平5-6)	2961番地
112	"	住居址	17	中期後半	1993年(平5-6)	2961番地
113	"	住居址	18	不明	1993年(平5-6)	2961番地
114	与助尾根	住居址	1	曾利III(II新)	1946年(昭21-10)	3082番地
115	"	住居址	2	九兵衛尾根	1946年(昭21-11)	3082番地
116	"	住居址	3	不明	1947年(昭22-4)	3082番地
117	"	住居址	4	曾利IV	1947年(昭22-4・5)	3082番地
118	"	住居址	5	不明	1947年(昭22-8・9)	3082番地
119	"	住居址	6	曾利II	1948年(昭23-10)	3086番地
120	"	住居址	7	曾利II	1949年(昭24-4・5)	3089番地
121	"	住居址	8	曾利III	1949年(昭24-5)	3087番地
122	"	住居址	9	曾利II	1949年(昭24-6)	3087番地
123	"	住居址	10	曾利III	1949年(昭24-6)	3087番地
124	"	住居址	11	曾利IV	1949年(昭24-7)	3087番地
125	"	住居址	12	曾利II	1949年(昭24-7)	3395・3087番地
126	"	住居址	13	曾利III	1949年(昭24-7)	3395番地
127	"	住居址	14	曾利II	1949年(昭24-8)	3395番地
128	"	住居址	15	曾利III	1949年(昭24-10)	3395番地
129	"	住居址	16	曾利III前後	1949年(昭24-10)	3395番地
130	"	住居址	17	曾利II	1950年(昭25-4)	3089番地
131	"	住居址	18	曾利II	1950年(昭25-4)	3089番地
132	"	住居址	19	曾利後半	1950年(昭25-4)	3089番地
133	"	住居址	20	曾利III	1950年(昭25-4)	3089番地
134	"	住居址	21	曾利後半	1950年(昭25-10)	3086・3395番地
135	"	住居址	22	不明	1950年(昭25-10)	3086番地
136	"	住居址	23	曾利II	1952年(昭27-5)	242番地
137	"	住居址	24	不明	1952年(昭27-5)	3395番地
138	"	住居址	25	曾利II	1952年(昭27-6)	3395番地
139	"	住居址	26	曾利II	1952年(昭27-6)	242番地
140	"	住居址	27	曾利III	1952年(昭27-6)	3395番地
141	"	住居址	28	曾利II	1952年(昭27-6)	3089番地
142	与助尾根南	住居址	1	曾利III	1978年(昭53)	132番地
143	"	住居址	2	曾利III	1978年(昭53)	4901番地
144	"	住居址	3	曾利III	1978年(昭53)	4901番地
145	"	住居址	4	曾利III	1978年(昭53)	132番地
146	"	住居址	5	前期前葉神ノ木	1978年(昭53)	132番地

表 4-9 尖石石器時代遺跡と周辺遺跡の竪穴住居址（3）

番号	遺跡名	遺構	調査番号	時期	調査時期	地点
147	与助尾根南	住居址	6	平安	1990年(平2-12)	246番地
148	"	住居址	7	曾利Ⅱ	1993年(平5-5)	3011番地
149	"	住居址	8	曾利Ⅲ	1993年(平5-5)	3011番地
150	"	炉	1	井戸尻	1950年(昭25)	3822番地
151	竜神平下	住居址	1	曾利Ⅲ	1983年(昭58-12)	2896番地
152	尖石	遺構	68		1994年(平6-9)	3009番地
153	"	遺構	71		1994年(平6-9)	3009番地
154	"	遺構	4		1995年(平7-9)	2962番地
155	"	遺構	35	曾利Ⅰ	1995年(平7-9)	125番地
156	"	遺構	36	曾利Ⅰ～Ⅱ	1995年(平7-9)	125番地
157	"	遺構	37	曾利Ⅰ～Ⅱ	1995年(平7-9)	125番地
158	"	遺構	42		1995年(平7-9)	125番地
159	"	遺構	43	藤内Ⅱ	1995年(平7-9)	125番地
160	"	遺構	44		1995年(平7-9)	125番地
161	"	遺構	54	曾利Ⅲ～Ⅳ	1995年(平7-9)	125番地
162	"	遺構	55	曾利Ⅲ～Ⅳ	1995年(平7-9)	125番地
163	"	遺構	5	新道(新)～藤内Ⅰ	1995年(平7-9)	2959番地
164	"	遺構	8	藤内Ⅰ(中期中頭混在)	1996年(平8-10)	2959番地
165	"	遺構	9	井戸尻	1996年(平8-10)	2959・2960番地
166	"	遺構	10	新道(新)	1996年(平8-10)	2959・2960番地
167	"	遺構	11	井戸尻と曾利が混在	1996年(平8-10)	2960番地
168	"	遺構	12	新道～藤内、井戸尻	1996年(平8-10)	2960番地
169	"	遺構	13	井戸尻	1996年(平8-10)	2960番地
170	"	遺構	14	藤内	1996年(平8-10)	2960番地
171	"	遺構	16		1996年(平8-10)	2960番地
172	"	遺構	17		1996年(平8-10)	2960番地
173	"	遺構	18	曾利Ⅳ～Ⅴ(曾利Ⅰ・Ⅱ混在)	1996年(平8-10)	2960番地
174	与助尾根	遺構	1	曾利Ⅱ～Ⅳ	1998年(平10-11)	3082・3084番地
175	"	遺構	7	曾利Ⅱ	1998年(平10-11)	3083番地
176	"	遺構	14		1998年(平10-11)	3084番地
177	"	遺構	15	曾利Ⅱ	1998年(平10-11)	3084番地
178	"	遺構	27	曾利Ⅱ～Ⅲ	1998年(平10-11)	3084番地
179	"	遺構	47	曾利Ⅱ～Ⅲ	1998年(平10-11)	3086・3395番地
180	"	遺構	51	曾利Ⅱ～Ⅲ	1998年(平10-11)	3086・3395番地
181	"	遺構	54		1998年(平10-11)	243番地
182	"	遺構	55	曾利Ⅲ	1998年(平10-11)	243番地
183	"	遺構	71	曾利Ⅲ～Ⅳ	1998年(平10-11)	134番地
184	"	遺構	81	曾利Ⅲ～Ⅳ	1998年(平10-11)	3089番地
185	尖石	住居址	1	曾利Ⅰ～Ⅱ	2001年(平13)	2907番地
186	"	住居址	2	曾利Ⅱ	2001年(平13)	2907番地
187	"	住居址	3		2001年(平13)	2907番地
188	"	住居址	4		2001年(平13)	2907番地
189	"	住居址	5		2001年(平13)	2907番地
190	"	住居址	6	井戸尻Ⅰ・Ⅱ	2001年(平13)	2907番地
191	"	住居址	7	曾利Ⅲ	2001年(平13)	2907番地
192	"	住居址	8	曾利Ⅰ	2001年(平13)	2906・2907番地
193	"	住居址	9		2001年(平13)	2906番地
194	"	住居址	10		2001年(平13)	2907番地
195	"	住居址	11		2001年(平13)	2906・2907番地
196	"	住居址	12		2001年(平13)	2907番地
197	"	住居址	13		2001年(平13)	2907番地
198	"	住居址	14	曾利Ⅲ	2001年(平13)	2907番地
199	"	住居址	15	中期中葉	2001年(平13)	2907番地
200	"	住居址	16		2001年(平13)	2906番地
201	"	住居址	17	曾利Ⅰ	2001年(平13)	2906番地
202	"	住居址	18		2001年(平13)	264・2906番地
203	"	住居址	19	藤内Ⅱ～井戸尻Ⅰ・Ⅱ	2001年(平13)	264・2906番地
204	"	住居址	20		2001年(平13)	2906番地
205	"	住居址	21		2001年(平13)	2906番地
206	"	住居址	22	曾利Ⅱ	2001年(平13)	264・2906番地
207	"	住居址	23	曾利Ⅳ	2001年(平13)	2906番地
208	"	住居址	1	藤内Ⅱ～井戸尻Ⅰ・Ⅱ	2002年(平14)	264番地
209	"	住居址	2	新道～藤内	2002年(平14)	264番地
210	"	住居址	3		2002年(平14)	264番地
211	"	住居址	4	曾利Ⅱ	2002年(平14)	264番地
212	"	住居址	5	曾利後半?	2002年(平14)	264番地
213	"	住居址	6	曾利Ⅰ	2002年(平14)	264番地
214	"	住居址	7	中期中葉	2002年(平14)	264番地
215	"	住居址	8		2002年(平14)	264番地
216	"	住居址	9	井戸尻Ⅲ～曾利Ⅰ	2002年(平14)	248番地
217	与助尾根南	住居址	10		2002年(平14)	247番地
218	尖石	住居址	35	曾利Ⅳ	2003年(平15)	2963番地
219	"	住居址	36	曾利Ⅱ	2005年(平17)	2964番地

(3) 尖石遺跡の調査の成果

1 宮坂英弐氏の調査とその成果

前述したとおり、縄文時代の集落の復元を目指して行われた宮坂氏の調査・研究は、日本における縄文時代集落研究の礎となっています。宮坂氏は縄文集落の構成に言及するとともに、集落の占地条件とそれを支える周辺環境、隣り合う集落（遺跡群）という3つの視点から尖石遺跡を語っています。

集落構成への言及 昭和21年、宮坂氏はこれまでの調査成果をまとめ、縄文時代中期の集落の構成について次のように述べています。「即ち南作場道より南の傾斜面に向け、住居址三十箇所と石囲炉址が十四箇所、従つて総計四十四箇所の住居址が東西に長く存在し、これを南住居地区と仮称し、亦北林道に沿つて住居址一箇所と石囲炉址七箇所が、ここにも住居地区が想定される。これを北住居地区とする。そしてこの南北両住居地区の間、その広い地域に埋葬所であろうか粘土採掘所であろうか、或いは貯蔵庫でもであろうか、一連の竪穴群が亦、祭祀の址とも推定される円形に並列された列石群と、其れに続く一大独立土器の存在や、其他其の時代の地表面に構築された炉址等謂はば、公衆的設備とも推定し得らるる遺構からなる社会的地区が在つた。要するにこの聚落は南北の住居地区と其間に介在する社会的地区の三地区から構成されてみたのであつたことが、略々推定される。」(1946「尖石先史聚落址の研究(梗概)―日本石器時代中部山岳地帯の文化―」『諏訪史談会報』3号)。

また、上記の「尖石先史聚落址の研究(梗概)」で示した「南北の住居地区」に、「昭和五年桑株の掘り抜きをした畠地にも地床炉址と多数の遺物が出土した」西側一帯を「西住居地区」とし、これを加え、尖石集落は「社会的とも公共的とも思われる遺構の集まった地区」である「中間地区を繞つて南、西、北の三方面に構成された」もので、「これにより石器時代既にかかる大聚落を構成し社会組織の下に集団的生活を営んだ」と述べています(1948『原住民族の遺蹟―八ヶ岳山麓尖石遺蹟研究―』)。

このように宮坂氏は、広大な尖石台地の南、西、北にそれぞれ「住居地区」があり、これらの中間にある広い「地区」には、竪穴群・列石群・独立土器やその時代の地表面につくられた炉址等から構成された「社会的地区」があったことを、発掘された具体的な資料から言及しました。このようにして復元された縄文時代の集落の姿は、今日の「環状集落」又は「馬蹄形集落」の原型と位置づけることができます。



列石群(昭和17年)



石で蓋をした巨大な独立土器(昭和17年)

その後、『原住民族の遺蹟』で示された「南、西、北の三方面に構成された」住居地区の変遷について、出土土器の分析から、まず「西住居地区」がつくられ（縄文時代中期：尖石第1型式）、「北住居地区」へ移り（中期最盛期：尖石第2型式）、「南住居地区」で終焉を迎える（中期末：尖石第3型式）ことを想定しています（1957「住居址の総観」『尖石』）。



「尖石先史聚落址の研究（梗概）」

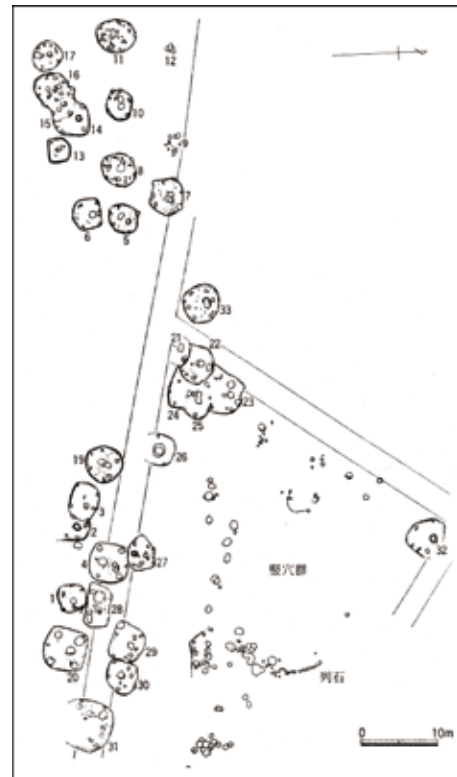


図 4-13 尖石遺跡の竪穴住居址分布と「社会的地区」
（茅野町教委 1957『尖石』）



図 4-14 「諏訪郡豊平村尖石遺跡発掘調査図」（勅使河原 2004『原始集落を掘る』に加筆）

集落占地と集落周辺の環境への着目 また、「尖石先史聚落址の研究（梗概）」では、集落占地と集落周辺の資源地域について、「更にかかる大聚落に対して、生活物資が豊富に供給される資源地区が従属さるべきである。ここは既に述べたように西は丘と溪が南北に交互する複雑な地貌の林生地で、東は一面の曠野を展開する、草生地帯のそれらの接触地帯である。拾集経済に依存する石器時代では単純な地帯よりも多方面に、多種の物質を拾集し得られる、こういう複雑な地帯が聚落地として選択されたのであろう。」との視点が示されています。集落の営みを支えた自然環境や、集落の領域に言及した点が評価されます。

遺跡群への着目 さらに、「これを中心に何れも溪を隔てて北の台地には、与助尾根が、南には新水掛、鴨田、金堀場と殆んど四軒に亘つて連続した一大聚落群を成す。」と遺跡群としての捉え方が示されています。また、濃密な遺跡の分布から「これ皆其の時代に卓越せる民族の遺産である。」として、この地域の縄文文化の繁栄を指摘しています。このような視点は、後の八ヶ岳西麓における遺跡群研究へと継承されます。

2 茅野市教育委員会による尖石遺跡の再整理及び確認調査とその成果

『茅野市史』編纂における再整理 昭和54年から『茅野市史』上巻の編纂に伴い、宮坂英弐氏の調査成果を中心に再整理が行われました。尖石遺跡、与助尾根遺跡、与助尾根南遺跡から発見された111カ所の竪穴住居址（炉址を含む）の出土土器及び炉址の時期的・形態的な検討から、63カ所で時期が特定されました（勅使河原1986「第4節 縄文時代の茅野4 宮坂英弐と尖石・与助尾根遺跡」『茅野市史』上巻）。この成果によると、尖石遺跡の集落は、中期前半（藤内式期～曾利Ⅰ式期）までは、南東を開口部とする馬蹄形に居住域が配置されるのに対し、中期後半（曾利Ⅱ式期～Ⅴ式期）になると、北西を開口部とする馬蹄形に配置され、前半期と後半期で居住域を西から東に移し替えていることが示されました。しかし、宮坂英弐氏が「社会的地区」とした中央の空間地は、前半期・後半期ともほぼ共有すると指摘しています。

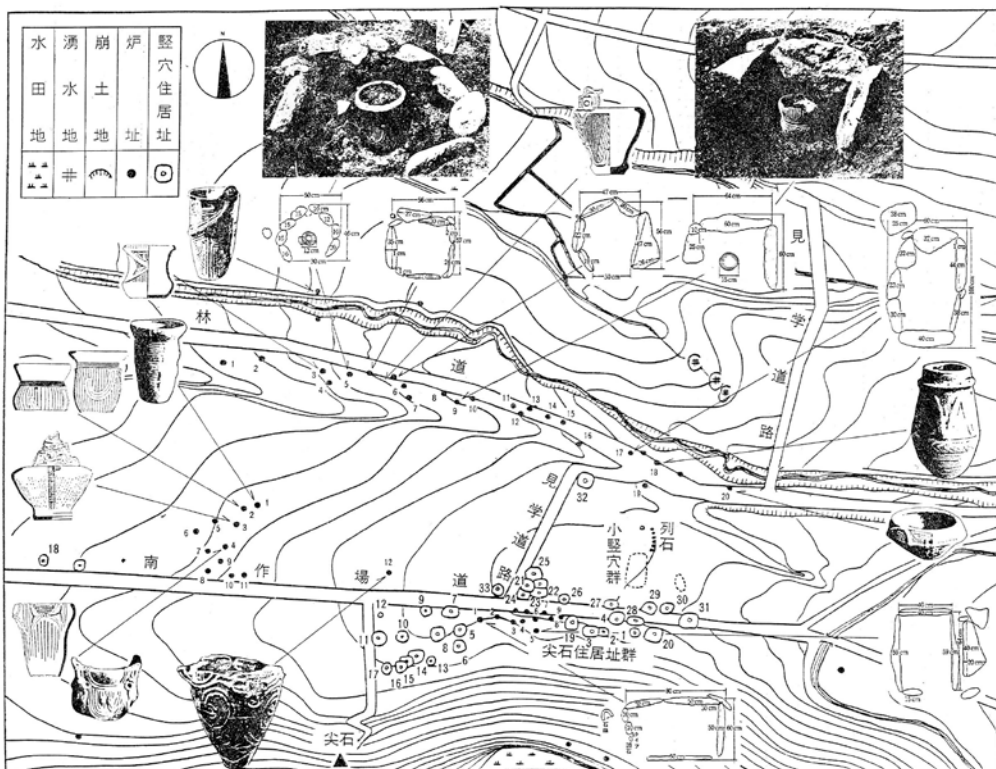


図4-15 『茅野市史』上巻編纂に伴う集成図（茅野市1986『茅野市史』上巻）

また、尖石遺跡と与助尾根遺跡の集落の変遷を概観した結果、尖石集落が最盛期をむかえる曾利Ⅱ式期から与助尾根集落が営まれること、曾利Ⅱ式期以降の集落形態が与助尾根集落を意識した配置となること、尖石集落と与助尾根集落の盛衰がほぼ同じであることから、「与助尾根集落は尖石集落から分かれた、いわゆる分村であったことが、今まで以上にはっきりとしてきた。」とまとめられました。この分村については、昭和37年に坪井清足氏が、「尖石に対比して規模が小さく、継続年限もより短いことから考え、両遺跡の距離が100メートルも離れていないことから、尖石集落の分村的な性質のものであったと解すべきであろう」と述べています（坪井1962「縄文文化論」『日本歴史』1 原始および古代1）。

確認調査の成果 平成2年度以降の確認調査によって、宮坂英弐氏が調査を行っていない台地北側（雑司久保堰北側）と、炉址の発見にとどまっていた台地西側（甲1号・空堀南側）等から、新たに82カ所の縄文時代中期の竪穴住居址が発見されました。

これらの調査によって、縄文時代中期の集落が台地全体に営まれたことが確認された他、集落の変遷や時期毎の構成を今まで以上に詳しく示せるようになりました。まず中期前半（猪沢式期～曾利Ⅰ式期）では、尖石台地の西側中央部にある皿状の大きな窪地を挟み、南と北の高まりに居住域を設け、集落が形成されました。続く中期後半（曾利Ⅱ式期～Ⅴ式期）になると、それまで居住域とされてきた北側に竪穴住居がつくられなくなっただけでなく、南側の居住域が東に大きく広がるとともに、東・西に連なる環状の2つの居住域から構成されるようになります。その東側居住域に伴う曾利Ⅱ式期～Ⅳ式期の竪穴住居址が、宮坂英弐氏のいう「社会的地区」を囲むように分布することが確認されました（図4-16）。また、平成15・17年度に「社会的地区」を再発掘した結果、列石群の西側に直径15～20mほどの広場（無遺構地帯）があり、これを中心として墓穴・柱穴等から構成される竪穴群の存在が再確認されました。

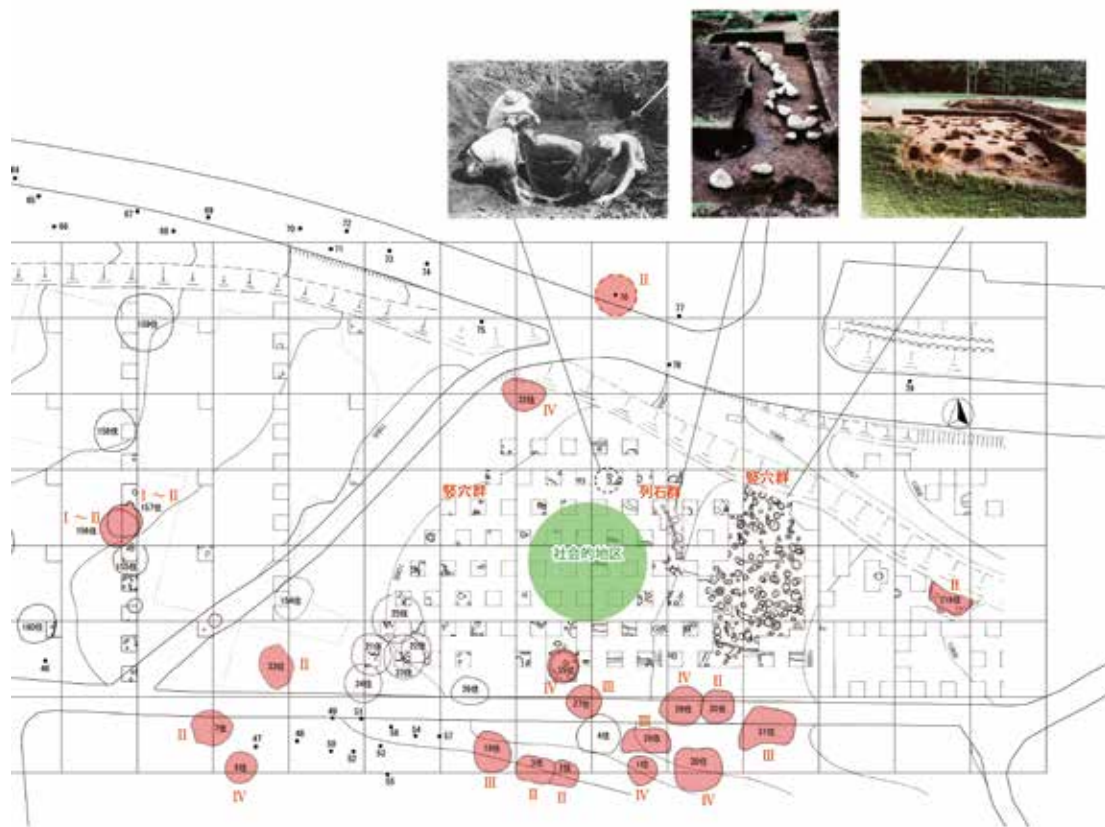


図4-16 尖石遺跡東側居住域の構成（曾利Ⅱ式期～Ⅳ式期）

(4) 与助尾根遺跡の調査と成果

1 宮坂英弐氏の調査とその成果

昭和 21 年から尖石遺跡の北にある与助尾根遺跡において、縄文集落の完全発掘を目指す発掘調査が開始され、昭和 27 年までに縄文時代中期後半の 28 カ所の竪穴住居址を発掘しました。

与助尾根遺跡の調査が開始された昭和 21 年に、「尖石先史聚落址の研究（梗概）」を発表しますが、この尖石集落の構成に関する研究は、2 年後の昭和 23 年に発表された和島誠一氏の「原始聚落の構成」に取り入れられました（和島 1948「原始聚落の構成」『日本歴史学講座』）。

集落の構成を歴史的に追求することで、はじめて集落が本質的に理解されるとする和島氏の考え方は、宮坂氏の与助尾根遺跡の調査に少なからず影響を与えたものと思われます。昭和 24 年、宮坂氏は調査進行中にも関わらず、発掘された 16 カ所の竪穴住居址について、炉址の形態から集落の形成過程をとらえました。さらに、こうした「時間軸」を基に、炉や埋甕等の住居施設の位置に着目して、縄文時代の人々の「生活内容」を叙述しました（1950「八ヶ岳西山麓与助尾根先史聚落の形成についての一考察」上・下『考古学雑誌』36 卷 3・4 号）。

また、宮坂氏は集落研究と並行して、竪穴住居址に上屋をかけて復元家屋を建設しました。当時、このような方法で縄文集落を復元した事例は他になく、遺跡を整備活用する先駆的な取組となりました。

集落の形成過程への言及 発掘された 16 カ所の中期後半の竪穴住居址は、当時の編年観で土器をみる限り、住居址間に時間的な違いはあまりないと考えられました。しかし、炉址に「(一) 埋甕 (二) 竪坑 (三) 石囲等による三つの型式があり、亦遺物の遺存状態が住居址によつて異なる」ことから、これを根拠に与助尾根集落の形成過程を考えることにしました。

炉址の形態から、埋甕炉・竪坑炉・石囲炉をもつ住居址の 3 群に分類した上で、それぞれの住居址の平面形態や柱穴等の住居を構成する各遺構のあり方、出入口部や住居の方向、住居址の重複関係、さらに遺物やその出土状態を総合的に検討することで、住居址を 3 群 5 類に分類しました。そして、竪坑炉は石囲炉の炉石を抜き取ったものと考え、竪坑炉と石囲炉の時間的な関係を基に遺物の出土状態を検討し、群別された住居址の前後関係をとらえ、集落の形成過程を明らかにしました。



石囲炉（与助尾根 6 号住居址 昭和 23 年）



竪穴炉（与助尾根 20 号住居址 昭和 25 年）

「生活内容」の叙述 さらに、「八ヶ岳西山麓与助尾根先史聚落の形成についての一考察」において、住居内の各施設について、発掘された事象をもとに「生活内容」を叙述しました。

その中で特に注目されるのは、中央にあった炉址を北（奥壁側）に寄せるとともに、床の内側にあった柱を壁際に移すことによって、屋内の南側が広く利用できるように整備され、屋内の生活が「相当秩序正しく保持された」と指摘した点です。

また、石柱・祭壇・石棒が、住居址の北西隅に設けられることに対し、埋葬が出入口部のある南に設けられることから、縄文時代中期末にはこうした信仰が生まれ、「日常の家庭生活」にまで溶け込んでいたとする考えを示しました。

縄文集落の形成過程を歴史的に追及し、さらに発掘で得られた住居址内でのさまざまな事象に基づいて、集落を営んだ人々の住居内における生活にまで踏み込んだ与助尾根遺跡の集落研究は、日本考古学史の上で画期的な意義をもつものとして高く評価されています。



重複する竪穴住居址
(手前から与助尾根 12・11・9号住居址 昭和24年)



石柱を伴う祭壇と伏甕
(与助尾根7号住居址 昭和24年)

地域住民と歩んだ発掘調査 戦後の苦しい経済情勢の中で、与助尾根遺跡の調査を続けることは、宮坂氏の個人負担の限界を超える困難がありました。そこで、藤森栄一氏の呼びかけに応じた諏訪地域の住民は「尖石を守る会」を結成し、発掘作業並びに発掘資金を援助しました。諏訪地域の中学生や高校生らが参加して行われた与助尾根遺跡の発掘は、当地域の高校生の中に考古学ブームを沸き起こし、後に日本考古学界をリードする戸沢充則氏をはじめ、後進を育成する教育普及活動の場となりました。

昭和27年には尖石石器時代遺跡の特別史跡の指定を記念して、豊平村と長野県教育委員会の共催による与助尾根遺跡の見学を兼ねた「古代文化大学講座」が豊平中学校を会場に2日間にわたり開催されました。講師には、藤田亮策氏、斉藤忠氏、黒板昌夫氏、小林行雄氏、八幡一郎氏という当時の日本を代表する考古学者が迎えられ、900名の参加者が詰めかけました。この講座は昭和29年まで3年続けて開催されました。

こうした行政主導による講座の開催は、後述する昭和27年の豊平村による与助尾根遺跡の公有地化と遺跡の整備とともに、史跡をまちづくり・ひとづくりにいかしていく文化的事業の先駆であり、これらの事業を通じて地域で史跡への関心が高まり、史跡に対する保護意識の高揚につながっていきました。そして、昭和30年に地元南大塩区に尖石考古館が建設され、昭和33年に南大塩区による「尖石後援会」が発足しました。



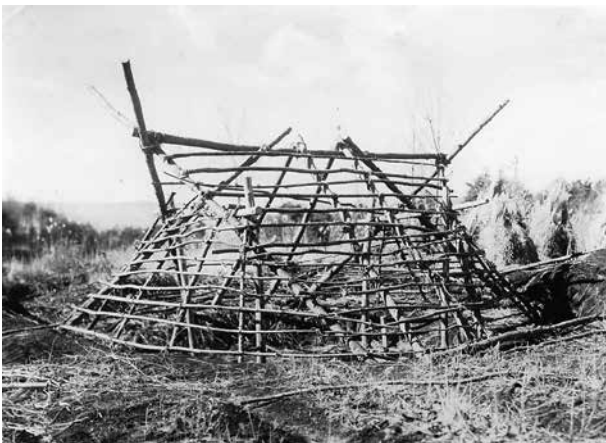
「古代文化大学講座」の開催（昭和 27 年）



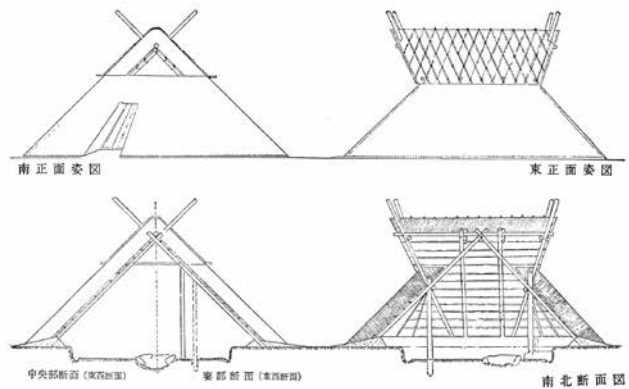
尖石考古館の建設（昭和 30 年）

復元家屋の建設と「尖石古代公園」の整備 昭和 24 年に堀口捨己氏により設計され、宮坂英式氏の指導により地元の中学生と高校生が 7 号住居址に上屋を復元した家屋は、全国で最初に建設された復元家屋として知られています。昭和 25 年には豊平青年会により 8 号住居址にも上屋が復元されましたが、その屋根に葺いたカヤは米沢・北山・湖東・豊平の各中学校の生徒が刈り集め、遺跡まで担ぎ上げたものでした。昭和 27 年、豊平村は復元家屋のある与助尾根台地を公有地化して、「尖石古代公園」を整備しました。戦後の不安定な社会情勢の中で、地域住民の理解と協力により遺跡の整備活用が進められてきたことは重要です。

なお、関野^{まさる}克氏による尖石遺跡 4 号住居址（昭和 15 年）、藤島^{がいじろう}亥治郎氏による復元家屋（昭和 24 年）の設計も、縄文家屋の構造を示した先駆的な事例として注目されます。



復元家屋の骨組（昭和 24 年）



挿 図 82 与助尾根第七住居址の上家復原（堀口博士設計図）

図 4-17 与助尾根 7 号住居址の上屋復元
（茅野町教委 1957 『尖石』）

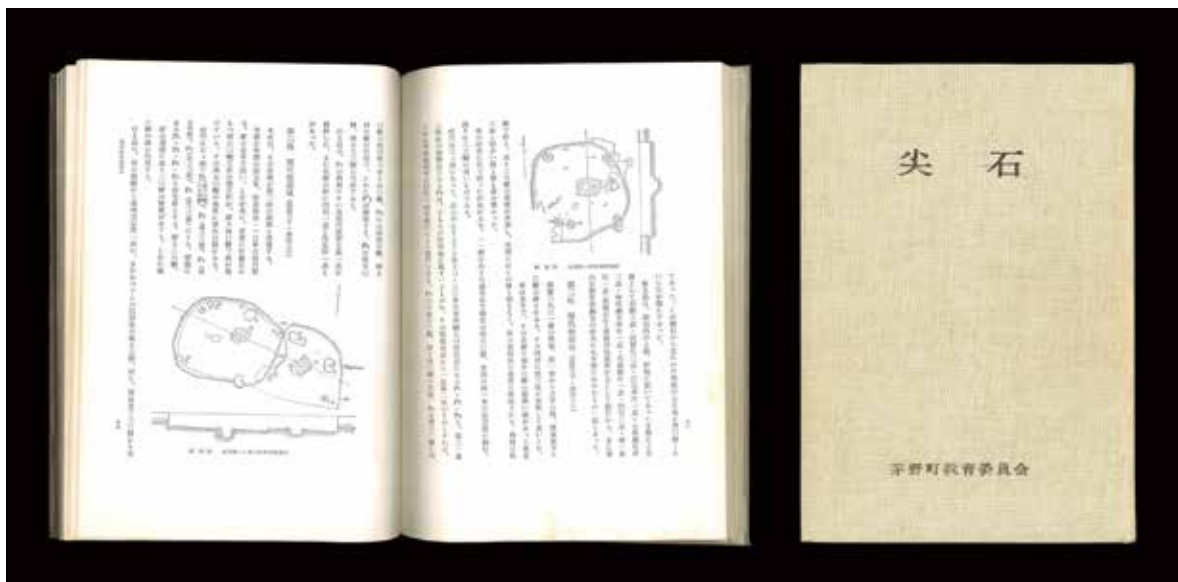


豊平青年会による上屋の復元作業（昭和 25 年）

『尖石』の刊行と水野集落論 昭和32年12月、宮坂氏は尖石遺跡及び与助尾根遺跡の調査の成果をまとめた、「日本で初めての集落遺跡の報告書」といわれる『尖石』を完成させました（1957 茅野町教委）。

昭和38年、水野正好氏は、『尖石』に記述された発掘資料をもとに、宮坂氏が「八ヶ岳西山麓与助尾根先史聚落の形成についての一考察」で分析した方法を発展させながら、与助尾根集落の集落構造と宗教構造に迫る画期的な縄文集落論を発表しました（水野1963「縄文式文化期における集落構造と宗教構造」『日本考古学協会第29回総会研究発表要旨』）。

石囲炉に使われた炉石の有無による住居址の前後関係と、男女を反映した信仰に関わる施設や遺物と考えられる石柱祭壇、土偶・石囲、石棒の保有状況から、2軒の竪穴住居が1対となり（小群＝家族）、これが東西2つの群（大群）にそれぞれ3小群、つまり6軒ずつあり、小群ごとに異なる祭祀を分担して、集落が営まれていたというものでした。この与助尾根集落を舞台とする「水野集落論」は、住居址の時期の認定等の基礎的な資料の扱い方に問題を残しましたが、縄文時代の社会構造の復元に示唆的な方法を多く含んでおり、以後の縄文集落研究に大きな影響を与えました。



『尖石』

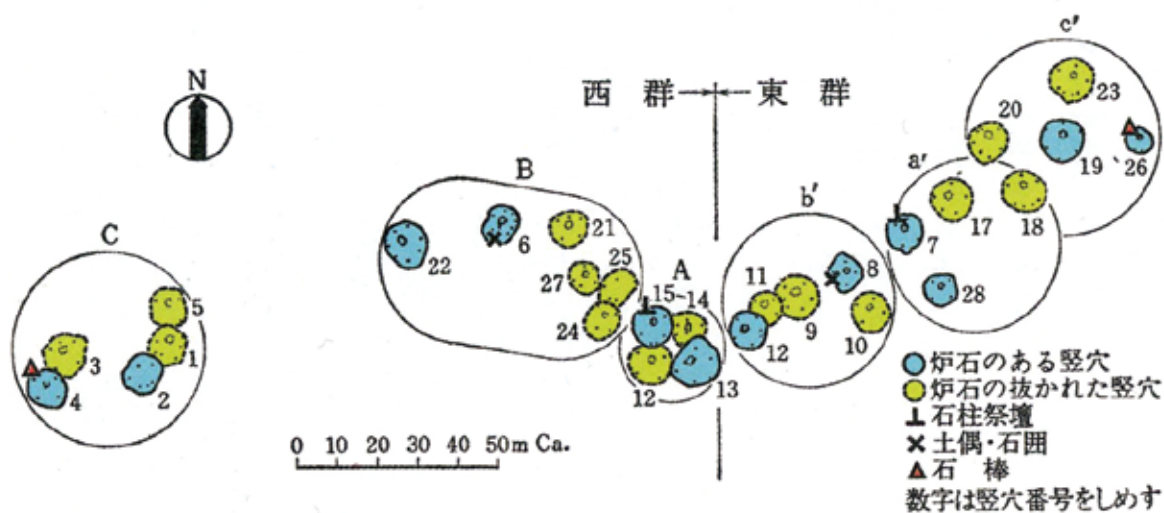


図4-18 与助尾根遺跡竪穴住居構成図（坪井1962『日本歴史』1原始及び古代1）

2 茅野市教育委員会による与助尾根遺跡の調査とその成果

平成10年の史跡整備に伴う確認調査で、新たに11カ所の中期後半の竪穴住居址が確認され、台地に沿った東西に細長い集落から、環状（東）と馬蹄形（西）の2つの住居址群が、東西に連結したような集落であることが確認されました。これらの集落の形態と規模が、尖石遺跡に営まれた中期後半集落と似ている点は注目されます。

確認調査に基づく史跡整備 この確認調査の成果をふまえ、平成12年の史跡整備において集落が最も繁栄したとされる曾利Ⅱ式期の6カ所の竪穴住居址に、堀口捨己氏の設計による上屋が復元されました。また、この縄文集落の復元にあわせ、クリ・コナラ等の植栽による縄文の森が復元されました。こうした縄文時代の集落及び森の復元によって、現在の与助尾根遺跡の史跡公園が整備されました。

(5) 周辺遺跡の調査成果とその評価

1 茅野市教育委員会による周辺遺跡の調査とその成果

尖石石器時代遺跡の周辺には、史跡と同時期に営まれた与助尾根南遺跡や竜神平下遺跡等の短期間に営まれた小規模な集落遺跡があります。これらの集落遺跡と史跡が何らかの関わりをもち、「尖石遺跡群」を形成しています。

与助尾根南遺跡 昭和25年に発見された炉址から遺跡の存在が知られていましたが、実態は不明なままでした。昭和53・54年の考古館移転新築工事に伴う発掘調査以降、数次の調査が行われ、縄文時代前期前半の竪穴住居址が1カ所、中期後半の竪穴住居址が7カ所、平安時代後期の竪穴住居址が1カ所発見されました。

竜神平下遺跡 昭和58年に台地の南斜面を斜めに横切る道を拡幅した際、道路敷きに竪穴住居址、斜面に土坑が発見され、新たに遺跡登録されました。破壊の恐れがある竪穴住居址が調査され、中期後半のものであることが確認されました（1986『茅野市史』上巻）。

与助尾根南遺跡と竜神平下遺跡の捉え方 与助尾根南遺跡からは、信仰に関わる土偶や石棒が出土しました。こうした遺物を保有し、1つの祭祀体系を保持する点から、隣接する尖石遺跡及び与助尾根遺跡と別の組織をもつ独立した集落とした上で、3つの遺跡は同一台地から派生する台地に立地し、水場を共有していた可能性があるなどの点から、社会的・経済的に強い結びつきをもつ集団関係にあったとする考え方が示されています（鶴飼1980「第4節 中期後半の集落について」『与助尾根南遺跡』）。

これに対し、与助尾根南遺跡の竪穴住居址群は、「細長い尾根に小さな集落が点在するのではなく、尖石地区の集落の北東部分の小群とする見方のほうが、集落の構造を捉えやすいのではなかろうか。」（小林2007「第1節 試掘調査の成果」『尖石遺跡整備報告書』(2)）とする考え方があります。

どちらにしても、3つの遺跡の位置関係からみて、尖石遺跡及び与助尾根遺跡と密接な関係にあったことは確かと考えられます。

また、尖石遺跡からやや離れた場所にある竜神平下遺跡でも、与助尾根遺跡・与助尾根南遺跡の集落の成立とほぼ時を同じくして、曾利Ⅱ式期の竪穴住居がつくられており、尖石遺跡の「分村」的な関係を含め、与助尾根遺跡・与助尾根南遺跡との関わりが指摘されてきました。

八ヶ岳西麓をはじめ中部高地では、中期後半期に遺跡数が爆発的に増加、これに伴い人口がピー

クに達しますが、この時期の集団関係や社会構造のあり方を、尖石石器時代遺跡と周辺にある短期間に営まれた小規模な集落遺跡の位置と動きからみることができます。

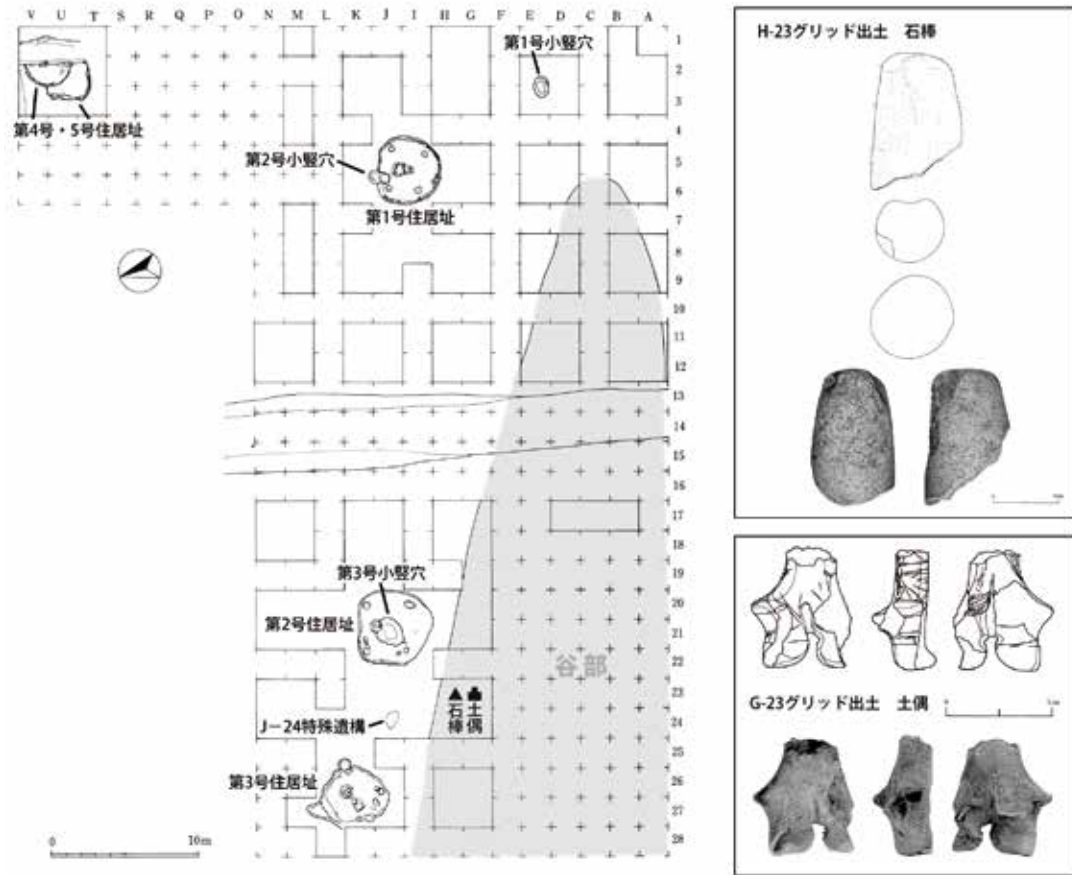
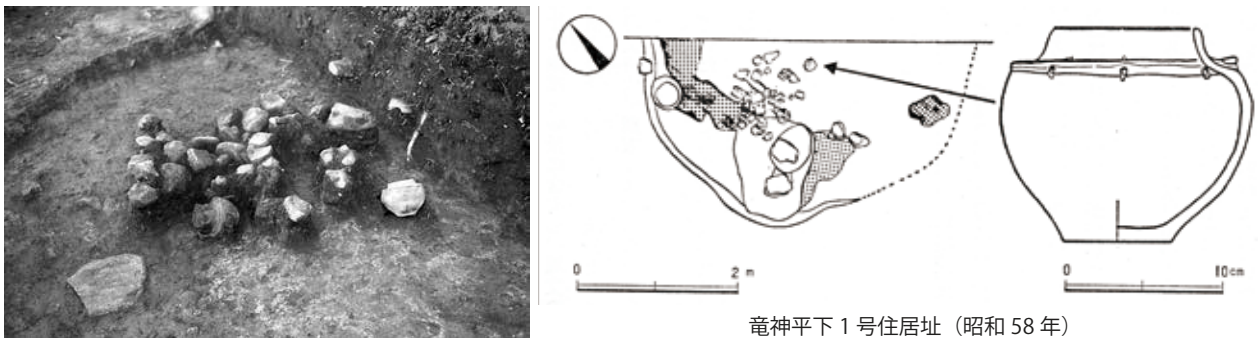


図 4-19 与助尾根南遺跡の発掘全体図と出土遺物（茅野市教委 1980『与助尾根南遺跡』に加筆）



竜神平下 1号住居址（昭和 58 年）

図 4-20 竜神平下遺跡の縄文時代中期後半の竪穴住居址と出土遺物（茅野市 1986『茅野市史』上巻）



竜神平下遺跡の現況（1）



竜神平下遺跡の現況（2）

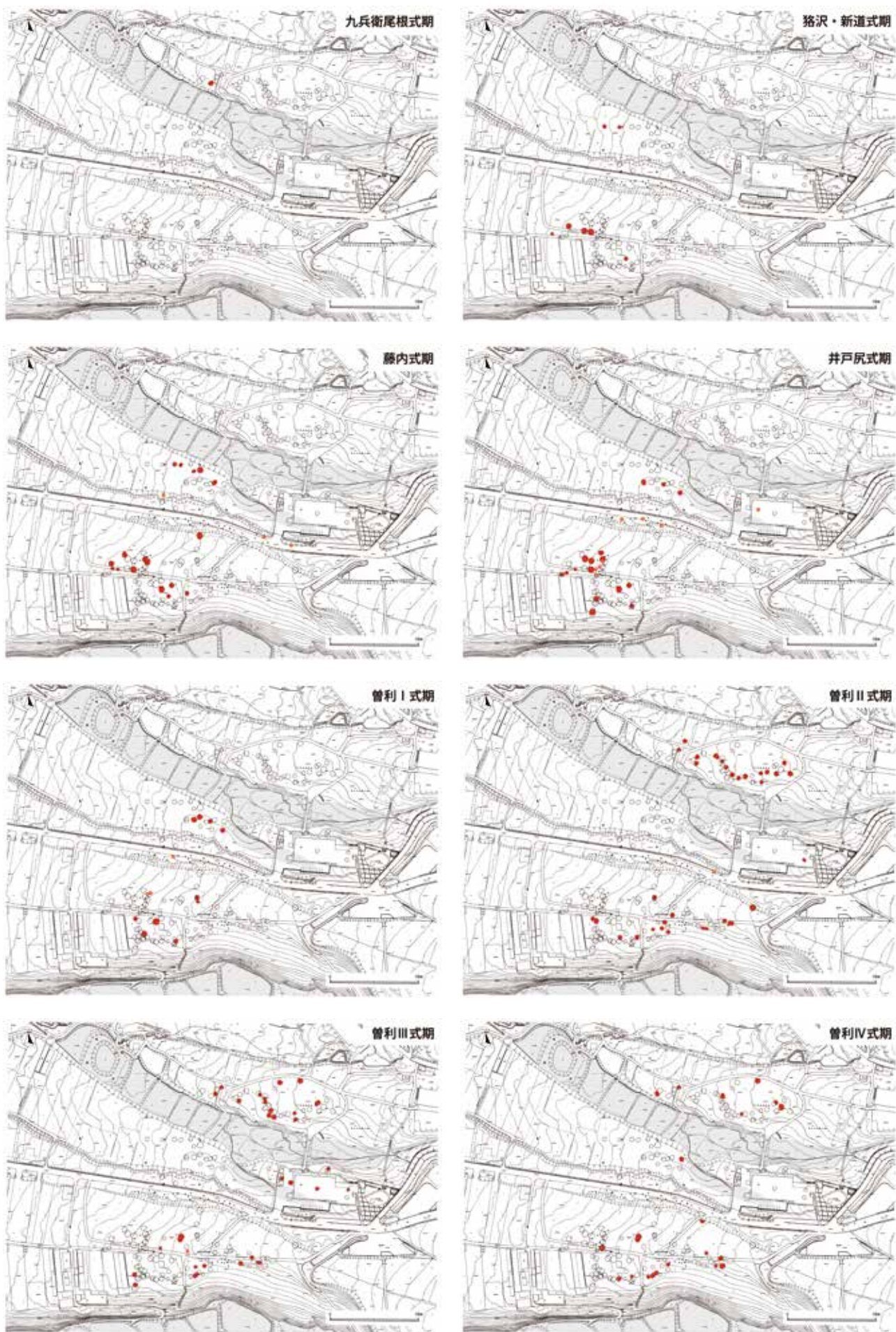


図 4-21 尖石器時代遺跡の集落の変遷 (1)

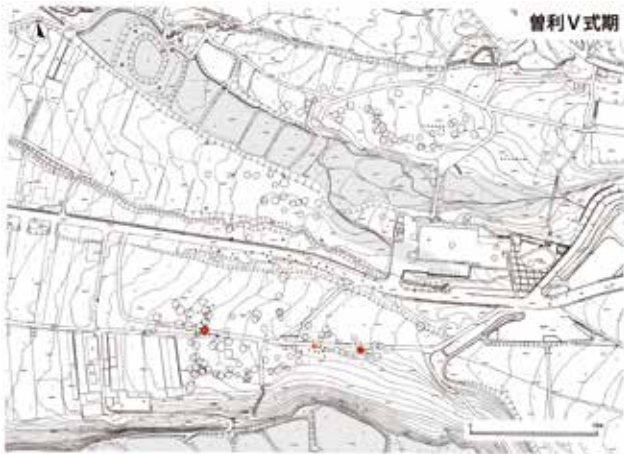


図 4-22 尖石石器時代遺跡の集落の変遷 (2)

2 尖石石器時代遺跡と周辺遺跡の集落変遷

尖石遺跡から縄文時代前期前半の住居址が1カ所発見されていますが、集落（住居址）が継続して営まれるようになるのは、中期になってからのことです。

九兵衛尾根式期 きゅうべえおね 与助尾根遺跡から住居址が1カ所発見されているだけです。

貉沢・新道式期 むじなざわ あらみち 尖石遺跡に住居がつけられます。台地の中央部にある皿状の大きな窪地を避けるように、南・北の2つの高まりに複数の住居址が分布します。こうした居住域のあり方は、曾利I式期まで踏襲されます。どちらも、それぞれの高まりから発見された住居址の中で西端に位置しています。

藤内式期 とうない 貉沢・新道式期より、広範かつ多数の住居址が分布します。2つの居住域に広がりが出てきて、どちらも、その形態が「環」を意識しているように見えます。

井戸尻式期 いどじり どちらの居住域も、藤内式期より「環」を強く意識しているように見えます。与助尾根南遺跡にも住居が1カ所つけられます。

曾利I式期 そり この時期まで台地中央の窪地をはさみ、南・北に居住域が分かれます。どちらも、やや東に寄ります。

曾利II式期 住居址の分布に大きな変化が現れます。与助尾根遺跡に九兵衛尾根式期の後、見られなかった住居が出現します。また、曾利I式期まで居住域であった尖石遺跡の北側に住居がつけられなくなっただけでなく、南側の居住域が東に大きく広がります。「環」を意識したような2つの居住域が東・西につらなるように見えます。それぞれ1カ所ですが、与助尾根南遺跡と竜神平下遺跡にも住居がつけられます。

曾利III式期 曾利II式期の集落形態を踏襲します。与助尾根南遺跡でも集落としての形態をみせるようになります。

曾利IV式期 曾利II・III式期の集落形態を踏襲します。与助尾根南遺跡から住居がなくなります。

曾利V式期 与助尾根遺跡にあった住居がなくなり、尖石遺跡の南側に住居が散在します。曾利IV式期に比べ、数を大きく減らし、やがて人々の痕跡は途絶えてしまいます。再びこの台地に居住の痕跡が確認されるのは、平安時代になってからですが、それも与助尾根南遺跡で1カ所の住居址が確認されているに過ぎません。

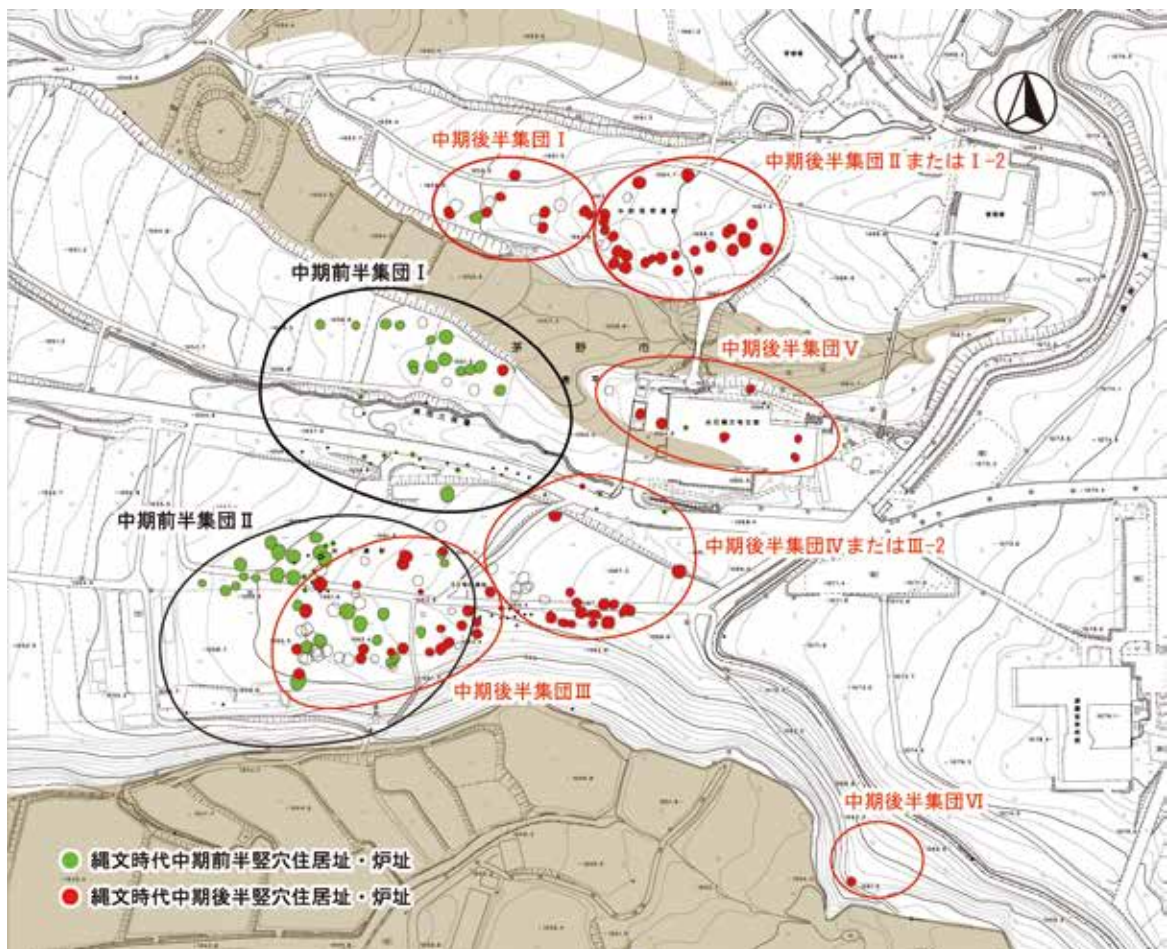
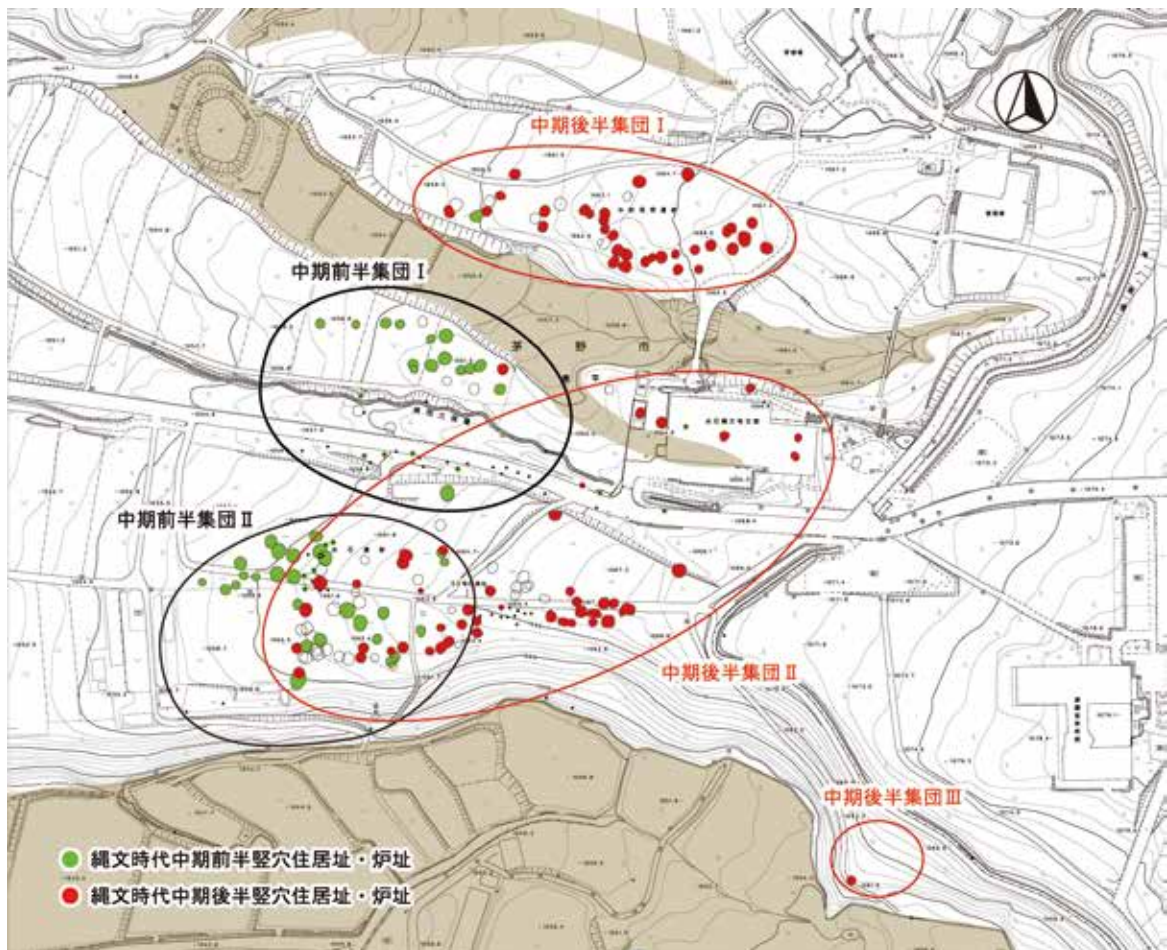


図 4-23 尖石遺跡群の集落（居住域）変遷の考え方

第5節 環境調査と自然科学分析

『基本計画』に示された史跡整備の理念のひとつに、現況植生の保全を図りつつ、一部伐採や植栽を行い、縄文時代の植生（原植生）の復元を目指すことが掲げられています。この植生復元を進めるために必要な基礎資料を得る目的で、平成7年と8年に環境調査と自然科学分析が行われました。

史跡指定地の縄文時代中期の植生を復元するために、まず遺跡周辺や茅野市に接する諏訪郡内にある社寺林等の現存植生が調査されました。この調査結果と、遺跡周辺の現在の温度（気温）、及び当時の推定温度、標高や土地の乾燥度を考え合せ、当時の潜在自然植生（≒原植生）が推定されました。また、縄文時代の植生復元の資料を得ると同時に古環境を明らかにする目的で、尖石遺跡と与助尾根遺跡を分ける浅い谷部において、放射性炭素年代測定、花粉分析、珪藻分析、植物珪酸体分析、生物遺体分析が、台地及び谷部で土壌調査が行われました。

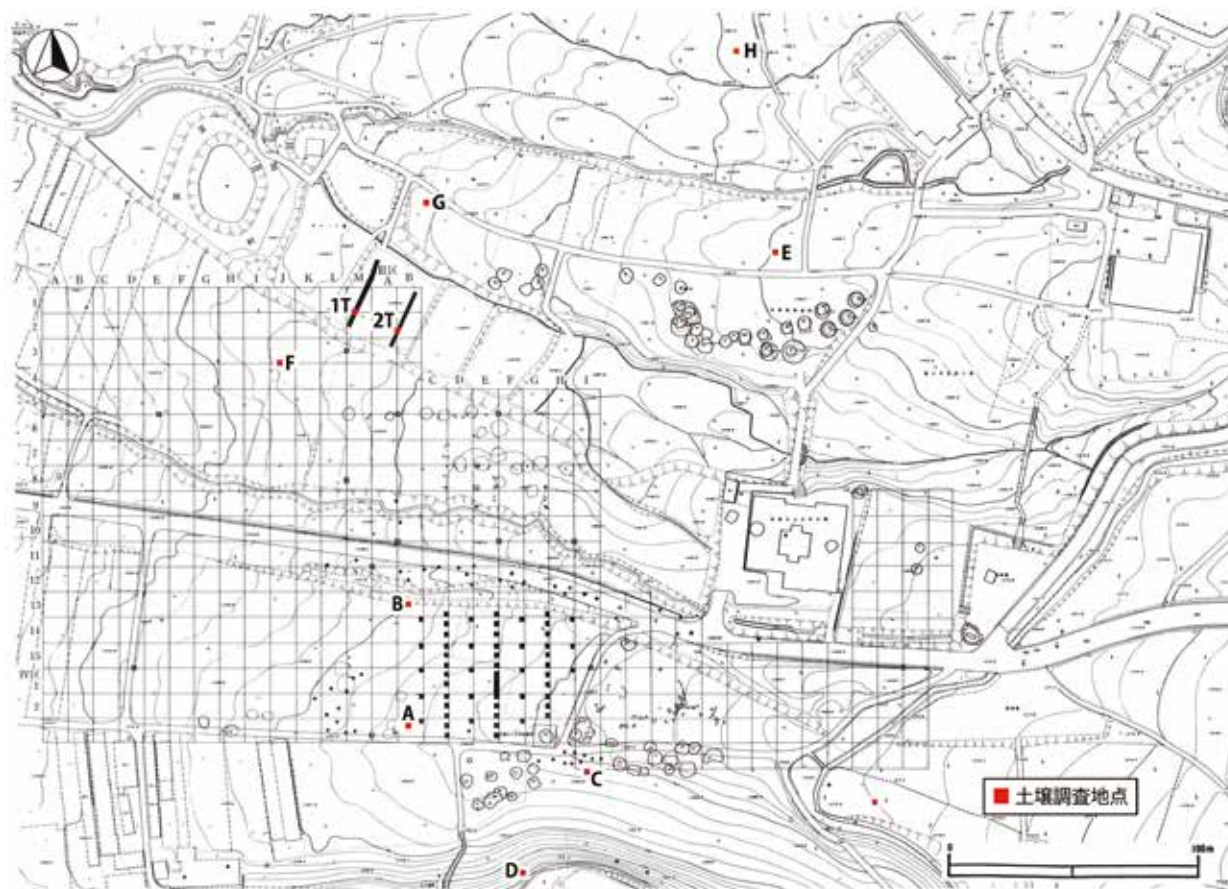


図 4-24 調査位置図と調査状況（茅野市教委 1996『尖石遺跡』に加筆）

(1) 植生調査

植生調査によると、史跡指定地とその周辺の潜在自然植生は、台地上がブナーウラジロモミ林（コナラークリ林）、台地から谷部へ向かう斜面がケヤキ林（トチノキーサワグルミ林）、湿地や谷部がハンノキーヤチダモ林と推定されました。この調査結果をふまえ、湿地や谷部に現存する半自然植生であるハンノキ群落やミズキは、この状態で残すべきであり、これらの樹林が生育できる環境や谷地形を保全・維持することが必要とされました。

このような原植生に近い状態を保つ湿地と谷部の保全・維持を前提に、推定された潜在自然植生から縄文時代中期の森を復元するための植栽計画として、台地上や乾燥した場所にコナラークリ群落、やや湿潤あるいは地下水位の高い場所にケヤキシデ群落、遺跡より標高の高い八ヶ岳中腹 1800 m 辺りまでを広く覆っていたと考えられるブナーウラジロモミ群落を副次的に用いることが提案されています。また、それぞれの群落を復元した場合の構成種と考えられる他の高木種をはじめ、低木種及び草本種が多数挙げられています。

さらに、目指す植生の復元を、早期に確実にを行うための方法として、潜在自然植生を構成する樹木の実生から育てた苗（1～3年生）を、植栽地に密植する「宮脇植栽法」が提案されています。植栽が簡単で、その後の維持管理も比較的楽な上、子供から大人まで誰でも関わることのできるこの方法は、「みんなで“縄文の森”づくり」を合言葉に、当時の植生復元を進めている尖石石器時代遺跡の史跡整備に取り入れられています。

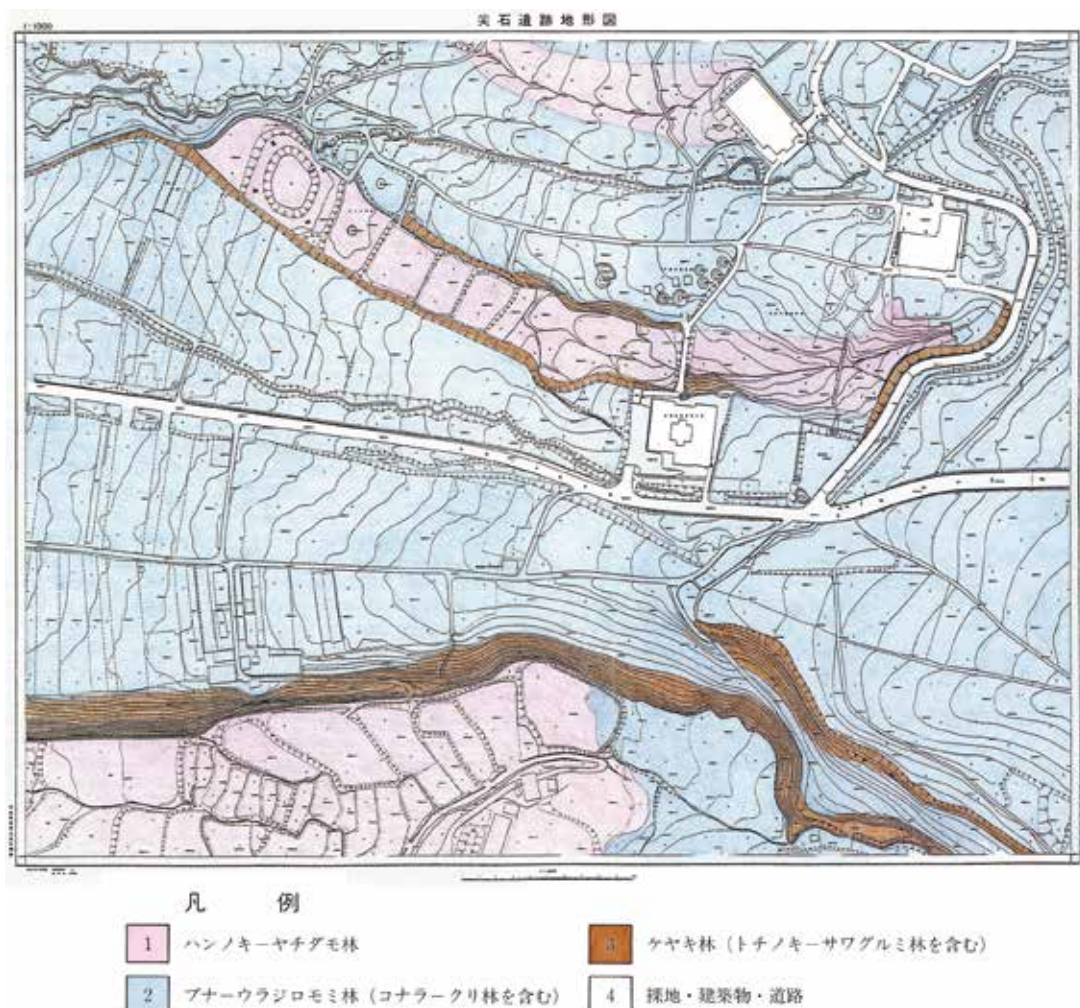


図 4-25 史跡指定地と周辺の潜在自然植生（茅野市教委 1997『尖石遺跡』）

表 4-10 植栽計画

群落構成種	クリーコナラ群落	ケヤキシデ類群落	ウラジロモミブナ群落
高木種	クリ、コナラ、コブシ、カスミザクラ、ミズキ、ウワミズザクラ、キハダなど	ケヤキ、アカシデ、クマシデ、ハリギリ、オニグルミ、ハクウンボク、アサダ、フジキ、ミズキ、トチノキ、ホオノキなど	ウラジロモミ、ブナ、ミズナラ、イタヤカエデ、ハウチワカエデ、トチノキ、ホオノキ、シナノキ、コシアブラ、ハリギリ、イヌブナ、カツラなど
低木種	アオハダ、リョウブ、フジ、ヤマウルシ、ツリバナ、ツノハシバミ、アブラチャン、ダンコウバイ、オオモミジ、ムラサキシキブ、アズキナシ、トウゴクミツバツツジ、ヤマツツジ、コバノガマズミ、ネジキ、ミツバアケビ、ウツギ、コアジサイなど	クリーコナラ群落の低木種、ヤマブキ、ミヤマガマズミ、ニシキギ、コマユミ、ハナイカダ、バイカウツギ、コアジサイ、イヌガヤ、ハイイヌガヤなど	ヤマモミジ、ミツバツツジ、サワフタギ、アオハダ、クロモジ、マルバアオダモ、ヤマボウシ、ノリウツギ、ツノハシバミ、カントウマユミ、クロウメモドキ、オオカメノキなど
草本種	スズタケ、シダ類、アキノキリンソウ、サルマメ、ペニバナイチャクソウ、センボンヤリ、タチツボスミレ、ヤクシソウ、ヒメヤブランなど多数	ハエドクソウ、チゴユリ、ミズヒキ、イノコズチ、ミツバ、アキノキリンソウ、ヌスビトハギなど多数	ミヤコザサ、シナノザサ、チゴユリ、ユキザサ、シダ類

(2) 放射性炭素年代測定

谷部の5地点、最も深いもので地表面下約180cmから採集された15点の有機性堆積物のうち、14点をβ線法、1点を加速器質量分析法(AMS)で測定、年輪年代で校正し、暦年代が推定されました。

測定の結果、最も古い年代を示したものは、第四紀更新世の大塩火砕流、若しくは大塩砂礫層と完新世の新时期ローム上部層の境界付近のものと考えられる2T2地点(1052.84m)の有機性堆積物で、補正C14年代値は2990±40年BPでした。更新世の堆積物の直上におよそ3000年前の層の堆積が認められたことから、尖石石器時代遺跡に対応する縄文時代中期の堆積層は失われていることがわかりました。

確認された有機性堆積物は、およそ700±50から2610±50年BPの間に堆積したものであり、その多くが700から1200年BPのものでした。この700から1200年BPの間の堆積物は、比較的安定的に堆積したと推定されています。なお、縄文時代中期の遺物(土器片)が、およそ300から1500年BPの広い年代を含む堆積層に多く含まれていることが確認されました。

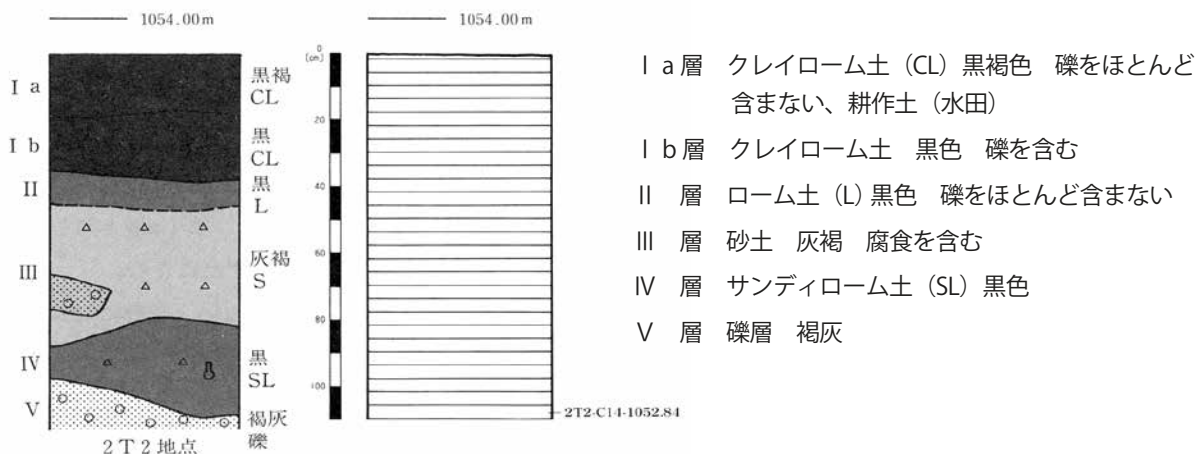


図 4-26 2 T 2 地点の土層断面図と年代測定層位 (茅野市教委 1996・1997『尖石遺跡』を合成)

(3) 花粉分析

完新世（後氷期）における長野県の温帯落葉広葉樹林の植生発達史、及び今回の花粉分析の結果から、縄文時代から今日まで尖石石器時代遺跡のある台地の植生を形成していたのは、クリとナラ類が主体であったと考えられるとした上で、台地と谷部の植生の遷移と古環境が以下のように推定されました。

- ① 縄文時代中期には、台地にクリやナラ類等による落葉広葉樹林を主体とする温帯針葉樹を交える森林があり、草が生え、また土壌の動きやすい人里的な環境がありました。谷部には湿地林があり、その周辺には特にクリが多く繁茂していたと推定されます。
- ② 縄文時代後期から晩期の気候の冷涼化によって、台地では一時的に温帯針葉樹が拡大し、クリやナラ類が減少しました。
- ③ 弥生時代後期以降の温暖気候の回復に伴い、台地にクリとナラ類を主とする落葉広葉樹の森林が戻りました。谷部では湿地林と湿地植生の発達が良好でした。
- ④ 平安時代頃になると、台地の植生は再び人間の利用対象となり、クリとナラ類の森林が除去されて草の多い植生に変化しました。
- ⑤ 現在、台地には針葉樹人工林と畑、谷部には水田が広がっています。植林の進んだ戦後の植生を残しています。

(4) 珪藻分析

地表面下約 60cmを境に、下層が酸性水域（pH5 ～ 6 程度）を好む珪藻類、上層がアルカリ性及び止水性を好む珪藻類が、それぞれ高い頻度で出現することが明らかとなりました。

この分析結果から、下層は湧水による中間湿原のような沼沢湿地環境によるものと考えられますが、中～下流性河川、あるいはやや水深のある環境であったことも予想されました。これに対し、上層は湿原を破壊して開墾された水田によるものと推定されました。

(5) 植物珪酸体分析

尖石遺跡と与助尾根遺跡を分ける谷部の有機性堆積物、並びに尖石遺跡中央部の住居址覆土に含まれる植物珪酸体が分析されました。

谷部では、栽培種のイネ属が検出され、周辺で稲作が行われたこと、より上層からの混入が推定されました。

一方、台地上の住居址覆土には、タケ亜属の珪酸体が優占、また、短細胞珪酸体の産状からスキ属の可能性が高いウシクサ族の珪酸体が多数検出されました。この結果から、縄文時代の周辺環境は比較的乾燥した草原と推定されました。また、ヨシ属の検出から、タケ亜科やウシクサ族を含め、生活資材が検出された可能性もあるとされました。

(6) 生物遺体分析

大型植物 谷部を含む遺跡周辺の現存植生と、採集されたハンノキ属の根材と谷部に立つように埋没していたアサダから、自然性の高い湿性の森林群落が分布していたと考えられました。

種実 地表面から 100cm以下の層からコナラ属・コナラ亜属・サワシバ・アサダ・キハダが採集され、谷部とその周辺に落葉高木を主とする森林の広がる時期があったと考えられました。

地表面下 60 ～ 90cmの層では水深のある湿性を好む種実が採集されました。それより上の層には、湿地に多くみられる種実が多く含まれ、湿性な環境にあったと予想されましたが、その中に

オモダカやコナギなどの水田に普通に見られる種実、ナデシコ科・エノキグサ等の畑や路傍的な環境を好む種実が含まれていました。

昆虫 採集資料の同定によって古環境が推定されました。それによると谷部とその周辺の古環境は、山麓か山間の平坦地で小川が流れ、小さな池のある疎林的な雑木林が広がり、日当たりのよい草地の存在が予想されます。調査地に隣接するハンノキ林は、この条件にあう林であるとされました。

(7) 土壌調査

台地上に6カ所(尖石台地:4カ所、与助尾根台地:2カ所)、斜面に1カ所(尖石台地南斜面)、谷部に2カ所(尖石台地と与助尾根台地の間)の調査区を設け、土壌を構成する①土壌鉱物、②土壌水分、③土壌中の空気の3点を断面で調査した結果、台地上が適潤性黒色土(頂部)及び残積型適潤性黒色土(緩斜面)、台地斜面が崩積型適潤性黒色土、谷部がグライ土の土壌型であり、尖石石器時代遺跡の土壌は、特に生産性の高い土壌でないことがわかりました。

縄文時代の食料に利用された木の実がなる木草類を植栽する場合、クリ・ナラ属等は台地上の適潤性黒色土及び残積型適潤性黒色土の土地、トチノキは斜面の崩積型適潤性黒色土の土地を選び、土壌を深く掘り堆肥、土壌改良材等を入れて、土壌の通気性を良好にすることが必要であるとされました。木草類にくらべ根が浅い草本類は、台地上であればどの植物でも生育が可能とされました。

また、植物体を通して最下部の根に空気を運ぶことのできるイネ科・カヤツリグサ科等の草本類であれば、グライ土での育成が可能であり、植栽する場合の注意点として、水路を作り水はけをよくするか、土壌を盛り上げて植え床を作り、そこに植栽することとされました。

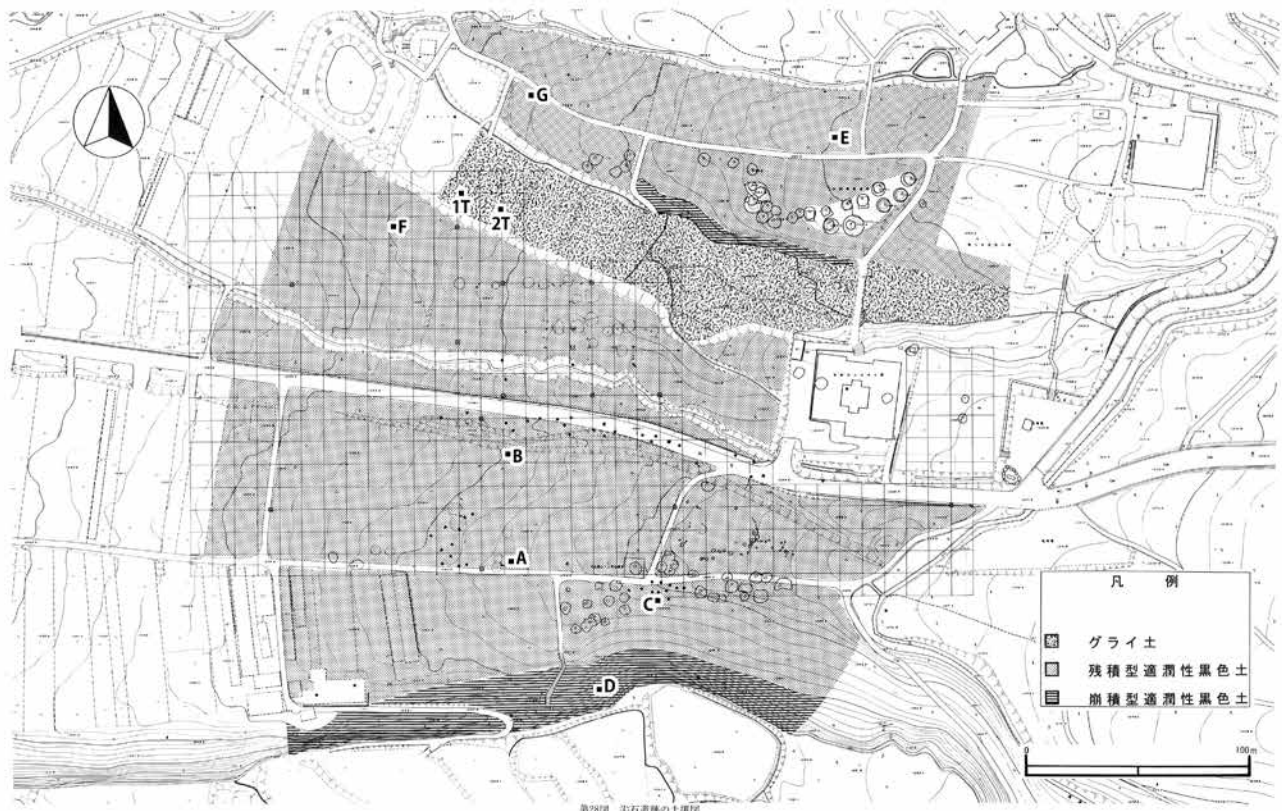


図 4-27 遺跡の土壌図 (茅野市教委 1996『尖石遺跡』に加筆)

表 4-11 尖石石器時代遺跡関連文献 (1)

著者名	発行年	題名	掲載誌名	発行・発刊
小平小平治	1893年(明26)	長野県下佐久郡古墳及諏訪郡石器時代遺物	東京人類学雑誌 第91号	東京人類学会
小松真一	1922年(大11)	伊豆海岸の石器時代遺跡に就いて	人類学雑誌 第37巻第5号	東京人類学会
八幡一郎	1922年(大11)	信濃諏訪郡豊平村広見発見の土偶	人類学雑誌 第37巻第8号	東京人類学会
両角守一	1930年(昭5)	伏見宮博英殿下に御伴して諏訪郡遺跡を尋ねる	史前学雑誌 2-1	史前学会
今井弘樹	1931年(昭6)	諏訪尖石遺跡の発掘について	信濃考古学会誌 2-5.6	信濃考古学会
小平幸衛・宮坂英弼	1932年(昭7)	顔面把手発掘記	信濃考古学会誌 3年1輯	信濃考古学会
宮坂英弼	1932年(昭7)	石器時代の話	信濃 1・2-3	信濃史学会
今井真樹	1933年(昭8)	豊平村尖石遺跡	長野県史跡名勝天然記念物調査報告 第14輯	長野県
宮坂英弼	1934年(昭9)	長野県尖石遺跡発掘手記	ドルメン 3-1	
宮坂英弼	1936年(昭11)	八ヶ岳山麓信濃尖石遺跡に於ける住居址	中部考古学会彙報 1-3	中部考古学会
宮坂英弼	1936年(昭11)	八ヶ岳山麓信濃尖石遺跡	考古学 7巻 10号	東京考古学会
宮坂英弼	1936年(昭11)	八ヶ岳山麓信濃尖石遺跡発掘爐の二型式	考古学 7巻 10号	東京考古学会
上野廣一・宮坂英弼	1936年(昭11)	土器焼成に関する一考察と其の資料	ミネルヴァ 1-9	
藤森栄一	1940年(昭15)	信州尖石行-東京第17回例会の記-	考古学 7巻 11号	東京考古学会
宮坂英弼	1940年(昭15)	八ヶ岳西山麓石器時代の住居址-長野県尖石遺跡の発掘-	科学画報 29巻 7号	誠文堂新光社
宮坂英弼	1941年(昭16)	石器時代の大聚落-長野県諏訪郡を訪ねて-	科学画報 30巻 5号	誠文堂新光社
宮坂英弼	1942年(昭17)	諏訪郡北山浦地方石器時代遺跡地名表	信濃 II・1-1	信濃史学会
宮坂英弼	1942年(昭17)	長野県諏訪郡豊平村尖石遺跡調査概報	人類学雑誌 第57巻第2号	日本人類学会
宮坂英弼	1942年(昭17)	石器時代の謎を探る-我々の祖先はそこで如何なる生活を営んでいたか-	科学画報 31巻 11号	誠文堂新光社
宮坂英弼	1946年(昭21)	尖石先史聚落址の研究(梗概)-日本石器時代中部山岳地帯文化-	諏訪史談会々報 3	諏訪史談会
宮坂英弼	1948年(昭23)	原住民族の遺蹟-八ヶ岳山麓尖石遺跡研究-		蓼科書房
河西清光	1948年(昭23)	尖石紀行	清陵考古学 1号	
青木茂人	1949年(昭24)	与助尾根発見の一釣手土器	史実誌 4	
手塚昌孝	1949年(昭24)	与助尾根集落小考	史実誌 4	
戸沢充則	1949年(昭24)	与助尾根発見の新資料	史実誌 4	
宮坂英弼	1949年(昭24)	原始時代の住居生活	信濃 III・1-8	信濃史学会
諏訪清陵高校史実会	1950年(昭25)	豊平村与助尾根遺跡集落図	史実誌 4	
宮坂英弼	1950年(昭25)	八ヶ岳西麓与助尾根先史聚落の形成についての一考察(上・下)	考古学雑誌 36-3.4	日本考古学会
宮坂英弼	1950年(昭25)	石器時代の信仰生活	清陵地歴部報 2号	
史実会研究室編	1950年(昭25)	尖石1年の動き	史実誌 4	
堀口捨己	1951年(昭26)	尖石の石器時代住居とその復元	建築雑誌 66-774	日本建築学会
宮坂英弼	1951年(昭26)	長野県諏訪郡与助尾根遺跡	日本考古学年報 1	日本考古学協会
宮坂英弼	1952年(昭27)	石器時代の食生活-八ヶ岳西山麓出土資料の検討-	諏訪教育 2	諏訪教育会
宮坂英弼	1955年(昭30)	長野県諏訪郡与助尾根遺跡	日本考古学年報 3	日本考古学協会
八幡一郎・宮坂英弼	1956年(昭31)	古代の村		長野県教育委員会
宮坂英弼	1956年(昭31)	特別史跡尖石遺跡と尖石考古館	松本史談会報 7	松本史談会
宮坂英弼	1957年(昭32)	尖石		茅野町教育委員会
宮坂英弼	1957年(昭32)	尖石遺跡-古代の村とその生活-		諏訪教育会
塚田 光	1958年(昭33)	尖石調査の出発点	考古学手帖 3	塚田 光
坪井清足	1962年(昭37)	集落の変遷	岩波講座 日本歴史 1 原始及び古代 1	岩波書店
水野正好	1963年(昭38)	縄文式文化期における集落構造と宗教構造	日本考古学協会 第29回総会研究発表要旨	日本考古学協会
宮坂英弼	1966年(昭41)	豊平の原始文化	豊平村誌	

表 4-12 尖石石器時代遺跡関連文献 (2)

著者名	発行年	題名	掲載誌名	発行・発刊
宮坂英弼	1968年(昭43)	尖石		学生社
水野正好	1969年(昭44)	縄文時代集落研究への基礎的操作	古代文化 21 - 3・4	古代学協会
宮坂英弼	1974年(昭49)	遺跡案内-尖石遺跡-	日本考古学の視点上	日本書籍
神村 透	1975年(昭50)	宮坂英弼先生-その業績から学ぶこと-	信濃 III・27 - 11	信濃史学会
島田哲夫	1976年(昭51)	尖石 33号住居出土の線刻絵画	山麓考古 6	山麓考古同好会
茅野市教育委員会	1976年(昭51)	尖石考古館図録		尖石考古館
茅野市教育委員会	1980年(昭55)	与助尾根南遺跡		茅野市教育委員会
文化庁	1980年(昭55)	広域遺跡保存対策調査研究報告 3		文化庁
宮坂虎次	1982年(昭57)	尖石考古館と遺跡	月刊歴史教育 4	歴史教育研究会
宮坂虎次	1986年(昭61)	縄文時代	茅野市史 上巻	茅野市
勅使河原 彰	1986年(昭61)	宮坂英弼と尖石・与助尾根	茅野市史 上巻	茅野市
茅野市教育委員会	1987年(昭62)	特別史跡 尖石遺跡整備基本計画書		茅野市教育委員会
小平 恭	1990年(平2)	尖石遺跡の発掘	尖石遺跡発掘特別展図録	尖石考古館
茅野市教育委員会	1991年(平3)	国特別史跡 尖石遺跡-保存整備事業に係る試掘調査報告書-		茅野市教育委員会
茅野市教育委員会	1992年(平4)	尖石遺跡-保存整備事業に係る試掘調査報告書-		茅野市教育委員会
茅野市教育委員会	1992年(平4)	特別史跡 尖石遺跡整備基本構想		茅野市教育委員会
茅野市教育委員会	1993年(平5)	尖石遺跡-保存整備事業に係る試掘調査報告書-		茅野市教育委員会
茅野市教育委員会	1994年(平6)	特別史跡 尖石遺跡-保存整備事業に係る試掘調査報告書-		茅野市教育委員会
茅野市教育委員会	1994年(平6)	特別史跡 尖石遺跡整備基本計画		茅野市・茅野市教育委員会
茅野市教育委員会	1995年(平7)	特別史跡 尖石遺跡-平成6年度記念物保存修理事業(環境整備)に係る試掘調査報告書-		茅野市教育委員会
茅野市教育委員会	1996年(平8)	特別史跡 尖石遺跡-平成7年度記念物保存修理事業(環境整備)に係る試掘調査報告書-		茅野市教育委員会
茅野市教育委員会	1997年(平9)	特別史跡 尖石遺跡-特別史跡尖石遺跡整備基本計画の植栽計画にかかる植生調査報告書-		茅野市教育委員会
茅野市教育委員会	1997年(平9)	特別史跡 尖石遺跡-平成8年度記念物保存修理事業(環境整備)に係る試掘調査報告書-		茅野市教育委員会
茅野市教育委員会	1999年(平11)	特別史跡 尖石遺跡-平成10年度記念物保存修理事業(環境整備)に係る試掘調査報告書-		茅野市教育委員会
茅野市教育委員会	2002年(平14)	特別史跡 尖石遺跡-平成13年度記念物保存修理事業(環境整備)に係る試掘調査報告書-		茅野市教育委員会
茅野市教育委員会	2003年(平15)	尖石遺跡-平成14年度記念物保存修理事業(環境整備)に係る試掘調査報告書-		茅野市教育委員会
諏訪市博物館	2003年(平15)	片倉館所蔵考古資料		諏訪市博物館
茅野市教育委員会	2004年(平16)	尖石遺跡-平成15年度記念物保存修理事業(環境整備)に係る試掘調査報告書-		茅野市教育委員会
茅野市教育委員会	2005年(平17)	尖石遺跡整備報告書(1)-与助尾根地区環境整備事業報告書-		茅野市教育委員会
茅野市教育委員会	2006年(平18)	尖石遺跡-平成17年度記念物保存修理事業(環境整備)報告書-		茅野市教育委員会
茅野市教育委員会	2007年(平19)	尖石遺跡整備報告書(2)-尖石地区試掘調査報告書-		茅野市教育委員会
茅野市教育委員会	2009年(平21)	尖石遺跡整備報告書(3)-尖石地区試掘調査報告書-		茅野市教育委員会

第6節 史跡周辺の関連遺跡群と文化財群

(1) 史跡周辺の縄文時代の遺跡

縄文時代早期・前期の遺跡 早期の押型文の土器片が出土した遺跡には、与助尾根遺跡の北西にある菖蒲沢A遺跡（遺跡番号204）があります。この遺跡からは2点の土器片が出土しました。また、早期末の絡条体圧痕文施文の土器片が竜神平遺跡（遺跡番号88）から採集されています。前期前半関山・中越式期の竪穴住居址が与助尾根南遺跡から1カ所発見されましたが、菖蒲沢A遺跡でも中越式期の土器片の出土した土坑が発見されました。また、小破片ですが諸磯b式期の土器が新水掛A遺跡（遺跡番号89）から、諸磯c式期の土器が菖蒲沢A遺跡から出土しています。これらの資料から、史跡周辺の台地が中期以前に利用されていたことがわかります。

縄文時代中期の遺跡 宮坂英弐氏は史跡の周辺にある新水掛A遺跡、鴨田遺跡（遺跡番号90）、金堀場遺跡を縄文時代中期の遺跡群として捉えています。それぞれの遺跡は、いずれも尖石遺跡南側の深い谷部を隔てた南・北に並ぶ幅の広い台地上につくられています。

新水掛A遺跡 尖石遺跡と南側の谷部を挟み対峙する遺跡です。昭和52年の市道拡幅に伴う調査では、集落の中央広場と関わりがあるとみられるピット群・独立土器が確認されました。また、平成11年には、南斜面の開発に伴い後期（前半?）とみられる敷石住居址が確認されています。なお、宮坂氏の採集資料の中に、中期前半の土偶が複数含まれています。数回の小発掘が行われただけであり、遺跡の実態は把握されていませんが、尖石石器時代遺跡級の規模と内容を有する集落の可能性がります。

鴨田遺跡 新水掛A遺跡の南東の台地上にある遺跡です。住宅団地造成に伴い、平成3年に調査が行われ、中期前半（猪沢式期）、中期後半（曾利I・IV式期）、後期前半（堀之内I式期）の竪穴住居址と、中期初頭及び末葉・後期前半の土坑が発見されました。遺構の密度は濃くありませんが、広い範囲に遺構が認められます。

金堀場遺跡 新水掛A遺跡と南側にある谷部を挟み対峙します。前期末葉、中期前半から中期後半までの土器片が採集されています。未調査のため遺跡の実態は不明ですが、台地の規模からみて縄文時代の大規模な集落遺跡の可能性がります。

(2) 史跡周辺の縄文時代以外の遺跡

平安時代の遺跡 史跡のある台地は、標高1000mを超える高地にあります。江戸時代には、台地上が原野、谷戸地形が湧水を利用した水田に利用されましたが、高地であるために耕作地には不適合な場所と言えます。しかし、台地上から平安時代の竪穴住居址が点々と発見されており、八ヶ岳西麓の広大な裾野を背景に営まれた「山棲み」集団の存在がうかがわれます。菖蒲沢A遺跡から鉄製麻皮剥器、与助尾根南遺跡から砥石・鉄滓が出土しましたが、生業活動（農耕）を具体的に示すことができていません。

菖蒲沢A遺跡 起伏の少ない小規模な台地に、散在する4カ所の竪穴住居址が発見されました。出土遺物から10世紀後半の集落と考えられます。

鴨田遺跡 幅の広い台地から、重複する2カ所の竪穴住居址が発見されました。調査の結果、カマドが中央部からコーナー部へつくり替えられていることが確認されました。出土遺物から10世紀後半の集落と考えられます。

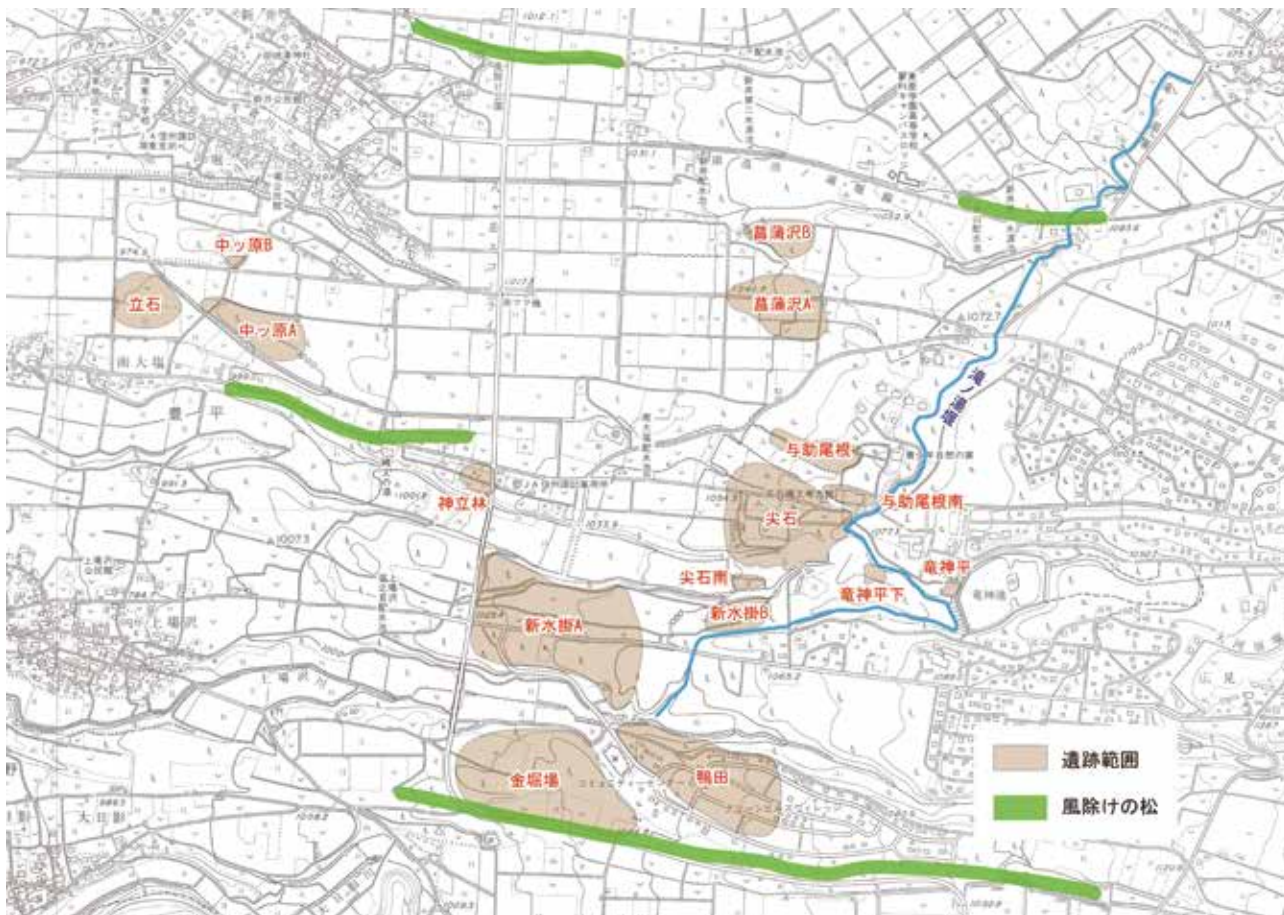


図 4-28 史跡周辺の縄文時代遺跡と文化財



新水掛 A 遺跡



鴨田遺跡



金堀場遺跡



中ッ原 A 遺跡

(3) 史跡周辺の文化財

史跡の周辺には、山林や田園風景が残されています。主な文化財として、八ヶ岳山麓の水田開発の歴史を伝える滝ノ湯堰、農作物を風から守るための「風除けの松」等を見ることができます。現在、尖石縄文考古館を起点に滝ノ湯堰の脇を通り、芹ヶ沢の風除けの松に通じる遊歩道が整備され、ウォーキングや野鳥観察路に利用されています。

滝ノ湯堰 八ヶ岳山麓部の用水不足の解消と、新田開発を目的とする新たな用水体系である繰越堰が、安永9年（1780）、坂本養川から高島藩に献策され、天明5年（1785）につくられました。この堰は現在も利用されており、八ヶ岳山麓の田畑を潤しています。

芹ヶ沢の風除けの松 「風除け」とは風を避けるための林です。マツを中心に、カラマツ・クリも植えられました。風は「辰巳の風」、「岳山おろし」を指し、前者は南東方向、後者は八ヶ岳からの吹き下ろしと思われます。享保18年（1733）に作成された『諏訪藩主手元絵図』によると、「風よけ林」の周辺には「畑」、「田」と記載されているので、これらの耕作地の農作物を守るためにつくられたものと思われます。風除けの最も古い記録は、宝永2年（1705）3月9日の『御用部屋日記』の記事で、「芹ヶ沢村深草通りの田地へ風当り難儀」につき「植木いたしたく」との願いがでており、これに対して「新居新田の上よりだんだん山の方へ長さ650間、幅3間に植える」と記載されています。本数は減ってきていますが、現在も見事なマツ並木が残っており、平成26年に茅野市景観重要樹木に指定されました。

白山社の大柏樹 史跡周辺に所在する指定文化財として、遺跡から約1.5km北東に茅野市天然記念物「白山社の大柏樹」があります。推定樹齢400年のカシワで、目通り幹周4m25cm、樹高約17m、枝開張東西約21m、南北約14mの大きさです。この周辺の古い時代の植生を知ることのできる貴重な樹木です。

国宝「土偶」 尖石縄文考古館は市内各所にある縄文時代遺跡を中心とする出土遺物の保管・展示も担っており、棚畑遺跡出土の国宝「土偶」（縄文のビーナス）と、中ッ原遺跡出土の国宝「土偶」（仮面の女神）を所蔵しています。

どちらの土偶も縄文時代を代表する遺物として世界に知られる資料です。このような優れた考古資料から、この地に繁栄した類稀な縄文文化をうかがい知ることができます。



芹ヶ沢風除けの松



白山社の大柏樹

第5章 史跡の価値

第1節 史跡の価値の整理

尖石石器時代遺跡は、中部高地における縄文時代最大の繁栄期である中期の大規模な集落遺跡です。その繁栄を物語る200カ所以上もの竪穴住居址や、縄文造形のひとつの到達点とされるこの時期の優れた土器をはじめ、膨大な数の遺物が地下に保存され、史跡の価値の中心を構成しています。

尖石遺跡と与助尾根遺跡の発掘調査を進めた宮坂英弐氏は、発掘資料から日本ではじめて縄文時代の集落の構成に言及するとともに、集落の形成過程や縄文時代の人々の生活を具体的に論じました。こうした「縄文時代集落研究の原点」と評価される宮坂氏の調査・研究をはじめ、先学の残した学術資料も史跡の価値を構成する重要な要素となっています。

尖石石器時代遺跡とその周辺には、水場や集落の境界に利用されたと考えられる湧水のある谷部、この谷によって分断された並列する長峰状の台地、食料や生活資材の供給源となる落葉広葉樹の森など、縄文時代の人々の生活を支え、育んだ自然がよい状態で残されており、史跡をより価値あるものとしています。こうした環境をいかし、戦後間もなく与助尾根遺跡に縄文時代の復元家屋が建設され、全国に先駆けて史跡公園（尖石古代公園）が整備されました。

平成に入り、与助尾根遺跡の北に、縄文文化を育んだ自然の中で次世代を担う青少年がさまざまな原体験を行うための施設である青少年自然の森が建設されました。その後、本格的な史跡整備が始まり、尖石遺跡にも史跡公園が整備された他、史跡のガイダンス施設・博物館・埋蔵文化財センターの機能を併せ持つ尖石縄文考古館がリニューアルオープンするなど、史跡の価値に密接に関わる要素、史跡に密接に関わる要素が付加されました。

（1）主要な価値

1 縄文時代集落の調査・研究の原点

① 中期を代表する拠点的な集落遺跡 八ヶ岳西麓をはじめ中部高地の縄文文化は、縄文時代中期に最大の繁栄期を迎えます。尖石石器時代遺跡は、この地域を代表する中期の拠点的な集落遺跡で、遺跡の規模や竪穴住居址の発見数が最大級を誇ります。こうした繁栄を物語る遺構と遺物が、よい状態で地下に保存されています。

② 縄文時代中期集落の盛衰を示す典型的な集落遺跡 「中期に始まり、中期に終わる縄文集落」を特徴とする八ヶ岳西麓において、尖石石器時代遺跡はその典型です。中期をとおしてつくられた竪穴住居の変遷と、そこから出土した土器・石器等の様相から、この地域の中期集落の繁栄と衰退の様子をうかがうことができます。

③ 遺跡群の形成過程を跡づけることのできる集落遺跡 八ヶ岳西麓では、前期の終わり頃から集落（遺跡）が急に増え、中期の後半に爆発的と形容されるほど集落が増加し、その数がピークに達します。中期後半（曾利Ⅱ式期）をピークとするこうした現象は、湧水のある谷部を挟み、長峰状の台地が並列する八ヶ岳西麓の地形の特徴をいかし、集落の増加に伴う食料や生活資材の不足を避けるために、これまで集落が営まれなかった台地に積極的な「分村」が行われ、集落ごとにきちんと住み分けが行われていたことを示すものとして説明されています。このことを、核

となる尖石遺跡の集落の変遷と、中期後半（曾利Ⅱ式期）に成立する与助尾根遺跡、与助尾根南遺跡、竜神平下遺跡の集落から跡づけることができます。

④ 宮坂英弐氏による縄文集落の調査・研究 宮坂英弐氏は尖石遺跡の発掘調査をとおし、集落の構成に踏み込んだ日本ではじめての縄文集落論を発表しました。続く与助尾根遺跡の発掘調査では、集落の形成過程を歴史的に追及するとともに、縄文時代の人々の「生活内容」を叙述しようと試みました。こうした宮坂英弐氏の調査・研究は、「縄文時代集落研究の原点」と高く評価されています。

2 縄文文化の繁栄を示す考古資料群

① 宮坂英弐氏と茅野市教育委員会による発掘調査によって、縄文造形のひとつの頂点とされる豪華な装飾で飾られた中期の土器をはじめ、この時期の繁栄や精神的な豊かさを物語る膨大な数の遺物が竪穴住居址を中心に出土しました。これらの遺物とともに、出土状態を記録した実測図や写真類がしっかり残されていることも重要です。



蛇体把手付土器（左：昭和8年、右：昭和29年出土）



有孔鏝付土器（平成5年出土）

3 史跡と自然環境等の関わり

① 縄文集落を取り巻く自然環境 尖石石器時代遺跡とその周辺には、縄文時代の人々の生活を支え、育んだ八ヶ岳西麓の自然環境がよい状態で残されています。草原や落葉広葉樹の森が広がっていたであろう台地は、食料や生活資材をまかなう場に、また、湧水のある谷部は、飲料水を確保し、食料や生活資材を加工する場であるとともに、隣り合う集落の境界に利用されたと考えられています。尖石石器時代遺跡は、縄文時代の自然と人々の生活を総合的に示すことのできる遺跡です。

② 縄文集落の立地する微地形 尖石遺跡のある台地には、雨水の水道みずみちとなったような浅い窪地がいくつか認められます。この台地につくられた中期前半（～曾利Ⅰ式期）の集落は、市道（甲1号）に沿った大きな窪地を避けるかのように、南・北の居住域に分かれています。窪地を挟み、集落内で住み分けが行われていたと考えられますが、集落の形成や構成に影響を与えた当時の微地形が、よい状態で残されている点が重要です。

③ 良好な眺望 尖石石器時代遺跡は樹木に囲まれています。視界を遮る人工物がありません。史跡公園に立てば、縄文時代の人々も目にした八ヶ岳連峰・霧ヶ峰山塊・守屋山系の山並みをはじめ、遙か西に御嶽山や飛騨山脈（北アルプス）を望むことができます。



③ 尖石台地から望む八ヶ岳連峰



③ 尖石台地から望む御嶽山・飛騨山脈（北アルプス）

（2）副次的な価値

1 史跡指定地の縄文時代中期以外の遺構・遺物

① 旧石器時代の遺物 黒曜石製のナイフ形石器及び槍先形尖頭器は、後期旧石器時代後半段階に中部山岳地帯の黒曜石原産地が積極的に開発されたことと関係する資料です。冷山黒曜石原産地だけでなく、旧石器時代の人々の狩猟活動やそれに伴う道具整備の場、あるいは移動経路として、この尖石遺跡を含む八ヶ岳西麓一帯が縄文時代以前から利用されていたことを示すものとして、重要な資料です。

② 縄文時代草創期・早期の遺物 与助尾根遺跡から草創期の有舌尖頭器、尖石遺跡と与助尾根遺跡から早期の土器が発見されています。どちらも遺構に伴うものではありませんが、史跡の開発史を知る上で重要です。

③ 古墳時代前期の遺物 与助尾根遺跡の竪穴住居址（昭和 27 年調査 28 号住居址）から、古墳時代前期とみられる甕形土器の脚台部が出土しました。八ヶ岳西麓の豊かな自然を背景に、山に分け入った集団の存在を示唆する資料として重要です。

（3）史跡の価値に密接に関わる要素

① 縄文集落の復元 昭和 24 年に与助尾根遺跡に建設された復元家屋の設計を基に、平成 12 年の史跡整備において、同時存在したと考えられる 6 棟の復元家屋が建設されました。復元された縄文集落をとおり、縄文時代の人々の生活や協働のあり方を感じることができます。

② 縄文の森の復元 平成 7・8 年の植生調査と花粉分析の結果に基づき、クリ・コナラ等の植栽による縄文の森の復元が進められてきました。落葉広葉樹からなる往時の森は、縄文時代の主要な食料のひとつである木の実を育むだけでなく、狩りの対象となる小型で俊敏な動物の生息の場を提供するとともに、住居の構造材や燃料の供給源となりました。落葉広葉樹の森に支えられ繁栄したこの地域の縄文文化を、復元された縄文の森から感じることができます。

③ 史跡公園の整備 縄文時代の生活と文化、自然との関わりを知るための「野外博物館」として史跡を公開・活用するため、竪穴住居址の表示、復元家屋の建設とともに、園路、説明板、案内板が設置されました。

（4）史跡に密接に関わる要素

1 史跡指定地周辺の遺跡・遺構等

① 縄文時代前期の竪穴住居址 与助尾根南遺跡で発見された前期前半の竪穴住居址（昭和 53

年調査5号住居址)は、狩猟に利用されたベースキャンプと考えられています。中期集落の形成につながるものではありませんが、史跡周辺につくられた最初の住居として重要です。

② 尖石遺跡の拡大範囲 平成13年に遺跡登録された南谷部は、尖石集落の水場を考える上で重要です。

③ 縄文時代中期後半の集落遺跡 与助尾根遺跡とともに、中期後半(曾利Ⅱ式期)に成立する与助尾根南遺跡及び竜神平下遺跡は、尖石遺跡の「分村」的な関係を含め、縄文時代の集団関係や社会構造のあり方を考える上で重要です。

④ 平安時代の竪穴住居址 与助尾根南遺跡から発見された平安時代後期の竪穴住居址(平成2年調査6号住居址)は、縄文時代後期後半以降、「無人の野と化す」といわれる八ヶ岳西麓の再開発を示す遺構として重要です。

⑤ 江戸時代の堰・谷戸水田・防風植林 江戸時代に築かれた繰越堰(滝ノ湯堰)と谷戸水田、強風や冷風から農作物を守るための「風除けの松」は、八ヶ岳西麓の新田開発と開墾の歴史を知る上で重要です。

⑥ 尖石縄文考古館の建設 史跡のガイダンス施設・博物館・埋蔵文化財センターを兼ねた尖石縄文考古館が、平成12年に尖石石器時代遺跡の東側隣接地に建設されました。

⑦ 青少年自然の森の建設 縄文時代の人々の生活、生きるための知恵や工夫等を、縄文文化を育んだ自然の中で、さまざまな原体験をとおし体感することのできる青少年自然の森が、尖石石器時代遺跡の北側隣接地に建設されています。

第2節 史跡の構成要素

(1) 史跡を構成する要素

1 主要な価値を構成する要素

- ① 縄文時代中期の遺構と遺物
- ② ①を包含する包含層と縄文時代の台地・谷地形
- ③ 尖石さま
- ④ 既往の発掘調査による出土品と調査記録類(宮坂英弉氏、矢島数由氏等の資料)

2 副次的な価値を構成する要素

- ① 縄文時代中期以外の遺構と遺物(旧石器、縄文草創期・早期、古墳前期)
- ② 近世の開削堰(雑司久保堰)
- ③ 空堀

3 史跡の価値に密接に関わる要素

- ① 縄文集落(復元家屋)
- ② 縄文の森(クリ・コナラ等の落葉広葉樹の植栽)
- ③ 尖石遺跡33号住居址の表示
- ④ 説明板、案内板
- ⑤ 園路、木橋

4 その他の要素

- ① 人工物(市道・私道・ビニールハウス・機材小屋・地下埋設給水管)

② 人工林（カラマツ・アカマツ等の針葉樹の植林）

③ 民有地

(2) 史跡の周辺環境を構成する要素

1 史跡に密接に関わる要素

① 史跡指定地周辺の縄文時代中期遺跡（尖石遺跡拡大範囲、与助尾根南遺跡、竜神平下遺跡等）

② 史跡指定地周辺の縄文時代中期以外の遺跡（与助尾根南遺跡）

③ 近世の繰越堰（滝ノ湯堰）、谷戸水田、防風植林（風除けの松）

④ 尖石縄文考古館

⑤ 駐車場

⑥ 青少年自然の森

2 その他の要素

① 人工物（遊歩道・美術館・別荘地・温水ため池・温泉・農業関連施設・配水地・下水道処理施設・民家・店舗等）

② 農地

③ 山林

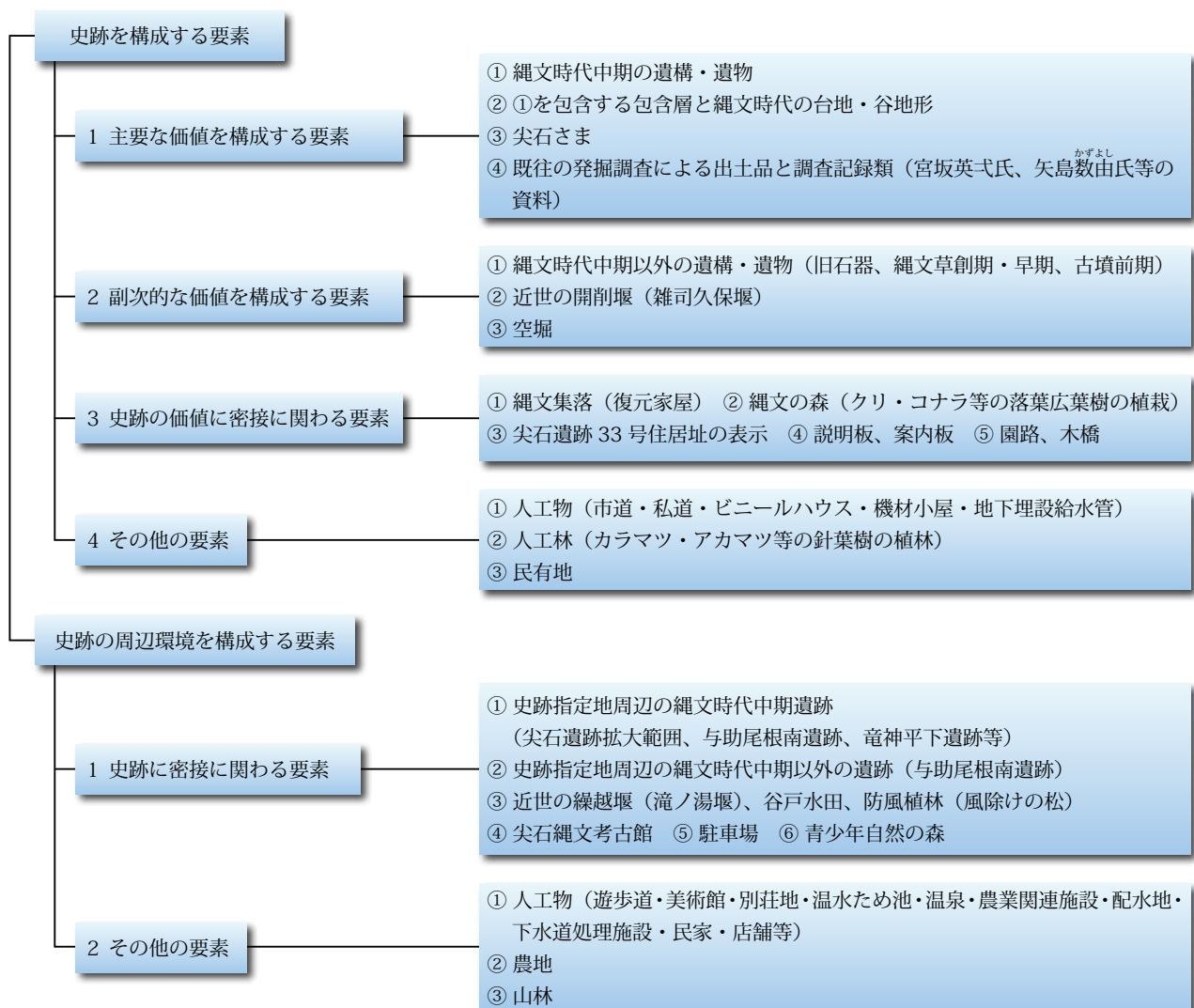


図 5-1 史跡の構成要素と価値の関係図

第6章 史跡の保存と管理

第1節 基本方針

史跡を適切に保存管理し、次世代へ確実に継承するためには、史跡の価値と保存の必要性が正しく理解されなければなりません。そのために史跡の特徴をいかした整備活用が必要となりますが、史跡が適切に保存管理されていないければ、史跡の価値や魅力を十分に伝えることはできません。

尖石石器時代遺跡は、宮坂英弑氏をはじめとする先学と地域住民等によって、昭和初期から今日まで大切に守られてきました。茅野市の誇りであり、「縄文」によるまちづくり・ひとづくりの核となるこの史跡を、引き続き適切に保存管理することは私たちの責務です。

そこで、前章をふまえ「史跡の価値を構成する要素」はもとより、「史跡の価値に密接に関わる要素」、「史跡に密接に関わる要素」を適切に保存管理していくための基本方針を下記のとおりとします。

史跡の保存管理の基本方針

1 史跡の価値を明確にする基本的な調査・研究

史跡の価値を明らかにするための各種の調査・研究を進め、その成果をもとに保存管理に反映させていきます。

2 地区の設定と保存管理の実施

史跡指定地の現状をふまえ、史跡の構成要素に即した地区の設定を行い、その保存管理を考えていきます。

3 現状変更行為の明確化、取扱い基準

史跡指定地内での現状変更や保存に影響を及ぼす行為等を整理し、これらに対する具体的な取扱い基準を示します。

4 指定地の公有地化による保存

史跡の保存管理、及び整備活用を図るため、指定地の公有地化が必要となります。そのために方針を定め、土地所有者の理解と協力のもとに進めていく必要があります。

5 周辺の歴史的環境との連携と一体的な保全

尖石石器時代遺跡と周辺の関連遺跡を、縄文時代中期の遺跡群として位置づけ、一体的な保全を考えていきます。また、市内に所在する2カ所の国史跡との連携を考えていきます。

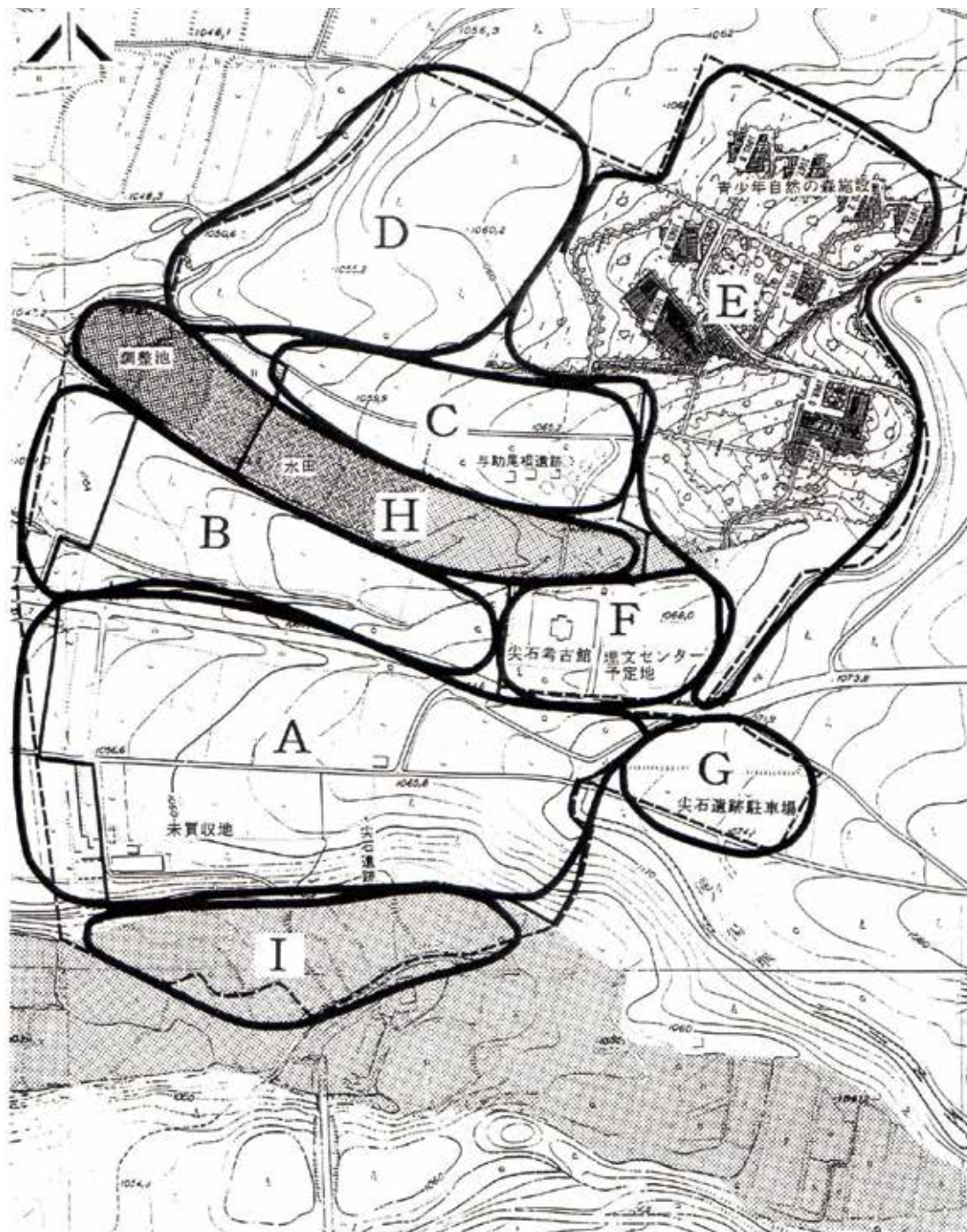
第2節 史跡指定地の保存管理のための地区区分と現状変更等の取扱い基準

史跡指定地内で、土地の現状を変更する行為を行う場合、文化財保護法に基づき文化庁長官若しくは権限移譲を受けた茅野市教育委員会への許可申請が必要です（文化財保護法第125条第1項）。ここでは、史跡指定地内で予想される現状変更等について、具体的な取り扱い基準を定めます。

（1）地区の設定

『基本計画』の中で、史跡整備のための土地利用計画（土地利用ゾーニング）が示されています。整備計画地内の特性を考慮し、9つの地区が設定され、地区ごとに整備の内容や方向性が列挙されています。これに基づき、平成20年度まで史跡整備が実施され、現在の史跡の姿が整いました。

このような史跡整備の経過から、今回の保存管理計画で示す史跡指定地とその周辺の保存管理のための区域設定は、『基本計画』の土地利用計画を踏襲しますが、史跡整備と並行して進められてきた確認調査の成果、及びこれまでの史跡の利用状況を勘案し、一部の地区を統合するとともに地区の名称を改めました。



A	尖石地区
B	広場地区
C	与助尾根地区
D	森林地区
E	青少年自然の森地区

F	考古館地区
G	駐車場地区
H	谷部地区 1
I	" 2

	谷部
--	----

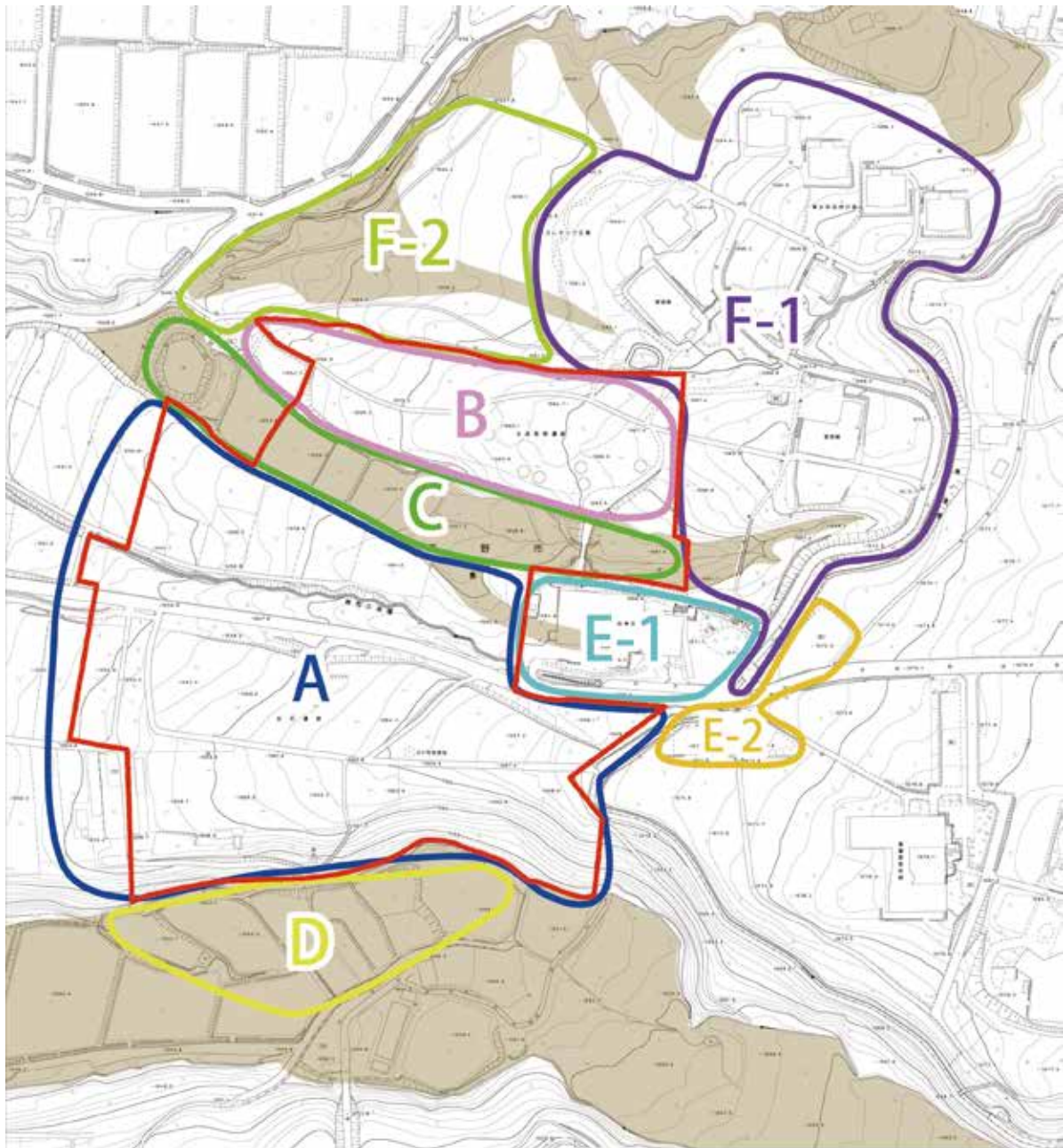
ゾーニング図

0 100m

図 6-1 史跡整備のための土地利用計画（茅野市・茅野市教委 1994 『特別史跡尖石遺跡整備基本計画』）

『基本計画』で設定されたA区（尖石地区）と、B区（広場地区）が確認調査の結果から、ひとつの地区（集落）と考えられるため、A区に統合しました。これに伴い、C区（与助尾根地区）をB区、D区（谷部地区1）をC区、E区（谷部地区2）をD区としました。また、施設の性格、並びに土地利用の状況から、F区（考古館地区）とG区（駐車場地区）をE-1・2区、H区（林地区）とI区（青少年自然の森地区）をF-1・2区としました。

以上をふまえ、史跡指定地のA区からC区を、「史跡の価値を構成する範囲」と位置づけます。D区（尖石遺跡拡大範囲）について、現状では「史跡の周辺環境を構成する範囲」ですが、遺跡の内容によっては、「史跡の価値を構成する範囲」として追加指定の可能性がある地区です。E-1・2、F-1・2区については、「史跡の周辺環境を構成する範囲」と位置づけます。



A	尖石地区	E-1	考古館地区
B	与助尾根地区	E-2	考古館付帯施設地区
C	谷部地区	F-1	青少年自然の森地区
D	南谷部地区	F-2	森林地区

図 6-2 史跡指定地とその周辺の保存管理のための地区設定

(2) 地区の現況

A 区 (尖石地区)

史跡の中樞をなす、縄文時代中期の遺構・遺物が存在する範囲です。宮坂英弑氏と茅野市教育委員会の発掘調査で、遺跡の全体像がほぼ把握されました。史跡整備では、竪穴住居址(33号住居址)の表示をはじめ、園路(仮設園路・階段)、説明板、案内板が設置されました。

台地上には草地が広がり、南斜面は植林されたカラマツと落葉広葉樹の混在する樹林、北斜面は崩落による崖となります。

大半が公有地化されていますが、西側にある3,943㎡の土地が私有地のままです。この私有地は現在も営農されており、栽培用パイプ骨ビニールハウスと機材小屋があります。地区内には舗装された市道(甲1号)と付帯する道路側溝、未舗装の市道、私道、開削堰があります。その他、給水管が地下に埋設されています。

B 区 (与助尾根地区)

A区と同様に史跡の中樞となる範囲です。宮坂英弑氏と茅野市教育委員会の発掘調査で、遺跡の全体像がほぼ把握されています。史跡整備では、縄文時代の復元家屋が6棟建設された他、周囲にクリ・ナラ等が植栽されました。また、園路、柵、説明板、案内板が設置されました。

台地上には草地が広がり、北斜面及び南斜面の東側は植栽による落葉広葉樹林、南斜面の西側は崩落による崖となります。

すべての土地が公有地化されています。

C 区 (谷部地区)

尖石遺跡と与助尾根遺跡に挟まれた浅い谷部です。特に与助尾根集落の水場を考える上で重要な場所です。史跡整備では、A区及び尖石縄文考古館をつなぐ木橋が建設されました。

現況は高木の落葉広葉樹林となります。

すべての土地が公有地化されています。

D 区 (南谷部地区)

史跡指定地の南側に接する深い谷部です。平成13年の現地踏査で土器・黒曜石が採集され、一部が尖石遺跡の拡大範囲として遺跡登録されました。湧水量が多く、尖石遺跡の水場を考える上で重要な場所です。

すべての土地が私有地で、水田として営農されている土地の他に休耕地があります。対岸に、今は稼働していませんが、別荘地用の下水道処理施設の建物があります。

E-1 区 (考古館地区)

尖石遺跡と与助尾根遺跡に挟まれた小さな尾根状の台地で、与助尾根南遺跡が所在します。昭和54年に尖石考古館が建設された後、史跡整備にあわせ、平成12年に尖石縄文考古館としてリニューアルされました。また、周囲に落葉広葉樹が植栽されました。

土地は公有地と私有地(借地)から構成されます。

E-2 区 (考古館付帯施設地区)

尖石縄文考古館及び史跡公園の利用者用の駐車場です。

土地は公有地と私有地(借地)から構成されます。

F-1区（青少年自然の森地区）

平成3～5年に建設された青少年自然の森地です。管理棟・宿泊棟・研修棟・炊飯棟・キャンプ広場・アスレチック場・キャンプファイアールから構成されます。現在、尖石縄文考古館と一体的に運営されています。

植林されたカラマツと落葉広葉樹が混在する森です。

土地は公有地と民有地（借地）から構成されます。

F-2区（森林地区）

自然状態の森を観察するための森林です。

植林されたカラマツ・ハリエンジュが中心となります。

すべての土地が公有地化されています。

(3) 現状変更の取扱い基準

史跡を恒久的に保存管理していくために、設定された地区の現状と第2章で述べた課題をふまえ、建築物と工作物の新築・増築・改築、道路等の補修、土木工事等の現状変更について、その取扱い基準を定めます。基本的には史跡の保存、現状の維持等に関わる管理、今後の整備活用に関わるもの以外は認めませんが、住民生活との共存のための調整も必要となります。

このため、A区の営農行為と付随する機材小屋の増・改築等については、確認調査を実施するなどして、地下に影響を与えない範囲で認めていきます。また、地下埋設の給水管、市道、私道についても、公益性の観点から地下の遺構に影響を与えない範囲で認めていきます。

表6-1 史跡指定地の保存管理のための現状変更の取扱い基準（1）

地区		A区	B区	C区
遺構・遺物の遺存状況		史跡の中核で、史跡を構成する遺構・遺物が良好に保存されている範囲	史跡に対応する遺物が保存されている範囲	史跡に対応する遺物が保存されている範囲
現況	建物・構造物	—	復元家屋	橋脚、橋梁
	道路等	園路、市道、私道、側溝、堰	園路、市道	—
	その他	説明板、案内板、住居址表示、境界標柱	説明板、案内板、境界標柱	境界標柱
所有状況		公有地、民有地	公有地	公有地
保存管理の基本方針		現状維持（耕作等の営農については現状どおり）。		
現状変更の内容	建築物	新築	史跡の保存管理、整備活用に関わるもの以外は認めない。	
		増築	確認調査を実施し、遺構に影響のない範囲のものは認める。重要な発見があった場合は変更を認めない。	
		改築	既設のものに限り、遺構に影響のない既掘削範囲内で認める。	
		除却	認める。	
	道路等	新設	史跡の保存管理、整備活用に関わるもの以外は認めない。	
		拡幅	史跡の保存管理、整備活用に関わるもの以外は認めない。	
		補修	維持管理の範囲、影響の少ない軽微なものに限り認める。	
	その他	土木工事	史跡の保存・管理、整備・活用、防災等に必要な場合に限り、遺構に影響のない範囲で認める。	
		地形変更	営農等は認める。掘削、盛り土、切り土は、史跡の保存管理、整備活用、その他防災等の必要な場合に限り、遺構に影響のない範囲で認める。	
		木の除去植栽	枝払い、剪定等の日常的な管理等に関するものは認める。伐採・植栽は、史跡の管理、整備活用、植生や景観保護、周辺農地等への影響、防災等の必要な場合に限り、遺構に影響のない範囲で認める。	
	発掘調査	史跡の保存管理、整備活用上、必要な場合に限り実施する。		
公有地化の方針		土地所有者の意向、要望を勘案し、公有地化について協議を行う。	—	—

表 6-2 史跡指定地周辺の保存管理のための現状変更の取扱い基準（2）

地区		D区	E-1区	E-2区	F-1区	F-2区	
遺構・遺物の遺存状況		埋蔵文化財包蔵地	遺跡部分は記録保存済み。	遺跡範囲確認済み。遺構の検出なし。	遺跡の範囲確認済。遺跡範囲外。	—	
現況	建物	下水道処理施設	考古館	—	宿泊棟、炊飯棟、研修棟、管理棟	—	
	駐車場		駐車場	駐車場			
	道路等	市道	園路		園路、堰	園路	
	その他	水田	案内板、山林	案内板	—	山林	
所有状況		民有地	公有地	公有地、借地	公有地、借地	公有地	
保存管理の基本方針		現状維持					
現状変更の内容	建築物	新築	所有者に史跡の環境保全のためのお願をし、現状維持の協力を願う。	—	—	—	—
		増築	所有者に史跡の環境保全のためのお願をし、現状維持の協力を願う。	史跡への景観に留意した、環境に影響の少ない範囲にとどめる。	—	史跡への景観に留意した、環境に影響の少ない範囲にとどめる。	—
		改築	所有者に史跡の環境保全のためのお願をし、現状維持の協力を願う。	史跡への景観に留意した、環境に影響の少ない範囲にとどめる。	—	史跡への景観に留意した、環境に影響の少ない範囲にとどめる。	—
		除却	認める				
	構造物	新築	所有者に史跡の環境保全のためのお願をし、現状維持の協力を願う。	史跡への景観に留意した、環境に影響の少ない範囲にとどめる。			—
		増築	所有者に史跡の環境保全のためのお願をし、現状維持の協力を願う。	史跡への景観に留意した、環境に影響の少ない範囲にとどめる。			—
		改築	所有者に史跡の環境保全のためのお願をし、現状維持の協力を願う。	史跡への景観に留意した、環境に影響の少ない範囲にとどめる。			—
		除却	認める				
	道路等	新設	環境保全に留意	史跡の保存管理・整備活用に関わるもの以外は認めない。			
		拡幅	環境保全に留意	史跡の保存管理・整備活用に関わるもの以外は認めない。			
		補修	環境保全に留意	史跡の保存管理・整備活用に関わるもの以外は認めない。			
	その他	土木工事	所有者に史跡の環境保全のためのお願をし、現状維持の協力を願う。	史跡の保存管理・整備活用、防災等に必要な場合に限り、史跡の景観へ影響を与えない範囲で認める。			
		地形変更	所有者に史跡の環境保全のためのお願をし、現状維持の協力を願う。	史跡の保存管理・整備活用、防災等に必要な場合に限り、史跡の景観へ影響を与えない範囲で認める。			
		木の除去植栽	—	枝払い、剪定等の日常的な管理等に関するもの、伐採・植栽は、施設の管理、整備活用、植生や景観保護、周辺農地等への影響、防災等の必要な場合認める。			
		発掘調査	史跡の保存管理、整備活用上必要な場合に限り実施する。	—	—	—	—
	公有地化の方針		史跡範囲が拡大した場合には、所有者と公有地化について協議を行う。	—	—	—	—

A区からC区の「史跡の価値を構成する範囲」の管理については、例えば、草地の草刈り、外来樹の伐採、外来生物の駆除、樹木の枝折れや風倒木の処理等は、史跡を荒廃させないための日常的な管理であるため、許可申請は不要です。また、尖石遺跡に整備された園路（仮園路）、与助尾根遺跡に整備された復元家屋や園路等についても、日々の維持管理は不可欠であるため、許可申請は不要です。

第3節 現状変更に伴う許可申請区分

史跡指定地において、土地の現状を変更する行為（土地の利用や形状を改変する行為等）、及び保存に影響を及ぼす行為（環境・景観等において、将来にわたり支障を及ぼす行為）を行う場合は、許可申請の不要な維持の措置や災害等の緊急・応急時の場合を除き、文化庁長官の許可、又は権限委譲を受けた茅野市教育委員会の許可を受ける必要があります。手続きには時間を要するため、計画立案の早い段階で茅野市教育委員会と協議・調整を行う必要があります。

史跡指定地内での営農やその維持管理は、従来の土地利用を継続する場合、史跡への影響が軽微であるものに限り許可申請は不要です。ただし、畑作等では遺構確認面や遺物包含層に影響を与えない範囲の掘削にとどめることとします。

表 6-3 現状変更等の許可申請区分

許可申請区分		行為の内容	想定される行為の例
文化庁長官	文化財保護法第125条	<ul style="list-style-type: none"> 下記以外の行為 ※平成28年4月1日の施行令の一部改正に伴い、建築物等の除却については、「茅野市教育委員会への許可申請」に変更 	<ul style="list-style-type: none"> 農業関連建築物（機材小屋・ビニールハウス）の増改築、除却等 復元家屋、道路、橋脚、水路等の改修等（既掘削範囲内での実施に限る） 地形の改変を伴う掘削、盛土、切土等 現状の景観に大きな影響を及ぼす行為
茅野市教育委員会	文化財保護法施行令第5条第4項	<ul style="list-style-type: none"> 3月以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増改築、除却 工作物（建築物を除く）の設置、改修、除却 既設埋設物の改修、除却 木竹の伐採（幹の切断等） 史跡の管理に必要な設備等の設置、改修、除却 ※平成28年4月1日の施行令の一部改正に伴い、上記「3月以内」が「2年以内」に変更 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設プレハブ等の設置 道路の舗装等の補修、オーバーレイ（掘削・盛土・切土等の行為を伴わないものに限る） 既設給水管の修繕等（既掘削範囲内での実施に限る） 景観に大きく影響を与えない範囲の木竹の伐採 木橋（欄干等）、柵、説明板、案内板等の補修等（既掘削範囲内での実施に限る）
許可申請不要	維持の措置 文化財保護法第125条但し書き	<ul style="list-style-type: none"> 史跡がき損、衰亡している場合の復旧、その拡大を防ぐ応急措置、復旧が困難な場合の除去 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構が損壊した場合、若しくはその恐れのある場合の復旧、応急措置、危険除去等（当該箇所への盛土による保護や土のう設置等の養生等）
	非常災害のために必要な応急措置 文化財保護法第125条但し書き	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害時、若しくはその発生が予測される場合に緊急的にとられる応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩れ、倒壊した工作物の除却、倒木・危険木等の伐採、除去等
	保存に及ぼす影響が軽微である場合	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 畑等の営農行為（ごみ穴等の深掘りは禁止） 資材等の仮置き 側溝等の清掃管理 道路の維持管理に必要な補修等 園路・復元家屋の修繕等 日常的な木竹の伐採（枝の除去等）、剪定、下草刈り 説明板等の同質、同形、同色の補修 簡易な注意板の設置 等

第4節 史跡指定地の公有地化の方針

史跡を保存管理する方法のひとつとして、茅野市による史跡指定地の公有地化を図ってきましたが、史跡指定地西側の尖石遺跡の一部に、畑地に利用されている民有地があります。

史跡指定地には保存のための現状変更等の取扱い基準が設けられていることから、営農に支障をきたすことも想定されます。その際には公有地化について土地所有者と協議を行い、理解と協力のもと補償措置として買い上げを行っていきます。

現在、民有地に接する尖石遺跡は、主に草地として保存管理されています。今後、史跡の価値や魅力を感じてもらえる整備を図り、史跡の重要性を伝えていきます。

第5節 追加指定の方針

尖石遺跡の主たる範囲は史跡に指定されています。しかし、南谷部の尖石遺跡拡大範囲(D区)は、遺構の有無、遺物の包含状況が不明であるため、史跡指定地から外れています。今後、この範囲で土木工事等が計画された場合には、土地所有者・原因者と協議・調整を行い、「長野県における埋蔵文化財取扱い基準」に基づき確認調査を実施します。史跡と一体となる重要な遺構又は遺物が発見された場合、その範囲と性格を把握し、追加指定して保存を図ります。

また、尖石遺跡西側の史跡指定地内民有地から2カ所の炉址が発見されており、これと関連する遺構が指定地外の西側民有地へ続く可能性があります。この一帯の確認調査を実施し、史跡と一体となる重要な遺構又は遺物が発見された場合、追加指定して保存を図ります。

第6節 出土品の保存と管理

(1) 出土品の一括保管

すでに述べたように、尖石遺跡の調査の歴史は古く、これまでに膨大な数の縄文時代の遺物が出土しています。これらの遺物は史跡の価値を伝える重要な資料であるため、適切な保存管理が必要となりますが、昭和15年以前の資料の多くが他の博物館等に収蔵されています。また、文化財保護法制定以前の昭和16年から昭和25年までに出土した遺物も、その一部が尖石縄文考古館に所蔵されているに過ぎません。

文化財保護法制定以降の遺物は、四散せず尖石縄文考古館に所蔵されていますが、今後、これ以前の発掘資料の調査を進め、一括保管に向けた取組を行う必要があります。

(2) 調査記録類の一括保管

尖石縄文考古館には、尖石遺跡に関する遺物とともに、宮坂英弑氏の残した記録類(図面・写真・原稿等)が収蔵・保管されています。これらの記録類も史跡を語る上で重要な資料となります。これからも適切な環境の下で保管していきませんが、将来的には「尖石アーカイブ」としての活用を考える必要があります。また、国登録有形文化財の登録も検討し、遺跡の調査記録も重要な文化財であると位置づけていきます。

(3) 今後の資料の保管と管理の進め方

他の博物館等に収蔵されている尖石遺跡の資料の調査を行うとともに、借用による展示・公開を図り、長い調査歴をもつ尖石遺跡を周知していくことが必要です。また、こうした資料の収集を進め、尖石縄文考古館で収蔵・保管することで、史跡の価値が高まるものと考えます。

- 1 戦前に発掘された尖石遺跡の遺物の所在調査を進め、これらを一括保管し、公開・活用できるように努めていきます。
- 2 収蔵場所の確保、重要資料（遺物・記録等）の保存環境の整備、防犯・防災・防火体制を再確認します。
- 3 遺物等の指定文化財又は登録文化財化を図るために、資料の再整理、資料目録の作成を進め、価値の位置づけと再評価を行います。また、尖石縄文考古館での展示をとおり、価値を広く伝えていきます。

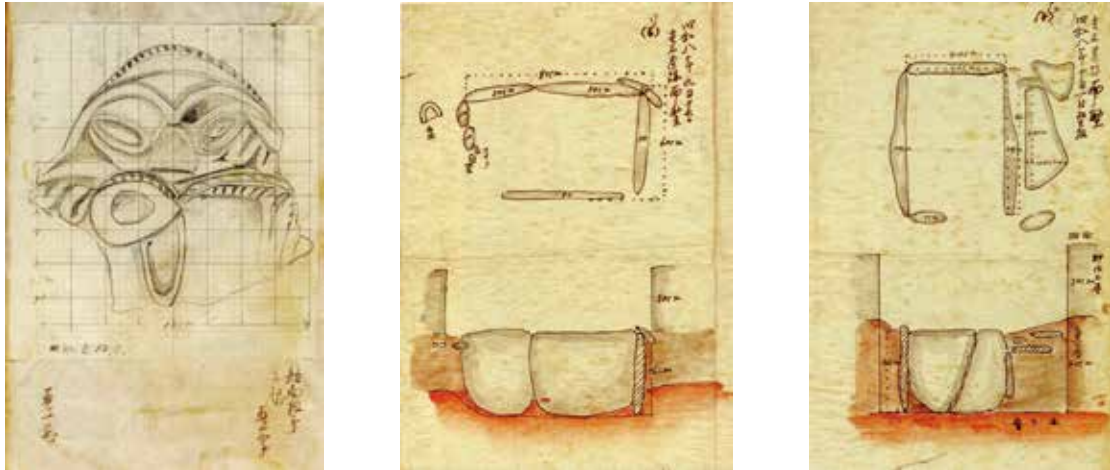


図 6-3 顔面把手（昭和 5 年）、炉址実測図（昭和 8 年頃）

表 6-4 尖石石器時代遺跡の遺物の所蔵

時期	遺跡名	調査年	遺物	掲載誌・報告書等	所蔵	
遺物採集期	尖石遺跡	明治期 ～昭和初期	1921年（大11）	土偶	1921年（大11）八幡一郎「信濃諏訪郡豊平村広見発見の土偶」『人類学雑誌』37巻第8号	東京大学
		1930年（昭5） ～ 1939年（昭14）	—	土器		財団法人片倉館（諏訪市博物館寄託）
			1930年（昭5）	顔面把手	1932年（昭7）小平幸衛・宮坂英弼「顔面把手発掘記」『信濃考古学会誌』3年1輯	財団法人片倉館（諏訪市博物館寄託）
			1933年（昭8）	土器（蛇体把手付土器・環状把手付筒型土器）		尖石縄文考古館
			—	土偶		東洋観光事業株式会社
			—	石器		財団法人片倉館（諏訪市博物館寄託）
宮坂英弼氏の調査	与助尾根遺跡	1940年（昭15） 1住～16住	土器・石器	1957年（昭32）宮坂英弼『尖石』茅野町教育委員会	財団法人片倉館（諏訪市博物館寄託）	
		1941年（昭16） 1942年（昭17） 17住～32住	土器・石器		尖石縄文考古館	
	1946年（昭21） ～ 1952年（昭27） 1住～22住	土器・石器	尖石縄文考古館			
	1954年（昭29）	尖石遺跡	1954年（昭29） 33住		土器・石器	尖石縄文考古館
史跡確認調査等	与助尾根南遺跡	1955年（昭53） 1990年（平2） 1994年（平6）	1978年（昭53） 1住～5住 1993年（平5） 6住～8住	土器・石器	1980年（昭55）茅野市教育委員会『与助尾根南遺跡』 1994年（平6）茅野市教育委員会『与助尾根南遺跡』	尖石縄文考古館
		1990年（平2） ～ 1996年（平8） 2001年（平13） ～ 2003年（平15）	尖石遺跡	土器・石器	1991年（平3）茅野市教育委員会『尖石遺跡』他	尖石縄文考古館
	1998年（平10）	与助尾根遺跡		土器・石器		尖石縄文考古館

第7節 史跡と周辺環境の一体的な保全の推進

(1) 関連法令による保存管理

尖石石器時代遺跡を、周辺にある縄文時代の遺跡やさまざまな文化財と関連させることで、史跡の価値がより明確となります。史跡指定地内の「史跡の価値を構成する要素、史跡の価値に密接に関わる要素」を保存管理するとともに、指定地周辺の「史跡に密接に関わる要素」を構成する環境についても広域に保存する必要があります。

尖石遺跡の西側境界（史跡指定地内民有地以西への遺跡の拡大）、及び南側境界（南谷部の遺跡拡大範囲）については、第5節で述べたように追加指定を視野に入れた慎重な対応が必要です。

また、周辺に所在する縄文時代の遺跡で、民間及び公共による土木工事等が計画された場合、文化財保護法第93・94条にしたがい保護措置を執りますが、史跡との関連や遺跡群として重要であると判断された場合、「長野県における埋蔵文化財取扱い基準」に基づいて、可能な限り現状保存に向けた協議と調整を行います。さらに、必要に応じて確認調査を行い、その結果によっては、史跡指定を視野に入れた広域にわたる遺跡群の保全を考えていきます。

(2) 周辺環境の景観保全

茅野市には八ヶ岳連峰の雄大な眺望、緑豊かな里山、山麓に広がる田園、豊かな水と自然が織りなす四季折々の姿があり、産業や文化、歴史の積み重ねによって景観が築きあげられてきました。良好な景観は、住人の心を癒し、暮らしにゆとりと潤いをもたらす財産です。この財産を守るために、「茅野市生活環境保全条例」（昭和48年）、「茅野市景観づくり条例」（平成21年）で市域の開発や景観について条例を定めています。

これらの環境保全及び景観に関する条例に基づき、「茅野市景観計画」（平成22年）を定めています。この計画の中で史跡とその周辺は、「歴史・伝統文化が織りなす景観 ① 縄文時代からの歴史（遺跡等）」と位置づけられ、歴史的・自然史的な景観資源の保全と活用を図ることが必要とされています。

(3) 周辺史跡等との連携

茅野市には尖石石器時代遺跡のほかに、上之段石器時代遺跡と駒形遺跡の縄文時代の史跡があります。今後、それぞれの特徴をふまえた整備活用を図るとともに、3つの史跡を有機的につなぎ一体的に活用していきます。その指針となる『縄文の里史跡整備・活用基本構想』を、平成28年度に策定する予定です。

表6-5 史跡とその周辺の環境保全に関する関連法令

構成要素	対象範囲	関連法令による保存管理・景観保全
史跡の価値を構成する要素	史跡指定地	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法第125条、保存管理のための現状変更基準 茅野市景観づくり条例、茅野市景観計画、茅野市生活環境保全条例に則った景観保全 森林法第10条の2（茅野市森林整備計画範囲内）
史跡の周辺環境を構成する要素	史跡指定地以外の尖石遺跡及び周辺の埋蔵文化財包蔵地	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法第93・94条、追加指定された場合は文化財保護法第125条が適用される 茅野市景観づくり条例、茅野市景観計画、茅野市生活環境保全条例に則った環境保全 森林法第10条の2（茅野市森林整備計画範囲内）
	関連遺跡・文化財群	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法第93・94条の取扱いによる埋蔵文化財の現状保存の調整協議 茅野市文化財保護条例に則った文化財の保存 茅野市景観づくり条例、茅野市景観計画、茅野市生活環境保全条例に則った環境保全 森林法第10条の2（茅野市森林整備計画範囲内）

第7章 史跡の整備と活用

第1節 基本方針

第2章で整理した史跡が抱えるさまざまな課題と、第6章で述べた史跡の保存と管理の基本方針をふまえ、第5章で示した史跡の価値を最大限にいかした整備と活用を図るため、今後の基本方針を以下のとおりとします。

史跡の整備活用の基本方針

1 史跡の保存と継承に資する整備と活用（歴史的資産）

宮坂英弼氏をはじめとする先学の業績と、新たな視点による調査・研究の成果をふまえ、縄文時代のたたずまいを再現し、歴史的資産として活用します。

2 史跡を取り巻く自然をいかした整備と活用（自然史的資産）

あらゆる生き物の命を育ててきた、八ヶ岳西麓の多様で豊かな自然環境の復元と保全を図り、自然史的資産として活用します。

3 地域社会における拠点としての整備と活用（地域資産）

歴史的・自然史的な価値を残す環境の中で、さまざまな活動や体験ができる空間を整え、地域資産としてまちづくりに活用します。

4 市民・地域等との連携による整備と活用（教育的資産）

市民・地域等（学校・地域住民・各種文化団体・考古館ボランティア等）との連携を図り、学校教育や生涯学習等によるさまざまな活動をとおり、教育的資産としてひとつづくりに活用します。

5 周辺の関連文化財との一体的な整備と活用

3カ所ある史跡、周辺の関連文化財等を有機的につなぐ環境整備を進め、「縄文」を核に一体的に活用します。

第2節 整備活用のための環境整備構想

上記の基本方針に基づき史跡の整備活用を進めていきますが、史跡の目指す姿を実現するために、まず舞台となる史跡指定地とその周辺の環境を整える必要があります。

ここでは、整備活用を図る上で課題とされてきた市道（甲1号）の取扱いと、史跡指定地の西に広がる土地の利活用について構想を述べます。

（1）市道の付け替え

尖石石器時代遺跡（尖石台地）のほぼ中央を東西に通じる市道は、市街地と八ヶ岳西麓の集落・別荘地・観光地等を結ぶ主要な道路のひとつであり、史跡及び尖石縄文考古館へのアクセス道路としても利用されています。

一方で、「計画地の真中に道路が通っているため、本来の遺跡の広がりや一体感を示すことがむずかしい」と『基本計画』の問題点のひとつに挙げられ、史跡の整備活用を図る上で最大の課題とされてきました。

第5章で述べたように、尖石石器時代遺跡の価値は、開発が進む八ヶ岳西麓に往時の姿をとどめる約67,000㎡もの土地が保存され、ここに茅野市が目指すまちの姿の原型である、自然と共存・

共栄した縄文時代のたたずまいを再現できることです。

現在、尖石石器時代遺跡の中央を東西に通じる市道が、史跡の整備活用並びに景観に支障をきたし、史跡の価値を大きく損ねています。

こうした環境の改善を図るとともに、縄文プロジェクトに基づき、これから茅野市が本格的に進めていこうとする「縄文」を意識したまちづくり・ひとづくりの意義や独自性を確かなものとするため、史跡が抱える最大の課題とされてきた市道の付け替えを検討します。

(2) 多目的広場（緩衝地帯）の設置

尖石石器時代遺跡を取り囲むように、北に青少年自然の森と森林地区（F区）、東に尖石縄文考古館・考古館付帯施設地区（E区）、南に尖石遺跡拡大範囲のある南谷部地区（D区）があり、これらが世界に誇る縄文時代の歴史遺産と、それを育んだ豊かな自然を保存・保全する緩衝地帯の役割を果たしています。しかし、史跡の西には民有地である農地が広がり、地形的にも史跡指定地に連続する平らな面となっています。

そこで、これ以上ない状態で史跡を保存し、次世代に継承するため、また、縄文時代のたたずまいを再現するための空間を確実に保ち、史跡の価値を最大限にいかした活用を図るため、市道の付け替えの検討にあわせ、史跡指定地の西側境界付近に緩衝地帯となる落葉広葉樹林帯の整備を検討します。

さらに、この樹林帯の西に、『縄文プロジェクト』に謳われている「縄文」の価値を考古学の世界だけにとどめず 私達の生活の中で普遍性を持たせる取組 茅野市の「宝」を磨き育てる取組」を実行するための拠点となる、史跡の活用を補うさまざまな野外活動を行い、交流や憩いの場として利用できる多目的広場の設置を検討します。この多目的広場は、樹林帯とともに史跡西側の緩衝地帯の役割を果たすものです。



土地利用計画（構想）

(3) 今後の史跡の整備活用

市道の付け替えによる今後の史跡の整備活用は、図6-2「史跡指定地とその周辺の保存管理のための地区設定」に、新たに「多目的広場地区」(G区)を設け、図7-1「史跡指定地とその周辺の土地利用計画(構想)」を基本に進めていきます。また、多目的広場地区の設置に伴い、史跡並びに尖石縄文考古館の来訪者・来館者の増加を想定し、考古館付帯施設地区(E-2地区:駐車場)の拡張を検討します。

なお、市道は生活道路に利用されているため、付け替えに際しては地域住民の利便性に配慮する必要があります。既存道路を使用する場合、形状を整える、幅員を拡げるなどの改良工事が必要です。また、史跡を迂回する新たな道路の建設も検討します。

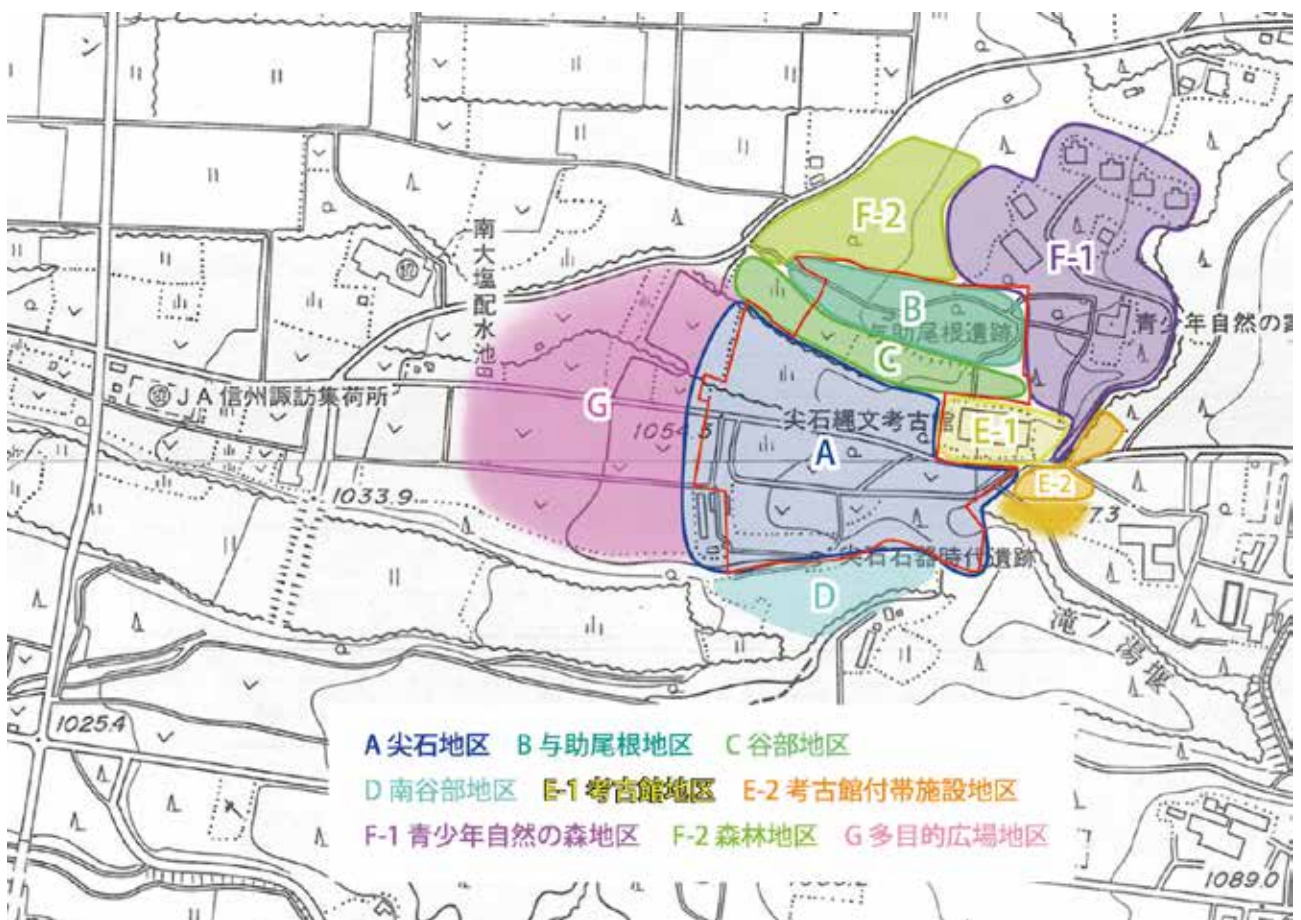


図7-1 史跡指定地とその周辺の土地利用計画(構想)

第3節 史跡の整備

(1) 今後の史跡整備

史跡の整備は、「史跡の価値を構成する範囲」(A～C区+D区)と「史跡の周辺環境を構成する範囲」(E・F区)を適切に保存し、次世代に継承するための「保存管理のための整備」と、来訪者に史跡の価値や魅力を伝え、活用してもらうための「公開・活用に関する整備」があります。

『基本計画』に基づき、平成20年度まで上記の2つの環境整備が行われてきましたが、史跡の保存と継承をより確かなものとし、縄文プロジェクトによる「縄文」をいかしたまちづくり・ひとづくりの核として史跡を活用するために、第2章で整理したさまざまな課題を解決するための方法と留意すべき点を以下に示します。

(2) 保存管理のための整備

1 歴史的資産の整備

① 遺跡の範囲確認 遺跡を適切に保存管理するため、尖石遺跡の西側境界（指定地内民有地）と南側境界（指定地外民有地：谷部）を明らかにするための確認調査を、土地所有者の理解と協力のもとで進めます。

② 西側緩衝地帯の整備 史跡指定地の北に青少年自然の森と森林地区（F区）、東に尖石縄文考古館と駐車場（E区）、南に尖石遺跡拡大範囲の南谷部地区（D区）があり、これらが史跡の緩衝地帯の役割を果たしています。今後、史跡指定地の西に続く民有地の公有地化を進め、史跡指定地の境界付近に落葉広葉樹林帯からなる緩衝地帯を設け、これ以上ない状態で史跡を保存します。

2 自然史的資産の整備

① 台地斜面の保護 尖石台地の南・北斜面、及び与助尾根台地の南斜面で崩落が進み、特に与助尾根台地は深刻な状態です。これ以上、形状が損なわれることのないよう、史跡にふさわしい草本類の種を吹き付けるなどの防止策を講じます。

② 「尖石さま」の保護 「尖石さま」付近における表土流出の原因は、集中豪雨や天然カラマツの根張りによる表土の押上げが考えられますが、園路（階段）整備に伴う水道の方向の変化が関係している可能性もあります。「尖石さま」並びに周辺の地形を保全するため、流出箇所^{みずみち}に土を盛るなど、原因を把握した上で保護策を講じます。天然カラマツは史跡の価値を構成する自然史的資産のひとつであるため、現状のままとします。

③ 計画的な間伐 草本種・低木種・高木種から構成される縄文の森の復元を目指し、植林・植樹されたカラマツ・アカマツ・ハリエンジュ等の伐採、植栽したクリ・コナラ、並びに谷間に自生するハンノキ等の間伐を計画的に行います。

④ 外来樹・外来生物の駆除 縄文時代の史跡にふさわしい自然環境を保全するため、ハリエンジュの伐採やオオハンゴンソウの駆除を進めます。



③ 史跡指定地内の樹木の間伐



④ オオハンゴンソウの駆除

(3) 公開・活用のための整備

1 歴史的資産の整備

整備の方針 宮坂英弐氏の調査・研究をふまえた、茅野市教育委員会による史跡整備のための確認調査で、尖石集落の変遷と構成、尖石集落と与助尾根集落との関係がこれまで以上に明らか

となりました。

こうした調査の成果をいかし、尖石台地の西側に広がる中期前半集落を「廃村エリア」、尖石台地の南側に広がる中期後半集落を「集落復元エリア」とし、集落の変遷、集落の形態と構成、人々の軌跡を復元・表示するなどして、与助尾根遺跡と一体的な整備を図ります。なお、整備を進めるために、以下に述べる内容確認のための調査が必要となります。

① 遺跡の内容確認

①-1 尖石遺跡の中期前半集落 「廃村エリア」では、廃屋後、窪地化した竪穴住居址とそこへの土器廃棄行為（「吹上パターン」）を復元しますが、これまでの調査が遺構の確認を目的に行われたため、土器廃棄行為のある竪穴住居址が確認できていません。未調査の史跡指定地西側の民有地を中心に、中期前半集落を整備するために必要な確認調査を行います。

①-2 尖石遺跡の中期後半集落 「集落復元エリア」では、「社会的地区」を中心に復元家屋を建設しますが、調査の行われていない西側にこの時期の竪穴住居址が存在する可能性が残されています。この場所を調査した上で整備を進めます（図7-2）。

①-3 水場の確認 尖石遺跡と与助尾根遺跡を分ける湧水のある浅い谷部は、飲料水の調達、堅果類の灰汁抜き、植物繊維の晒し、木材の貯木等に利用されたと考えられます。集落の構成要素として重要な水場を整備に取り込むため、この谷を対象にボーリング調査を行います。

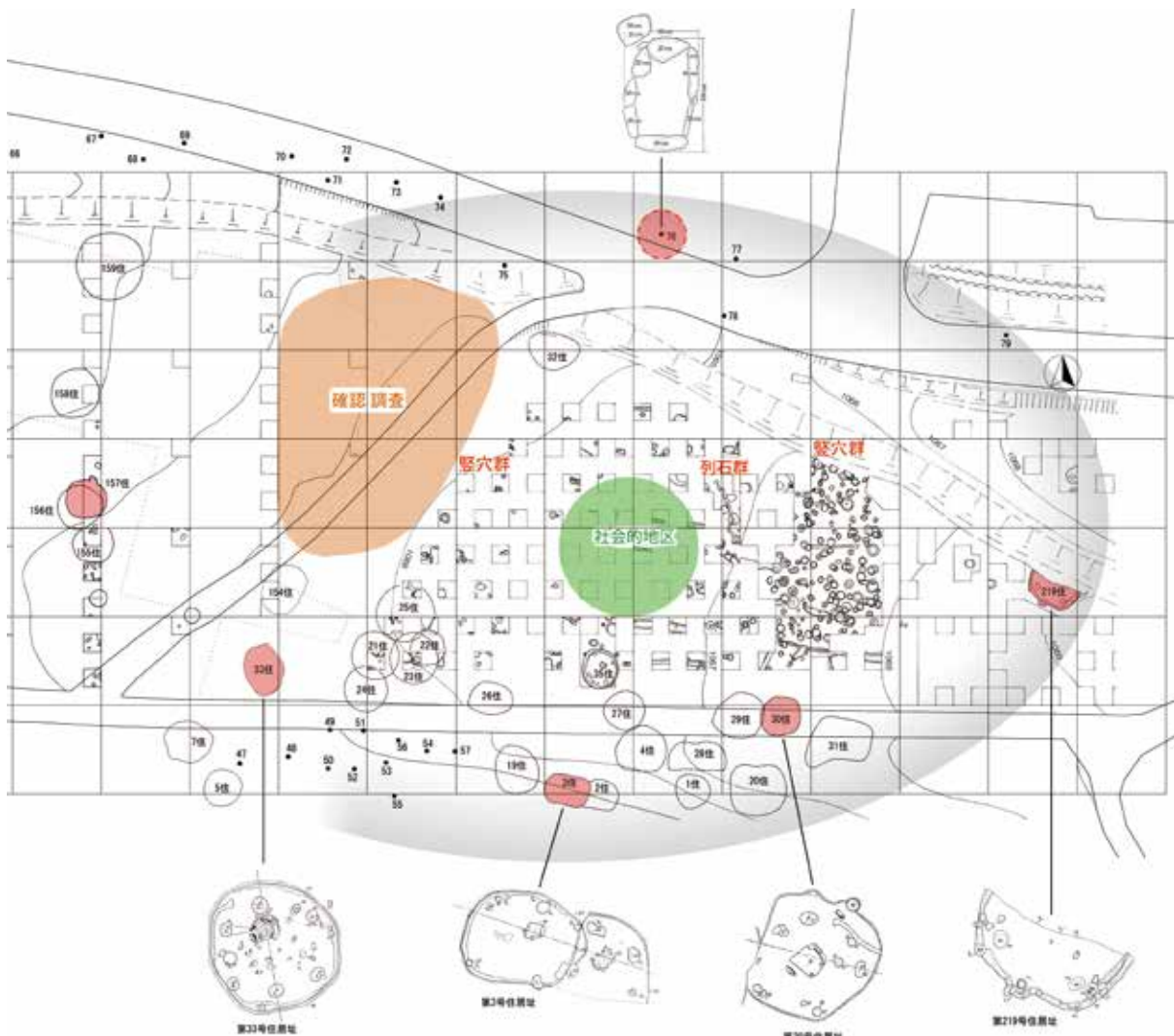


図7-2 集落復元エリア（曾利Ⅱ式期）東側居住域

一方、「集落復元エリア」には、与助尾根遺跡に復元された縄文集落と、同時期（曾利Ⅱ式期）・同数（6棟）の復元家屋で構成される縄文集落を、「社会的地区」を中心に復元します。復元家屋の構造は、堀口氏の設計を基本としますが、最新の成果を取り入れた設計も検討します。家屋の入口に埋甕、屋内外に土器の模造品を設える他、「社会的地区」から発見された列石群・独立土器を復元して、中期後半集落の構成、生活・文化が感じられる整備を目指します。

②-2 与助尾根集落の整備 平成12年に建設された復元家屋の老朽化に伴い、今後、建て替えが必要となりますが、これにあわせ、中期後半の屋内施設として重要な石柱を伴う祭壇（石壇）を奥壁部に復元します（昭和24年調査7号住居址）。また、中期にはじめて住居を構え、尖石集落の形成に関わった中期初頭の人々の竪穴住居址（昭和21年調査2号住居址）を窪みで表示し、尖石台地に整備する集落変遷の表示と関連づけます。

②-3 縄文集落の整備に関連する環境整備 尖石集落と与助尾根集落の整備に伴い、史跡内の環境整備を行います。付け替えにより廃道となった市道の道路敷と、その南に並走する空堀を埋め立て、縄文時代の地形を復元するとともに、市道沿いの人工林、及び尖石台地と与助尾根台地を分ける浅い谷部の樹木を伐採し、集落間の眺望を確保します。整備した縄文集落の景観を保全するため、設置した園路はすべて撤去します。縄文の森を復元中の尖石遺跡の南斜面に、斜面を横切り「尖石さま」へ通じる、森の変化していく姿を観察するための「踏み分け道」程度の観察路、また、与助尾根南台地の先端部（西端）に、縄文時代の人々が利用したであろう湧水や湿地を観察するための木道を併設した観察路を新たに設置します。集落の周りにはススキの原とクリ・クルミ等の林、その外周にコナラ・クヌギ等の森を創出して、集落を取り巻く縄文時代の植生を復元します。

③ 与助尾根遺跡の復元家屋の建て替え・補修 材料のすべてを史跡公園に復元した縄文の森から調達し、縄文時代の工法にこだわり行います。

2 自然史的資産の整備

① 縄文の森の復元 縄文文化を支えた落葉広葉樹の森を復元するため、史跡公園で採集したクリ・コナラ等の実を尖石縄文考古館で苗木に育て、計画的に植栽します。

② 生物多様性の保全 トンボ・蝶・カブトムシ・野鳥等の身近な生き物が生息する多様な自然環境の創出を進め、落葉広葉樹の森と湧水のある谷部をビオトープと位置づけて整備・保全します。



1-①-3 湧水のある谷部の整備



2-① 実生からの苗木づくり

3 地域資産としての整備

① 説明板・案内板の多言語化 経年劣化した説明板と案内板の作り替えにあわせ、外国人来訪者の増加を見据え、多言語化を図ります。

② 多目的広場の設置 市道の付け替えにあわせ、史跡指定地の西に続く民有地の公有地化を進め、史跡の活用を補うさまざまな野外活動を行い、市民と市民以外の方が交流や憩いの場として利用できる多目的広場を、史跡の接点となる空間と位置づけて、史跡指定地と一体的に整備することを検討します。

4 教育的資産としての整備

① 説明板の設置 尖石遺跡及び与助尾根遺跡に、新たな整備の内容を掲示した案内板を設置します。整備の内容は尖石縄文考古館の展示に反映します。

② 樹木・草花の名称板の設置 史跡公園と尖石縄文考古館付近に生育するさまざまな樹木と草花に、考古学的な利用法の説明を加えた名称板を設置します。

③ 「縄文科」支援のための整備 平成26年、茅野市教育委員会では、現代社会の基礎となった縄文時代の生活と文化を市内の遺跡・遺物から学び、「ふるさと」並びに「生き方」を見つめ直すことをテーマに、市内の小学校・中学校に「縄文科」を創設しました。これまでも史跡を使い、市内小・中学校の縄文学習を支援してきましたが、縄文科の創設に伴い、ますます史跡の果たす役割が重要となりました。自然との共存・共栄、生きるための知恵・工夫、協働・共助のあり方、精神性を今に伝える尖石石器時代遺跡を「縄文科」に効果的にいかすため、史跡の価値が視覚的に理解できる環境整備を図ります。



② -1 樹木名称板



② -2 樹木名称板の設置

第4節 史跡と周辺環境の整備

(1) 基本方針

尖石石器時代遺跡の周辺には、縄文時代中期の大規模な集落遺跡とされる新水掛A遺跡や金堀場遺跡があり、ともによい状態で保存されています。八ヶ岳西麓にあるこれらの縄文時代遺跡を広域的に保存・保全し、尖石石器時代遺跡の価値を高めていきます。

尖石石器時代遺跡とともに、周辺にある他の国史跡の価値を明確にし、3つの史跡の価値を正確に伝えることも必要です。尖石石器時代遺跡と、立地、継続期間が異なるだけでなく、遺跡形成の背景に違いがあると考えられる、史跡「上之段石器時代遺跡」、史跡「駒形遺跡」の継続的な

調査・研究を進め、その成果を基に特徴ある整備を図ります。その上で、3つの史跡を有機的につなぎ一体的に活用することで、それぞれの史跡の価値が明確となり、その価値を正確に伝えることが可能となります。

また、市内に所在する他の縄文時代遺跡及び尖石縄文考古館と、後の時代の多様な文化財群、これらと関連する施設である八ヶ岳総合博物館、^{じんちようかん}神長官守矢史料館等の連携を図り、重層性のある市域の歴史が学べる広域的な整備活用を推進します。

史跡と周辺環境の整備の基本方針

1 史跡と周辺にある関連遺跡群の保存の推進

尖石石器時代遺跡と並ぶ、縄文時代中期の大規模な集落遺跡とされる新水掛 A 遺跡と金堀場遺跡の現状保存に努め、八ヶ岳西麓の縄文時代遺跡を広域的に保存・保全します。

2 周辺の史跡指定地の調査・研究と整備の実施

史跡「上之段石器時代遺跡」、史跡「駒形遺跡」の継続的な調査・研究を進め、それぞれの特徴をいかした整備を図り、3つの史跡の価値を明確にします。

3 史跡と周辺史跡等のネットワーク化

尖石石器時代遺跡を起点に、他の国史跡、国宝「土偶」の出土地の棚畑遺跡・中ッ原遺跡、県史跡「池ノ平御座岩遺跡」、市史跡「^{いけのたいらごぎいわ}栃窪岩陰遺跡」等の縄文時代遺跡をめぐることで、尖石石器時代遺跡と周辺遺跡の価値がより明確となり、市域の縄文文化を深く理解することができます。尖石石器時代遺跡をこうしたネットワークの要に位置づけ、周辺史跡等と一体的に整備活用します。

4 多様な文化財群と関連施設との連携

尖石石器時代遺跡を核とする縄文時代の遺跡群、及び縄文文化研究の拠点である尖石縄文考古館と、弥生時代以降の遺跡、諏訪大社上社前宮に代表される有形文化財、市域の自然・歴史・産業・民俗等を総合的に扱う八ヶ岳総合博物館、諏訪大社上社の神事に関わる中世以降の文書を収蔵・展示する神長官守矢史料館等の連携を図り、重層性のある市域の歴史やその背景が学べる周遊ルートの開発を進めます。

5 定期的な情報発信

上記を達成するために、情報発信としての「博物館だより」等を定期発行するほか、ホームページ等で積極的に情報発信します。



棚畑遺跡



中ッ原遺跡（中ッ原縄文公園）



八ヶ岳総合博物館



神長官守矢史料館

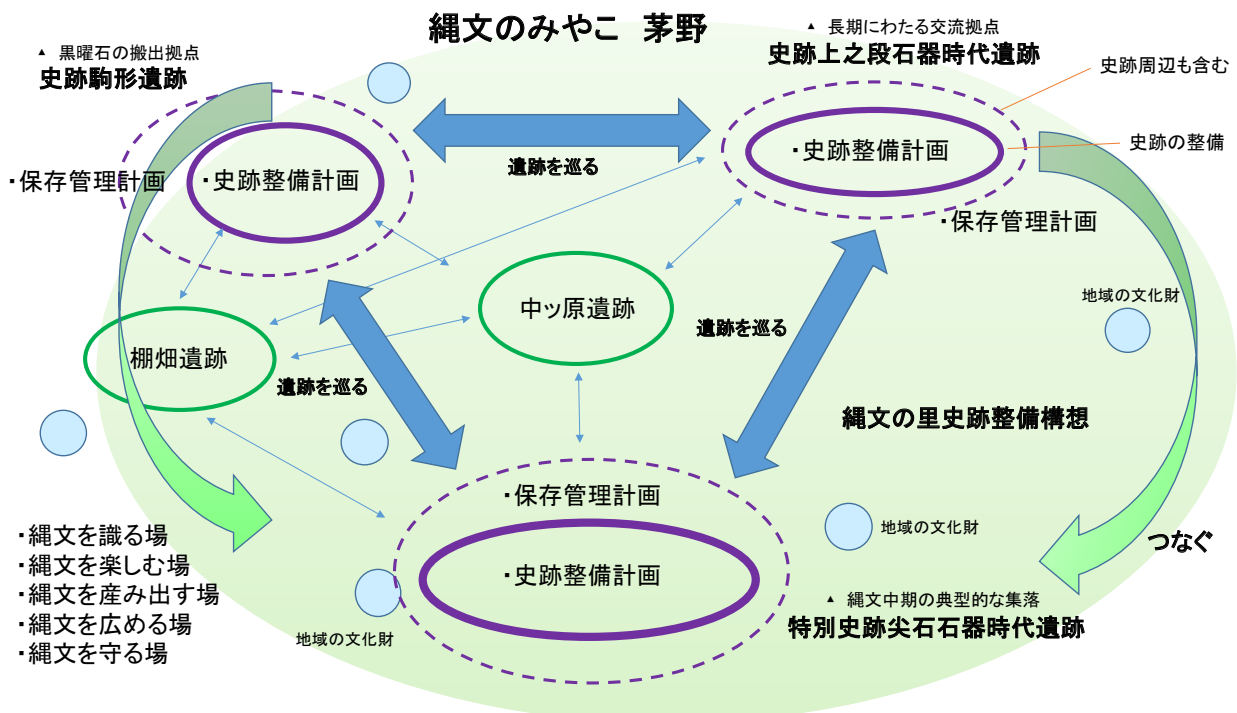


図 7-4 『縄文の里史跡整備・活用基本構想（策定中）』概念図

第5節 史跡の活用

図 7-1「史跡指定地とその周辺の土地利用計画（構想）」及び図 7-3「史跡整備構想」を実現するための、今後の保存管理、及び公開・活用のためのハード的な環境整備について述べてきましたが、これと並行して、史跡の価値を知ってもらうためのソフト的な活用事業を、今まで以上に充実させる必要があります。このことによって史跡の存在と価値が広く周知・理解され、次世代へ史跡を継承するとともに、史跡を核としたまちづくり・ひとづくりにつなげることができます。

1 歴史的資産としての活用

① 確認調査等の実施 尖石遺跡に縄文時代中期の集落を復元・整備する際には、遺構の位置・範囲、地表面からの深さを確認するための発掘調査が必要です。この調査は随時公開し、現場説明会を開催する他、調査の目的や手順を確認する事前講習会を行った上で、市民参加による体験発掘、出土遺物の洗浄や注記作業等の基礎的な整理作業を行います。このような史跡の本質的な価値を学ぶ機会を設け、遺跡の保護意識の高揚につなげていきます。

② 尖石遺跡の整備 縄文時代の材料と工法にこだわり、屋外展示物としての中期後半の復元家屋を、市民との協働により6棟建設します。柱に使うクリの木や屋根に葺くカヤ（ススキ）等の材料は、史跡指定地と周辺に復元した縄文の森、カヤ場から調達します。限りある資源の大切さを学ぶ他、材料の調達、加工、組み立て等の作業をとおり、縄文時代の人々の知恵や工夫、協働のあり方を学びます。

2 自然史的資産としての活用

① 縄文の森の復元 縄文時代の人々の生活や、多様な動植物を育んだクリ・コナラ等の落葉広葉樹からなる縄文の森を復元するため、史跡公園で採集した実から苗木を育て、これを植林されたカラマツ等の伐採又は間伐した跡地に市民と協働で植栽します。自然の仕組みや生命の尊さを知るとともに、自然とともに生きることの大切さを学びます。

また、小径木の伐採、樹木の枝払い等の作業も市民と協働で行い、自然環境の保全に対する意識の高揚につなげます。除去した樹木は、復元家屋の建て替えや補修、縄文土器の野焼きや薪ストーブの燃料、炭づくり体験に利活用するなどして、失われつつある循環型社会の再構築につなげていきます。

② 縄文食による縄文文化の発信 縄文時代の食から縄文文化を発信するため、エゴマの栽培、コナラ・ミズナラ等の木の実の採集体験と、これらの縄文食を使ったエゴマおはぎ・ドングリクッキーの試食会を考古館ボランティアと連携して行っています。今後もこれらのイベントを継続し、現代の食を見直すきっかけとしていきます。

③ 自然観察の場としての活用 ビオトープと位置づけた落葉広葉樹の森と湧水のある谷部を、昆虫や野鳥等のさまざまな生き物を観察する場、多様な自然と触れ合うことのできる場として活用します。



② 木の実の採集体験



② 縄文食の試食会

3 地域資産としての活用

① 多目的広場の活用 史跡の活用を補う活動はもとより、市民が日常生活の一部としてイベントやスポーツ等のさまざまな活動を行い、市民と観光客等の交流の場、四季の移ろいや眺望を楽しむ憩いの場として利用できる多目的広場を、史跡指定地に続く西側一帯に設け、まちづくりや観光面に活用します。

② 観光面での連携 美術館や水族館等の文化施設、八ヶ岳・車山高原・白樺湖・蓼科温泉等の観光資源のネットワーク化を進め、地域資産全体の価値を高めていきます。

4 教育的資産としての活用

① 学校教育等での活用

①-1 幼稚園・保育園での活用 縄文文化の繁栄を支えた森の中で、草花や生き物にふれ、木の実を拾うなど、さまざまな自然体験ができる環境を提供し、乳・幼児の豊かな感性や情操の育成につなげます。

①-2 学校教育での活用 小学校・中学校・高校の歴史学習、修学・教育旅行、親子学級等での活用を推進し、史跡の価値や縄文文化の魅力を伝えていきます。

①-3 「縄文科」での多面的な活用 縄文時代の人々が食料や生活資材に利用した動植物の観察(理科)、縄文集落とこれを取り巻く自然環境を復元した史跡公園でのスケッチ(美術)等、縄文(社会科)だけでなく野外学習での活用を推進します。

①-4 教職員研修の場としての活用 「縄文科」を推進する教職員の研修の場として、史跡のガイダンス施設である尖石縄文考古館と一体的に活用します。



①-3 縄文科での活用(縄文検定)



①-3 縄文科での活用(自然観察会)

② 生涯学習での活用

②-1 ボランティアガイドの育成と活動の場の提供 尖石縄文考古館ではボランティアによる展示案内が行われていますが、今後、史跡公園の案内を活動に加えていきます。現地を案内しながら史跡の価値や魅力を伝えるボランティアを育成し、生涯学習を推進します。

②-2 体育・健康事業との連携 縄文時代や江戸時代の歴史を伝え、八ヶ岳西麓の豊かな自然を残す史跡とその周辺を会場に「八ヶ岳縄文の里マラソン大会」が開催される他、史跡・滝ノ湯堰・風除けの松をつなぐ「縄文尖石風除けの松散策路」が設けられています。史跡をスポーツやウォーキングの場として活用し、健康の維持・増進意識の向上につなげます。



②-1 ボランティアガイド育成の研修会



②-1 ボランティアガイドの活動



②-2 整備されたウォーキングコース



②-3 公民館事業との連携

②-3 公民館・文化団体等の事業との連携 公民館・文化団体等の事業と連携した史跡見学会及び講座・出前講座を実施して、史跡の価値の周知と普及を図ります。

③ 尖石縄文考古館との一体的な活用の強化

③-1 縄文時代の生活体験 尖石縄文考古館では、縄文時代の人々の生活を学び、今にいかすことを目的に、サークル・ボランティア団体と連携し、道具づくりの体験会や縄文食の試食会を開催しています。こうした教育普及活動を今後も継続しますが、土器・土偶の野焼きに史跡内の間伐材を、編布づくりに史跡隣接地で栽培したカラムシを使うなどして、史跡及び周辺の活動と関連づけ、充実させていきます。また、史跡内の樹木や草本類を使い、史跡整備の一部として尖石遺跡に本格的な竪穴住居を建設する他、縄文風の簡易な住居づくり体験を行います。尖石縄文考古館と一体的な活用を図り、縄文時代の「衣食住」のすべてが体験できる仕組みを整え実施します。



③-1 エゴマの栽培



③-1 カラムシの栽培



③-1 縄文土器の野焼き



③-1 住居づくり体験

③-2 史跡調査・研究の成果の反映と周知活動 史跡調査・研究の成果を尖石縄文考古館の展示やホームページに反映させ、史跡の価値を広く発信していきます。あわせて、調査・研究成果の報告会や速報展を開催します。

③-3 尖石縄文文化賞による史跡等の情報発信 尖石縄文考古館のリニューアルを機に制定された「宮坂英式記念尖石縄文文化賞」は、尖石遺跡を中心に縄文集落の研究に情熱を注いだ宮坂英式氏の業績を記念し、縄文文化の研究に功績のあった個人及び団体を表彰することで、縄文時代の研究のさらなる発展につなげるものです。こうした尖石遺跡の調査・研究を背景に、尖石縄文考古館が運営する本賞を通じ、史跡の価値や宮坂氏の業績を広く発信していきます。

④ 青少年自然の森との一体的な活用

④-1 自然観察の場としての活用 約 130,000㎡に及ぶ史跡指定地とその北にある青少年自然の森地には、さまざまな種類の樹木・山野草・野鳥等の動植物が生育又は生息しています。こうした恵まれた環境をいかし、尖石縄文考古館では、サークル団体と協働で自然観察会や探鳥会を開催しています。今後、観察の対象を広げ、多様な自然観察の場として活用します。



④-1 自然観察会



④-1 探鳥会

④-2 原体験の場としての活用 縄文文化の繁栄を支えた豊かな自然の中で、野営・炊飯等の原体験を行い、縄文時代の人々の生活や生きるための知恵・工夫を体感し、現代の生活を見直すきっかけとします。

5 関連施設と連携した活用

① 中ッ原縄文公園の活用 国宝「土偶」(仮面の女神)の出土地である中ッ原遺跡には、土偶発掘時の様子や縄文時代後期の集落の一部を復元した「中ッ原縄文公園」が整備・公開されています。この公園と尖石石器時代遺跡を関連づけることで、八ヶ岳西麓の縄文時代遺跡の特徴を知り、当地域の縄文文化に対する理解の深化につなげます。



① 中ッ原縄文公園



① 中ッ原縄文公園の活用「遺跡ツアー」

第6節 整備活用に向けた課題の整理

(1) 総括報告書の作成

史跡の価値に基づく整備活用を進めるため、これまでの調査成果をひとつにまとめ、縄文時代研究の今日的な視点から尖石石器時代遺跡を評価した『総括報告書』を作成します。

(2) 遺跡調査検討委員会等の設置

整備活用のための確認調査では、調査の内容と水準を適正に保つとともに、得られた成果を客観的に評価する必要があります。考古学・地質学・植物学等の専門有識者から構成される「遺跡調査検討委員会」を設置し、本章で述べた整備活用構想の実現に資する成果が得られるよう調査を進めていきます。

(3) 史跡整備委員会の設置と整備活用計画の策定

専門有識者及び市民等から構成される史跡整備委員会を設置し、本章で述べた基本方針をふまえ、基本・実施設計を行い、史跡の整備活用を進めていきます。



尖石縄文考古館展示室

第8章 史跡の管理運営体制

第1節 管理運営体制

(1) 管理運営の基本方針

尖石石器時代遺跡の保存と活用は、戦中・戦後から市民（地域住民）と行政の連携により進められてきました。地域の財産であるこの史跡を、今後も適切に保存し、縄文プロジェクトの核としてまちづくり・ひとづくりにいかすには、市民と行政のさらなる連携と体制の強化が必要となります。

史跡の管理団体である茅野市は、茅野市教育委員会と庁内関係部局の連携による体制を整え、保存と活用を進める上で必要な担当職員を確保するとともに、市民が史跡の保存と活用に積極的に参加することができるよう運営方法を整備する必要があります。

市民と行政が、それぞれの役割をもって史跡に関わることで、その歴史的・自然史的な価値が共有され、地域の誇りや拠り所となる資産としてさまざまな活用が可能となります。このことは、茅野市民プラン（第4次茅野市総合計画）及び縄文プロジェクトによるまちづくり・ひとづくりの目指す姿の実現に大いに資するものです。

史跡の管理運営の基本方針

1 市民との連携による史跡の保存と活用、及び体制の強化

古くから市民と行政が連携し、地域の財産である史跡を保存・活用してきた伝統を継承し、体制の強化に努めます。

2 行政内での連携による史跡の保存と活用

行政内で史跡の価値を共有し、まちづくり、都市計画（環境・景観）、観光、学校教育、生涯学習等を所管する関係部局と連携し、より効果的な史跡の保存と活用を図ります。

(2) 管理運営の方法

土地所有者による管理運営 民有地の現状変更の計画、土地所有者及び地番等の登記事項の異動等の変更があった場合には、文化財保護法に基づく申請や変更届等の提出が必要です。

管理団体による管理運営 公有地及び公有地内にある施設・設備については、今後も管理団体である茅野市（担当：茅野市教育委員会）が適切に管理していきます。また、一部に所在する民有地についても、文化財保護法に規定される保存管理上の行政的な措置や事務等は行政が行います。

① 公有地内の展示物（復元家屋・住居址表示）、説明板、案内板、園路、樹木等の管理

② 災害による被害、き損等があった場合の応急措置や復旧

③ 土地地番等の変更に伴う文化庁長官への届出事務

(3) 保存と活用のための管理運営体制の整備

市民との協力体制の整備と強化 第4章で述べたように、尖石石器時代遺跡の保存と活用は、市民と行政が史跡の価値を共有し、それぞれの立場でさまざまな役割をもち、協力しながら進められてきました。

平成26年に縄文プロジェクトが「構想」から「実行」へ移行、また、市内の小学校・中学校に

「縄文科」が設置されるなど、以前にも増して、まちづくり・ひとづくりに対する史跡の果たす役割が期待されています。

古くから史跡の保存と活用に、市民と行政が連携してきた伝統を継承するとともに、史跡がまちづくり・ひとづくりに最大限いかされるよう、尖石縄文考古館と一体的に行うさまざまな情報発信、教育普及・啓発活動等を通じ、市民・地域等との連携を深め、協力体制を強化していきます。

行政内部の連携体制の整備 今後の史跡の保存と活用に関わる事業は、文化庁並びに長野県教育委員会の指導により茅野市教育委員会が進めていきますが、縄文プロジェクトの核となる事業であるため、全庁的な体制で臨むことが求められます。

すでに、縄文プロジェクトに基づくさまざまな取組の実施に伴い、茅野市教育委員会と庁内関係部局（市長部局）との横断的な連携体制が整備されています。事業の調整等を行う定期的な会議を設けるなどして、緊密な情報交換と助言・支援を得る連携体制のさらなる整備に努めます。

第2節 管理運営のための条例・規則等の制定

史跡の管理団体である茅野市が、史跡の整備活用にあたり公有地化した土地は、史跡の保存管理を確実にし、適切な公開と活用を図ることを目的としたものであり、整備した区域及び施設等の公開に際しては、条例・規則等を制定し、管理運営に関する事項を定めることが求められています。

この条例には、管理運営の趣旨や目的、管理運営を行う施設、管理運営の主体、行為・利用の禁止・制限等の規定を設け、史跡の管理運営に関し必要となる基本的な事項を定めます。また、必要となる詳細な事項や利用に係る各種の届出・申請等に必要書類の様式等は、条例の施行規則により定めるものとします。



特別史跡「尖石石器時代遺跡」の石柱と説明板

(1) 植物

植物相と植物群落に関する調査を行った。

植物相調査結果 特別史跡指定地では 91 科 342 種、青少年自然の森地では 95 科 348 種、森林計画地では 77 科 235 種、合計 103 科 469 種の植物種が確認できた。

古くから植林地・牧草地・耕作地として利用されてきたこと、現在は史跡公園等として利用されていることから、カラマツ・アカマツ・ハリエンジュなどの植林種や、落葉広葉樹のクリ・コナラなどが広く生育し、斜面部にはケヤキ・ミズキ等が、中央部の湿潤地にはハンノキを中心とした樹林が形成されている。草地および耕作地にはシバの他、ハルジオンやメヒシバ等のキク科やイネ科の植物が分布するとともに、オニウシノケグサやオオハンゴンソウ等の多くの外来種が確認された。また、施設周辺にはヨーロッパトウヒなどの植栽種も多く確認された。

自生種について、現状で花等を観察できるものとしては、青少年自然の森地の尾根部に分布するクリーコナラ群落（大径）周辺においてケマルバスミレ・ツルリンドウ・フユノハナワラビ等が確認された。また、考古館北側のハンノキ群落周辺においてツリフネソウ・ゴマナ・クモキリソウ等が確認された。

植物群落調査結果 調査地は長野県南信地方の八ヶ岳の西側の山裾に位置し、気候帯としては冷温帯、植生帯としてはブナクラス域に属している。降水量の少ない内陸性の気候条件にあり、ブナクラス域の代表種であるブナ林が分布しない、中間温帯といわれる地域に属している。調査範囲は丘陵状の緩斜面、谷部及び谷部に沿った急斜面、幾筋にも流れる流路から成り、標高 1040 ～ 1080 m である。

特別史跡指定地の丘陵部には人工草地が広く分布している。これらの人工草地は、過去に牧草地や水田等として利用されていた場所である。考古館北側の谷部にはハンノキ群落、与助尾根遺跡周辺には芝地やクリーコナラ群落（中径）が分布している。青少年自然の森地にはカラマツ植林が広く分布、尾根部にクリーコナラ群落（大径）が小面積分布、谷部にハンノキ群落が分布している。森林計画地にはカラマツ植林やハリエンジュ群落が多く分布、小流路沿いにハンノキ群落やケヤキ・ミズキ群落が分布している。

森林計画地の植生の今後の遷移の方向性は、カラマツ植林とハリエンジュ群落についてみると、1997 年報告書（茅野市教委『尖石遺跡』）によると潜在自然植生はブナ・ウラジロモミ林（コナラ・クリ林を含む）と考えられているが、カラマツ植林とハリエンジュ群落の植物群落コドラー調査結果では、コナラが草本層にわずかに出現したが、ブナ・ウラジロモミ・クリは出現しなかった。隣接する群落としてケヤキ・ミズキ群落やハンノキ群落が分布していることから、コナラやクリよりもケヤキやミズキの方が生育しやすい立地である可能性が考えられる。

森林計画地内で採取可能な実生について、植物群落コドラー調査結果における草本層出現種から挙げると、ケヤキ・ミズキ・コブシ・ウワミズザクラ・コナラ等が挙げられる。



図1 植物相調査結果

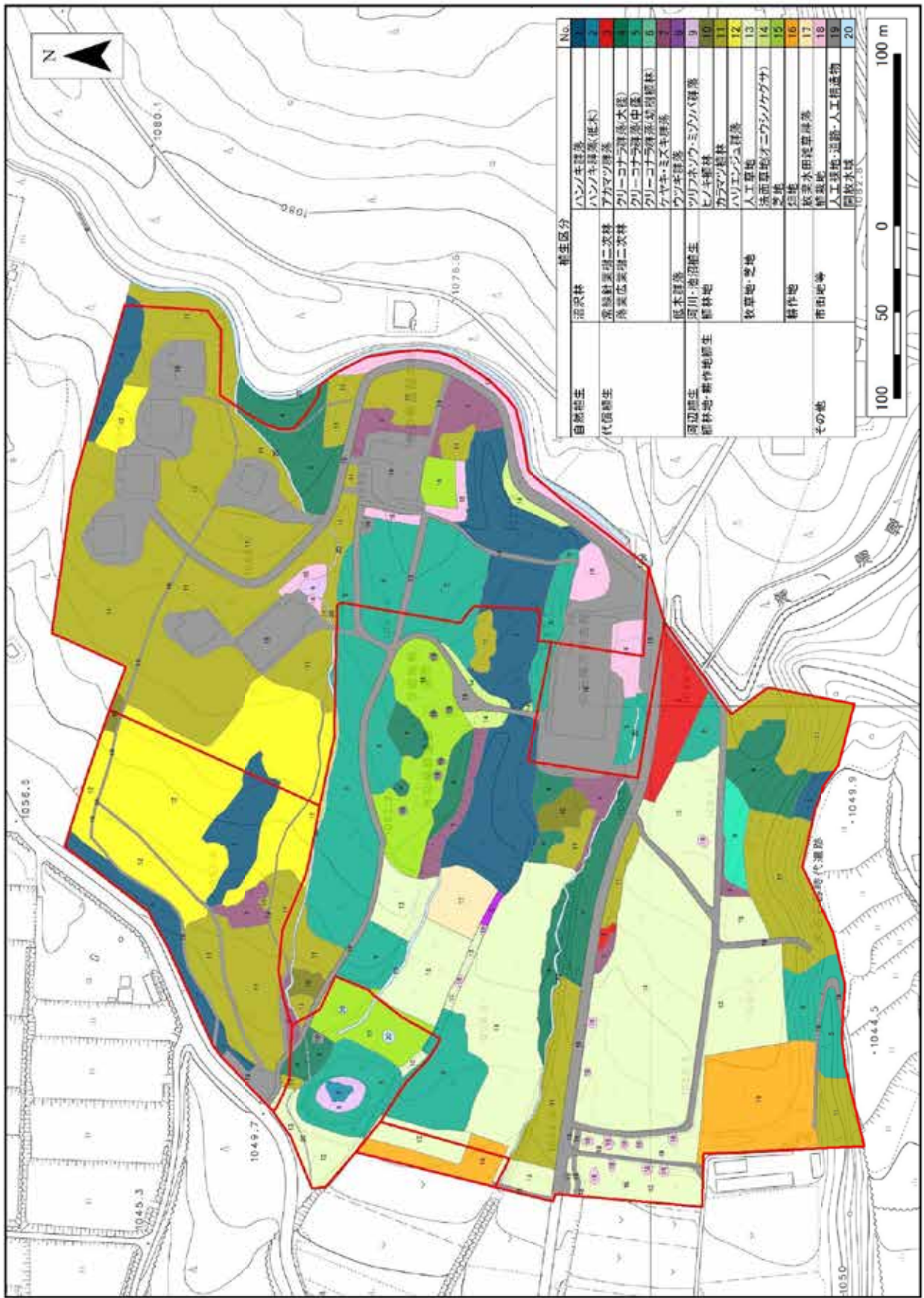


図2 現存植生図

(2) 動物

① 両生類・爬虫類・哺乳類調査

両生類・爬虫類・哺乳類については、フィールドサイン調査を含む任意観察調査を実施した。

両生類・爬虫類・哺乳類調査結果 夏季調査では両生類 3 種、爬虫類 2 種、哺乳類 9 種、秋季調査では爬虫類は確認されず、両生類 3 種、哺乳類 7 種が確認された。

地区別に確認種をみると、特別史跡指定地では両生類 2 種、爬虫類 1 種、哺乳類 5 種、青少年自然の森地では両生類 3 種、爬虫類 1 種、哺乳類 6 種、森林計画地では両生類 1 種、哺乳類 6 種が確認された。

表 1 に両生類・爬虫類・哺乳類の地区別確認状況を示す。

表 1 両生類・爬虫類・哺乳類確認状況（地区別）

No.	綱名	目名	科名	種名	調査地区				
					特別史跡指定地	青少年自然の森	森林計画地	範囲外	
1	両生	無尾	アマガエル	ニホンアマガエル	○	○	○		
2			アカガエル	ヤマアカガエル		○			
3				アカガエル属の一種	○	○		○	
4	爬虫	有鱗	ナミヘビ	シマヘビ	○				
5				ヤマカガシ		○			
6	哺乳	モグラ（食虫）	モグラ	アズマモグラ	○	○	○		
7		コウモリ（翼手）	—	コウモリ目の一種		○			
8		ウサギ	ウサギ	ノウサギ		○			
9		ネズミ（齧歯）	リス	ニホンリス	○	○		○	
10					ムササビ		○		
11				ネズミ	アカネズミ	○		○	
—				ネズミ科の一種	○				
12		ネコ（食肉）	イヌ	タヌキ	○		○	○	
13				イタチ	アナグマ			○	
14		ウシ（偶蹄）	イノシシ	イノシシ			○		
15				シカ	ホンドリカ	○	○	○	
—				—	ウシ目の一種	○		○	
合計		8 目	12 科	15 種	8 種	10 種	7 種	3 種	

*種名及び種の配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト平成 24 年度生物リスト」準拠した。
 アカガエル属の一種はトノサマガエルまたはトウキョウダルマガエルの可能性があるが種の同定には至らなかった。
 コウモリ目の一種は糞による確認であり、科及び種の同定には至らなかった。
 ネズミ科の一種は食痕による確認であり、種の同定には至らなかった。
 ウシ目の一種は、足跡による確認であり、ホンドリカ、イノシシ及びカモシカの可能性があるため科止めとした。

② 鳥類調査

鳥類調査では、ラインセンサス調査を含む任意観察調査を実施した。

鳥類調査結果 鳥類は、10 目 27 科 52 種が確認された。

季節別にみると、夏季では 39 種、秋季では 24 種、冬季では 29 種が確認された。

地区別にみると、特別史跡指定地では 38 種、青少年自然の森地では 35 種、森林計画地では 18 種が確認された。

表 2 に鳥類の地区別確認状況に示す。

表 2 鳥類確認状況 (地区別)

No	目名	科名	種名	渡り区分	季節			調査地区				
					夏季	秋季	冬季	特別史跡指定地	青少年自然の森地	森林計画地	範囲外	
1	キジ	キジ	キジ	留鳥			○	○				
2	カモ	カモ	カルガモ	留鳥	○			○				
3	ハト	ハト	キジバト	留鳥	○	○	○	○	○	○		
4	ペリカン	サギ	ダイサギ	留鳥		○			○			
5	カッコウ	カッコウ	ホトトギス	夏鳥	○						○	
6			カッコウ	夏鳥	○			○				○
7	チドリ	シギ	ヤマシギ	留鳥			○	○	○			
8	タカ	タカ	ハチクマ	夏鳥	○			○			○	
9			トビ	留鳥	○	○	○	○	○			
10			ハイタカ	留鳥			○					○
11			オオタカ	留鳥	○							○
12			ノスリ	留鳥	○	○			○	○	○	
13	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	留鳥	○			○				
14	キツツキ	キツツキ	コゲラ	留鳥	○	○	○	○	○	○		
15			アカゲラ	留鳥	○	○	○	○	○			
16			アオゲラ	留鳥	○	○	○	○	○	○		
17	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	夏鳥	○				○			
18		モズ	モズ	留鳥	○	○	○	○				
19	カラス	カケス	留鳥			○				○		
20		ハシブトガラス	留鳥	○	○	○	○	○			○	
21	シジュウカラ	コガラ	留鳥			○			○			
22		ヤマガラ	留鳥	○	○	○	○	○				
23		ヒガラ	留鳥	○	○	○	○	○			○	
24		シジュウカラ	留鳥	○	○	○	○	○	○	○	○	
25	ツバメ	ツバメ	夏鳥	○			○	○	○			
26		イワツバメ	夏鳥	○				○				
27	ヒヨドリ	ヒヨドリ	留鳥	○	○	○	○	○	○			
28	ウグイス	ウグイス	留鳥	○			○					
29	エナガ	エナガ	留鳥	○	○	○	○	○	○	○		
30	メジロ	メジロ	留鳥	○	○		○	○	○			
31	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ	留鳥	○	○	○	○	○	○	○		
32	ミソサザイ	ミソサザイ	留鳥	○		○		○		○		
33	ムクドリ	コムクドリ	夏鳥	○			○					
34	ヒタキ	クロツグミ	夏鳥	○	○		○	○	○	○		
35		ツグミ	冬鳥			○	○		○			
36		ジョウビタキ	冬鳥			○			○			
37		エゾビタキ	旅鳥		○			○				
38		コサメビタキ	夏鳥	○				○				
39		キビタキ	夏鳥	○	○		○	○	○			
40	スズメ	スズメ	留鳥	○		○	○	○				
41	セキレイ	キセキレイ	留鳥	○	○		○	○	○			
42		ハクセキレイ	留鳥	○		○	○	○				
43		セグロセキレイ	留鳥	○	○		○	○				
44	アトリ	アトリ	冬鳥			○		○				
45		カワラヒワ	留鳥	○	○	○	○	○	○			
46		マヒワ	冬鳥			○	○	○				
47		ベニマシコ	冬鳥			○	○	○				
48		イカル	留鳥	○	○	○	○	○				
49	ホオジロ	ホオジロ	留鳥	○				○		○		
50		ミヤマホオジロ	冬鳥			○		○				
51		アオジ	漂鳥	○	○		○	○	○			
52	チメドリ	ガビチョウ	留鳥	○				○				
合計	10 目	27 科	52 種	—	39 種	24 種	29 種	38 種	35 種	18 種	13 種	

③ 昆虫類調査

昆虫類調査は、任意採集調査を実施した。

昆虫類調査の結果 昆虫類は夏季及び秋季調査の結果、14 目 135 科 462 種が確認された。

地区別に確認種をみると、特別史跡指定地では 325 種、青少年自然の森地では 139 種、森林計画地では 155 種が確認された。

このうち、注目種に該当する 9 種を、表 3 に示す。

表 3 昆虫類注目種

No	目名	科名	種名	学名	調査時期		注目種								
					夏	秋	①	②	③	④	⑤	⑥			
1	トンボ (蜻蛉)	ヤンマ	ミルンヤンマ	<i>Planaeschna milnei</i>		○								NT	
2	カメムシ (半翅)	セミ	チッチゼミ	<i>Cicadetta radiator</i>		○								N	
3		コオイムシ	コオイムシ	<i>Appasus japonicus</i>		○								NT	
4	トビケラ (毛翅)	ヒゲナガトビケラ	ギンボシツツトビケラ	<i>Setodes argentatus</i>	○									NT	
5	チョウ (鱗翅)	セセリチョウ	スジグロチャバネセセリ	<i>Thymelicus leoninus leoninus</i>	○									VU	
6		シジミチョウ	ヒメシジミ本州・九州亜種	<i>Plebejus argus micrargus</i>	○									NT	N
7	コウチュウ (鞘翅)	ナガヒラタムシ	ナガヒラタムシ	<i>Tenomergera mucida</i>	○									DD	
8	ハチ (膜翅)	テントウムシ	ジュウロクホシテントウ	<i>Sospita oblongoguttata</i>	○									VU	
9		ミツバチ	クロマルハナバチ	<i>Bombus ignitus</i>		○								NT	
合計	6 目	9 科	9 種				5	4	0	0	0	0	4	6	0

*種名及び種の配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト平成 24 年度生物リスト」を参照し、一部追加した。

注目種選定根拠

- ① 『文化財保護法昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号』により特別天然記念物、天然記念物に指定されている種
- ② 長野県『文化財保護条例』(昭和 50 年長野県条例第 44 号)に基づく天然記念物等
- ③ 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年 6 月 5 日法令第 75 号)』の「国内希少野生動植物種」指定種
- ④ 環境省『絶滅のおそれのある野生動物の種のリスト』(報道発表資料平成 24 年 8 月 28 日第 4 次レッドリスト公表について(お知らせ))「別添資料 8-5」昆虫類のレッドリスト)記載種
EN: 絶滅危惧 IB 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧
- ⑤ 長野県『長野県版レッドデータブック動物編(脊椎動物・無脊椎動物)』(平成 16 年 3 月)記載種
EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
- ⑥ 長野県『長野県希少野生動植物保護条例』(平成 15 年 3 月 24 日条例第 32 号)に基づく指定希少野生動植物および特別希少野生動植物

次に植物調査で確認された植物種リストと食草、食樹の関連性が比較的明らかにされているチョウ類に着目し、その確認区域と食草、食樹が確認された区域を整理した結果を表 4 に示す。

表 4 確認された地区別のチョウ類及び食草、食樹との関係

種名	環境※	チョウ類確認区域			食草・食樹確認区域			食草・食樹
		特別史跡指定地	青少年自然の森	森林計画地	特別史跡指定地	青少年自然の森	森林計画地	
イチモンジセセリ	草地	○	○		●	●	●	イネ科など
チャバネセセリ	草地			○	●	●	●	イネ科など
オオチャバネセセリ	草地	○	○		●	●	●	ススキなど
スジグロチャバネセセリ	草地	○			●	●	●	ヤマカモジグサ・カモジグサ・クサヨシ・ヒメノガリヤスなど
アサギマダラ	森林		○		●	●	●	キジョラン・イケマなどのガガイモ科
ミズイロオナガシジミ	森林	○			●	●	●	クヌギ・コナラ・カシワ・ミズナラなど
ルリシジミ	森林	○		○	●	●	●	マメ科・バラ科・ブナ科など
ウラギンシジミ	森林		○		●	●	●	クズ・フジ・ヤマフジ・エンジュなどのマメ科
ツバメシジミ	草地	○			●	●	●	マメ科など
ベニシジミ	草地	○	○		●	●	●	スイバ・ギシギシ・ノダイオウ・エゾノギシギシ
ミドリシジミ	森林	○		○	●	●	●	ハンノキ・ヤマハンノキ・ミヤマハンノキ
ヒメシジミ本州・九州亜種	草地	○			●	●	●	アザミ類・ヨモギ・ヤマボクチ・オオイタドリ
ヤマトシジミ本土亜種	草地	○	○		●	●	●	カタバミ
ミドリヒョウモン	森林	○	○		●	●	●	スミレ類
オオウラギンシジミヒョウモン	森林		○	○	●	●	●	スミレ類
メスグロヒョウモン	森林		○	○	●	●	●	スミレ類
ウラギンヒョウモン	森林	○			●	●	●	スミレ類
ルリタテハ本土亜種	森林	○		○	●	●	●	サルトリイバラ・ホトトギス・ヤマガシユウなどのユリ科
ミスジチョウ	森林	○			●	●	●	カエデ科
コムスジ	森林		○	○	●	●	●	マメ科・ニレ科など
カラスアゲハ本土亜種	森林	○		○	●	●	●	コクサギ・キハダ・カラスザンショウなどミカン科
ナミアゲハ	森林	○			●	●	●	ミカン科

モンキチョウ	草地	○			●	●	●	コマツナギ・クサフジ・ツルフジバ カマ・カラスノエンドウなどマメ科
キチョウ	森林	○	○	○	●	●	●	ネムノキ・メドハギ・クサネムなど マメ科
スズグロシロチョウ	森林		○	○	●	●	●	アブラナ科
エソスズグロシロチョウ	草地		○		●			ヤマハタザオ・イワハタザオなどの アブラナ科ハタザオ属
モンシロチョウ	草地			○	●	●	●	アブラナ科
クロヒガゲ本土亜種	森林			○	●	●	●	ミヤコザサ・クマイザサなど
ヒカゲチョウ	森林		○		●	●	●	ミヤコザサ・クマイザサなど
ジャノメチョウ	草地	○			●	●	●	ショウジョウスゲ・ヒカゲスゲ・ノ ガリヤス・ススキなど

(3) 水文環境

史跡公園内（尖石遺跡と与助尾根遺跡を分ける谷部）には、宮坂英弐氏の調査の際に湧水のあることが確認されていた。この湧水の水源が用水路（滝ノ湯堰）から漏れた水ではないかとの指摘を受けていた。このため、湧水と用水路の水との関係を確認する目的で水質調査を実施した。

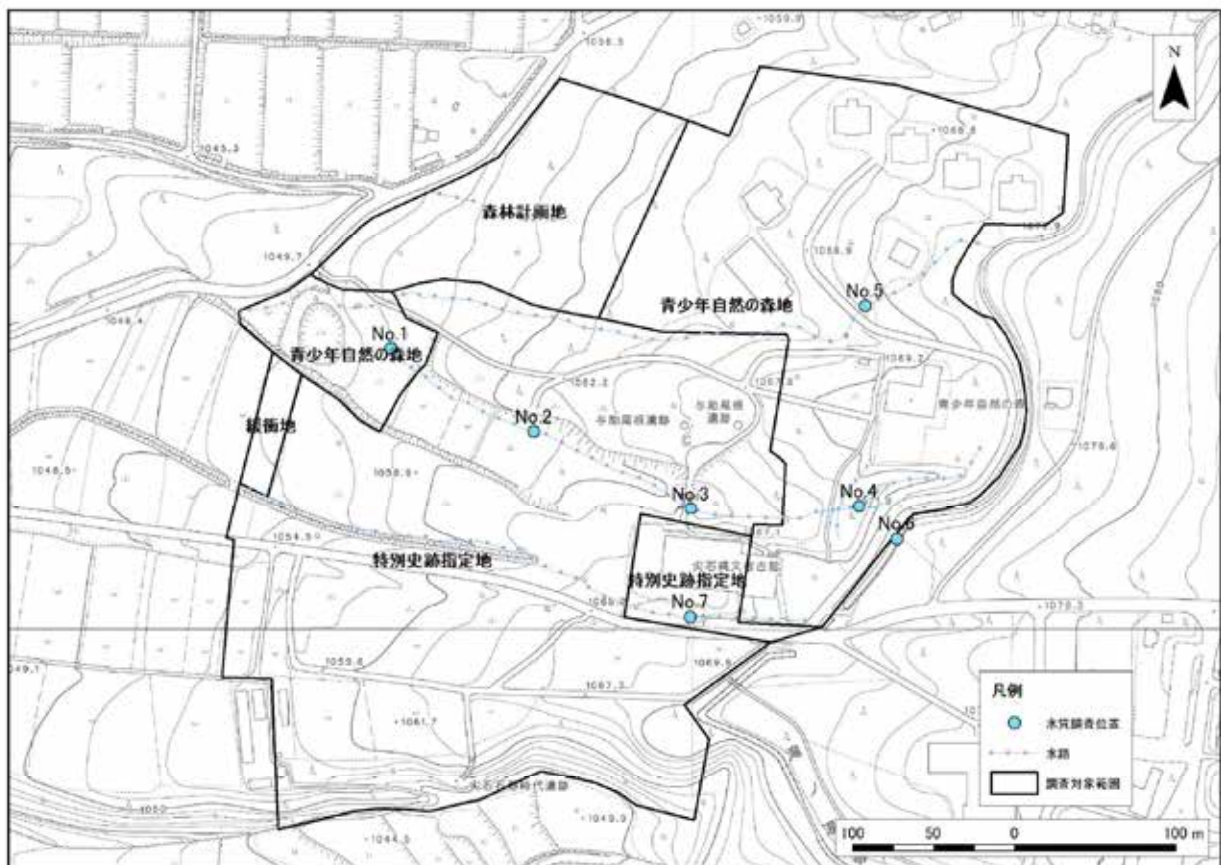


図3 水質調査地点

水質調査結果 水質調査地点を図3に、水質調査結果を表5および図4に示す。

No.1～4は調査範囲内の中心部を流れる細流の地点であり、No.6は調査範囲の東側に隣接する用水路、No.5とNo.7は用水路の流入箇所付近の地点である。

水温は、調査範囲内中心部の細流（No.1～No.4）で低く、調査範囲東側の用水路（No.6）と用水路流入箇所付近（No.5、No.7）で高い傾向が見られた。調査範囲内中心部の細流では、日光がよく当たる下流部の地点No.1、No.2で高く、橋下のNo.3と林内に位置するNo.4で低い値を示した。pHは、地点による大きな違いは見られなかった。

DO（溶存酸素量）は、調査範囲内中央の細流でやや高い傾向が見られたが、大きな違いは見られなかった。

濁度は、調査範囲東側の用水路と流入箇所（No.5～No.7）で低く、調査範囲内中央の細流（No.1～No.4）でやや高い傾向が見られた。天候の理由もあり、夏季よりも秋季及び冬季調査時がより低い値を示した。

ECは、調査範囲内中央の細流（No.1～No.4）で低く、調査範囲東側の用水路と流入箇所（No.5、No.6、No.7）で高い傾向が見られた。No.4は特に低い値を示した。

クロロフィルは、夏季は水色が茶色をおびていた地点 No2、No4～No6 でやや高い値を示した。秋季は No.4 で低い値を示したが、その他の地点については大きな違いは見られなかった。冬季も地点における違いは見られなかった。

流量は、調査範囲東側の用水路と流入箇所（No.5～No.7）で多く、調査範囲内中央の細流（No.1～No.4）では、上流ほど少ない傾向が見られた。天候の理由もあり、夏季よりも秋季及び冬季調査時がより少ない傾向が見られた。冬季は秋季と大きな違いは見られなかった。

水温、濁度、EC、流量について、調査範囲中央の細流（No.1～No.4）と調査範囲東側の用水路と流入箇所（No.5～No.7）で傾向の違いがみられた。特に、水温については、秋季調査時には、No.4と用水路との水温差が4℃であった。また、冬季調査時には、東側の用水路の水が止められている状態で、中央の細流については秋季調査時と同等の流量が確認されており、調査範囲中央の細流が調査範囲東側の用水路からの流入ではないと考えられた。

表5 水質調査結果

●夏季（平成25年7月24日）

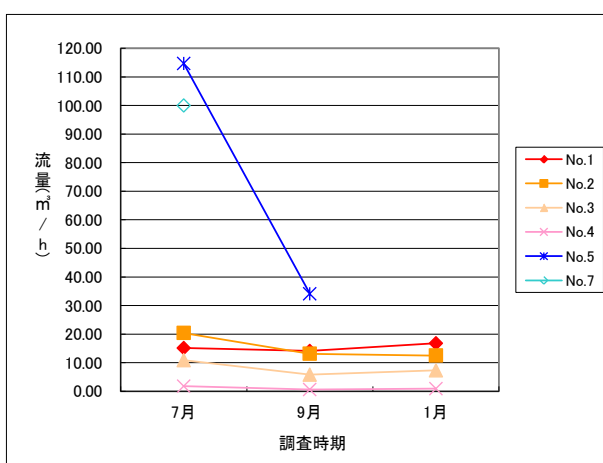
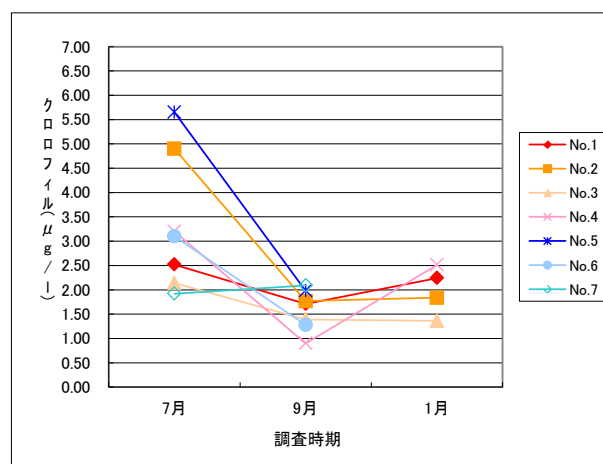
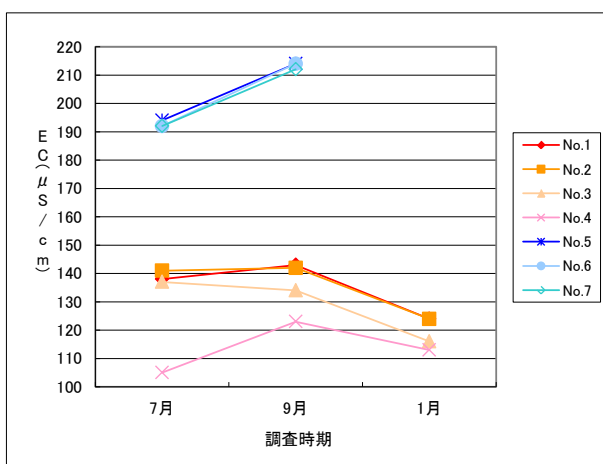
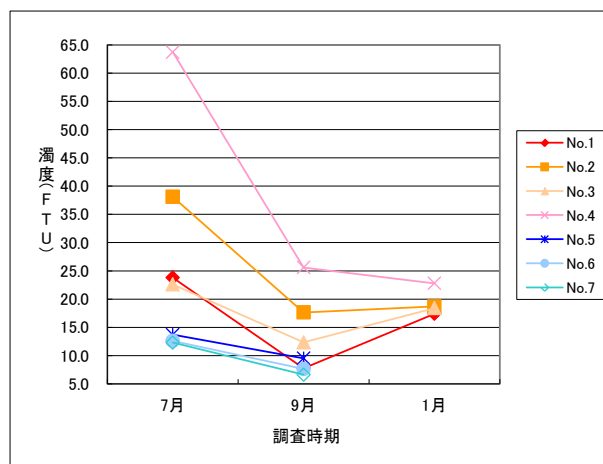
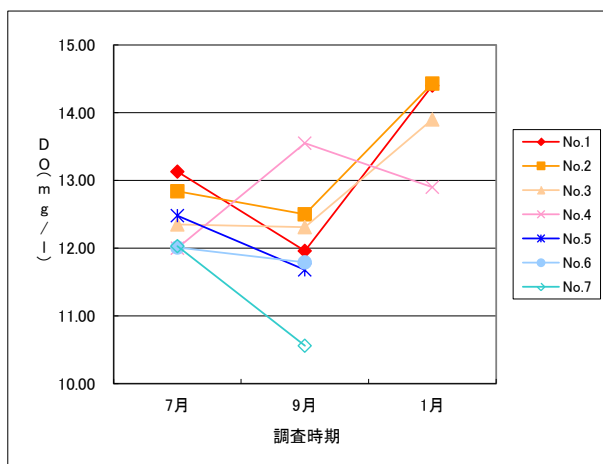
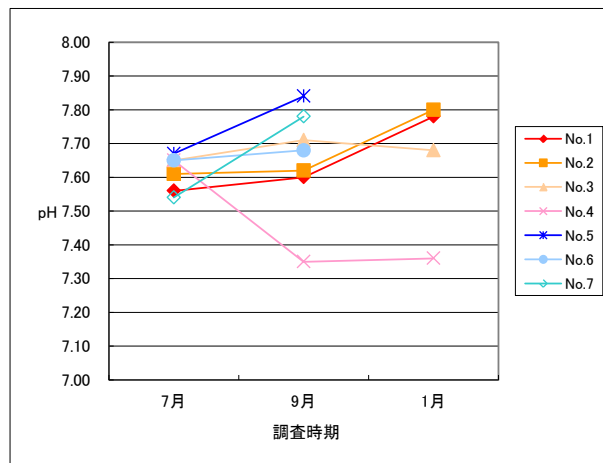
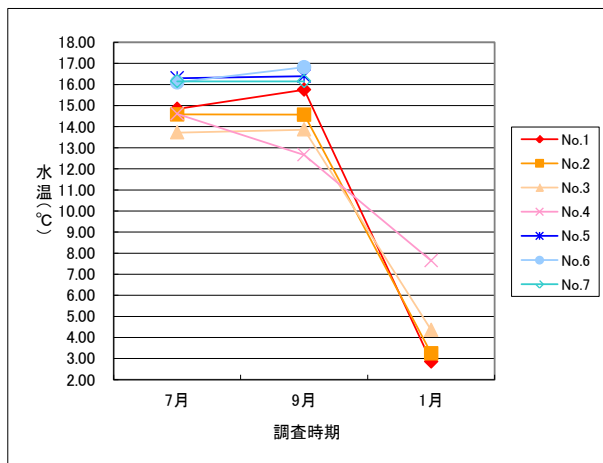
No.	水温 (℃)	pH	DO (mg/l)	濁度 (FTU)	EC (μS/cm)	クロロフィル (μg/l)	流量 (m ³ /h)	備考
1	14.84	7.56	13.13	23.8	138	2.52	15.12	無色・無臭
2	14.58	7.61	12.84	38.1	141	4.90	20.39	茶褐色おびる・無臭
3	13.72	7.65	12.35	22.6	137	2.14	10.87	無色・無臭
4	14.60	7.65	12.00	63.7	105	3.20	1.78	茶褐色おびる・無臭
5	16.30	7.67	12.48	13.7	194	5.65	114.69	僅かに茶色・無臭
6	16.10	7.65	12.01	12.6	192	3.10	-	僅かに茶色・無臭
7	16.15	7.54	12.03	12.3	192	1.92	99.97	無色・無臭

●秋季（平成25年9月25日）

No.	水温 (℃)	pH	DO (mg/l)	濁度 (FTU)	EC (μS/cm)	クロロフィル (μg/l)	流量 (m ³ /h)	備考
1	15.75	7.60	11.96	7.8	143	1.71	14.1	無色・無臭
2	14.57	7.62	12.50	17.6	142	1.77	13.1	茶褐色おびる・無臭
3	13.86	7.71	12.31	12.4	134	1.39	5.8	無色・無臭
4	12.66	7.35	13.55	25.6	123	0.90	0.6	茶褐色おびる・無臭
5	16.39	7.84	11.68	9.5	214	1.98	34.1	僅かに茶色・無臭
6	16.82	7.68	11.79	7.6	214	1.28	-	僅かに茶色・無臭
7	16.15	7.78	10.56	6.6	212	2.09	-	無色・無臭

●冬季（平成26年1月10日）

No.	水温 (℃)	pH	DO (mg/l)	濁度 (FTU)	EC (μS/cm)	クロロフィル (μg/l)	流量 (m ³ /h)	備考
1	2.85	7.78	14.40	17.4	124	2.24	16.8	無色・無臭
2	3.25	7.80	14.43	18.7	124	1.84	12.5	茶褐色おびる・無臭
3	4.35	7.68	13.90	18.4	116	1.36	7.3	無色・無臭
4	7.64	7.36	12.90	22.8	113	2.51	0.9	茶褐色おびる・無臭
5	-	-	-	-	-	-	-	流水なし
6	-	-	-	-	-	-	-	流水なし
7	-	-	-	-	-	-	-	流水なし



◆ DO (溶存酸素量)
 : 水中に溶解している酸素の量。清浄な水には 7 ~ 14mg/l 程度溶解している。公共水域の汚染限界は 5mg/l とされている。水中に微生物が増加し酸素が消費されると DO は低くなる。DO については数値が低いと水質が悪いと考えられる。

■ EC (電気伝導度)
 : 物質の電気伝導のしやすさを表す物性値。電解質が水中に多ければ、電気抵抗が小さいために電流を通しやすく電気伝導度は高い。つまり電気伝導度が高ければ汚染物質も多いと考えられる。蒸留水が 1 ~ 10 μ s/cm、水道水が 100 ~ 200 μ s/cm。また、電気伝導度は水温が上昇すると高くなる。

■ クロロフィル
 : 水域ではその濃度が植物プランクトンの量を示す。植物プランクトンの餌となる無機塩類が多ければ、植物プランクトンが増えクロロフィル a が高くなるため、水質汚濁の指標となる。富栄養化した湖沼・貯水池等ではクロロフィル a が 100 μ g/l 以上となることがある。

図 4 水質調査結果

特別史跡

尖石石器時代遺跡保存管理計画書

平成 28 年 3 月 22 日 印刷

平成 28 年 3 月 29 日 発行

編集 茅野市教育委員会

発行 茅野市教育委員会

長野県茅野市塚原二丁目 6 番地 1 号

(0266) 72 - 2101(代)

印刷 株式会社 ワイド 諏訪支店

長野県茅野市玉川 4442-3
